

# **宝塚市地域防災計画**

## **本編**

令和 6年 5月

宝塚市防災会議



## 宝塚市地域防災計画の全体構成

宝塚市地域防災計画は、本市における防災・災害対策における根幹的な計画であり、地震、風水害、大規模事故の予防計画、災害対策計画及び災害復旧・復興計画とこれに関連する事項等を規定しており、以下の構成としている。

宝塚市地域防災計画と関連図書		
全体構成	決定者	記載内容
宝塚市地域防災計画：本編 第1部 総則 第2部 災害予防計画 第3部 災害応急対策計画 第4部 災害復旧・復興計画	宝塚市防災会議	災害対策基本法の規定に基づき、宝塚市における防災対策や災害応急対策等について、基本的な事項を定める。
関連図書1 災害対応マニュアル編	宝塚市	宝塚市を中心に災害応急対策の手順等を具体的に定める。
関連図書2 資料・様式編	宝塚市	本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、様式等を定める。



# 本編　目　次

<b>第1部　総則</b>	<b>1</b>
<b>第1章　計画の策定方針</b>	<b>3</b>
第1節　　計画の目的	4
第2節　　計画の基本方針及び災害の範囲	5
第3節　　他の計画との関係	7
第4節　　計画の修正及び進行管理	11
第5節　　市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置	12
<b>第2章　市の概況</b>	<b>13</b>
第1節　　自然環境の特性	14
第2節　　社会環境の特性	17
<b>第3章　地域としての災害危険性</b>	<b>19</b>
第1節　　地震	20
第2節　　風水害等	23
第3節　　大規模事故災害等	26
<b>第4章　防災ビジョン</b>	<b>29</b>
第1節　　計画の理念	30
第2節　　基本目標・施策の大綱	31
<b>第2部　災害予防計画</b>	<b>37</b>
<b>第1章　非常時活動体制に関する備えの充実</b>	<b>39</b>
第1節　　市における応急活動体制の整備・強化	40
第2節　　情報の収集・伝達体制の整備・強化	43
第3節　　災害時の広報体制の整備・強化	46
第4節　　災害時の相互協力・応援入体制の整備・強化	48
第5節　　緊急輸送の環境整備	51
<b>第2章　安全で人にやさしいまちづくりの推進</b>	<b>55</b>
第1節　　災害に強い都市の創造	56
第2節　　都市公共施設の災害対応力の強化	63
第3節　　被害の軽減・防止	69
第4節　　要配慮者の安全環境整備	84
<b>第3章　被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実</b>	<b>87</b>
第1節　　災害時における救助体制の整備・強化	88
第2節　　災害時医療救護体制の整備・強化	90
第3節　　安全避難の環境整備	92
第4節　　生活救援対策の環境整備	102

第5節	災害時における環境・衛生対策の環境整備.....	106
第6節	災害時における住宅・宅地対策の環境整備.....	110
第7節	災害時における教育対策の環境整備.....	113
<b>第4章</b>	<b>市民主体の地域防災力の向上.....</b>	<b>115</b>
第1節	地域・組織の充実・強化.....	116
第2節	個人の防災行動力の向上.....	118
<b>第5章</b>	<b>防災訓練及び調査・研究の充実.....</b>	<b>121</b>
第1節	防災訓練の充実.....	122
第2節	調査・研究の充実.....	124
<b>第6章</b>	<b>地区防災計画 .....</b>	<b>127</b>
第1節	本市地域防災計画と地区防災計画 .....	128
第2節	各地区における地区防災計画.....	130
<b>第3部</b>	<b>災害応急対策計画 .....</b>	<b>146</b>
<b>第1章</b>	<b>非常時活動体制に関する基本指針.....</b>	<b>148</b>
第1節	風水害の警戒及び非常時活動体制 .....	149
第2節	地震災害時の非常時活動体制.....	170
第3節	大規模事故等発生時の活動体制 .....	187
第4節	災害救助法の適用申請.....	202
第5節	情報の収集・伝達.....	203
第6節	相互協力・応援受入 .....	206
第7節	救援対策及び応急復旧対策実施.....	208
第8節	緊急輸送実施 .....	209
第9節	応急資材等の調達.....	210
第10節	災害時の広報.....	211
<b>第2章</b>	<b>災害危険防止及び人的危険回避に関する対策 .....</b>	<b>214</b>
第1節	災害時における火災対策 .....	215
第2節	災害時における水防対策 .....	217
第3節	災害時における救助・救急対策 .....	218
第4節	災害時における危険物・有毒物等対策 .....	220
第5節	土砂災害及び危険建物その他による人的危険回避対策.....	223
<b>第3章</b>	<b>二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策 .....</b>	<b>226</b>
第1節	災害時における道路の確保 .....	227
第2節	ライフライン施設の応急対策.....	229
第3節	都市公共施設の応急対策 .....	232
第4節	災害時の防犯対策 .....	234
<b>第4章</b>	<b>被災者救援及び生活再建支援に関する対策.....</b>	<b>236</b>
第1節	災害時の医療救護対策.....	237

第2節	要配慮者等の救援対策.....	241
第3節	避難対策 .....	245
第4節	生活救援等対策.....	252
第5節	災害時における環境・衛生対策.....	255
第6節	災害時における住宅対策.....	260
第7節	災害時における産業対策.....	265
第8節	災害時における学校の役割 .....	267
第9節	災害犠牲者の慰靈 .....	271
<b>第5章</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画.....</b>	<b>272</b>
第1節	基本方針 .....	273
第2節	南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件.....	274
第3節	体制配備と応援の確保.....	275
第4節	南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応.....	276
第5節	地震防災上重要な対策.....	278
第6節	防災訓練計画、啓発・教育 .....	279
<b>第4部</b>	<b>災害復旧・復興計画.....</b>	<b>282</b>
<b>第1章</b>	<b>公共施設及び公共事業等の災害復旧 .....</b>	<b>284</b>
第1節	基本方針 .....	285
第2節	災害復旧事業計画の作成 .....	286
第3節	災害復旧に伴う財源確保計画の作成 .....	287
第4節	災害復旧事業の実施 .....	288
<b>第2章</b>	<b>被災者の生活再建支援 .....</b>	<b>290</b>
第1節	基本方針 .....	291
第2節	被災者生活再建支援金等の支給 .....	292
<b>第3章</b>	<b>大規模事故等の災害復旧 .....</b>	<b>294</b>
第1節	基本方針 .....	295
第2節	大規模事故施設等の復旧 .....	296
第3節	原子力災害時の災害復旧 .....	297
<b>第4章</b>	<b>災害復興計画の策定.....</b>	<b>300</b>
第1節	基本方針 .....	301
第2節	災害復興本部の設置 .....	302
第3節	災害復興方針・計画の策定 .....	303
第4節	災害復興事業の実施 .....	304



# 第1部 総則

## 第1章 計画の策定方針

### 第1節 計画の目的

### 第2節 計画の基本方針及び災害の範囲

### 第3節 他の計画との関係

### 第4節 計画の修正及び進行管理

### 第5節 市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置

## 第2章 市の概況

### 第1節 自然環境の特性

### 第2節 社会環境の特性

## 第3章 地域としての災害危険性

### 第1節 地震

### 第2節 風水害等

### 第3節 大規模事故災害等

## 第4章 防災ビジョン

### 第1節 計画の理念

### 第2節 基本目標・施策の大綱

この部のあらまし	<p>全体として、4つの章により構成する。</p> <p>まず、第1章においては、「地域防災計画」策定の法的根拠、計画の目的、計画の基本方針及び範囲並びに他の計画との関係を整理するとともに、計画の実効性を維持するため毎年修正すべきことを記載している。</p> <p>また、「地域防災計画」を実行する主体となる行政、関係機関・団体及び市民、事業所について、それぞれの果たすべき役割・分担を記載している。</p> <p>さらに第2章及び第3章において、「地域防災計画」に盛り込むべき予防・応急・復旧の各計画策定の前提条件となる本市の自然環境、社会環境の特性のあらましを示すとともに、「宝塚市防災アセスメント業務報告書」（平成9年3月本市）その他の調査資料をもとに、災害の素因別に地震・風水害（土砂災害を含む）、大規模事故災害等の3つに分け、地域としての災害危険性を明らかにしている。</p> <p>次いで、第4章においては「地域防災計画」の抛って立つべき「計画の理念」「基本目標」、「施策の大綱」からなる「防災ビジョン」を示し、これにより「地域防災計画」がいわば災害に関するマスタープランとして、長期にわたり総合的かつ実効性あるものと位置づけた。</p>
----------	---



## 第1章 計画の策定方針

第1節 計画の目的

第2節 計画の基本方針及び災害の範囲

第3節 他の計画との関係

第4節 計画の修正及び進行管理

第5節 市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び宝塚市防災会議条例（昭和38年条例第16号）第2条の規定に基づき、宝塚市防災会議が作成する計画であって、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を發揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動並びに南海トラフ地震臨時情報受信時における事前対応措置を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の基本方針及び災害の範囲

### 第1 計画の基本方針

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務までをも含めた総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 阪神・淡路大震災の被害状況及び防災アセスメント調査を踏まえ、市域のすべての方面で建物倒壊、火災、土砂災害、ライフライン被害、道路・河川堤防・鉄道等公共土木構造物被害のいずれか又はすべてが大規模かつ同時多発的に発生するものと予想すべき事態（震度6弱以上の地震若しくは風水害その他のによる同程度の災害）に備え、被害を最小限にとどめるための予防対策、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災対策計画の確立を図る。
- 2 阪神・淡路大震災における経験を踏まえ、想定されるあらゆる救援・救助事案、被災者の要望に対して、行政としての対応に関する基本的指針、県並びに国等関係機関・団体・市民との役割分担など、対処すべき手順を現時点で可能な限り網羅的かつ具体的に明記した予防計画、応急対策計画となるよう努める。

なお、特に応急対策計画の実施に当たっては、災害発生時の状況、災害の規模・態様等に応じて、記載された対策項目、措置及び手順等の必要の有無について、市長（本部長）若しくは各部担当責任者がその都度判断し行うものとする。
- 3 市は、本計画に定める防災対策の進捗を図るため、本計画とは別に災害予防計画の各対策項目に係る進行管理計画を策定し、その進捗状況と情勢の変化を踏まえながら、P D C Aサイクルを活用し、当該対策項目の実効性を高めるよう努める。
- 4 災害の発生時には、行政による対策「公助」には制約があることから、市民一人ひとりが自らの身の安全は自らが守る「自助」、また、発災初期における、地域ぐるみで消火・救助・救援活動を行う「共助」を適切に組み合わせた取組を推進する。
- 5 市民、市民団体、事業者、行政機関などの多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進する。この場合において、男女共同参画をはじめとする多様性確保の視点から、地域防災計画、復興計画などの策定及び避難所等の運営などの意思決定の場における女性や高齢者、障碍（がい）者など多様な人材の参画を推進するとともに、救援物資、避難所等の設置・運営などの対策面において、女性や子育て家庭及び高齢者、障碍（がい）者、難病患者、妊娠婦、乳幼児、日本語の理解できない外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のいる家庭のニーズに配慮する。
- 6 阪神・淡路大震災の経験を風化させず、またその他の災害の教訓を継承し、地域における防災・減災の知識及び意識を育み、自助における取組をより充実させる。

## 第1部 総則

### 第1章 計画策定の方針

#### 第2節 計画の基本方針及び計画の範囲

7 市の地域特性、防災特性を踏まえ、市域においてあり得る最悪の事態に備え、自然災害はもとより、大規模事故等による市民・来訪者等の健康被害、対策要員の不測の受傷等事故、風評被害等社会的被害を最小限にとどめるために必要な事項についても盛り込む。

## 第2 この計画で扱う災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

なお、これらの災害が同時に発生するような複合災害の可能性についても留意する。

- 1 地震災害
- 2 風水害・土砂災害
- 3 その他大規模な災害、事故（以下、「大規模事故災害等」という）
  - (1) 航空機事故
  - (2) 鉄道事故
  - (3) 中国自動車道路・新名神高速道路事故
  - (4) 雑踏事故
  - (5) 大規模工場火災、爆発
  - (6) 大規模林野火災
  - (7) 原子力災害
  - (8) その他

## 第3節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき本市の区域に係る災害から市民（来訪者を含む。）の生命及び財産を守ることを目的として定めるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び兵庫県地域防災計画に矛盾し又は抵触することのないよう定めるとともに、本市が定める以下の計画との整合性を図ることで、計画が対象とする自然災害、大規模事故災害等からの被害を最小限にとどめるための予防対策、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災対策計画の確立を図る。

### 第1 宝塚市総合計画との関係

宝塚市総合計画は、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示すものである。本市が定める計画の最上位に位置し、市の防災施策も同計画に基づき実施する。

令和3年度（2021年度）からスタートする第6次宝塚市総合計画は、基本構想、基本計画、地域ごとのまちづくり計画で構成しており、基本構想は令和12年度（2030年度）を目標年次としている。

基本構想では、「わたしの舞台はたからづか」をスローガンに掲げ、このスローガンには①「活動・活躍できる場」（舞台）をつくり、②「暮らし」（舞台）を支え、③「まち」（舞台）を未来につなげていく、との想いを込めており、宝塚に関わるすべての人が幸せを感じられ、安心な毎日を過ごすことができる未来を願い、このスローガンを掲げ、まちづくりを進めることとしている。

また基本構想において、6つの「めざすまちの姿」を定めており、そのうちの一つである「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち—安全・都市基盤—」の中の「危機管理・防災」の施策分野において、「命や生活に関わる危機に市民と行政が共に備え、いざという時には、迅速かつ適切な対応を取れる体制が整っている。」、「地震や風水害に市民と行政が共に備え、地域で助け合う意識が高まることにより危機対応力が強化されている。」と定めている。

以上を踏まえて、この計画と宝塚市総合計画との関係を整理すると、おおよそ次のようになる。

#### — この計画と宝塚市総合計画との関係 —

- 1 この計画は、宝塚市総合計画に即して策定する分野別計画であり、「災害に強い都市づくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いコミュニティづくり」の観点から体系化したものである。
- 2 この計画は、市民と行政によるまちづくりに向けた、市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るという限りにおいて、市、県、国等関係機関、団体、事業所及び個人の果たすべき役割分担について規定したものである。
- 3 この計画は、継続的かつ恒久的に、市、関係機関、事業所及び市民の拠り所となるべき、「災害に強い都市づくり」、「災害に強いひとづくり」、「災害に強いコミュニティづくり」のマスタープランとして、宝塚市総合計画と整合を図りながら策定されるべきものである。

## 第2 宝塚市水防計画との関係

宝塚市水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき策定するもので、水防管理者としての本市が市の各部及び常備消防機関としての消防本部並びに非常備消防機関としての消防団、これらの施設、職員、団員を活用して、河川・ため池等の溢水・洪水等に際し、水災を警戒、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

そのため、地域防災計画がより総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、宝塚市水防計画は、以下に示すとおり専門的かつ限定的な計画である。

### — この計画と宝塚市水防計画との関係 —

- 1 宝塚市水防計画は、水防管理者としての市が河川の氾濫による浸水被害が想定される区域に関する、その区域内における市民の安全確保、被害の軽減を図ることを目的とし、市の関係各部及び消防団をもって災害対策本部を設置し、相互に連携し迅速に対応するための計画である。
- 2 宝塚市水防計画には、水防上必要な巡視、警戒、連絡、輸送等の手順、水防のための活動、他の水防関係管理者との間における協力、応援、水防に必要な器具、資材及び設備の整備並びに運用に関する計画等、市が平常時水防管理者として、また、非常時に際しては災害対策本部、災害警戒本部を設置することにより、それぞれ行うべき計画と活動内容が詳細に記載される。
- 3 市の総力をあげて対処する必要がある大規模災害時に関しては、この計画に基づき災害対策本部の組織を拡充するなどにより迅速かつ的確な対策を講じることとする。

## 第3 宝塚市消防計画との関係

宝塚市消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき策定するもので、本市の常備消防機関としての消防本部及び非常備消防機関としての消防団、これらの施設、職員、団員を活用して、火災・風水害・地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。そのため、重複しているところも少なくない。

しかし、地域防災計画がより総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、宝塚市消防計画は、以下に示すとおり専門的かつ限定的な計画である。

### — この計画と宝塚市消防計画との関係 —

- 1 宝塚市消防計画は、消防機関が組織として独自に定めるものであり、消防機関が分掌する事務に関し、その活動内容が詳細に記載されている。
- 2 住宅火災など比較的小規模な災害に対して、専任の組織として、迅速に対応するための計画である。
- 3 市の総力をあげて対処する必要がある大規模災害時に関しては、この計画において示された計画大綱に基づき有機的な連携を行うことができるような計画である。

## 第4 宝塚市耐震改修促進計画との関係

宝塚市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき策定するもので、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の被害から市民の安全を守るため、住宅・建築物の耐震化を計画的に進めることを目的とする。

そのため、地域防災計画がより総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、宝塚市耐震改修促進計画は、以下に示すとおり専門的かつ限定的な計画である。

### — この計画と宝塚市耐震改修促進計画との関係 —

- 1 宝塚市耐震改修促進計画は、市民の生命・財産を守るために住宅・建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示す。
- 2 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、地震発生時に通行を確保すべき道路を指定し、当該道路沿道の建築物の耐震化を図る。
- 3 住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。  
また、本市としては、兵庫県及び国と連携し、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ耐震改修の実施の阻害要因となっている課題の解決を図る。
- 4 宝塚市耐震改修促進計画は、「兵庫県耐震改修促進計画」及び「宝塚市地域防災計画」、「宝塚すまい・まちづくり基本計画（住宅マスタープラン）」との整合を図り、具体的な施策化は「宝塚市実施計画」に定め推進していくものとする。

## 第5 地区防災計画との関係

宝塚市防災会議は、地区居住者等から地区防災計画作成等の提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画の中に地区防災計画を位置付けるとともに、市は、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

## 第6 宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画との関係

宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、平成24年（2012年）に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府及び兵庫県行動計画との整合を図りながら、社会的影響が大きい新たな感染症を含め、宝塚市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示したものである。

自然災害、大規模事故災害等を対象とする宝塚市地域防災計画とは異なり、感染症対策を目的とした計画であるが、これらが重複する複合的災害発生時には両計画の整合性を図りながら事態への的確な対処を図ることとなる。

令和元年（2019年）末に中国での発症が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について

ては、その後全世界に蔓延しパンデミックを引き起こしており、現在この撲滅が全世界的な喫緊の課題となっている。

本市においても新型コロナウイルス感染症への対策を最重要課題と位置づけ、当該行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するための取り組みを実施した。令和5年5月に5類感染症となり、警戒レベルは引き下げられるが、引き続き兵庫県をはじめ関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心な生活を確保するためその動向に注視し適切に対応していく。

## 第7 宝塚市地域強靭化計画との関係

宝塚市において、国の国土強靭化基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震に加え、近年頻発している豪雨災害、土砂災害等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靭な地域」を作り上げるための取り組みをまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靭化を推進していくため策定する計画である。

宝塚市地域防災計画は自然災害、大規模事故災害に係る「予防」策に加えて「応急復旧・都市復興」にわたる計画であり、一方、宝塚市地域強靭化計画は国が進める国土の強靭化の考えに基づき、宝塚市の都市の強靭化を図るため平時からの取り組みを幅広く位置付けた都市づくりの方向性を示す計画である。

のことから、両計画を連携させながら真に災害に強い都市づくりを推進していくこととする。

## 第4節 計画の修正及び進行管理

### 第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年（4月1日現在）検討を加え必要があると認めるときは、これを宝塚市防災会議において修正する。

したがって、各対策担当部及び各防災機関は関係のある事項についてその予防計画の進捗状況や応急対策計画などの課題の有無について訓練結果などを通じて検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項についてはその都度宝塚市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を宝塚市防災会議事務局（都市安全部総合防災課）に提出しなければならない。

### 第2 計画の進行管理

市は、本計画とは別に災害予防計画の各対策項目に関し、その責任担当部、必要な措置（当該措置に係る各種マニュアルの作成及びマニュアルを活用した訓練を含む。）、連携の基本方針及び取組期間のめやすを進行管理計画として策定する。

宝塚市防災会議は、市から進行管理計画について報告を受ける。また、宝塚市防災会議（宝塚市防災会議に設置する専門委員を含む。）は、各対策項目の進捗状況の把握及び情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて当該対策項目全体の見直しを行うための取組を実施する。

## 第5節 市防災機関の事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置

市は、地域や市民の生命及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び市民・事業所等の協力を得て防災活動を実施する。

なお、防災に関し、市及び県、その他防災関係機関がそれぞれ処理すべき事務又は業務については資料編に示す。

※ 参照 ⇒ 宝塚市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（資料・様式編3-1-5）

宝塚市	
連携・協力	→ 指定地方行政機関
→ 自衛隊	陸上自衛隊第3師団（第36普通科連隊）
→ 兵庫県	知事部局・企業庁・教育委員会・警察本部
→ 指定公共機関	日本銀行（神戸支店）、日本郵便株式会社、日本赤十字社（兵庫県支部）（宝塚市地区）、日本放送協会（神戸放送協会）、西日本高速道路株式会社、独立行政法人水資源機構（関西支社）、西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）（市内各駅）、西日本電信電話株式会社（兵庫支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（関西支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、兵庫事業部、日本通運株式会社（阪神支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、国立研究開発法人放射線医学総合研究所
→ 指定地方公共機関	阪急電鉄株式会社（市内各駅）、阪急バス株式会社、阪神バス株式会社、一般社団法人兵庫県トラック協会、株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、一般社団法人兵庫県医師会、公益社団法人兵庫県看護協会、一般社団法人兵庫県歯科医師会、一般社団法人兵庫県薬剤師会、一般社団法人兵庫県獣医師会、一般社団法人兵庫エルピーガス協会北摂支部
→ 公共団体・防災上重要な施設の管理者	一般社団法人宝塚市医師会、一般社団法人宝塚市歯科医師会、一般社団法人宝塚市薬剤師会、病院等経営者、輸送協力協定締結団体・企業、みなと観光バス株式会社、阪急タクシー株式会社、土木・建築・造園・工事等応急対策業務協定締結団体、JA兵庫六甲（各支店）、宝塚商工会議所、宝塚市商店連合会、生活物資等供給協定締結団体・企業、燃料供給協定締結団体・企業、市内金融機関、危険物・有毒物等保管施設の管理者、社会福祉施設管理者、大学・専修学校その他民間教育機関等管理者、宝塚防犯協会、宝塚交通安全協会、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会、特定非営利活動法人宝塚NPOセンター、特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西、宝塚市赤十字奉仕団、宝塚市婦人会、福祉関係団体等、各農業水利組合、自治会、自主防災組織、PTA等地域団体、株式会社エフエム宝塚、兵庫県建設業協会宝塚支部、宝塚水道工事業協同組合、宝塚市電器商組合、山本園芸流通センター、アクティオ株式会社
	市民・事業所

## 第2章 市の概況

第1節 自然環境の特性

第2節 社会環境の特性

## 第1節 自然環境の特性

### 第1 位置

#### 1 位置

本市は、阪神都市圏の中央背後部に位置し、兵庫県中北部方面への玄関口になっている。県庁所在地である神戸市の中心部へ約15km、関西経済圏の中心である大阪市から約15kmの圏内にある。

#### 2 緯度、経度

宝塚市役所（東洋町1番1号）の緯度、経度は次のとおりである。

東経	135° 21'
北緯	34° 47'

#### 3 隣接市町

本市の隣接市町は、次のとおりである。

東	川西市
西	神戸市、西宮市
南	西宮市、伊丹市
北	三田市、川辺郡猪名川町

### 第2 面積、広がり及び標高

本市の面積、広がり及び標高は、次のとおりである。

面 積	広がり		標高	
	東	西	最高地点 (小林字西山19番地)	最低地点 (高司4丁目80番地)
101.89km <sup>2</sup>	12.8km	21.1km	591.0m	18.1m

### 第3 地形、地質

本市の地形は、北部の北摂山地や西南部の六甲山地、武庫川左岸の伊丹台地、武庫川右岸の六甲山南東麓台地及びその間の武庫川低地に区分できる。

また、地質は、六甲山地が中生代白亜紀後期に貫入した花崗岩類、北摂山地は古生層（丹波層群）や花崗閃綠岩、六甲山地南東台地が新生代第三紀末から更新世にかけての大坂層群や段丘堆積物から構成され、山麓部や伊丹台地、谷底平野沿いには段丘堆積物や崖錐堆積物が分布し、武庫川沿いの低地の大部分は未固結の扇状地堆積物や沖積層から構成される。

地形区分	特徴
北摂山地	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域の北部大半を占める標高300～500mの程度の小起伏山地</li> <li>主に中生代白亜紀の流紋岩類で構成される</li> <li>市域でも多くのゴルフ場が造成されている</li> <li>山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害警戒区域に指定されている地域が散在する</li> <li>山地の中央付近には十万辻断層がある</li> </ul>
六甲山地	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮市との境界付近に部分的に分布する標高450～700m程度の中起伏山地</li> <li>主に中生代白亜紀の花崗岩類で構成される</li> <li>特に山地境界付近には土砂災害警戒区域が集中的に指定されている</li> <li>有馬一高槻断層帯の一部を構成する六甲断層、清荒神断層等の活断層がある</li> </ul>
伊丹台地	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊丹市北部の境界付近から摂丹山地との境界までの部分に相当する猪名川・武庫川が形成した河成段丘</li> <li>台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高く、土砂災害警戒区域に指定されている地域がある</li> <li>摂丹山地との境界付近に有馬一高槻断層帯がある</li> </ul>
六甲山南東麓台地	<ul style="list-style-type: none"> <li>六甲山地の南東部に位置する標高50～300m程度の台地</li> <li>主に新生代第三紀末から第四紀更新世にかけての大坂層群で構成される</li> <li>武庫山、逆瀬台、青葉台、光ガ丘、千種等の大規模宅地造成地がある</li> <li>台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高い</li> </ul>
武庫川低地	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝塚付近（標高約35m）から下流部にのびる冲積低地で、武庫川左岸の小浜や右岸の高司付近にわずかに広がるのみである</li> <li>かつては武庫川の旧河道が明瞭にみられたが、現在それらの大部分は盛土による平坦化地となっている</li> <li>河川氾濫等の洪水リスクが高く、武庫川浸水想定区域に指定されている地域がある</li> </ul>

※ 参照 ⇒ 表層地質図（資料・様式編1－5）

## 第4 河川

本市の河川は、1級河川、2級河川、準用河川、普通河川からなり、流域には人口資産が集中していることから、県・市が河川改修事業などの災害対策を進めている。

1級河川	最明寺川（1,400）
2級河川	武庫川（5,400）、仁川（1,900）、小仁川（1,650）、羽束川（1,500）、天王寺川（900）、天神川（1,200）、勅使川（1,080）、足洗川（530）、大堀川（3,687）、逆瀬川（2,072）、支多々川（1,580）、荒神川（988）、亥の谷川（620）、一後川（958）、波豆川（2,500）、佐曾利川（3,435）
準用河川	長谷川（100）、大原野川（2,530）、炭谷川（420）

（市域内の長さ：m）

## 第5 気象

本市の南部地域の気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は、15°C～17°Cと比較的温和である。

年間降水量は、平均約1,450mm、年間の晴天日数は平均216日となっている。

また、風速も年間を通してみると弱く、風向は北北西が最も多い。

北部地域は、内陸性気候で温度差が激しいことが特徴である。

※ 参照 ⇒ 気象概況（資料・様式編1-6）

## 第2節 社会環境の特性

### 第1 人口

#### 1 人口と世帯

本市の総人口は、令和2年国勢調査において226,432人であり、市制施行当時（昭和29年4月1日 40,579人）のおよそ5.6倍となり、兵庫県内第7位の人口を擁する都市になっている。これは、昭和30年代後半から40年代にかけて、市南部地域において急激な宅地造成や住宅建設が進んだ結果、多くの人々がこれらの地域に住宅を求めて集中したことによる。

しかし、昭和50年代に入り高度経済成長の終焉とともに、人口増加率は目立って低下し、現在では横ばい傾向にある。

一方、世帯数は、令和2年国勢調査において95,465世帯であり、市制施行当時（9,712世帯）の9.8倍あまりと人口増加率よりも高い増加率となっている。平均世帯人員（1人世帯当たり人員）は昭和30年に4人を、また平成元年に3人をそれぞれ割り、それ以降も引き続き減少しており、核家族化の傾向が顕著となっている。また単身者世帯の増加がみられる。

人口	世帯数	人口密度	1世帯当たり人員
226,432人	95,465世帯	2,224人/km <sup>2</sup>	2.37人

(資料：令和2年国勢調査)

#### 2 就業者・通学者別流入・流出人口

人口の増加とともに、就業者・通学者の流入・流出の各人口規模も増加し平成27年ではそれぞれ2万3千人、6万9千人を数える。流入人口差は、圧倒的な流出超過である。流入は西宮市、流出は大阪市が第一位となっている。

区分 年	流入人口（人）			流出人口（人）			流出超過数（人）		
	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	数
平成27年	20,661	2,316	22,977	61,105	7,950	69,005	40,444	5,634	46,028

順位	宝塚市流入人口の常住地			宝塚市流出人口の就業・就学地		
第1位	西宮市 5,294人			大阪市 21,682人		
第2位	伊丹市 3,251人			西宮市 8,174人		
第3位	川西市 2,526人			神戸市 7,125人		
第4位	神戸市 2,136人			伊丹市 6,122人		
第5位	尼崎市 1,854人			尼崎市 5,251人		
第6位	三田市 1,258人			川西市 2,781人		
第7位	大阪市 1,052人			豊中市 2,645人		

(資料：平成27年国勢調査)

### 3 観光客

本市を訪れる観光客は、平成15年度までは1,000万人を超えていたが、平成15年4月に宝塚ファミリーランドが閉園してからは900万人を下回り、平成15年度以後は800万人台後半で推移している。傾向としては日帰り客が圧倒的に多く、総入込数に占める日帰り客の割合は約98.7%となっている。

	総 数	日帰り客	宿泊客
令和3年度	8, 627, 599人	8, 521, 655人	105, 944人

(資料：宝塚市統計書令和4年版)

## 第2 交通

### 1 道路

本市の広域幹線道路としては、阪神地域と北摂・山陰地域を連絡する中国自動車道と国道176号が南北市街地の中心部を、新名神高速道路が北部地域をそれぞれ東西方向に通っている。

また、国道176号に道路網が集中する形状となっていることから、主要幹線道路と結節する小浜交差点や宝塚歌劇場前の交差点では、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

一方、南部市街地の中心部を流れる武庫川によって地域が二分されており、武庫川左岸地域では、主要地方道尼崎宝塚線が、同じく右岸地域では、一般県道西宮宝塚線・生瀬門戸荘線が主軸となっている。

両岸を連絡する道路としては、主要地方道明石神戸宝塚線（宝塚大橋）、市道逆瀬川米谷線（宝塚新大橋）、市道3607号線（武庫川新橋）、一般県道宝塚停車場線（宝来橋）の4路線あるが、武庫川渡河部での交通混雑を緩和するため、武庫川を渡る道路（橋梁）の必要性が強く望まれている。

南部市街地と北部地域を連絡する道路としては、主要地方道塩瀬宝塚線のほか、市道3259号線（長尾山トンネル）等がある。

※ 参照 ⇒ 都市計画道路一覧表（資料・様式編2-3-2）

※ 参照 ⇒ 都市計画道路網図（資料・様式編2-3-3）

### 2 鉄道

本市の鉄道は、JR福知山線（宝塚線）と阪急電鉄宝塚線及び今津線があり、大阪や阪神臨海部並びに北摂・山陰方面沿線各都市を結ぶ地域間交通の大量輸送機関として重要な役割を果たしている。

JR線は3駅、阪急電鉄宝塚線は6駅、そして阪急電鉄今津線は4駅を市内にもつ基幹交通となっている。

## 第3章 地域としての災害危険性

- 第1節 地震
- 第2節 風水害等
- 第3節 大規模事故災害等

## 第1節 地震

### 第1 想定地震の設定

本市域に甚大な地震被害をもたらす可能性のある地震であること。

また、防災拠点に甚大な被害が及ぶことを前提として地域防災計画を策定する観点から発生位置を設定すること。

以上2つの要件を満たす地震として、以下のとおり、県内どこででも起こりうる断層（伏在断層）地震のうち、本市直下を震源とする内陸直下型地震を想定地震とした。

想定地震による被害想定上の前提条件		
想定した断層の諸元	断層の名称	想定される伏在断層
	地震のマグニチュード	6. 9
	断層の長さ	17. 0 km
	断層上端の深さ	4. 0 km
	震源の位置	市役所直下

### 第2 想定地震による被害

#### 1 被害の全体像

想定される伏在断層の地震により、市域南部の低地などで震度6強の揺れとなり、北部の山地部では震度6弱～5弱の揺れとなる。

市街地部で液状化が発生した場合、市域の全ての方面で、建物倒壊、火災、ライフライン被害、道路・河川管理施設・鉄道などの土木構造物被害、土砂崩れなどの被害事案のいずれか又はすべてが発生するものと想定される。また、強風あるいは風向きなどにより、市街地部の建物密集地域で火災が発生した場合、延焼による被害が大きくなることが想定される。

#### 2 主な想定被害量の一覧

##### (1) 物的被害

揺れ		液状化	火災
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数
2, 432棟	8, 436棟	136棟	47棟

(2) 人的被害

建物倒壊（冬早朝5時）			火災（焼死者数）（冬夕方18時）		建物被害（全壊・焼失・半壊）による避難者数
死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
152人	1,750人	165人	3人	6人	24,348人

### 第3 その他本市に影響を与える可能性が高い地震

過去の地震災害の状況などから、本市に影響を与える可能性が高い地震として、他に次のような地震があげられる。

これらの地震については、その発生確率や想定される被害の状況から、今後も注視していくものとする。

(1) 内陸部地震

ア 有馬一高槻断層帯

有馬一高槻断層帯は、神戸市の北部から本市南部市街地を経て京都府まで東西に延びる全長約55kmの断層帯である。活動度はB級（0.1～1mm/年）で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 令和6（2024年）年1月1日現在

将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
	30年以内	50年以内	100年以内	
7.5程度 (±0.5)	ほぼ0%～ 0.04%	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.4%	1,000～2,000年程度 1596年慶長伏見地震

イ 上町断層帯

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 令和6（2024年）年1月1日現在

将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
	30年以内	50年以内	100年以内	
7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	8,000年程度 約28,000年前～約9,000年前

ウ 六甲・淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯は、大阪府北西部から淡路島にかけて位置する断層帯であり、断層の分布形態や過去の活動期の違いなどから、長さ約71 kmの六甲山地南縁—淡島東部区間と長さ約23 kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

令和6年(2024年)1月1日現在

将来の活動時の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
	30年以内	50年以内	100年以内	
7.9程度	ほぼ0% ～1%	ほぼ0%～ 2%	ほぼ0%～ 6%	900～2,800年程度 16世紀

(2) 海溝型地震

ア 南海トラフ（南海トラフの地震）

紀伊水道沖ではM8を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書などで684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年及び1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルが分かっている地震である。

前回の南海地震からは既に65年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（第二版）令和6年(2024年)1月1日現在

領域及び地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後 経過率	平均発生間隔 (上段) 最新発生時期 (下段：ポアソン過程を適用したもの を除く。)
		10年 以内	30年 以内	50年 以内		
南海トラフの地震	南海トラフ	8～9 クラス	30% 程度	70～ 80%	90% 程度 もしく はそれ 以上	0.88  78.0年前

## 第2節 風水害等

### 第1 水害について

本市においては、外水氾濫（破堤壊・越流）については、武庫川は歴史的にもしばしば氾濫を起こしており、武庫川沿いの低地は潜在的に危険性がある。

また、内水氾濫については、宅地化や市街地化の進展に伴い河川流域全体の保水、遊水能力が低下する一方、排水量は増加するため、災害危険性のある地域は低地のみに止まらず、拡大する傾向にある。

さらに、近年、「集中豪雨」や「局地的大雨」による災害が注目されている。

「集中豪雨」とは、前線の停滞や台風の接近などを原因として、同じ場所に数時間にわたって大量の雨を降らせるもので、総雨量が数百mmに達することがある。このような大雨は、しばしば河川の氾濫や土砂災害を引き起こす。

一方、「局地的大雨」は、夏場などに大気の状態が不安定となって積乱雲が発達し、短時間に局地的に激しい雨を降らせる現象のことで、数十mm程度の総雨量となる。こうした局地的大雨は、極めて局地的に雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨までの時間が短いため、「ゲリラ的に大雨が降る」という意味で一般に「ゲリラ豪雨」と呼ばれるが、現在の予測技術では降雨の場所や時刻、雨量を事前に正確に予測することは困難である。

局地的大雨は集中豪雨ほど降水の総量は多くないが、短時間のうちに数十mmの大雨が局地的にもたらされるため、一気に押し寄せる大量の雨水を処理できないおそれがある中小河川や下水道の急な増水や、アンダーパスなどの低地の浸水には特に注意が必要である。

平成18年3月武庫川本川及び支川を対象に浸水想定区域図が洪水マップとして公表された。浸水想定区域図は、河川の堤防が大雨により破堤若しくは溢水等した場合に、どの程度浸水するか、シミュレーションを行ったものであり、その浸水の範囲や深さについて、色分けして表示してある。

また、平成27年の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の前提となる降雨量が、従前の河川整備の基本となる計画規模降雨量から想定最大規模降雨量へと変更となった。

市内では、武庫川流域において平成30年6月に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が兵庫県により公表されている。武庫川以外の支川についても令和元年度に公表されている。これにより、洪水浸水想定区域の範囲は広がり、浸水の深さ、浸水継続時間も大きくなる事から、想定最大規模降雨に対応した避難情報の発令基準や、近隣市町との広域的な避難協力体制についても想定しておく必要がある。

#### 想定最大規模降雨

対象河川	想定規模	雨量条件
武庫川水系：武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川	1/1000年確率規模以上	24時間総雨量 511mm
淀川水系最明寺川	1/1000年確率規模以上	9時間総雨量 380mm

計画規模降雨

対象河川	想定規模	雨量条件
武庫川水系：武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川	1/100年確率規模以上	24時間総雨量 247mm
淀川水系最明寺川	1/100年確率規模以上	9時間総雨量 237mm

※ 参照 ⇒ 宝塚市における災害の概要 (資料・様式編1-1)

※ 参照 ⇒ 水防区域 (資料・様式編1-2-1)

※ 参照 ⇒ 市内の河川一覧表 (資料・様式編1-3)

## 第2 土砂災害について

六甲山地は断層に支配された山地であり、多くの活断層やリニアメントによって破碎された地域となっている。

また、深層風化の進んだ花崗岩地域であることも加わり、新旧多数の崩壊跡地やこれに対応する谷底沿いの崖錐堆積物が認められ、山地斜面における侵食作用が活発であることを示している。さらに、過去に大規模な崩壊を発生させたと考えられる斜面も点在し山麓部には崩壊・土石流堆積物が多量に分布する。

一方、摂丹山地は風化層のやや浅い流紋岩類から構成され、山地には侵食小起伏面起源の山頂緩斜面が広がり、武庫川の先行谷沿いでは明瞭な遷急線が発達している。

また、谷底平野沿いには麓層面などの比較的古い時代の山麓緩斜面が点在する。このため、六甲山地は摂丹山地に比べると、豪雨時の新たな崩壊発生、土石流災害を招く危険性がかなり高い地域と判断され、活断層群の集中帶でもあることから、地震動による各種の災害も懸念されるところといえる。

なお、摂丹山地でも大原野南東側から安場池にかけての山麓部、武庫川・僧川・川下川沿いの急斜面などでは、豪雨時の土石流、斜面崩壊の危険性がやや高い。

平成12年に制定された土砂災害防止法の規定による土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）が兵庫県内でも平成26年度までに概ね完了し、本市においても平成20年度に指定されている。また、兵庫県は令和2年度までに土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）の指定を完了させており、本市においても、南部市街地周辺の武庫川左岸側が平成30年7月に、同じく武庫川右岸側は令和元年5月に、西谷地域は令和2年3月にそれぞれ指定されており、市域全域における土砂災害特別警戒区域の指定が完了している。市は防災マップなどによりこれらの区域を住民その他の滞在者に対し周知し、気象庁の発信する土砂災害警戒情報等の情報を収集し、土砂災害の危険性が高まった際は迅速に避難情報の発令を行うなど、適切な対応が必要となる。

- ※ 参照 ⇒ 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（資料・様式編1-2-2）
- ※ 参照 ⇒ 山地災害危険地区（資料・様式編1-2-3）
- ※ 参照 ⇒ 宅地造成工事規制区域（資料・様式編1-2-5）

## 第3節 大規模事故災害等

本市において想定される主な大規模事故災害等とその潜在的危険性を有する要因は以下のとおりである。

### 第1 航空機事故

隣接する伊丹市域に大阪国際空港があり、宝塚市の南部市街地ほぼ全域が「大阪国際空港緊急計画(消防救難・救急医療活動)」に基づく「空港周辺地域」(9km圏内)に指定されている。関西地区における国内線基幹空港として、北は札幌から南は那覇まで国内数十都市との間を多数の旅客便が運航されており、夏の繁忙期1日の発着数は300を超える。

### 第2 鉄道事故

市域における鉄道は、JR福知山線(宝塚線)、阪急今津線、阪急宝塚線の2社3線である。

JR線は、主に東西線・学研都市線直通運転電車、東海道本線直通運転電車、及び乗車券のほかに特急券を必要とする特急の2系統に分かれ運行されている。

阪急電車は、主に宝塚駅を始終点とし、今津線は西宮北口駅間各駅停車電車及び梅田駅間準急電車、宝塚線は梅田駅間急行、準急、各駅停車電車が運行されている。

### 第3 中国自動車道・新名神高速道路事故

中国自動車道の1日平均交通量は、池田IC～宝塚IC間9.6万台、宝塚IC～西宮北IC間10.9万台(兵庫県国土整備部土木局道路企画課「全国道路・街路交通情勢調査 平成27年度調査結果」)。なお、県内区間開通は1985年。うち大阪府豊中市～宝塚市間は、1970年開通で、以来40年以上経過している。

また、新名神高速道路は、神戸JCTから高槻IC区間が平成30年3月に開通した。

### 第4 雜踏事故

市内には、年間を通じて多数の人員が共通の目的で、同一時間同一地域に集合する施設として、宝塚大劇場、阪神競馬場がある。また、花火大会、文化行事、清荒神・中山寺の初詣などの、季節行事(イベント)がある。

### 第5 大規模工場火災、爆発

事故発生により従業員及び周辺地域に大きな被害を与えるおそれがあるため、警防規程に基づき警防計画を作成している大規模工場・研究所等は、現在2事業所である。

## 第6 大規模林野火災

市域における林野の現況は、平成22年2月1日現在（2010年世界農林業センサス）、国有林282ha、民有林5、558haの合計5、840haである。

## 第7 原子力災害等

市域における放射性同位元素取扱事業所は、2事業所である。なお、中国自動車道は、核燃料物質等輸送のための運搬経路と想定される。

また、福井県域に所在する原子力施設で大規模災害が発生した場合に、原子力災害に係る広域避難ガイドライン（関西広域連合策定）及び原子力災害時における広域避難に関する避難所受け入れマニュアル（本市・三田市・猪名川町策定）に基づき、福井県高浜町住民を本市施設で一時的に受け入れる。

- ※ 参照 ⇒ 市内における既往の主な大規模事故灾害等（資料・様式編1-8-1）
- ※ 参照 ⇒ 県内における既往の主な大規模事故灾害等（資料・様式編1-8-2）
- ※ 参照 ⇒ 大規模事故灾害等による被害と防災上留意すべき要素項目（資料・様式編1-8-3）
- ※ 参照 ⇒ 原子力災害発生時における広域避難受入れ（資料・様式編6-2-12）



## 第4章 防災ビジョン

第1節 計画の理念

第2節 基本目標・施策の大綱

## 第1節 計画の理念

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

### — 計画の理念 —

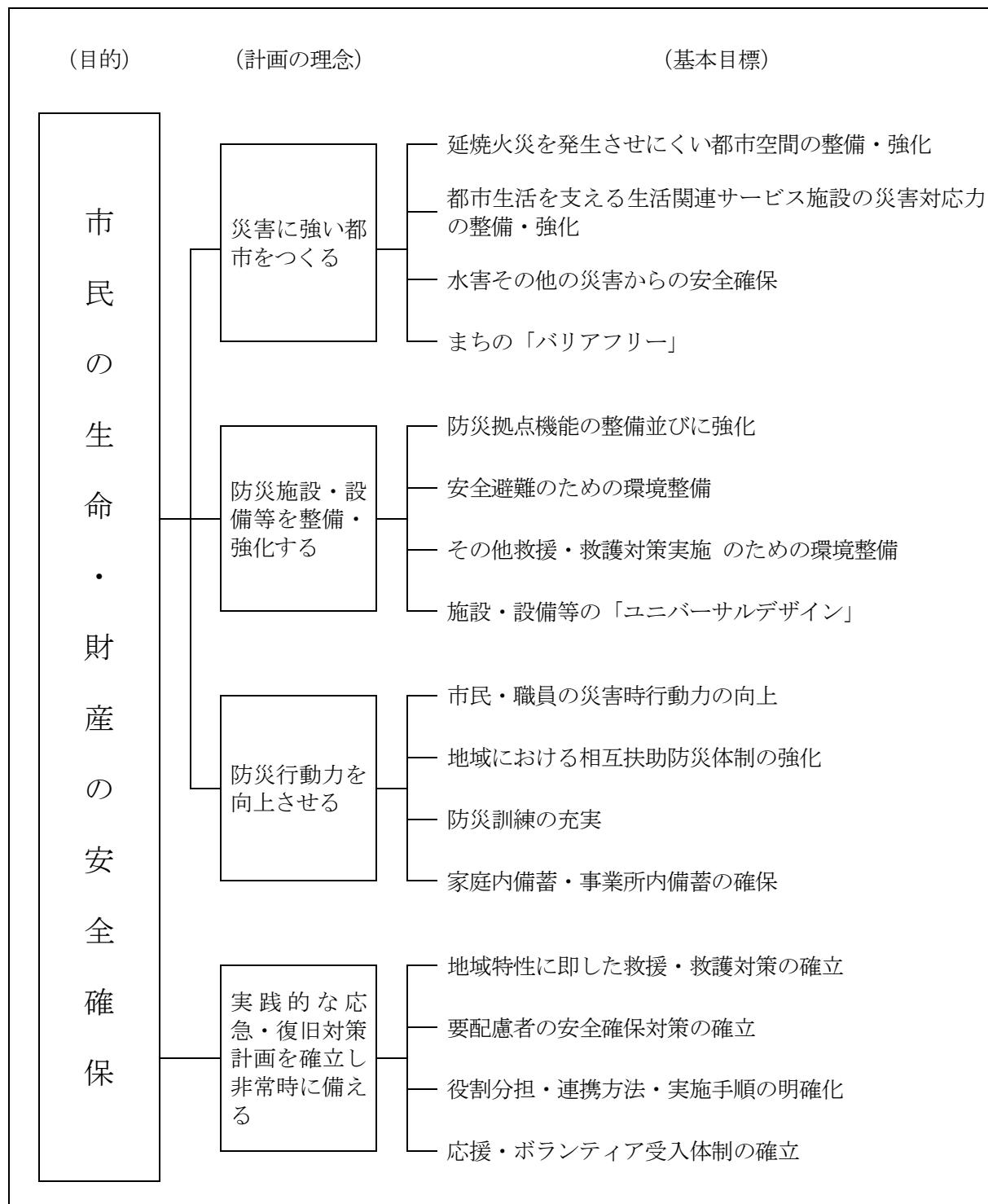
- 第1 災害に強い都市をつくる。
- 第2 防災施設・設備等を整備・強化する。
- 第3 防災行動力を向上させる。
- 第4 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える。

基本的考え方	<p>☆ 防災ビジョンは、近年の災害の在り方が変化し、防災関連技術が進歩する中、昭和62年消防庁次長通達によりはじめて、防災行政上の課題として提起された。</p> <p>☆ 地震災害に代表される同時多発型災害や、いわゆる都市型災害の危険性が増大する現在、市民の生命・財産の安全を確保するという行政に課せられた任務を果たすためには、防災所管課や関連部・課だけの体制をもってしては、最早困難な状況となっている。長期的なビジョンのもとに、予防・応急・復旧の各計画分野にわたり体系的・総合的な地域防災計画を策定することが要請されている。</p> <p>☆ 更に、都市直下型地震や南海トラフを震源とする巨大海溝型地震の襲来を想定した場合、市をはじめ防災機関の施設や職員自身の被災により、また道路交通のマヒ等により一時的に防災機関が混乱することは避けられない。そのため災害発生当日から3日目～7日目頃までの初期においては、地域ごとに市民、消防団員、駆けつけた行政職員（県や関係機関職員を含む）等の連携・協力により当面の応急的な対策を講じ、国・他都道府県その他の支援が到着するまでのしのぎをつけるほかないものと想定する必要がある。</p> <p>☆ したがって、防災対策を単に防災所管部・課の任務に止めることなく、また行政機関のみの任務に止まることなく、市の各部・機関、市民、事業所・団体その他市域にある、あらゆる組織・人々が総力をあげて取り組むべきものと位置づけるべく防災ビジョンを策定するものである。</p>
--------	---

## 第2節 基本目標・施策の大綱

市民の生命・身体及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標・計画の目的及び理念の関係は、次のとおりである。

### 第1 計画の目的、理念、基本目標の関係



## 第2 基本目標のあらましや背景等

以下に示す16の基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、達成状況の見直しを行いつつ、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組むべきもとして位置づける。

### 災害に強い都市をつくる

#### 1 延焼火災を発生させにくい都市空間の整備・強化

延焼火災の発生を防止することができれば、地震により発生するおそれのある一・二次災害のかなりの部分は軽減できることが、平成7年阪神・淡路大震災でも明らかである。延焼火災の発生は、まちの建築物を燃えにくく耐震性にすぐれたものとすれば、かなり高い確率で防止できる。さらに火災が発生しても、道路や鉄道・河川等の有する延焼遮断機能を強化し、各地域の防災ブロック化が確立すれば、火災はブロック内に止まり、他のブロックへの拡大を防止することができる。

また、消防水利が整備されていれば、消防力の適切な運用により、火災の拡大を防止することができる。

#### 2 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた増大している。これまでの被災地の災害経験を見ても、電気供給の停止は、それ自体による様々なサービス機能の低下を招くだけでなく、上水道をはじめとするその他の生活関連施設のサービス機能をも同時に停止させてしまう。上水道の供給停止は、飲料水だけでなく、病院機能を維持するための上水の供給停止を意味するものであり、直接的・間接的に市民の生命の維持を脅かす。

また、災害発生直後には電話がふくそう状態になることは通例となっており、宝塚市赤十字奉仕団の電話の不通は、防災機関相互の連絡を著しく制約し迅速・適切な応急対策活動の実施を困難にするのみならず、それにより維持してきた都市におけるコミュニケーション活動の停滞を招き、社会秩序の混乱・不安定化を助長させる。

さらに、阪神・淡路大震災では、電気やガスが出火原因の一つともなり得ることが明らかとなっている。いわゆる都市型災害の発生を最小限度に止めるため、生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化について改めて考える必要がある。

#### 3 水害その他の災害からの安全確保

河川施設・治山施設等の安全性を強化するとともに、雨水流出抑制のためのさまざまな施策を総合的に組み合わせた治水・治山対策を推進し、水害や土砂災害に対して強い都市づくりを進める必要がある。

また、都市には、火災や建物倒壊による危険以外の様々な災害危険要因がある。ブロック塀や大谷石塀等の倒壊、窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例の中で大きな位置を占めている。がけ崩れ災害や液状化による危険性を解消しておくことができれば、地震時の一・二

次災害はさらに最小限度に止めることができる。

#### 4 まちの「バリアフリー」

一般的に高齢者や乳幼児の災害時における自衛行動力は、その他の年令層の市民に比べ、体力や判断力の点で、やや不十分であると想定される。障碍（がい）者や日本語を理解しない外国人も、自らの安全を確保するためには、家族や周囲の人々の介護・支援が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかで、事前の準備なしに介護・支援が常に期待できるわけではない。

また、最悪の場合、他人の介護・支援が全くなしのケースも想定しないわけにはいかない。まちづくり計画のなかで事前にやっておけること、コミュニティの活性化を計画的に進める中で、まちの「バリアフリー」（要配慮者の安全確保のための環境整備）を進めていかなければならない。

### 防災施設・設備等を整備・強化する

#### 1 防災拠点機能の整備並びに強化

災害時には市庁舎に災害対策本部を速やかに設置し、防災関係機関との連携を保ちながら、救援・救護活動や応急復旧活動を行う体制を確立する必要がある（「集中防御」体制）。そのためには、市庁舎や防災関係機関の施設が大きな損傷を被り、対策本部としての機能をマヒさせることがないよう、十分な地震災害対策を講じておく必要がある。

また、市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえたとき、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自・各地域が公民館等の防災ステーション拠点施設や防災関係機関の出先機関等を中心拠点として独力で事態に対処（「分散防御」）し得る体制が併せて整備される必要がある。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスの取れた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等が整備・強化されていなければならない。

#### 2 安全避難のための環境整備

広域的な延焼火災や武庫川堤防の決壊等の非常災害が発生しても、緊急に難を避け生命の安全を確保することができるよう、避難道路を整備し適切な範囲内に一時的に退避するためにふさわしい場所を整備する必要がある。

また、非常時において混乱を最小限に止めながら適切に避難するための誘導体制の整備や救助用資機材等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な、いわゆる避難行動要支援者が適切に避難できるような介護・支援体制も併せて確立されなければならない。さらに被災者が生活再建するまでの間一時的に生活するための場として、避難所等が設置・整備されなければならない。

#### 3 その他救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況の中では、優先すべき順位を明確にした活動計画が確立される必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第一に災害対策要員や資機材の輸送が適切に行われる必要がある（「緊急輸送環境の整備」）。

第二により多くの人命の救助、重傷病者の優先救護を第一原則とした「救急・救助体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要となる。

第三に平常時において、様々な介護・支援サービスを受けている要配慮者に対し、緊急時におけるサービスの停止又は低下を最小限に止めるために必要な「要配慮者の安全環境整備」が必要となる。

また、「給水体制」「ごみ処理体制」「し尿処理体制」「災害時住宅対策」「災害時学校教育対策」「備蓄体制」など、被災した市民の一日も早い生活再建を支援するための救援・救護対策を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ相応の環境整備が行われなければならない。

#### 4 施設・設備等の「ユニバーサルデザイン」

避難所等・医療救護所その他の救援・救助活動の拠点となる施設や設備等の整備・強化を進める上でも、「ユニバーサルデザイン」（要配慮者の安全確保にも配意した施設・設備等の整備）の適用・徹底が行われなければならない。例えば、避難所等となる施設においては、段差の解消、洋式トイレの設置及び手摺の設置等の配慮が行われなければならない。

### 防災行動力を向上させる

#### 1 市民・職員の災害時行動力の向上

不測の事態に際しても、自らの安全を自ら確保し、被害を最小限度に止めるためには、まず市民一人ひとりの災害に対する認識を深め、混乱から一刻も早く立ち直り、家族や弱い人の安全を守るために、自らリーダーシップを取り地域としての防災行動力を最大限発揮させようという意欲と体力とを堅持する必要がある。

また、市及び市域を所管する防災関係機関の職員は、災害発生直後から県・国・他自治体等の応援部隊が到着するまでの2～3日間については、一人ひとりが2人分、3人分の活動を担わざるを得ない。

さらに、必ずしも精通していない任務であっても臨時の代行せざるを得ない。対策本部の要員としての職責を果たすためには、災害時に際して、臨機応変に行動できるだけの、幅広い知識と技術、そして体力を普段から養っておかなければならない。

#### 2 地域における相互扶助防災体制の強化

どんなに知力のあるものでも、パニック化した集団の中では自らの冷静さを保つことは難しい。どんなに体力のあるものでも災害時に負傷すれば周囲の人々の援助を必要とする。いついかなる事態が発生するか、また、誰が援助を必要とする立場に置かれるか、それは分からない。

しかし、災害が発生した場合、地域や事業所において建物に何らかの被害が生じ、誰かが必ず負傷することは避けないと想定されている。助け合いは、いわば万一のための保険であり、人々が他人を思いやることで冷静さを取り戻し、パニックの発生を未然に防止する「仕掛け」ともなることが期待される。

### 3 防災訓練の充実

不測の事態に際しても一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度に止めるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。

また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他の活動用マニュアルが真に実際の使用に役立つものかどうか、試される場ともなる。計画の不足を発見しさらに実際的な計画となるよう磨くためにも、実践的な防災訓練が実施される必要がある。

### 4 家庭内備蓄・事業所内備蓄の確保

都市直下型地震は、都市のあらゆる生活サービス機能を一時的あるいはかなりの長期にわたりマヒさせる点で、被害は多種多様な現れ方をする。こうした困難な事態に際しても、自己及び家族並びに従業員の生命と生活を維持するためには、災害発生直後から市及び県、国、他自治体等の救援物資や救援の手がさしのべられるまでの3～7日間程度については、各家庭・事業所において、水、食料及び生活必需品等最低限度の備蓄を自ら確保することが必要である。

## 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

### 1 地域特性に即した救援・救護対策の確立

災害による被害は、市内の全域において一様に生ずるわけではない。それぞれの地域の自然的・社会的特性に即した多様な生じ方をする。不特定多数の人が集まるスーパーなどその他の大規模店舗周辺では、パニックや火災の発生が懸念される。高層住宅では、電気の停止により様々な設備がマヒし予想もつかないような救援・救護対策が要請されるかも知れない。

また、隣接する市町との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市町の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。橋梁が損壊し通行が困難になった場合には、市本部からの救援が駆けつけるまでの間、地域単独で応急的な対応を考えざるを得ない。

以上のような観点からも、各地域の置かれた、あるいはもっている自然的・社会的特性を踏まえた救援・救護対策の必要性が指摘される。

### 2 要配慮者の安全確保対策の確立

災害発生時の混乱した状況の中で、要配慮者の安否確認は忘れられがちである。

また、平成7年阪神・淡路大震災時の各避難所等においても、要配慮者が遅れて到着したため暖かい室内に場所を確保できず、通路や入り口付近にしか場所が得られないという事例が少なからず見られた。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時においては必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも、地域防災計画上「要配慮者の安全確保対策」に関する取り決めがなかったことによる。

要配慮者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化し、併せて避難所等において

て安否の確認や要配慮者優先のために必要なルールを取り決めておく。避難所等には必ず市の担当職員を配置しルールの適用を担保する。

さらに、県や国を通じて広域的な受入体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに緊急時における様々な介護・支援サービスの停止若しくは低下を最小限に留めるために必要な要配慮者対策を行う。

以上を骨格とし総合的な安全確保対策が確立されなければならない。

### 3 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

突発的な災害時には、ある程度の混乱は避けられない。あらかじめ「任務」の分担を漏れなく明確に行い、各人・各部署が与えられた任務を果たすことで全体としての最小限の組織的活動が保証される形にしておく必要がある。そして、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、大規模で同時多発的な災害には、それぞれの部署に適材適所の人員が不足なく参集することはまず期待できない。そのため任務に習熟していない人でも、与えられた任務分担をこなせるよう事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

### 4 応援・ボランティア受入体制の確立

平成7年阪神・淡路大震災は、従来の防災対策に様々な反省点や教訓を残した。国・県への応援要請や自衛隊の派遣要請の在り方もその一つである。突発的で大規模な災害時には、情報がほとんど入らず「要請実施」上の要件をほとんど満たすことができない。そのため要請がかなり遅れることとなった。

国・県への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化に当たっては、被害状況の把握ができるににくいときほど被害が甚大な場合があり得ることを踏まえ、震度6弱以上の地震発生については、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害の「大」「中」「小」程度によること、また、必ずしも市長や上位の責任者の到着がない場合でも、先着した市職員が地域防災計画の定めに基づき市長名をもって要請を行うべきことなど、迅速な要請の実施を第一とする。

また、行政機関自体が被災し、その有する機能を必ずしも発揮することができなかつた中で、災害復旧のため自発的に多くの人々が全国から多数駆けつけ、被災者の救援活動において大きな役割を果たした。これは阪神・淡路大震災以前にはほとんど想定されていなかった。

さらに、被災自治体の地域防災計画上に「ボランティア」受入れに関する取り決めがほとんど皆無であったため、その受入れは必ずしもスムーズに進んだとはいえない面が見られた。そもそも市外から駆けつけたボランティアは、その土地の地理条件や地域特性に精通していないため、同じ場所にたくさんのボランティアが集中するなどの混乱やトラブル等が見られた。

今回、本市においては比較的スムーズに受入れを行うことができたが、より甚大な被害を受け他被災地域と同じような状況に置かれた場合、同様なことが起こり得るものと踏まえる必要がある。ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、可能な限りボランティア団体など民間関連組織が主体となり行うよう位置づける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの役割を果たすこととする。

以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受入体制を確立させなければならない。

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実

第1節 市における応急活動体制の整備・強化

第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

第3節 災害時の広報体制の整備・強化

第4節 災害時の相互協力・応援受入体制の整備・強化

第5節 緊急輸送の環境整備

### 第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 災害に強い都市の創造

第2節 都市公共施設の災害対応力の強化

第3節 被害の軽減・防止

第4節 要配慮者の安全環境整備

### 第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うための備えの充実

第1節 災害時における救助体制の整備・強化

第2節 災害時医療救護体制の整備・強化

第3節 安全避難の環境整備

第4節 生活救援対策の環境整備

第5節 災害時における環境・衛生対策の環境整備

第6節 災害時における住宅対策の環境整備

第7節 災害時における教育対策の環境整備

### 第4章 市民主体の地域防災力の向上

第1節 地域・組織の充実・強化

第2節 個人の防災行動力の強化

### 第5章 防災訓練及び調査・研究の充実

第1節 防災訓練の充実

第2節 調査・研究の充実

	<p>全体として、5つの章により構成する。</p> <p>第1章は、災害時における応急対策実施の統括者となり、活動の主力となるべき市の迅速な緊急体制確立、応急・復旧活動を円滑に遂行するための拠点施設等の確保、社会的混乱の収拾と秩序の確保、これら3つの条件を満たすために、情報の収集・伝達体制、災害時の広報体制、相互協力・応援受入体制、緊急輸送環境の備えの充実に関する施策について示した。</p> <p>この部のあらまし また、第2章においては、まず「災害に強い都市の創造」の観点から水害防止対策としての「総合的治水対策の推進」、主に地震災害対策としての「燃えにくい市街地の整備」、延焼火災の拡大を防ぐとともに安全な避難所等ともなる「オープンスペースの確保」、緊急時における適切かつ迅速な防災活動を行うための「道路・橋梁の整備」、地震時にも十分活用可能な「消防水利網の整備」について示した。さらに、防災対策拠点施設となる行政機関・ライフライン施設その他都市公共施設の機能被害を最小限にとどめるための施策としての「災害対応力の強化」、災害特性に即して災害による被害の発生を未然に防ぐとともに、その人的・物的「被害の軽減・防止」、そして、要配慮者が大規模災害発生時においてもその安全が確保されるような、安全環境整備に関する施策を示した。</p> <p>第3章は、救援・救助活動を適切に行うための事前の備えに関する施策、また、第4章及び第5章では、行政機関職員及び市民が混乱した状況に際しても、自らの生命を守り、地域ぐるみで被害を最小限にとどめることができるよう「防災行動力の向上」「防災訓練及び調査・研究の充実」について必要な施策を記載している。</p>
--	--

## 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実

第1節 市における応急活動体制の整備・強化

第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

第3節 災害時の広報体制の整備・強化

第4節 災害時の相互協力・応援受入体制の整備・強化

第5節 緊急輸送の環境整備

## 第1節 市における応急活動体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」に即して、災害が発生した場合における、迅速かつ適切な応急活動体制確立のための環境整備を以下のとおり総合的に進めることにより総合的に市における応急活動体制の整備・強化を行う。

第1に、迅速な初動体制確立のための環境整備

第2に、各地域において、行政機関と市民・自主防災組織及び事業所・自衛消防隊が一体となり  
初期救援・救助活動を行うための防災拠点機能の整備

### 3 計画

#### (1) 迅速な初動体制確立のための環境整備

計画名	計画のあらまし	主担当*
防災組織体制の整備・充実	<input type="checkbox"/> 平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制を整備・充実 <input type="checkbox"/> 庁内防災体制検討会の設置	都市安全部 各部
各部非常時初動マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 各部の非常時初動マニュアルの作成 <input checked="" type="checkbox"/> 事故別初動対応要領の作成	各部
災害対応業務マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 災害対応の各業務におけるマニュアルの作成 (防災情報システムの活用を含む)	都市安全部 各部
職員参集メールを活用した非常時職員動員の強化	<input type="checkbox"/> 職員参集メールを活用した招集訓練の実施	都市安全部
退職者災害時ボランティア制度の確立	<input type="checkbox"/> 阪神・淡路大震災等を経験した退職市職員によるボランティア制度の運用 <input type="checkbox"/> 職員不足のカバー及び培われたノウハウの次世代への継承等	都市安全部 各部
家屋被害認定士の育成	<input type="checkbox"/> 十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の育成	企画経営部
市長部局等における防災危機管理能力の強化	<input checked="" type="checkbox"/> トップ及び幹部職員に対する危機管理研修の受講推進	都市安全部
消防本部・市立病院間の大規模事故災害等通報・連絡マニュアルの作成	<input checked="" type="checkbox"/> 事故別通報・連絡要領の作成 (原因不明の異常症例患者診療時等健康危機管理上対応の必要がある場合を含む。)	消防部 市立病院

\* 「主担当」については、市以外の防災関係機関も記述している（以下、第2部は同様）

■：改正前計画の「第5編 大規模事故災害対策計画」の災害予防計画に規定していた個別計画  
(以下、第2部は同様)

(2) 防災拠点機能の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
宝塚市全域地区及び市役所周辺地区の整備	<p>□災害時に本部を設置する市庁舎、避難地である武庫川河川敷緑地と末広中央公園に近接した都市再生整備事業で整備する広場（緊急時防災広場）、これらを含む市役所周辺地区において、市の防災拠点となる機能を果たすために必要な庁舎、情報通信・処理施設、物資集積施設、避難路、その他必要な施設の整備</p> <p>□都市再生整備計画事業（市役所周辺地区） (平成27年度～令和3年度) 避難経路を確保するための新設市道整備、県道拡幅整備、災害時に末広中央公園の防災機能を補完する「ひ・ろ・ば」の整備</p> <p>□都市防災総合推進事業（市役所周辺地区） (平成27年度～令和元年度) 社会資本総合整備計画における避難路として、市道341号線の拡幅整備</p> <p>□都市防災総合推進事業（宝塚市全域地区） (平成27年度～令和元年度) 防災情報通信ネットワーク（すみれ防災スピーカー（防災行政無線））整備</p>	企画経営部 総務部 都市安全部 上下水道局
本部代替設置施設の整備	<p>□本部代替設置場所における情報通信・処理施設その他必要な設備の整備</p> <p>【本部代替設置場所】 市役所本庁舎（第一位）、消防本部（第二位）、教育総合センター（第三位）、スポーツセンター（第四位）</p>	都市安全部 各施設担当部
商用電力・水道供給停止時におけるバックアップ設備の整備	□市役所第二庁舎、市役所本庁舎、消防本部・署、市立病院等の防災拠点並びに本部代替設置場所における自家発電設備の整備、上水・燃料の備蓄その他、防災拠点機能を果たすために必要最小限のバックアップ設備の整備、強化	都市安全部 各施設担当部

第2部 災害予防計画  
 第1章 非常時活動体制に関する備えの充実  
 第1節 市における応急活動体制の整備・強化

地域ステーション整備事業	<p>□市内を7つの地域に分け、1地域ごとに1か所ずつ地域ステーションを整備</p> <p>□地域ステーション及びその周辺に以下をめやすとした必要な設備・備蓄等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応急対策用資機材の備蓄</li> <li>●備蓄庫の設置及び生活救援活動拠点施設として必要な物資の備蓄</li> <li>●応急給水拠点としての飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理</li> <li>●すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の整備若しくは維持・点検</li> <li>●パソコンネットワークの整備若しくは維持・点検</li> <li>●災害時輸送車両の出入りを想定した環境整備</li> </ul>	都市安全部 各施設担当部
地区防災拠点整備事業	<p>□小・中学校等を各コミュニティにおける「地区防災拠点」と位置づけ</p> <p>□小・中学校等に以下をめやすとした必要な設備・備蓄等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毛布等の避難所等用物資の備蓄</li> <li>●その他避難所等としての住環境整備</li> <li>●ろ水機・発電機等ライフライン停止時用資機材の備蓄</li> <li>●地域防災無線の設置整備若しくは維持・点検</li> <li>●パソコンネットワークの整備若しくは維持・点検</li> <li>●窓ガラスの飛散防止措置</li> </ul>	都市安全部 各施設担当部

※ 参照 ⇒ 地域ステーション整備計画（資料・様式編2－4）

## 第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」を踏まえるとともに、特に突発的に発生した場合を想定し、以下のとおり市の総合力としての情報の収集・伝達体制の整備・強化を行う。

第1に、電話のふくそう若しくは途絶時における市と防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化

第2に、情報が集まらない場合または少ない場合におけるソフト強化又はマニュアルの作成・徹底

第3に、市民・事業所・民間団体等との協力体制づくり

### 3 計画

#### (1) 市における通信・連絡手段の多ルート化

計画名	計画のあらまし	主担当
災害時優先携帯電話の活用	<input type="checkbox"/> 災害時優先指定を行った携帯電話を災害対応職員に配備	都市安全部
安心メール（ひょうご防災ネット）の普及啓発	<input type="checkbox"/> 安心メール（ひょうご防災ネット）の市民への普及啓発の強化	都市安全部 県
防災システムの活用	<input type="checkbox"/> ゼンリン住宅地図を用いた防災システムの有効活用 <input type="checkbox"/> 同システムの継続的なデータ更新	都市安全部
防災ラジオの導入・配備	<input type="checkbox"/> 市内の自治会及び民生委員・児童委員等に対する「防災ラジオ」の配布 <input type="checkbox"/> 「防災ラジオ」の要配慮者の避難支援への活用	都市安全部
すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の導入	<input type="checkbox"/> 避難情報や緊急情報を伝達するため、同報系屋外拡声子局45個所、移動系携帯局などのすみれ防災スピーカー（防災行政無線）を導入	都市安全部
緊急地震速報の普及啓発	<input type="checkbox"/> ホームページなどでの緊急地震速報に関する広報 <input type="checkbox"/> 防災講習等による緊急地震速報に関する普及啓発	都市安全部
防災情報システムの構築・運用	<input type="checkbox"/> 災害時の庁内職員の円滑な情報共有 <input type="checkbox"/> 避難情報等の意思決定支援 <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援事務の迅速化	都市安全部

#### (2) 市における情報ソフト環境の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
非常時における情報対策マニュアルの作成等	<input type="checkbox"/> 限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできるスペシャリストの育成	消防部 都市安全部 各部

計画名	計画のあらまし	主担当
	□具体的な情報の内容や分析の視点などを定めた情報対策マニュアルの作成	
高機能消防指令システム等の整備	□高機能消防指令システムの適正な運用 □各種情報データの適正な保守管理	消防部
消防救急無線の整備	□消防救急無線の維持管理 □消防救急無線の適正な運用	消防部

(3) 関係機関等との連携強化

計画名	計画のあらまし	主担当部
宝塚警察署との連携強化	■大規模事故等発生時の情報収集・伝達体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■応急対策を迅速かつ的確に実施するための資料の相互交換	都市安全部
自衛隊との連携強化	■大規模事故等発生時の情報収集・伝達体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■応急対策を迅速かつ的確に実施するための資料の相互交換	都市安全部
大阪空港事務所との連携強化	■航空機事故発生時の情報収集・伝達体制の整備 ■応急対策を迅速かつ的確に実施するための資料の相互交換	消防部 都市安全部
JR西日本(宝塚駅)、阪急電鉄(宝塚駅)との連携強化	■鉄道事故発生時の情報収集・伝達体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■応急対策を迅速かつ的確に実施するための資料の相互交換	消防部 都市安全部
西日本高速道路株式会社(神戸管理事務所)との連携強化	■中国自動車道事故発生時の情報収集・伝達体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■応急対策を迅速かつ的確に実施するための資料の相互交換	消防部 都市安全部
日本中央競馬会(阪神競馬場)との連携強化	■競馬開催に伴う雑踏事故発生時の情報収集・伝達体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■応急対策を迅速かつ的確に実施するための資料の相互交換	消防部 都市安全部
市内救急告示病院・診療所・市医師会との連携強化	■原因不明の異常症例患者診療時における情報収集・伝達体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備	健康福祉部 市立病院

(4) 市民・事業所・民間団体等との協力体制づくり

計画名	計画のあらまし	主担当
非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底	□市民に対する非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底	企画経営部
郵便局との連携強化	■郵便局職員による大規模事故等発生時の通報協力体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備	都市安全部
路線バス・タクシー事業者等公共交通輸送業者との連携強化	■従業員による大規模事故等発生時の通報協力体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■事業者の独自に運用する通信システムの活用協力	都市安全部
宅配業者・新聞販売所・牛乳販売所等との連携強化	■従業員による大規模事故等発生時の通報協力体制の整備 ■その他異常事象覚知時の通報体制の整備 ■事業者の独自に運用する通信システムの活用協力	都市安全部

### 第3節 災害時の広報体制の整備・強化

#### 1 取りまとめ責任担当部

企画経営部

#### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」を踏まえるとともに、特に突発的に発生した場合を想定し、以下のとおり市の総合力としての災害時広報体制の整備・強化を行う。

第1に、迅速な広報活動を実施するために必要な官民協力体制による広報用資機材等の整備

第2に、点字、手話、外国語等要配慮者向け広報活動実施体制の整備・強化

第3に、「安心メール」の普及による広報機能の整備・強化

第4に、市民・事業所・民間団体等との協力体制の構築

#### 3 計画

##### (1) 広報用資機材等の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
すみれ防災スピーカー（防災行政無線）の運用	□一斉・個別の放送ができる同報系屋外型拡声スピーカーの運用	都市安全部
拡声器付車両及びハンドマイク等の整備	□拡声器付車両、ハンドマイク、アンプ等広報活動用資機材の増強	総務部 企画経営部 都市安全部

##### (2) 市における広報ソフト環境の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
非常時用広報対策マニュアルの作成	□「地震時」及び「風水害時」のそれぞれを想定した、「災害時の広報活動マニュアル」の作成 □マニュアルへの状況別広報文例集、協力機関リスト、要配慮者向け広報活動関係資料等の記述	健康福祉部 都市安全部
「広報たからづか被災者生活支援情報」のフォーマットの作成及び発生直後版の事前準備	□「広報たからづか被災者生活支援情報」の題字付フォーマットの作成 □当初発行が困難な場合に備えた第1号～第2号分の事前準備（予定原稿による）	企画経営部
要配慮者向け広報要員の確保	□職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携 □点字、手話、外国語等の要配慮者向け広報活動に必要な技術を持つ要員の確保	都市安全部 健康福祉部
非常時における広報活動等実施要領の作成等	■大規模事故災害状況別広報シナリオ・文例集・協力機関リストの作成 ■要配慮者向け広報活動実施要領の作成 ■被災者家族等相談窓口活動実施要領の作成	消防部 健康福祉部 都市安全部 企画経営部

計画名	計画のあらまし	主担当
宝塚市ホームページの活用	■防災情報ページの活用 (気象情報、交通情報、安否情報、救援情報等)	都市安全部 企画経営部

(3) その他非常時における広報機能の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
安心メール（ひょうご防災ネット）の普及啓発と活用	□安心メール（ひょうご防災ネット）の市民への普及啓発の強化 □安心メール（ひょうご防災ネット）の有効活用 □安心メール（ひょうご防災ネット）と市公式LINEの連携による情報拡散の強化	都市安全部 企画経営部 県
J－アラート（全国瞬時警報システム）を活用した災害情報の伝達体制の構築	□すみれ防災スピーカー（防災行政無線）などの活用による、J－アラートで配信される災害情報を瞬時に地域に伝達する仕組みの構築	都市安全部
SNSを活用した災害情報の伝達体制の構築	□X（旧twitter）、FacebookなどのSNSを活用し、情報を拡散する仕組みの構築	都市安全部

(4) 民間との災害時広報活動協力体制の確立

計画名	計画のあらまし	主担当
「広報たからづか被災者生活支援情報」発行に関する民間との協力体制の確立	□「広報たからづか被災者生活支援情報」の発行に必要な業者・団体との協力体制の確立	企画経営部
ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との協力体制の確立	□ラジオ・テレビ・新聞等、それぞれの持つメディア特性を生かした報道機関との協力体制の確立 □聴覚障害（がい）者・視覚障害（がい）者や外国人向けの広報機能の強化	企画経営部
FMラジオ・テレビ等地域放送メディアとの協力協定締結	■エフエム宝塚との非常時広報活動協力協定 ■近隣市コミュニティFMラジオ局との非常時広報活動協力協定	企画経営部 都市安全部

## 第4節 災害時の相互協力・応援受入体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」を踏まえるとともに、特に突発的に発生した場合を想定し、以下のとおり総合的に災害時相互協力・応援体制の整備・強化を行う。

第1に、大規模災害発生時における近隣市町との連携強化

第2に、二次災害防止と迅速な都市機能復旧のために必要な、防災関係機関相互の連携強化と行政機関の能力を大幅に上回る救援ニーズに対処するために必要な官民協力体制の強化

第3に、広域的応援受入れのための拠点の整備

第4に、大量な救援ニーズと特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入体制の整備

### 3 計画

#### (1) 隣接市町との連携強化

計画名	計画のあらまし	主担当
近隣市町との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>□河川の総合的治水対策の推進、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「避難所等」の相互提供、物資・人員等の相互応援などについて、定期的な情報交換</li><li>□近隣市町の連携に関する必要なマニュアルの整備</li><li>■池田市、箕面市、豊中市、吹田市、茨木市との大規模災害相互協力体制の整備（特に災害時広報、空中消火、救急医療機関確保を中心として）</li></ul>	都市安全部 企画経営部 消防部

#### (2) 関係機関・団体等との連携強化

計画名	計画のあらまし	主担当
防災会議の拡大・強化	<ul style="list-style-type: none"><li>□防災会議委員の定期的な見直し</li><li>□防災会議参加機関とのより一層の連携強化</li><li>□女性や高齢者、障碍（がい）者など多様な人材の委員への登用拡大</li><li>□地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画の推進</li><li>□防災会議への専門委員などの適宜設置</li></ul>	都市安全部
近畿地方整備局との非常時協力体制の強化	□近畿地方整備局との「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づく、リエゾン（情報連絡員）、T E C – F O R C E（緊急災害対策派遣隊）の派遣に関する連絡・協力体制の強化	都市安全部 国

計画名	計画のあらまし	主担当
県及び関係市町村との協力体制の強化	<input type="checkbox"/> 県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するための応援協定、支援内容の把握及び協力体制の強化 <input type="checkbox"/> 「ひょうご災害緊急支援隊」との連絡・協力体制の強化	都市安全部 各所管部 県
県危機管理部との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急時モニタリング（除染、除毒を含む。）要員の受入体制の整備</li> <li>■ 災害時医療救護（高度医療可能病院、重症者広域分散搬送先病院の確保等の円滑化）</li> <li>■ ヘリコプター出動・上空管制等の円滑化</li> </ul>	消防部 都市安全部
医師会、看護協会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会その他民間団体・事業者等との非常時協力体制の強化	<input type="checkbox"/> 現在協定を締結している団体、事業者と応援協力内容を定期的に見直すなどの協力体制の強化 <input type="checkbox"/> 現在協定未締結の団体、事業者との応援協力協定締結の検討	健康福祉部 各所管部
その他民間団体・事業者等との応援協力協定先の拡充	<input type="checkbox"/> 市内の関係団体・事業者との応援協力協定の締結の拡充	都市安全部 各所管部
市内事業所との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 化学物質等の取扱いに関する専門的助言</li> <li>■ 緊急時モニタリング（除染、除毒を含む。）要員の派遣協力</li> </ul>	消防部 都市安全部
専門家、専門機関等データベースの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内事業所との連携によるデータベース</li> <li>■ 近隣市との連携によるデータベース</li> <li>■ 県危機管理部との連携によるデータベース</li> </ul>	消防部 都市安全部

※ 参照 ⇒ 宝塚市防災会議条例及び委員名簿（資料・様式編2-1）

※ 参照 ⇒ 災害時における相互応援協定（資料・様式編5-3）

※ 参照 ⇒ 災害時等の応援に関する申し合わせ（資料・様式編5-4）

### (3) 広域的応援受入れのための拠点の整備等

計画名	計画のあらまし	主担当
広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備	<input type="checkbox"/> 各施設管理者の協力を得た広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うための広域的救援物資集配拠点施設の指定 <input type="checkbox"/> 広域的救援物資集配拠点施設に必要な環境整備の推進	都市安全部 各施設所管部
広域的市町村相互応援協定の締結	<input type="checkbox"/> 遠方に所在する市町村との災害時相互応援体制の整備・強化	都市安全部 企画経営部
関係機関・自衛隊・緊急消防援助隊・他自治体等への応援要請及び受入体制等に関する環境整備	<input type="checkbox"/> 応援要請手順や受援業務に関して、「関西広域応援・受援実施要綱」などを参考に、「応援・受援マニュアル」を作成 <input type="checkbox"/> 応援要請・受入れに関する環境整備の推進及び職員への周知徹底	都市安全部 消防部 市立病院 各所管部

(4) ボランティア活動環境の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
ボランティア支援協定の締結ボランティア支援に係る協力体制の強化	<input type="checkbox"/> ボランティア活動の拠点確保や活動条件の整備等に関する社会福祉協議会ボランタリープラザ等との協定の締結 <input type="checkbox"/> 訓練などを通じたその役割分担などの整理	健康福祉部 子ども未来部
ボランティア活動支援体制の整備	<input type="checkbox"/> ボランティア活動の啓発、普及、ボランティア相談や情報提供、ボランティア災害共済の取扱い等の活動体制の整備推進 <input type="checkbox"/> ボランティア活動グループの育成及びグループ間の連携強化を図るための支援体制の構築	健康福祉部 子ども未来部

## 第5節 緊急輸送の環境整備

計画の体系	第1 道路輸送の環境整備 第2 航空輸送の環境整備
-------	------------------------------

### 第1 道路輸送の環境整備

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」を踏まえるとともに、特に突発的かつ同時多発的に大規模災害が発生した場合を想定し、道路輸送の環境整備を以下のとおり総合的に進める。

- 第1に、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化
- 第2に、緊急活動用道路等の指定・整備
- 第3に、救援物資の調達・配布動線を簡略化するための集配拠点施設の指定・整備
- 第4に、災害発生直後の適切な初動措置を講ずるために必要な警察・各道路管理者等関係機関との連携強化
- 第5に、民間団体・市内事業所等との応援体制の整備

#### 3 計画

##### (1) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

計画名	計画のあらまし	主担当
緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化	□宝塚市耐震改修促進計画に基づく、耐震診断及び耐震改修に係る補助金、税制優遇措置制度の普及啓発による沿道建築物の耐震化の促進	都市整備部 国、県

##### (2) 緊急活動用道路（災害対策基本法第76条第1項）の指定・整備

計画名	計画のあらまし	主担当
緊急活動用道路の指定・整備	□災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うための「緊急活動用道路」の指定及び優先的な耐震強化の推進 □必要に応じ、「緊急活動用道路」に関する国・県への道路整備の要請	都市安全部 国、県 西日本高速道路（株）
緊急活動用道路を確保するための交通安全施設等の整備	□幹線道路における主要交差点の被害状況の把握、緊急活動用道路としての確保を迅速に行うための監視用テレビの整備 □交通情報提供装置、自動起動型信号機電源付加装置、緊急用信号制御システム等の整備の推進	都市安全部

計画名	計画のあらまし	主担当
危険物等の防除活動用資機材の整備	■危険物特性別防除活動用資機材調達要領の作成 ■緊急防除活動用資機材の備蓄	都市安全部 消防部
指定緊急輸送路復旧計画の整備	■重要所管施設・設備の構造図等資料の整備 ■バックアップデータの作成	都市安全部

※ 参照 ⇒ 市計画に基づく指定緊急輸送路一覧（資料・様式編5-8-1）

### (3) 広域的救援物資集配拠点施設の指定・整備

計画名	計画のあらまし	主担当
広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備（再掲）	□各施設管理者の協力を得た広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うための広域的救援物資集配拠点施設の指定 □広域的救援物資集配拠点施設に必要な環境整備の推進	都市安全部 各施設所管部

### (4) 関係機関との連携の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
関係機関との連携の強化	□臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、う回路設定計画等に関する警察その他関係機関との連携の強化 □警察署との事前協議に基づく事故別緊急交通規制実施要領の作成 ■緊急交通規制情報の連絡に関する協力機関・業者・団体との連携、連絡手段の整備	都市安全部
緊急通行車両等の事前届出の促進	□市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両についての緊急通行車両等の事前届出の促進	都市安全部

### (5) 民間団体・市内事業所等との応援体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
建設業団体等との応援協定の締結等	□非常時における緊急道路確保作業に関する資機材等の調達体制等について定めた建設業団体等との応援協定の締結 □応援協定締結団体との出動・復旧等の訓練の実施	都市安全部
民間運送業者との応援協力協定等	□災害時の輸送手段の確保や輸送体制の構築に関する応援協力協定締結業者の拡大 □非常時の円滑な協力確保に備えるための協定に関する実施細目についての随時協議	都市安全部
燃料の調達確保に関する環境整備など	□輸送用燃料（ガソリンなど）の確保及びその給油方法についての応援協力協定の締結の推進 □燃料不足時における対応（給油許可の実施など）の検討	都市安全部

## 第2 航空輸送の環境整備

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」を踏まえるとともに、特に突発的かつ同時多発的に大規模災害が発生した場合を想定し、緊急航空輸送の環境整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、地域ごとの臨時ヘリポートの指定・整備

第2に、災害発生直後の適切な初動措置を講ずるために必要な関係機関との連携強化

第3に、民間航空会社等との応援協定の締結推進

### 3 計画

#### (1) 臨時ヘリポートの指定・整備

計画名	計画のあらまし	主担当
臨時ヘリポートの指定・整備	<input type="checkbox"/> 「臨時ヘリポート3倍増計画」に基づく、臨時ヘリポートの確保及び整備推進 <input type="checkbox"/> 臨時ヘリポート指定場所に関する関係機関及び住民への周知徹底等の所要の措置の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 市役所、市立病院、小・中学校等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング整備 <input checked="" type="checkbox"/> 主要施設チェックマップ、リストの作成 <input checked="" type="checkbox"/> ヘリポート開設のための資機材の備蓄 <input checked="" type="checkbox"/> 航空輸送実施要領の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 航空輸送応援協力業者・団体データベースの作成	都市安全部

※ 参照 ⇒ ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧（資料・様式編5-5-1）

#### (2) 関係機関との連携の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
関係機関との連携の強化	<input type="checkbox"/> 臨時ヘリポート指定場所周辺の地域住民への理解協力の要請 <input type="checkbox"/> 関係各部及び警察その他関係機関との連携による臨時ヘリポート指定場所がその機能を果たすための必要な措置の実施	都市安全部

#### (3) 民間航空会社等との応援協定締結

計画名	計画のあらまし	主担当
民間航空会社等との応援協定締結	<input type="checkbox"/> 災害時におけるヘリコプター輸送の迅速かつ円滑な実施を図るため、民間航空会社等関連事業所・団体との応援協定締結を検討	都市安全部



## 第2章 安全で人にやさしいまちづくりの推進

第1節 災害に強い都市の創造

第2節 都市公共施設の災害対応力の強化

第3節 被害の軽減・防止

第4節 要配慮者の安全環境整備

## 第1節 災害に強い都市の創造

計 画 の 体 系	第1 総合的治水対策の推進 第2 燃えにくい市街地の整備 第3 オープンスペースの確保 第4 道路・橋梁の整備 第5 消防水利網の整備
-----------------------	---

### 第1 総合的治水対策の推進

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

本市における、「災害に強い都市の創造」の一環として、洪水防御を行う「治水対策」を以下のとおり総合的に進める。

第1に、河川改善整備・雨水施設の整備等による流域全体の排水能力の向上

第2に、雨水流出抑制施策（流域調整池の設置、雨水の一時貯留施設・雨水浸透枠の設置、その他雨水利用等、地域としての保水・遊水機能の維持・増大の推進）による河川や下水道への負荷軽減（流出抑制））

第3に、水防体制の充実・強化による水害発生時の地域としての被害軽減能力の向上を図る

#### 3 計画

##### (1) 河川改善整備・雨水施設の整備等

計画名	計画のあらまし	主担当
防災マップの作成	□県が公表する浸水想定区域図を基にした洪水予報等の伝達方法及び避難所等の情報を掲載した防災マップの作成及び市民への配布	都市安全部
河川防災計画	□県宝塚土木事務所へ一級河川、二級河川に関する必要な改善整備の要望 □武庫川上流部の広範囲な情報の把握及び市内の水位の変化予測	都市安全部 県
河川管理施設の耐震化の推進	□河川管理施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討、適切な対応策の実施 □浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管等の河川構造物の改築、改良の優先的実施	都市安全部 県

計画名	計画のあらまし	主担当
公共下水道雨水施設等防災計画	<input type="checkbox"/> 市が実施する荒神川都市基盤河川改修事業及び県が実施している大堀川河川改修工事の整備促進 <input type="checkbox"/> 在来水路（農業用水路などで公共下水道として認定していない水路）の公共下水道として認定や必要な改善整備 <input type="checkbox"/> 既設の公共下水道雨水施設及び在来水路等の浚渫・補修等の維持管理	都市安全部 上下水道局
非常時活動体制マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 迅速な非常時活動体制を確立するための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 国、県

※ 参照 ⇒ 市内の河川一覧表（資料・様式編1－3）

※ 参照 ⇒ 市の公共下水道雨水施設（資料・様式編2－3－1）

#### （2）雨水流出抑制施策の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
開発行為における雨水排水流量の規制	<input type="checkbox"/> 開発許可の基準により、開発行為における雨水排水流量の規制	上下水道局
公共土木事業における雨水流出抑制施策の推進	<input type="checkbox"/> 公共土木事業における透水性アスファルト舗装、浸透枠、浸透側溝、雨水貯留施設等の整備促進	上下水道局 各施設所管部

#### （3）水防体制の充実・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
水防倉庫の整備等	<input type="checkbox"/> 水防倉庫の設置及び資機材の備蓄、更新、補充及び拡充	都市安全部
消防団の強化	<input type="checkbox"/> 都市化や高齢化の進展等の状況の変化に対応した消防団の強化策の検討	消防部

#### （4）森林整備の促進

計画名	計画のあらまし	主担当
緑地保全地区の指定等の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 緑地保全地区の都市計画決定の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 里山林の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 碎石事業後跡地、伐採跡地等植林適地調査	都市安全部 産業文化部 関係部

## 第2 燃えにくい市街地の整備

### 1 取りまとめ責任担当部

都市整備部

### 2 基本方針

本市における、「災害に強い都市の創造」の一環として、「燃えにくい市街地の整備」を以下のとおり総合的に進める。

第1に、都市計画における延焼遮断機能強化の観点の導入による防災ブロック化

第2に、市街地の整備（土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画制度の活用、共同化の促進等）による防災上危険な市街地の解消、建築物の耐震・不燃化の促進並びに公園・道路等の都市施設の創出、優良農地の保全等の実現

### 3 計画

#### （1）まちの「防災ブロック化」の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
道路・河川・鉄道沿線の延焼遮断機能強化施策の推進	□道路・河川・鉄道の有する延焼遮断機能を強化するための沿道の不燃化、緩衝緑地整備、難燃性樹木による街路樹整備等の施策の総合的推進	都市整備部 都市安全部 各施設所管部
防火・準防火地域の指定	□商業地のうち、広域からの不特定多数の人々が集積する主要な地区等における防火及び準防火地域の指定等による耐火建築物等の建築誘導	都市整備部

#### （2）市街地の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
たからづか都市計画マスタークリアープランの推進	□たからづか都市計画マスタークリアープランに基づく都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用による推進	都市整備部
住宅市街地総合整備事業等の推進	□仁川地区における計画的・一体的な都市機能の更新による安全で快適な市街地住宅の供給促進	都市整備部 都市安全部 都市再生機構

### 第3 オープンスペースの確保

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見込み、以下により計画的かつ総合的観点から恒久的なオープンスペースの確保に努める。

第1に、火災の延焼拡大防止と避難地の確保を図るための都市公園の整備

第2に、再開発事業の推進や工場跡地の先行買収等様々な手法の活用により住宅密集地区における空地の集積・連坦化の推進

第3に、農地・緑地の保全及び寺社林、屋敷林等の緑地の保全

#### 3 計画

##### (1) 都市公園の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
都市公園整備事業	□公園の空白地域を最優先とした防災機能を有した公園の計画的整備	都市安全部

##### (2) 空地の集積・連坦化の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
空地の集積・連坦化の推進	□公共施設や公園等の配置をオープンスペース確保の観点から総合的に進めるための関係計画との連携・調整 □公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備、工場跡地の先行買収等による広域防災帯指定ゾーンの拡大推進 □住宅密集地内における「空地」部分の集積・連坦化の推進	都市安全部 関係部

##### (3) 農地・緑地の保全

計画名	計画のあらまし	主担当
緑地保全地区の指定等の推進（再掲）	□南部市街地周辺の自然緑地の緑地保全地区等の指定の推進 □北部地域の自然緑地の緑地保全地区、風致地区等の指定による自然緑地ゾーンの保全、整備 □武庫川右岸地域の六甲山系グリーンベルト地域における防災緑地の整備	都市安全部 関係部 県
生産緑地地区	□南部市街地に点在する生産緑地等の貴重な緑地空間の保全、活用及び整備推進	都市整備部 産業文化部

## 第4 道路・橋梁の整備

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

道路・橋梁の持つ防災機能強化を総合的かつ計画的に進める。

第1に、道路・橋梁の耐震性の強化

第2に、幹線道路、補助幹線道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備に

より、通過交通と地域内交通との錯綜緩和を図るとともに、市内各地域並びに公園・緑道、避難所等、市役所・出張所、救急医療機関その他防災拠点施設相互間のネットワーク化を総合的かつ計画的に進め、非常災害時における緊急輸送道路ネットワークを強化・充実

第3に、道路の整備に伴い「橋梁の新設」を推進するとともに、関係機関に対し協力要請

第4に、道路の整備や橋梁の架設に当たっては、歩道・自転車道の整備・拡幅、段差の解消その他の要配慮者の歩行・避難に配慮した「ひとにやさしい道路環境の整備」推進

第5に、非常災害発生時における施設損壊後の迅速な応急復旧を行うために必要なソフト・ハード両面にわたる非常時活動体制の整備・強化」を図ることにより、総合的に道路・橋梁の災害対応力を強化

### 3 計画

#### (1) 道路・橋梁の耐震性強化

計画名	計画のあらまし	主担当
道路、橋梁の耐震性の強化	<input type="checkbox"/> 市管理道路の耐震性の強化、必要な防災施設の整備 <input type="checkbox"/> 地震に対する橋梁の安全性の確保を図るために市道橋梁の点検並びに落橋防止等の工事の実施 <input type="checkbox"/> 国、県、西日本高速道路株式会社が行う道路、橋梁の耐震性の強化	都市安全部 国、県 西日本高速道路(株)

#### (2) 道路の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
都市計画道路整備事業	<input type="checkbox"/> 都市計画道路の整備による広域・都市間の連携、都市内における地域間の連絡強化のためのネットワークの形成 <input type="checkbox"/> 防災機能を兼ね備えた都市空間の確保、また、緊急輸送路及び避難路等歩行者動線としての都市計画道路の整備推進	都市安全部 県
生活道路整備事業	<input type="checkbox"/> 宝塚市生活道路整備条例（平成12年条例第32号）に基づき指定する道路及び狭い道路における建築時の後退指導に併せた用地買収及び道路の拡幅整備	都市安全部

※ 参照 ⇒ 都市計画道路一覧表（資料・様式編2-3-2）

※ 参照 ⇒ 都市計画道路網図（資料・様式編2－3－3）

(3) 橋梁の架替・新設

計画名	計画のあらまし	主担当
道路橋梁新設・改良事業	<input type="checkbox"/> 老朽化の著しい橋梁・狭い橋梁の架替・改良や河川整備に伴う橋梁の架替の推進 <input type="checkbox"/> 武庫川右岸と左岸の地域間の連絡強化のための新たな橋梁の整備推進	都市安全部 国、県

(4) ひとにやさしい道路環境の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
道路環境の整備	<input type="checkbox"/> 要配慮者が安心して歩ける道路として、歩道の両側設置、段差の解消の推進 <input type="checkbox"/> 延焼遮断機能の不足する道路や、避難上必要と認められる路線への難燃性樹種の選定に関する配慮と共に場合によっては撤去を検討	都市安全部 県
道路標識の整備	<input type="checkbox"/> 道路標識の設置や拡幅・改良工事への災害時の避難の安全確保の観点から必要な配慮	都市安全部 県

(5) 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
非常時活動体制マニュアルの作成（再掲）	<input type="checkbox"/> 迅速な非常時活動体制を確立するための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 国、県

## 第5 消防水利網の整備

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

阪神・淡路大震災その他過去の災害事例の教訓を踏まえ、大規模地震発生時における多様な消防水利網の整備・強化を以下のとおり総合的かつ計画的に進める。

第1に、河川等自然水利を「消防水利として活用」するために必要な条件整備

第2に、水道消火栓の損壊時にも利用可能な水利としての防火水槽の整備

第3に、初期消火活動用の消防水利として、各地域における雨水の一時貯留・防火用水の設置等を促進

第4に、消防部・上下水道局及び県等の非常時における消防用水利供給・補充等に関する連携・協力の強化を要請

### 3 計画

#### (1) 河川等自然水利を活用するための条件整備

計画名	計画のあらまし	主担当
河川・ため池等の活用	<input type="checkbox"/> 主要な河川や大規模なため池等を防災帶・防災施設として位置づけ <input type="checkbox"/> 主要な河川や大規模なため池等を震災時の避難地、消防用水利として活用できるように整備 <input checked="" type="checkbox"/> 林野火災用消防水利マップ、給水要領の作成 <input type="checkbox"/> 空中消火用給水資機材の整備	都市安全部 消防部 各施設所管部 国、県

#### (2) 消火栓・防火水槽の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
消防水利整備事業	<input type="checkbox"/> 既存防火水槽の適正な維持管理を図る <input type="checkbox"/> 防火水槽保有量の最適化を進める	消防部

#### (3) その他多様な消防水利の確保

計画名	計画のあらまし	主担当
その他多様な消防水利 の整備	<input type="checkbox"/> ビル保有水、プール、雨水貯留施設、親水公園・公共下水道雨水幹線等の利用を円滑に行うための条件整備の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 空中消火用消火水利所有者との協力協定を締結	消防部 各施設所管部

#### (4) 消防本部・上下水道局及び県等の連携の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
非常災害時における消防水利確保のための連携強化	<input type="checkbox"/> 県等河川・川下川ダム・深谷ダム・用水施設管理者等との非常災害時における消防用水確保のための連携強化、必要な協力作業実施手順等の作成要請	消防部 上下水道局

## 第2節 都市公共施設の災害対応力の強化

計画の体系	第1 市の施設及びその他公共公益施設 第2 ライフライン施設 第3 鉄道施設
-------	--

### 第1 市の施設及びその他公共公益施設

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

本市の地域特性を踏まえるとともに、同時多発的かつ大規模な災害発生時に迅速かつ適切な救援・復旧活動の拠点となるべき「市及び防災関係機関施設」及び「病院その他不特定多数の者が利用する公共公益施設」に関して、以下により災害対応力の強化を総合的に進める。

第1に、災害に強い防災拠点機能の整備・強化

第2に、施設職員・利用者の安全確保と適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力を用いたため必要な「非常時活動体制の整備・強化」を図ることにより総合的に市施設及びその他公共公益施設の災害対応力を強化

#### 3 計画

##### (1) 災害に強い防災拠点機能の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
地域ステーション整備事業 (再掲)	<p>□市内を7つの地域に分け、1地域ごとに1か所ずつ地域ステーションを整備</p> <p>□地域ステーション及びその周辺に以下をめやすとした必要な設備・備蓄等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●応急対策用資機材の備蓄</li><li>●備蓄庫の設置及び生活救援活動拠点施設として必要な物資の備蓄</li><li>●応急給水拠点としての飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理</li><li>●地域防災無線の整備若しくは維持・点検</li><li>●パソコンネットワークの整備若しくは維持・点検</li><li>●災害時輸送車両の出入りを想定した環境整備</li></ul>	都市安全部 各施設担当部

計画名	計画のあらまし	主担当
地区防災拠点整備事業 (再掲)	<input type="checkbox"/> 小・中学校等を各コミュニティにおける「地区防災拠点」と位置づけ <input type="checkbox"/> 小・中学校等に以下をめやすとした必要な設備・備蓄等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●毛布等の避難所等用物資の備蓄</li> <li>●その他避難所等としての住環境整備</li> <li>●ろ水機・発電機等ライフライン停止時用資機材の備蓄</li> <li>●地域防災無線の設置整備若しくは維持・点検</li> <li>●パソコンネットワークの整備若しくは維持・点検</li> <li>●窓ガラスの飛散防止措置</li> </ul>	都市安全部 各施設担当部
小・中学校プールの改築・改修事業	<input type="checkbox"/> 災害時におけるプールの水利活用に万全を期するための小・中学校プールの計画的な改築・改修 <input type="checkbox"/> プール改築・改修時の配管接続部分の免震処理及び設備機器の固定等による耐震補強	教育部
市の施設における情報連絡拠点としての整備	■情報連絡体制の整備	都市安全部 各施設所管部
鉄道駅・ホテル・競馬場・劇場等施設における情報連絡拠点としての整備	■情報連絡体制の整備	都市安全部 各施設所管部

※ 参照 ⇒ 地域ステーション整備計画（資料・様式編2-4）

## (2) 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
各施設における防災計画の見直し	<input type="checkbox"/> 非常時における各施設の職員・施設利用者の役割や行動を示した防災マニュアルの作成及び実践的な訓練の定期的な実施 <input type="checkbox"/> 施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所に関する要配慮者への配慮 <b>■</b> 災害警戒時の防災情報収集・連絡体制の確立 <b>■</b> 災害種別ごとの防災マニュアルの整備 <b>■</b> 「見やすい、分かりやすい」避難所標識等の整備	都市安全部 各施設所管部
各施設における防災点検の実施	<input type="checkbox"/> 事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、施設建物及び扉等の防災性能の調査・補強、防災設備の作動点検等の推進	都市安全部 各施設所管部
各施設における施設周辺地域との交流の推進	<input type="checkbox"/> 日常的な交流を通じた非常時の地域ぐるみの防災体制の素地づくり <input type="checkbox"/> 学校や福祉施設における相互支援協力体制の確保	都市安全部 各施設所管部
鉄道駅・ホテル・競馬場・劇場等施設における非常時活動体制の整備・強化	<b>■</b> 市施設に準ずる整備	都市安全部 各施設所管部

## 第2 ライフライン施設

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

ライフライン施設の災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

また、今後隨時発表される報告書・指針等を基にして、災害対応力の整備・強化のために必要な研究を行う。

第1に、供給・処理施設等ライフライン自体の耐震・耐水性の強化、バックアップ機能の強化、施設情報管理システムの充実等災害に強いライフライン施設の整備・強化

第2に、大規模地震発生時における二次災害防止のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化

第3に、供給停止に対する代替サービス提供のための整備・強化

第4に、適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力をを行うために必要な非常時活動体制の確立

### 3 計画

#### (1) 災害に強いライフライン施設の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
水道施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"><li>□浄水場や配水池等の主要構造物の耐震診断、補修等の実施</li><li>□浄・配水施設の設備機器の増設・改良時の耐震性の強化、自家発電設備の適正な管理</li><li>□導水トンネル等の補強策の検討</li><li>□送水管や配水幹線などの基幹管路については、耐震性の高い工法や管材料を採用して整備</li><li>□給水装置は、耐震化の高い管材料を採用して整備</li><li>□給水装置は、受水槽や高置水槽の転倒防止策等を講ずるよう指導</li></ul>	上下水道局
水道施設のバックアップ機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>□基幹管路の二系統化</li><li>□配水区相互間の連絡配水管の整備</li><li>□配水区域のブロック化や配水管のループ化による早期に復旧しやすい管路整備</li></ul>	上下水道局
下水道施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"><li>□下水道施設のストックマネジメント計画に基づく既存下水道施設の耐震化の推進</li></ul>	上下水道局 県
下水道配管情報管理システムの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>□マッピングシステム等の導入による管路等の管理体制の強化及び復旧支援体制の強化</li></ul>	上下水道局
上水道施設における設備面の災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"><li>□機械設備や薬品管理における予防対策の強化</li></ul>	上下水道局

計画名	計画のあらまし	主担当
電力施設の耐震化	□変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震化の推進	都市安全部 関西電力(株) 関西電力送配電(株)
電話施設の耐震化	□通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化の推進や予備電源設備の強化等の防災性能の向上	都市安全部 西日本電信電話(株)
都市ガス施設の耐震化	□地震計の設置と供給区域の緊急分割ブロック化 □マイコンメーター(安全装置付ガスマーター)の設置や中・低圧導管の耐震対策の推進	都市安全部 大阪ガスネットワーク 株式会社

(2) 二次災害防止のための対策の充実・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
ライフライン施設災害対策連絡協議会の設置	□電気、ガス、通信、上下水道の各施設所管機関の実務担当者並びに道路管理者等関係機関からなる連絡協議会の設置	都市安全部 各所管部 各機関

(3) 代替サービス提供のための整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
L P ガス代替サービス供給体制の整備	□関連会社及びL P ガス業界との協力体制の整備	都市安全部 L P ガス販売事業者
「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web 171）」の提供	□電話のふくそう緩和の対策として実施される「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web 171）」の提供に関する情報の事前周知	都市安全部 西日本電信電話(株)

(4) 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
ライフライン復旧のための非常時活動体制マニュアルの作成	□迅速な非常時活動体制を確立し、二次災害防止とライフラインの迅速な復旧作業を行うための活動体制マニュアルの作成	都市安全部 各所管部 各機関

### 第3 鉄道施設

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

鉄道施設の災害対応力の強化を以下のとおり総合的に進める。

また、今後、隨時発表される報告書・指針等を基にして、災害対応力の整備・強化のために必要な研究を行う。

第1に、鉄道施設自体の耐震性の強化

第2に、大規模災害発生時における職員・利用者の安全確保を行うために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化

第3に、被害を未然に防止し、迅速な応急復旧を行うために必要なソフト・ハード両面にわたる非常時活動体制の整備・強化等

#### 3 計画

##### (1) 鉄道施設自体の耐震性の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
鉄道施設の耐震化の推進	□駅舎・橋梁・法面・溝きょ、電線路支持物等の鉄道施設の計画的な改良強化	都市安全部 各鉄道会社

##### (2) 職員・利用者の安全確保

計画名	計画のあらまし	主担当
運転士、指令間の情報連絡設備の整備	□耐震列車防護装置、落石警報装置等緊急時における列車の緊急停止装置の整備推進 □運転士と指令間の無線による情報連絡設備の整備推進	都市安全部 各鉄道会社

##### (3) 非常時活動体制の整備・強化等

計画名	計画のあらまし	主担当
震災対策本部設置時の取扱手順に基づく非常時活動体制の整備・強化	□各鉄道会社において震災対策本部が設置された場合の職員に対する初動措置の習熟 □各鉄道会社において震災対策本部が設置された場合に備えた資機材・物資等の備蓄 □県・市・関係機関・協力会社等との連携体制の確立 □地震発生時における早期点検体制の確立	都市安全部 各鉄道会社
風水害対策の強化	□鉄道沿線樹木の倒壊予防や架空電車線の振れ止め強化、橋梁上又は高架部分等に設置の風速計により風速の監視等の風害対策の強化 □雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びにデータ放送による降雨状況、河川水位、台風、週間天気予報等の情報収集体制の整備	都市安全部 各鉄道会社

(4) 鉄道事故災害予防のためのハード環境整備

計画名	計画のあらまし	主担当
JR西日本、阪急電鉄における安全運行環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高架橋、橋梁、盛土、トンネル定期検査の実施及び結果に基づく補強、取替等</li> <li>■土砂災害、線路近接施設等の落下、倒壊による線路被害の防止</li> <li>■踏切道の立体交差化、構造の改良、統廃合の促進</li> </ul>	都市安全部 各鉄道会社

(5) 鉄道事故災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし	主担当
JR西日本、阪急電鉄における鉄道の事故情報、災害情報収集・連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観測・監視機器（地震計、風速計、雨量計等）の整備</li> <li>■通信施設（緊急連絡用電話、指令専用電話、ファクシミリ、列車無線、携帯無線機等）の整備</li> <li>■重大な被害を伴う事態に至らない事故の報告義務の徹底及び原因究明に基づく改良・改善</li> </ul>	都市安全部 各鉄道会社
JR西日本、阪急電鉄における大規模事故災害等活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鉄道車両火災、設備火災等初期消火体制の整備</li> <li>■災害発生時の旅客の案内、避難誘導等安全確保体制の整備</li> <li>■初動対応要領の整備</li> <li>■応急対策、復旧対策実施に関する詳細要領の整備</li> <li>■大規模事故災害等対応防災教育及び防災訓練の実施</li> <li>■消防、警察等関係機関等との連携体制の充実</li> </ul>	都市安全部 消防部 各鉄道会社
JR西日本、阪急電鉄における車両検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新技術を取り入れた検査機器の導入による検査制度の向上</li> <li>■検査修繕担当者の教育訓練内容の充実</li> <li>■車両故障データ及び検査データの活用</li> </ul>	都市安全部 各鉄道会社
踏切事故、置石等による列車脱線事故防止のためのPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>■近畿運輸局、県及び鉄道事業者によるポスターの掲示、チラシ類の配布</li> <li>■広報たからづか、市ホームページ等の活用による交通安全教育の推進</li> </ul>	企画経営部 各所管部 各鉄道会社

## 第3節 被害の軽減・防止

計画の体系	第1 地震火災の防止
	第2 建築物の耐震性の強化
	第3 地盤の液状化対策
	第4 土砂災害対策
	第5 ブロック塀等対策
	第6 落下物等対策
	第7 危険物・有毒物等対策
	第8 雜踏事故対策

### 第1 地震火災の防止

#### 1 取りまとめ責任担当部

消防部

#### 2 基本方針

地震による被害の発生は複雑多岐にわたる。とりわけ住宅密集地の被害は計り知れないものがある。特に、大地震による大規模火災や特殊火災は多大な人的・物的被害が予測されることから以下の施策を基本に地震火災の防止に努める。

第1に、一般住宅に対する防火指導、危険物施設、LPG等高圧ガス施設等の出火防止・安全等火災予防のための指導の徹底

第2に、消防水利の充実と科学消防力の強化等

第3に、災害時消防活動計画の確立

第4に、初期消火体制の整備・強化

#### 3 計画

##### (1) 火災予防の徹底指導

計画名	計画のあらまし	主担当
一般住宅に対する防火指導	<input type="checkbox"/> 震災時における出火防止及び通常時の火災予防の指導強化 <input type="checkbox"/> 地域の自主防災組織、女性防火クラブ及び企業の自衛消防の組織等を通じた一般家庭の住民や企業の従業員等に対する消火器具の取扱指導の徹底 <input type="checkbox"/> 住宅用火災警報器の未設置世帯への設置促進及び設置済みの各家庭における適正な維持管理に関する啓発活動	消防部
防火対象物の防火体制の強化推進	<input type="checkbox"/> 消防法に規定する防火管理者が必要な対象物への防火管理者選任についての指導徹底 <input type="checkbox"/> 防火管理者に対する消防計画の作成、同計画に基づく消火・避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備・火気使用又は取扱いに関する指導 <input type="checkbox"/> 消防法に規定する大規模防火対象物、高層建築物等	消防部

計画名	計画のあらまし	主担当
	<p>の防災管理者が必要な対象物への計画的な教育訓練・実践訓練の実施、防災管理に関する指導</p> <p>□宝塚市査察規程に規定する予防査察の徹底実施による市内の防火対象物の実態把握、火災発生危険の排除、予防対策の効果的指導</p>	
危険物施設・LPG等高圧ガス施設の防火体制、安全性確保の指導	<p>□消防法の規制を受ける危険物施設やLPG等高圧ガス施設の所有者・占有者に対する自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育等の計画的な実施等の指導</p> <p>□危険物施設・LPG等高圧ガス施設に対する年間査察計画に基づく立入検査の実施及び災害防止上必要な事項についての助言又は指導の徹底</p> <p>□火災予防条例に規定される少量危険物・指定可燃物等の所有者及び占有者に対する年間査察計画に基づく立入検査の実施及び災害防止上必要な事項についての助言又は指導の徹底</p>	消防部
建築確認同意制度の活用	□建築物の新築・増改築等計画の段階等における消防法の規定や建築基準法の防火に関する規定の効果的な運用による防火対策の徹底	都市整備部 消防部
林野火災に強い地域づくりの推進	<p>■防火線・防火林の整備等森林環境の整備</p> <p>■森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導</p> <p>■林野火災多発期における監視パトロール等の実施</p> <p>■防火思想の普及</p>	消防部
山火事予防運動等の実施	<p>■山火事予防運動（3月予定）の実施</p> <p>■火災気象通報発表時の出火防止の緊急呼びかけ</p>	消防部

## （2） 消防水利の充実と科学消防力の強化等

計画名	計画のあらまし	主担当
消防水利の充実と防火水槽の整備	<p>□水道施設の耐震化による消火栓の機能拡大</p> <p>□既存防火水槽の適正な維持管理を図る</p> <p>□防火水槽保有量の最適化を進める</p>	消防部 上下水道局
科学消防力の強化	<p>□大規模火災、特殊火災に備えた消防ポンプ自動車等の配備及び質的向上（地震防災緊急事業五箇年計画にて整備）</p> <p>□大規模災害、特殊災害に備えた消防力の充実（防災基盤整備事業にて整備）</p> <p>□兵庫県消防防災航空隊等の航空機の運用を含めた空中消火体制の在り方についての検討</p> <p>□電気通信の技術革新と進展の展望、消防通信体制の充実、機器の改善等に関する調査研究による消防通信の高度化及び体制の強化</p>	消防部

(3) 災害時消防活動計画の確立

計画名	計画のあらまし	主担当
災害時消防活動計画の確立	□消火、救助事案の同時多発時における活動体制の確立	消防部

(4) 初期消火体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
市消防団の活用	□消防団に対する任務遂行が機能的かつ効果的に発揮できる資機材の計画的導入 □消防団員の融和と団結、資質向上に資する各種訓練の定期的な実施 □消防団の定員確保や女性消防団員による火災予防啓発及び応急手当普及啓発の技術向上	消防部
自主防災組織・自衛消防隊の連携による初期消火体制の整備・強化	□自主防災組織の結成促進 □自主防災組織に対する防災資器材等の整備、消火技術の習熟、地域内の自衛消防隊との連携・協力体制の確立 □地域における消火訓練への参加促進 □印刷物等の配布による初期消火能力の向上	消防部
防火管理者等による自衛消防体制の整備	■自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟 ■消防用設備等の点検・整備 ■各種訓練の実施	消防部

(5) 消防力強化のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし	主担当
各火災防ぎよ計画に基づく災害活動マニュアルの作成	■林野火災、車両火災、危険物火災、航空機火災、ガス火災、放射性物質火災等の災害活動マニュアル	消防部
危険物等データベースの整備	■総務省消防庁危険物災害等情報支援システム活用体制の整備 ■その他関係機関との連携方策の確立	消防部
火災防ぎよ訓練等の実施	■林野火災、車両火災、航空機火災防ぎよ訓練 ■集団災害時救急訓練 ■特殊災害訓練 (基本訓練、放射性物質災害対策訓練、大規模交通災害対策訓練、毒劇物災害対策訓練等)	消防部
広域応援体制の維持・強化	■県内外他市町消防組織との相互応援体制 ■中国自動車道・新名神高速道路沿道他市町消防組織との連携方策 ■広域消防応援に関する活動要領の整備、習熟	消防部
事業所との応援体制の維持・強化	■消防サポート隊協力事業所との連携体制	消防部

## 第2 建築物の耐震性の強化

### 1 取りまとめ責任担当部

都市整備部

### 2 基本方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、本市としては、国及び兵庫県と連携し、所有者等の取組ができる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題の解決を図るとともに、所有者等に対して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を行う。

本市は、「宝塚市耐震改修促進計画」に掲げた耐震化率の目標をめざし、以下のとおり総合的に住宅・建築物の耐震化の強化促進を図る。

第1に、住宅の耐震化

第2に、市有建築物の耐震化

第3に、多数利用建築物の耐震化

第4に、高層建築物への長周期地震動対策

### 3 計画

#### (1) 住宅の耐震化

計画名	計画のあらまし	主担当
宝塚市耐震改修促進計画に定めた耐震化率目標	□宝塚市耐震改修促進計画の作成・更新による住宅耐震化率等の定期的な目標設定の見直し	都市整備部 国、県
簡易耐震診断推進事業の普及啓発等	□耐震化の促進のための「簡易耐震診断推進事業」の普及啓発等	都市整備部 県
住宅耐震化促進事業の普及啓発等	□既存民間住宅の耐震化を促進し、安全・安心なすまい・まちづくりを推進するため、住宅の耐震改修の計画づくりや耐震改修工事等を実施する方にその費用の一部を市や県が補助する事業の普及啓発	都市整備部 県
住宅の耐震化に係る事業制度等の整備及び普及啓発等	□耐震診断及び耐震改修に係る市民相談体制の整備、補助金や税制優遇措置等の制度の普及啓発等	都市整備部

#### (2) 市有建築物の耐震化

計画名	計画のあらまし	主担当
宝塚市耐震改修促進計画に定めた耐震化率目標	□宝塚市耐震改修促進計画において耐震化の対象とする市有建築物（市庁舎等の防災拠点と学校や共同利用施設等の避難所等のほか市営住宅及び多数の者が利用する用途の建築物）の目標設定	都市整備部 各施設所管部 国、県
市有施設及び公共公益性の高い建築物の耐震診断及び耐震改修の実施	□災害時における避難、救護、復旧対策活動の拠点となる市有施設及び病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設の耐震診断及び耐震改修の計画的な実施	都市整備部 各施設所管部 国、県

(3) 多数利用建築物の耐震化

計画名	計画のあらまし	主担当
宝塚市耐震改修促進計画に定めた耐震化率目標	□宝塚市耐震改修促進計画の作成・更新による多数利用建築物の定期的な目標設定の見直し	都市整備部 国、県
多数利用建築物の耐震化に係る事業制度等の整備及び普及啓発等	□多数利用建築物の所有者が円滑に耐震診断及び耐震改修を行うための相談体制を整備、必要な助言、補助金や税制優遇措置等の制度の普及啓発	都市整備部 国、県

(4) 長周期地震動への対策の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
高層建築物への長周期地震動対策	□高層建築物防災計画において、長周期地震動対策を講じるための指導及び助言	都市整備部

### 第3 地盤の液状化対策

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

「公共土木構造物及び防災拠点施設」「その他建築物」の2つの場合における、地盤の液状化対策を以下のとおり総合的に地盤の液状化対策を進める。

第1に、主要幹線道路、河川堤防、橋梁等公共土木構造物の液状化対策の推進

第2に、ライフライン施設の液状化対策の推進

第3に、対策工法のPR強化等による液状化対策工法の実施促進

第4に、液状化に関する情報の収集及び提供

#### 3 計画

##### (1) 公共土木構造物の液状化対策の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
公共土木構造物の液状化対策の推進	□公共土木構造物に関する必要に応じた地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策等の実施	都市安全部 各所管部 国、県

##### (2) ライフライン施設の液状化対策の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
ライフライン施設の液状化対策	□地下に埋設される管路に対する耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づく地盤改良、可とう性・伸縮性・冗長性の確保等の液状化対策の実施	都市安全部 各所管部 県内各機関

##### (3) 液状化対策工法の実施促進

計画名	計画のあらまし	主担当
液状化対策工法の実施促進	□地盤に液状化の可能性がある場合の対策指導	都市安全部 都市整備部 県

##### (4) 液状化に関する情報の収集及び提供

計画名	計画のあらまし	主担当
地盤データの収集及びデータベース化	□埋立地や旧河道などの液状化のおそれのある箇所をはじめとした浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実	都市安全部 県
地域地盤情報の公開体制の整備・促進	□防災アセスメントにより把握された液状化危険度をはじめとする各種の地盤情報の公開体制の整備・促進	都市安全部

## 第4 土砂災害対策

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」に即して、「降雨時」「地震時」の2つの場合における土砂災害対策を以下のとおり総合的に進める。

また、法令の改正、各種制度の更新・拡充、国等のガイドライン・指針等を基に、土砂災害の未然防止及び減災対策として必要な調査・研究及び施策・事業を実施する。

- 第1に、土地利用の適正化の指導
- 第2に、斜面崩壊防止対策の推進
- 第3に、造成地災害防止対策の推進
- 第4に、山地災害・土石流等防止対策の推進
- 第5に、土砂災害対策の充実
- 第6に、警戒・安全避難意識の醸成

### 3 計画

#### (1) 土地利用の適正化の指導

計画名	計画のあらまし	主担当
防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保	<input type="checkbox"/> 都市の災害危険性の的確な把握及び周知 <input type="checkbox"/> 災害に強いまちづくりという観点から総合的な検討を行った上での土地利用の適正化の指導	都市整備部 県
土砂災害危険箇所等の周知の徹底と法の適切な運用	<input type="checkbox"/> 防災マップの作成等により土砂災害危険箇所等の周知 <input type="checkbox"/> 土砂災害に関する法律の適切な運用	都市安全部 都市整備部 県

#### (2) 斜面崩壊防止対策の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
急傾斜地崩壊危険区域の指定及び整備	<input type="checkbox"/> 急傾斜地の崩壊に関する危険区域指定の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進	都市安全部 県
急傾斜地崩壊危険箇所の巡視及び啓発活動等	<input type="checkbox"/> 集中豪雨等によるがけ崩れや崩壊の危険が予想される場合の巡視の実施、危険区域内居住者宅への避難所等の周知、警戒事項の徹底等安全確保のための啓発活動 <input type="checkbox"/> 適宜詳細調査の実施による新しい危険箇所の把握	都市安全部 県

\* 参照 ⇒ 急傾斜地崩壊危険区域（資料・様式編1-2-2-2）

(3) 造成地災害防止対策の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
宅地危険箇所一覧表の作成	□市内の災害のおそれのある宅地に関する宅地危険箇所一覧表の作成	都市整備部
災害防止に関する指導・監督等	<input type="checkbox"/> 都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法その他に基づく宅地造成地の許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督の実施 <input type="checkbox"/> 宅地造成地の巡回等による違法開発行為の取締り <input type="checkbox"/> 宅地造成地の梅雨期や台風期の巡回強化及び注意呼び掛け <input type="checkbox"/> 危険宅地の所有者が改善工事を実施する場合の宅地保全相談の技術に関する指導	都市整備部 県

※ 参照 ⇒ 宅地造成工事規制区域（資料・様式編1－2－5）

(4) 山地災害・土石流等防止対策の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
山地災害危険地区の安全化	<input type="checkbox"/> 森林整備事業に基づき治山工事を計画的に推進 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区の周知及び警戒避難体制の確立等の災害軽減防止策の実施	都市安全部 県
土石流危険渓流の安全化	<input type="checkbox"/> 砂防ダム及び流路工等の砂防関係工事の推進 <input type="checkbox"/> 危険区域内居住者宅への警戒又は避難を行うべき基準雨量の設定、避難所等の周知、警戒事項の徹底等安全確保のための啓発活動	都市安全部 県

※ 参照 ⇒ 山地災害危険地区（資料・様式編1－2－3）

(5) 土砂災害対策の充実

計画名	計画のあらまし	主担当
土砂災害警戒区域等の指定促進と市民への周知	<input type="checkbox"/> 県との連携による土砂災害警戒区域等の指定が必要な箇所への指定促進及び該当箇所周辺住民等への指定の趣旨、必要性、効果等の周知 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域に対する危険度調査の実施及び水害危険予想箇所（山崖崩れ）の指定	都市安全部 県
土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の実施	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域ごとの情報収集伝達方法、避難所等の設定等の警戒避難体制の整備及び市民への周知	都市安全部
土砂災害関連情報等の収集・伝達	<input type="checkbox"/> 県や気象台等から提供される土砂災害に関する気象情報・各種警報等の的確な把握 <input type="checkbox"/> 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備・更新 <input type="checkbox"/> 防災ラジオ、安心メール（ひょうご防災ネット）、SNS及びすみれ防災スピーカー（防災行政無線）等を活用した、必要な地域への情報伝達体制の整備	都市安全部

※ 参照 ⇒ 土砂災害警戒区域（資料・様式編1-2-2-1）

※ 参照 ⇒ 土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設等（資料・様式編1-4）

(6) 警戒・安全避難意識の醸成

計画名	計画のあらまし	主担当
地区防災計画・地域版防災マップの活用	<input type="checkbox"/> 個別の土砂災害警戒区域等の対象住民への地区防災計画及び地域版防災マップの作成・活用の促進	都市安全部
防災学習会や防災訓練等の実施	<input type="checkbox"/> 土砂災害への警戒、土砂災害警戒区域等指定状況、安全な避難方法等に関する防災学習会や防災訓練の定期的な実施	都市安全部

## 第5 ブロック塀等対策

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」に即して、「学校等公共施設周辺の道路並びに緊急輸送路若しくは避難用道路の沿道」、「その他の道路沿道」の2つの場合における、ブロック塀等対策を以下のとおり総合的に進める。

また、今後、隨時発表される報告書・指針等を基にして、市におけるブロック塀等の安全化対策のために必要な研究を行う。

第1に、学校等公共施設の接道部をはじめとする生け垣化の推進

第2に、事前指導の強化

第3に、定期点検の実施その他安全確保のためのPRの徹底

### 3 計画

#### (1) 生け垣化の推進

計画名	計画のあらまし	主担当
学校等公共施設における緑化・生垣化の推進	□小・中学校、保育所、総合福祉センター等市施設の接道部における緑化・生垣化の推進	都市安全部 各所管部
宝塚市生垣等緑化推進助成金の活用及びPR	□宝塚市生垣等緑化推進助成金交付要綱の一層の活用及びPRの推進	都市安全部

#### (2) 事前指導の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
事前指導の強化	□建築確認行政の中での指導の強化 □建設業者に対する安全施工の実施についての協力要請	都市整備部

#### (3) 定期点検の実施その他安全確保のためのPR

計画名	計画のあらまし	主担当
定期点検の実施その他安全確保のためのPR	□ブロック塀等の定期点検の実施その他安全確保のためのPRの徹底 □狭あい道路沿い等のブロック塀等重量塀の所有者に対する改修・除去その他安全化措置の実施の促進に関するPRの実施	都市整備部

## 第6 落下物等対策

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」に即して、「屋内における落下物」、「ビル関連落下物」、「道路上における落下物」の3つの場合における、落下物等対策を以下のとおり総合的に進める。

また、今後、隨時発表される報告書・指針等を基にして、市における落下物等対策のために必要な研究を行う。

第1に、学校その他公共施設における落下物防止対策の推進

第2に、家具類等の固定や棚の上の整理等の必要性のPR

第3に、学校等公共施設周辺の道路及び緊急輸送用道路並びに避難用道路の沿道等を中心とした落下物危険の防止

### 3 計画

#### (1) 学校等公共施設における落下物危険の防止

計画名	計画のあらまし	主担当
学校等公共施設における落下物危険の防止	<input type="checkbox"/> 小・中学校、保育所等の公共施設の窓ガラスへの飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化等の措置 <input type="checkbox"/> 小・中学校、保育所等の公共施設の屋内における倒壊・落下物危険の防止	都市安全部 各所管部
不特定多数の人が集まる施設における落下物危険の防止	<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗、文化的施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等に対する落下物危険の防止措置の協力要請	都市安全部 各所管部

#### (2) 家具類の固定の広報等屋内落下物危険の防止

計画名	計画のあらまし	主担当
各家庭における屋内落下物危険の防止	<input type="checkbox"/> 屋内における家具等の転倒、落下物による死傷例が少くないことの広報 <input type="checkbox"/> 家具類・冷蔵庫・テレビ等の転倒防止措置の促進 <input type="checkbox"/> 高層建築物における長周期地震動の危険性や家具の転倒、落下、移動防止等の重要性の周知及び高層階における室内安全対策の推進	都市安全部 都市整備部 企画経営部

#### (3) 道路上における落下物危険の防止

計画名	計画のあらまし	主担当
自動販売機の転倒防止等	<input type="checkbox"/> 据え付けの悪い自動販売機や立ち枯れしている樹木等の所有者、管理者への転倒、倒壊防止措置の普及啓発	都市安全部 県
外壁タイル等の耐震診断の指導等	<input type="checkbox"/> 広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対する外壁タイル等の耐震診断の指導等	都市整備部 県

## 第7 危険物・有毒物等対策

### 1 取りまとめ責任担当部

消防部

### 2 基本方針

震度6弱以上の地震発生とともに、市内の随所で危険物である毒物・劇物、高圧ガス、火薬類等の危険性物質の爆発、火災あるいはこれに伴う多量の有毒ガスの発生又は有害物質の漏洩による二次災害の発生等は、地域住民の身体や生命及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危険物製造、貯蔵、取扱い、運搬に対し災害防止のための規制や指導及び予防査察を強化するとともに、事業所の関係者並びに危険物取扱者等に対する保安教育と防災知識の普及徹底を図る必要があるため、以下のとおりの施策を総合的に進める。

なお、放射性物質を取扱う施設についても同様の措置を図るものとする。

第1に、立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導

第2に、自主防災体制の確立等の指導

第3に、危険防除のための消防力等の強化

第4に、保安教育の強化並びに防災意識の向上

### 3 計画

#### (1) 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導

計画名	計画のあらまし	主担当
危険物対策	<input type="checkbox"/> 各対象物の位置や構造、設備及び管理の状況の検査及び不備欠陥事項についての改善指導 <input type="checkbox"/> 危険物運搬中の事故による火災等の発生を防止するための危険物を運搬するローリー車及び関係車両の一斉取締りの実施	消防部
高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等対策	<input type="checkbox"/> 対象施設の立入検査の定期的な実施による危険な管理状態の改善についての指導 <input type="checkbox"/> 市火災予防条例に基づく火気使用設備、電気設備等の位置、構造、設備及び火気使用器具の取扱管理についての適正な指導 <input type="checkbox"/> 高圧ガス、液化石油ガス、毒劇物等の貯蔵取扱届出の促進及び災害対策の検討	消防部
放射性物質対策	<input type="checkbox"/> 関係施設の立入検査実施要領による火災予防立入検査 <input type="checkbox"/> 放射性物質の管理及び予防措置、関係施設の防火設備、火気管理状況、関係施設周辺の立入検査等に関する指導	消防部

(2) 自主防災体制の確立等の指導

計画名	計画のあらまし	主担当
危険物対策	<input type="checkbox"/> 危険物施設の実態に応じた火災及びその他の災害の発生予防のための予防規程の作成指導 <input type="checkbox"/> 各施設管理者に対する自衛組織、保安教育、施設の点検及び取扱作業等の自主保安体制の徹底 <input type="checkbox"/> 県・関係機関・団体等との連携による各施設管理者に対する自主的な防災体制確立の指導	消防部
高压ガス・液化石油ガス・毒劇物等対策	<input type="checkbox"/> 建築同意の段階における消防用設備等の設置の適正指導 <input type="checkbox"/> 消防法第8条に基づく消防計画の作成に関連した対象物の実態と高压ガス等の貯蔵取扱量及び危険性を考慮した指導 <input type="checkbox"/> 自衛消防隊の訓練指導等の実施、育成強化	消防部
放射性物質対策	<input type="checkbox"/> 消防法第7条の規定による建築同意する場合における消火作業時の汚染拡大防止が容易なこと、固定消火装置により放射性物資が飛散しないことなどの指導 <input type="checkbox"/> 消防法第8条に基づく消防計画を樹立しなければならない関係施設に対する貯蔵取扱い等をする放射性物質の変更届出、火災発生時の放射性物質の所在、危険度の通報、到着消防隊と連絡要員の指定等の指導	消防部
実践的な活動要領の整備指導の強化	■ 大規模事故灾害等発生時における警戒活動実施要領の作成	消防部
消防等関係機関との協力・連携の強化	■ 大規模工場等火災・爆発等警防地図の作成、更新に関する協力 ■ 大規模事故灾害等発生時の要員・資機材等提供協力体制	消防部

(3) 危険防除のための消防力等の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
危険防除のための消防力の強化	<input type="checkbox"/> 化学車両、救助工作車両等の装備、隊員の安全確保のための防護服の配備、有毒ガス等漏洩探知器の配備等の推進	消防部
警防対策の強化	<input type="checkbox"/> 大量危険物施設の実態調査の実施による実情把握及び科学的根拠による警防計画の樹立 <input type="checkbox"/> 警防計画に基づく訓練の実施及び有事即応対策の確立 <input type="checkbox"/> 科学的根拠に基づいた火災防御計画の検討 <input type="checkbox"/> 火災防御計画の付図とした関係施設の平面図、立面図、正面図等の作成	消防部

計画名	計画のあらまし	主担当
	<input type="checkbox"/> 火災防御計画に基づいた消防訓練の実施 <input type="checkbox"/> 放射性物質取扱施設に関する警防計画への放射性物質の所在、建物の状況、排水施設、消防水利等の明記及び説明書への放射性物質の性状、消火設備等の明記	

(4) 保安教育の強化並びに防災意識の向上

計画名	計画のあらまし	主担当
危険物対策	<input type="checkbox"/> 危険物を保有する事業所の所有者、管理者等に対する防災教育・指導の徹底	消防部
高压ガス・液化石油ガス・毒劇物等並びに放射性物質対策	<input type="checkbox"/> 国・県・関係機関・団体等と連携・協力し、危険物施設関係者の教育に準じて行う	消防部 国、県

## 第8 雑踏事故対策

### 1 取りまとめ責任担当部

消防部

### 2 基本方針

本市の「地域としての災害危険性」に即して、雑踏事故の未然防止と事故が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、必要な災害対策活動を適時・適切に実行し得ることを目標として、以下の3点を重点に雑踏事故対策を進める。

第1に、雑踏事故の未然防止

第2に、雑踏事故警防地図の作成

第3に、非常時活動体制の整備に関する備えの充実（第1章による。）

### 3 計画

#### （1） 雜踏事故の未然防止

計画名	計画のあらまし	主担当
行事等主催者への周知	<ul style="list-style-type: none"><li>■行事内容、事故発生時の対応体制等に関する、管轄警察署・消防本部・医師会・医療機関との事前連絡調整</li><li>■行事等参加者への事故防止のためのPRの徹底</li><li>■発生時における第1報通報連絡要領等の作成</li></ul>	消防部 各所管部
行事等主催者との事前調整	<ul style="list-style-type: none"><li>■消防本部・医師会・医療機関との連携に関する助言</li><li>■警察署との連携に関する助言</li><li>■その他雑踏警備計画書作成に関する助言</li></ul>	消防部 各所管部

#### （2） 雜踏事故警防地図の作成

計画名	計画のあらまし	主担当
雑踏事故警防地図の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>■阪神競馬場警防地図の作成、更新</li><li>■主要祭事・行事警防地図の作成、更新</li></ul>	消防部

## 第4節 要配慮者の安全環境整備

### 1 取りまとめ責任担当部

健康福祉部

### 2 基本方針

要配慮者の安全環境整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、都市のバリアフリー化、地域ぐるみの助け合いによる緊急避難支援体制づくり等人にやさしいまちづくり

第2に、住宅及び公共施設・福祉施設等建築物の耐震性の向上による人的被害の防止

第3に、要配慮者優先の非常時ルールの確立

第4に、要配慮者相互扶助組織、ボランティア団体、事業所等との連携強化や近隣及び遠隔地市町村との相互応援協定の締結

第5に、要配慮者利用施設等利用者の避難確保のための措置

### 3 計画

#### (1) 人にやさしいまちづくり

計画名	計画のあらまし	主担当
都市のバリアフリー化の推進	<input type="checkbox"/> 福祉のまちづくり条例に基づく公共施設の整備の推進と民間事業等の整備の誘導 <input type="checkbox"/> 福祉のまちづくり重点地区整備事業の推進 <input type="checkbox"/> 住宅改良助成事業等各種事業に対する支援の推進 <input type="checkbox"/> 交通バリアフリー重点整備地区における事業の推進	健康福祉部 子ども未来部 都市安全部 各施設所管部
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員や自治会等、在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携による避難行動要支援者に関する情報収集、安全確保や避難支援に係る相互協力体制の整備	健康福祉部 消防部
緊急通報システムの整備等	<input type="checkbox"/> 消防及び警察その他関係機関と連携した要配慮者に対する緊急通報装置を用いた緊急通報システム及び安心キットの普及の整備	消防部 健康福祉部
大規模事故災害等発生における所在確認体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 通所・入所福祉施設への事故情報通報要領の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 名簿登載者への安否確認、事故情報等通報要領の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 県、警察等関係機関との相互協力要領の作成	健康福祉部

#### (2) 建築物耐震性の向上による人的被害の防止

計画名	計画のあらまし	主担当
社会福祉施設等の耐震性の向上	<input type="checkbox"/> 福祉避難所となる公立社会福祉施設の耐震診断・耐震補強工事等の計画的な実施 <input type="checkbox"/> 民間社会福祉施設に対する耐震性向上の措置の促進	健康福祉部 各施設所管部

(3) 要配慮者優先の非常時ルールの確立

計画名	計画のあらまし	主担当
要配慮者優先避難所等の指定・確保等	<input type="checkbox"/> 市施設のうち公民館、共同利用施設、地域利用施設などの公共施設の要配慮者最優先の避難所等とした「予備避難所」としての指定及び必要な環境の整備 <input type="checkbox"/> 県をはじめ関係機関と連携による非常時における要配慮者優先避難所等の確保及び必要な体制の整備	健康福祉部 各施設所管部
福祉避難所の指定・確保	<input type="checkbox"/> 要配慮者の受入れに関する社会福祉協議会、保健福祉サービス公社、社会福祉法人等との協定締結 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設、自主防災組織間等の応援協定の促進 <input type="checkbox"/> 市民・自治会に対する非常時における要配慮者の安全避難への協力に関する広報	健康福祉部 消防部 県
市民向け防災ハンドブックの作成、活用	<input type="checkbox"/> 市民向け防災ハンドブックの活用による避難所等居住時等における要配慮者優先ルールについての市民への周知徹底	都市安全部 消防部
職員用非常時マニュアルの作成、活用	<input type="checkbox"/> 職員用非常時マニュアルの作成による避難所等開設・運営時等における要配慮者優先ルールについての職員への周知徹底	都市安全部 消防部
外国人対策の推進	<input type="checkbox"/> 外国人向け防災パンフレットの作成・配布 <input type="checkbox"/> 外国人に対する防災訓練への参加促進とその他防災知識の普及・啓発 <input type="checkbox"/> 通訳ボランティアの確保	産業文化部 都市安全部

(4) 他市町村・相互扶助組織等との相互応援・連携

計画名	計画のあらまし	主担当
他市町村との相互応援協定の締結	<input type="checkbox"/> 非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先避難所等の確保に関する他市町村との相互応援協定の締結の推進 <input type="checkbox"/> 応援締結市町村との相互応援実施手順等の協議	健康福祉部
相互扶助組織等の連携	<input type="checkbox"/> 県、国等の指導による要配慮者及び家族、知人等で組織される相互扶助組織等との連携の確立	健康福祉部

(5) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等利用者の避難確保のための措置

計画名	計画のあらまし	主担当
洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設等の安全避難の推進	<input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の施設名称及び所在地の指定促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び訓練実施等の促進 <input type="checkbox"/> 区域内における要配慮者利用施設等の管理者等が作成する避難確保計画及び同計画に基づく訓練結果等について、必要な助言等の実施	都市安全部 各施設所管部

※ 参照 ⇒ 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設等 (資料・様式編1-4)

## 第3章 被災者救出・救援及び生活再建支援を適切に行うため の備えの充実

- 第1節 災害時における救助体制の整備・強化
- 第2節 災害時医療救護体制の整備・強化
- 第3節 安全避難の環境整備
- 第4節 生活救援対策の環境整備
- 第5節 災害時における環境・衛生対策の環境整備
- 第6節 災害時における住宅対策の環境整備
- 第7節 災害時における教育対策の環境整備

## 第1節 災害時における救助体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

消防部

### 2 基本方針

「大規模地震発生時」を想定した、救助体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、地震災害の被害特性に適合した救急・救助資機材等の整備・充実

第2に、民間事業所・団体等を含め地域としての自主救急・救助能力の向上

第3に、専門的能力を要する事案に対応するための県及び警察・自衛隊との連携強化

### 3 計画

#### (1) 市における救助・救急体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
災害対応救助・救急用資機材等整備事業	<input type="checkbox"/> 各消防署所に現在配置されている高規格救急車の更新整備をはじめとする救急業務高度化の推進 <input type="checkbox"/> 消防署所、防災用倉庫等への救急用包帯等の外傷処置資材の備蓄 <input type="checkbox"/> 消防機関に設置されている高度救助用資機材、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機等の更新整備	消防部
救急救命士等救急隊員の養成等	<input type="checkbox"/> 救急業務高度化計画に基づく救急救命士等救急隊員の計画的な養成及び職員の訓練	消防部
トリアージタグの配布	<input type="checkbox"/> 市内救急医療関係機関におけるトリアージタグ（傷病者識別票）の配布による救命活動体制の確立	消防部 健康福祉部 県 救急医療関係機関
市救出・救助体制の整備	■各種災害対応用救出、救助用資機材の整備	消防部
市救急搬送体制の整備	■大規模災害時等災害類型別救急搬送活動実施のための詳細要領の作成	消防部

#### (2) 地域としての自主救急・救助能力の向上

計画名	計画のあらまし	主担当
消防団・自主防災組織等の救出・救護活動能力の向上	<input type="checkbox"/> 消防団車庫、防災倉庫等への応急救護資器材及び救助用資器材の整備 <input type="checkbox"/> 消防団、自主防災組織及び地域住民に対する災害時の救出・救護活動に関する教育訓練の実施	消防部
民間患者等搬送事業者等との協力体制の確保	<input type="checkbox"/> 民間患者等搬送事業者等との協力体制の確立による多数傷病者の搬送補完体制の確立	消防部
その他地域としての救急・救助能力向上の促進	<input type="checkbox"/> 地域住民、各企業、各事業所における自主的な防災体制の強化と防災ボランティアの募集登録による	消防部

計画名	計画のあらまし	主担当
	地域の救急・救助能力向上の促進 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動等に関する非常時協力協定の締結 等による地域の救急・救助能力向上の促進	

(3) 県及び警察・自衛隊との連携強化

計画名	計画のあらまし	主担当
兵庫県消防防災航空隊等による傷病者の搬送体制の確立	<input type="checkbox"/> 兵庫県消防防災航空隊、民間所有ヘリコプター等の活用による救急搬送体制の確立	都市安全部 消防部
警察・自衛隊及びその他の救助隊との連携強化	<input type="checkbox"/> 警察、自衛隊及びその他の救助隊との連携強化による同時多発型救助事象への対応体制の確立	都市安全部 消防部 国 県

## 第2節 災害時医療救護体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

市立病院・健康福祉部

### 2 基本方針

大規模災害発生時を想定した災害時医療救護体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、市内初動医療救護体制の整備・充実

第2に、大規模地震時における広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保

第3に、ヘリコプターを中心とした重傷患者搬送体制の確保

第4に、災害発生直後に必要な救急医薬品・医療資器材の備蓄等

第5に、健康対策の推進とこころのケア対策の環境整備

### 3 計画

#### (1) 市内初動医療救護体制の整備・充実

計画名	計画のあらまし	主担当
市内救急医療拠点となる病院の確保	<input type="checkbox"/> 災害発生直後の医療救護活動上重要な「中継拠点病院」となる市立病院の計画的な耐震診断、耐震補強等の実施 <input type="checkbox"/> 市立病院における自家発電装置及び井戸・受水槽等の耐震化、クラッシュ症候群対策として的人工透析設備、非常時対応計画の作成等の推進 <input type="checkbox"/> その他「中継拠点病院」該当病院等における市立病院に準じた対策の促進	市立病院 県
市医師会との連携の強化による災害医療スペシャリストの確保	<input type="checkbox"/> 市医師会との連携の強化による災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施等の推進 <input type="checkbox"/> 市医師会との連携の強化による災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立	市立病院
災害時救急医療拠点としての市立病院の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 大規模事故災害等対応設備の整備 (除染設備、トリアージスペース、無菌室等) <input checked="" type="checkbox"/> 大規模事故災害等対応医薬品・医療資機材の備蓄 (各種解毒剤、抗生素等医薬品、防護服等防護用品) <input checked="" type="checkbox"/> 病院防災マニュアルの整備 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模事故災害等に関する研修、訓練等	市立病院
市内救急告示病院・診療所・市医師会との連携強化	<input checked="" type="checkbox"/> 地域災害救急医療マニュアルの作成 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模事故災害等に関する研修、訓練等への参加 <input checked="" type="checkbox"/> 原因不明の異常症例患者診療時における情報収集・伝達体制の整備	市立病院 健康福祉部

(2) 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保

計画名	計画のあらまし	主担当
広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保	□阪神地域における後方支援ネットワークの強化 □県並びに隣接府県の後方支援医療機関とのネットワークの確立の促進	消防部 市立病院 県
後方支援医療機関データベースの整備	■多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質等の中毒を伴う負傷者に対応可能な医療機関への搬送に関するデータベースの整備	消防部 市立病院

(3) 重傷者搬送体制の整備・充実

計画名	計画のあらまし	主担当
県防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確保	□震災時に多発すると想定される家屋倒壊等による傷病者の救命対策としての県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター等の航空ルートによる救急搬送体制の確保	消防部 県

(4) 医薬品・医療資器材の確保

計画名	計画のあらまし	主担当
市医師会等との協力体制の確保	□避難所等で使用する医薬品等をはじめ、救急医薬品・医療資器材等の調達を適切に行うための市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会との協力体制の確保	健康福祉部
自動体外式除細動器（AED）の設置普及	□市内の公立施設へのAEDの設置及び民間施設に対するAEDの設置協力の推進 □AED講習の実施などによるAEDの普及啓発	健康福祉部 消防部 子ども未来部 関係部
市内事業者・関係団体との協力協定締結	■大規模事故災害等対策用医薬品・医療資器材等の確保 ■緊急調達における協力支援	健康福祉部
県、国との連携強化	■大規模事故災害等対策用医薬品、医療機器、衛生材料、輸血用血液等の緊急供給要請に関する詳細要領の整備	健康福祉部

(5) 健康対策の推進とこころのケア対策の環境整備

計画名	計画のあらまし	主担当
被災者の健康管理	■保健師、栄養士等による避難所等の健康支援 ■2次的健康障害の予防	健康福祉部 県
「こころ」のケア対策のための環境整備	□県（宝塚健康福祉事務所、精神保健福祉センター）、市医師会、市内関係医療機関との連携・協力による精神科医療体制の環境整備 □保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立	健康福祉部 県

## 第3節 安全避難の環境整備

計  
画  
の  
体  
系

- 第1 避難所等の指定・整備
- 第2 避難誘導体制の整備・強化
- 第3 避難行動要支援者の安全避難の確保
- 第4 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

### 第1 避難所等の指定・整備

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

#### 2 基本方針

「大規模地震等の災害からの突発的な避難（住宅密集地大火の発生も想定）若しくは台風の接近に伴う風水害からの段階的な避難」にも対応できるよう、避難所等の指定・整備を以下のとおり総合的に進める。なお、これら避難所等の指定・整備にあたっては相互の連携についても配意する。

さらに、大型化する台風や多発するゲリラ豪雨による災害の発生から未然に身を守るための自主避難の重要性が高まっていることから、状況に応じて各ブロックごとに「自主避難場所」を開設するとともに、身近な一時避難施設として、自治会館などを自主的に開設する登録届出避難所制度を促進する。

第1に、「住宅密集地緊急避難のための一時退避地の指定・整備」災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速に立退き避難を図る施設又は場所である「指定緊急避難場所」の指定・整備

第2に、「大規模地震等を想定した避難所等の指定・整備」災害が発生した場合に被災者等を一時的に滞在（生活）させるための施設である「指定避難所」の指定・整備

第3に、要配慮者の安全で安心できる避難及び利用等に供する「福祉避難所」及び「予備避難所」の指定・整備

第4に、災害発生時における避難所等の設置期間が長期にわたる場合（「災害救助の運用と実務（第一法規）」に基づく原則的な設置基準としての1週間を超える場合）を想定し、一時的生活の場であり防災拠点ともなる「避難所等予定施設の各機能を発揮するため、当該避難所等の安全性及び居住性の確保、設備の強化及び開設・運営のために必要な物資・資器材・備品類等の確保、保健医療等のサービスの提供等」を図ることにより総合的に避難所等の「住」環境の整備を行う。

第5に、やむを得ない理由により、避難所等に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他良好な生活環境が確保できるよう必要な措置を実施

### 3 計画

#### (1) 指定緊急避難場所（指定避難場所、避難地）等の指定・整備

計画名	計画のあらまし	主担当
指定緊急避難場所（指定避難場所、避難地）等の確保	<input type="checkbox"/> 市南部地域住宅密集地の各2km圏に1か所ずつの「避難地」の確保 <input type="checkbox"/> 避難地と指定避難所及びそのグランド等の空間の「指定緊急避難場所」としての指定及び必要な環境整備 <input type="checkbox"/> 企業保養所、ゴルフ倶楽部、地域住民組織から申出のあった建物などについて「指定緊急避難場所」または「避難地」としての利用に関する協力協定締結の要請	都市安全部 各施設所管部
大型台風接近時における自主避難場所の指定・整備	<input type="checkbox"/> 特に大型で非常に強い台風が市域を通過するような場合に、早めの避難を希望する市民等の自主避難者を受け入れるために一時的に開設する自主避難場所。地区ごとに22個所の指定緊急避難場所のうちから設置	都市安全部 各所管部
相互の安全を確認するための集合場所等の確保	<input type="checkbox"/> 地域又は自主防災組織において事前に定めた避難所等への移動の中継地点とする「一時避難場所」（小中学校の校庭や地域にある公園など屋外の空間）の確保	都市安全部

※ 参照 ⇒ 指定避難所等（資料・様式編6-2-2-1）

避難地（資料・様式編6-2-2-2）

指定緊急避難場所、自主避難場所（資料・様式編6-2-2-3）

#### (2) 指定避難所等の指定・整備

計画名	計画のあらまし	主担当
指定避難所の指定・整備	<input type="checkbox"/> 市立の各小学校・中学校等の「指定避難所」としての指定及び必要な環境整備 <input type="checkbox"/> 「指定避難所」と本部・現地連絡所との相互情報連絡手段の多ルート化 <input type="checkbox"/> 「指定避難所」への初期消火・救助救援活動を行うために必要な機材の備蓄 <input type="checkbox"/> 夜間・休日において、地域住民が「指定避難所」として利用するために必要な準備措置等 <input type="checkbox"/> 市の施設以外で「指定避難所」として利用可能な私立学校施設、県立高等学校施設等に対する「指定避難所」に係る要請	都市安全部 教育部 各所管部
予備避難所の指定・整備	<input type="checkbox"/> 市施設のうち公民館、共同利用施設、地域利用施設、公益施設などの公共施設の要配慮者最優先の避難所等とした「予備避難所」としての指定及び必	都市安全部 市民交流部 教育部

	要な環境の整備 <input type="checkbox"/> 市民・自治会・自主防災組織の長などに対する、「予備避難所」が要配慮者最優先の避難所等であることの周知徹底	各所管部
福祉避難所の指定・整備	<input type="checkbox"/> 総合福祉センターその他の市の福祉関連施設の福祉避難所としての指定及び必要な環境の整備 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人の福祉施設等について協定締結による「福祉避難所」の指定促進 <input type="checkbox"/> 市民・自主防災組織に対する非常時における要配慮者の安全避難への協力に関する広報	都市安全部 健康福祉部 各所管部
避難所等開設のための必要な備品類の備蓄等	<input type="checkbox"/> 小・中学校等への避難所等の開設・運営に必要な備品類の備蓄 <input type="checkbox"/> 要配慮者用の物資への配慮や、男女のニーズの違いなどにも配慮した備蓄物資の選定	教育部 都市安全部 各所管部
指定管理者制度導入施設との協定締結等	<input type="checkbox"/> 予備避難所となる共同利用施設等会館における避難所等の運営に関する協定締結など円滑な避難所等の開設運営に向けた仕組み作り	都市安全部 市民交流部 教育部
避難所等に避難しない被災者への対策の検討	<input type="checkbox"/> 避難所等に避難せずに、又は避難できずに自宅などに留まっている被災者の状況把握及び支援の方法についての検討	都市安全部 健康福祉部 各所管部
避難所等の運営体制の整備	<b>■</b> 鉄道事業者、西日本高速道路㈱、阪神競馬場等関係機関・事業所との運営協力体制の確保 <b>■</b> 施設管理者、施設周辺事業所及び自主防災組織等との運営協力体制の確保 <b>■</b> 「避難所運営マニュアル」の作成	都市安全部
届出避難所の登録の促進	<input type="checkbox"/> ゲリラ豪雨などで突発的に災害の発生の危険性が高まった場合に、市民の迅速かつ安全な避難に供するため、身近にある自治会館などを一時避難のため自動的に開設する「届出避難所」として登録を促進する <input type="checkbox"/> 登録した「届出避難所」には、標識を設置し、毛布や保存食を配置	都市安全部

### (3) 避難所等予定施設における「住」環境整備

計画名	計画のあらまし	主担当
学校施設における避難所等としての「住」環境整備	<input type="checkbox"/> 小・中学校空き教室の有効活用の一環としてのクラブハウスの整備に関する検討 <input type="checkbox"/> 避難所等として使用されることを想定した体育館への電源設備等必要な設備の整備に関する検討 <input type="checkbox"/> 避難所等予定施設におけるトイレの改善、出入口その他の段差の解消、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配	都市安全部 教育部

	<p>慮、乳幼児への対応など要配慮者への配慮した環境整備</p> <p>□避難所における感染症対策の実施</p>	
その他市施設の避難所等としての「住」環境整備	<p>□総合福祉センターその他の福祉関連施設については、「福祉避難所」として、学校における場合に準じて、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応、妊産婦への配慮、乳幼児への対応等に努め、畳部屋の確保等必要な環境整備</p>	健康福祉部 都市安全部 各所管部

## 第2 避難誘導体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

「大規模地震若しくは住宅密集地大火発生時等」における、避難誘導体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

- 第1に、緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確保
- 第2に、夜間発生時における適切な避難誘導のための標識等を備えた避難路の整備等
- 第3に、適切な避難誘導を行うための関係機関・団体等との連携の強化
- 第4に、要配慮者の安全避難支援体制の確保
- 第5に、帰宅困難者を支援する体制の整備

### 3 計画

#### (1) 避難情報伝達体制の確保

計画名	計画のあらまし	主担当
避難情報伝達体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>□要避難地域のうち危険性の高い避難警戒区域における誘導員の配置等、適切な避難情報の伝達に当たらせる計画の作成</li> <li>□コミュニティFMを活用するなどの緊急を要する避難情報の迅速かつ的確な伝達を行える体制の整備・強化</li> <li>□水防法第15条に基づく浸水想定区域内にある地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等（所有者又は管理者より申出があった場合）に対する法に基づく警戒避難に関する対策</li> <li>■鉄道事業者、西日本高速道路㈱、阪神競馬場等関係機関・事業所との避難情報伝達協力体制の確保</li> <li>■避難情報伝達のための詳細要領作成</li> </ul>	都市安全部
安全避難誘導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駅周辺地域、不特定多数の人が集まる施設周辺地域における案内標識、避難所等案内図等整備（外来者にもわかりやすく、また夜間時の避難にも配慮したものとする。）</li> <li>■地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保</li> </ul>	都市安全部 健康福祉部

#### (2) 避難路の整備等

計画名	計画のあらまし	主担当
避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>□都市計画道路等の幹線道路及び生活道路の整備の推進</li> <li>□夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備の推進</li> </ul>	都市安全部

計画名	計画のあらまし	主担当
避難所等周辺地区の安全性確保	□避難地及び避難所等の周辺地区に対する誘導標識の整備、不燃化や緑化の促進等の面的環境整備の推進	都市安全部 各施設所管部

(3) 関係機関・団体等との連携の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
警察・交通安全協会等との連携の強化	□災害時の避難誘導に関する警察及び交通安全協会等との応援協力体制の確立、その連携の強化	都市安全部

(4) 要配慮者の避難支援体制の確立

計画名	計画のあらまし	主担当
地域ぐるみの緊急避難支援体制づくり（再掲）	□民生委員・児童委員や自主防災組織、在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携による避難行動要支援者に関する情報収集、安全確保や避難支援に係る相互協力体制の整備	健康福祉部

(5) 帰宅困難者\*を支援する体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
帰宅困難者の心得の普及	□各種広報手段による①徒歩帰宅に必要な装備など、②家族との連絡手段の確保、③徒歩帰宅経路の確認などについて啓発	都市安全部 産業文化部
帰宅情報の入手・伝達方法の確立	□被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法の整備及び市民、観光施設、民間事業所等に対する情報提供の普及啓発 □市民などに対する災害時帰宅支援ステーションのサービスや、家族などの間での安否確認の方法について普及啓発 □観光客、学生・生徒・児童、従業員などの保護や情報収集・提供などの一斉移動の抑制	都市安全部 産業文化部 観光施設 民間事業所等
帰宅困難者への支援体制の整備	□帰宅困難者に対するコンビニエンスストアやファミリーレストラン及びガソリンスタンド等による飲料水、トイレの提供に関する協力体制の整備の検討 □要配慮者や、男女のニーズの違いなどに配慮した避難所等への避難や一時滞在施設の提供等の安全な帰宅の支援体制の整備	都市安全部 産業文化部
民間事業所などに対する物資の配備などの要請	□通勤通学者、観光客などを抱える、民間事業所、学校、観光施設への帰宅困難者のための食料などの備蓄や仮眠などのための設備の整備等の要請	都市安全部 産業文化部

### 第3 避難行動要支援者の安全避難の確保

#### 1 取りまとめ責任担当部

健康福祉部

#### 2 基本方針

市は、要配慮者の意向把握により、避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に迅速な支援を行うため、庁内関係部、消防本部、市内関係機関、民生委員・児童委員、近隣住民組織（自治会、自主防災組織、近隣ケアグループなど）などにより連携・情報共有を図りながら、地元が主体となった支援体制の構築を促進するとともに、これらの支援団体等に平常時からこの名簿情報を提供する。

名簿情報の提供に当たっては、避難行動要支援者の意向を十分に踏まえるとともに、災害が発生した際には、関係者の連携・協力のもとに、この名簿情報を活用した全ての避難行動要支援者の避難が円滑に実施されるよう対策を講じることとする。

また、当該名簿情報の管理においては、災害対策基本法、個人情報保護法とその関係法令のもとに当該情報にかかる者全てにおいて、適切な運用が行われるよう万全を期すものとする。

これらの取り組みを着実に推進するため、本市の要配慮者等の救援対策に関する事項の具体的な内容や取り組み方策を定めた、宝塚市災害時要援護者指針や関連マニュアル等を最新のものに整備・更新していくこととする。

#### 3 計画

##### （1）避難行動要支援者の名簿の作成・充実

計画名	計画のあらまし	主担当
避難行動要支援者の把握と名簿作成	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の名簿作成 <input type="checkbox"/> 当該名簿への避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡方法、避難支援を必要とする理由の記載 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の情報の適切な整理・保管	健康福祉部 都市安全部
避難行動要支援者の名簿の更新	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の名簿の年一度の更新 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者を支援する団体等への名簿情報提供時における最新情報への更新	健康福祉部 都市安全部

(2) 避難行動要支援者の支援体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
支援の取り組みへの機運の醸成	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織等の地域組織、近隣に居住する人たち、福祉施設等の職員など、避難行動要支援者に身近に生活している人たちへの災害時の避難支援の取り組みの啓発	健康福祉部 都市安全部
地域ぐるみの避難支援体制づくり（再掲）	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の身近に生活している人たちによる地域ごとの共助（相互支援）の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 市が提供する避難行動要支援者の名簿情報を適切に管理する体制作りの促進 <input type="checkbox"/> 各支援者の役割の明確化及び地域と行政との連携や地域での研修・防災訓練の実施	健康福祉部 都市安全部
避難支援等関係者の安全確保	<input type="checkbox"/> 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるような避難支援等関係者の安全確保への十分な配慮	健康福祉部 都市安全部

(3) 避難行動要支援者名簿情報の提供

計画名	計画のあらまし	主担当
名簿情報の避難支援者への提供	<input type="checkbox"/> 平時における地域避難支援体制を構築した団体に対する情報提供の同意が得られた避難行動要支援者名簿情報の提供	健康福祉部 都市安全部
名簿情報の更新	<input type="checkbox"/> 提供する避難行動要支援者の名簿情報の年一度の更新 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者を支援する団体等への名簿情報提供時における最新情報への更新	健康福祉部 都市安全部

(4) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

計画名	計画のあらまし	主担当
名簿情報の適正管理	<input type="checkbox"/> 名簿情報の提供を受けた者に対する関係法令及び「宝塚市災害時要援護者支援指針」及び関係マニュアルに基づく適正な情報管理の指導	健康福祉部 都市安全部

## 第4 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

災害から人命を守るためには、防災対策や応急復旧対策等を適切に実施することが不可欠であるが、危険を回避するため的確な時期に迅速に避難行動を開始することが最も重要な対策である。

このため、台風の接近や降雨の継続などによる時間経過に伴う災害発生危険度の変化に対応した避難対策として「避難情報の発令」の対象箇所、対象箇所別の発令判断基準や、発令に伴う情報伝達、避難誘導、5段階の警戒レベル等を明確にしたマニュアルを以下のように作成・更新する。

第1に、法令等の改正や関連制度の創設、国や県のガイドラインの見直しなどによる基準等の更新

第2に、毎年度実施する「水害危険予想箇所指定会議」結果に基づく避難情報の発令の対象箇所の更新

第3に、防災情報システムの強化・拡充等に伴う情報伝達手段の更新

### 3 計画

#### (1) 避難区域及び避難情報発令等の判断基準を明確化

計画名	計画のあらまし	主担当
防災マップの作成（再掲）	□武庫川浸水想定区域図、土砂災害予想区域図に基づく避難区域の明確化、避難計画の作成、防災マップの作成及び市民への配布	都市安全部
避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	□避難情報の発令・伝達方法や避難情報を発令すべき等の判断基準について取りまとめたマニュアルの作成	都市安全部 関係部
要配慮者の避難支援マニュアルの作成	□防災担当と福祉担当の連携と情報の共有化による要配慮者や避難指示者への避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の伝達体制の確立及び具体的な避難支援プラン、避難支援マニュアルの作成	都市安全部 関係部

#### (2) 避難情報伝達手段の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
安心メール（ひょうご防災ネット）の普及啓発と活用	□安心メール（ひょうご防災ネット）の市民への普及啓発の強化 □安心メール（ひょうご防災ネット）の有効活用	都市安全部
避難情報伝達体制の整備・強化（再掲）	□要避難地域のうち危険性の高い避難警戒区域における誘導員の配置等、適切な避難情報の伝達に当たらせる計画の作成 □コミュニティFMを活用するなどの緊急を要する避難情報の迅速かつ的確な伝達を行える体制の整	都市安全部 関係部

	備・強化	
--	------	--

(3) 要配慮者の情報共有システムの構築

計画名	計画のあらまし	主担当
システムの構築（再掲）	<input type="checkbox"/> 防災システムへの避難情報の発令判断に資する電子データ、ファイルの整備 <input type="checkbox"/> 一人ひとりの要配慮者に対する複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を作成するシステムの構築 <input type="checkbox"/> 宝塚市個人情報保護法とその関係法令などを踏まえた効果的な要配慮者情報の収集、管理	都市安全部

## 第4節 生活救援対策の環境整備

計画の体系	第1 応急給水体制の整備・強化 第2 備蓄及び緊急調達体制の整備・強化
-------	--

### 第1 応急給水体制の整備・強化

#### 1 取りまとめ責任担当部

上下水道局

#### 2 基本方針

「市、防災機関及び病院その他防災拠点施設の機能維持のために必要な上水の供給」、「被災者への飲料水の供給」の2つの場合における、給水体制の整備を以下のとおり総合的に進める。  
第1に、応急給水用給水源の確保及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の確立  
第2に、県・他市町村、民間団体、事業所との応援協定の締結及びその他関係機関との連携  
第3に、初動マニュアルの整備その他必要な非常時活動体制の整備・強化

#### 3 計画

##### (1) 応急給水用給水源の確保・給水用資器材の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
災害時飲料用水の確保	<input type="checkbox"/> 初期応急飲料水用の給水源として、小・中学校等(応急給水拠点)に、優先して給水タンク等を設置 <input type="checkbox"/> 災害時飲料用貯水槽兼用受水槽は、その後の給水車等による応急給水の一括受入施設となるよう整備	都市安全部 上下水道局
病院等の災害時飲料用貯水槽兼用受水槽の整備	<input type="checkbox"/> 病院等に対する災害時飲料用貯水槽兼用受水槽の整備の指導 <input type="checkbox"/> 災害時飲料用貯水槽兼用受水槽は、その後の給水車等による応急給水の一括受入施設となるよう整備	都市安全部 健康福祉部 上下水道局
配水池等における応急給水源の確保の整備	<input type="checkbox"/> 配水池等に対する緊急遮断弁等の設置による応急給水源の確保 <input type="checkbox"/> 地域的バランス、応急給水方法等を考慮した応急給水源を確保する配水池等の決定	上下水道局
その他応急給水源の確保・整備	<input type="checkbox"/> 都市公園整備事業における非常時の応急給水拠点としての機能確保の整備	都市安全部 上下水道局 消防部
給水用資器材の整備・強化	<input type="checkbox"/> 応急給水活動が使用するポリタンク、給水タンク、	上下水道局

計画名	計画のあらまし	主担当
	可搬型貯水タンク、可搬型発電機・エンジンポンプ、仮設給水栓等給水用資器材の整備・強化	

(2) 相互応援・協力体制の確立

計画名	計画のあらまし	主担当
県・他市水道事業体との相互応援・協力体制の確立	□災害発生後の応急給水及び水道施設の迅速かつ効果的な復旧に関する県及び他市水道事業体及び日本水道協会等関係機関との相互応援・協力体制の確立	都市安全部 上下水道局
民間事業者との資機材等緊急調達その他非常時協力体制の整備	□宝塚水道工事業協同組合及びその他関連組織・関連業者との災害時における協力に関する要項の作成、応急給水及び応急復旧活動を円滑に行う体制の確立	上下水道局
上水の応急給水用飲料水確保と消防水利に関する検討	□市域を震度6弱以上の地震が襲った場合における上水の応急給水用飲料水と消防水利の効果的な運用に関する防災担当、水道及び消防の実務担当者での調整、検討	都市安全部 上下水道局 消防部

(3) 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
上下水道局非常時マニュアルの作成	□地震防災対策計画の見直しを受けた災害発生時ににおける「水道局非常時マニュアル」の作成 □非常時出動体制、応急給水、水道施設応急復旧、応援・支援受け入れ、災害記録、広報、応援出動等のマニュアルへの記述	上下水道局
非常時の通信手段の整備	□市地域防災無線の活用及び拡充、携帯電話、非公表電話の採用等の非常時通信手段の検討及び整備	都市安全部 上下水道局

## 第2 備蓄及び緊急調達体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

備蓄及び緊急調達体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、大規模災害時を想定した備蓄計画の策定及び推進

第2に、民間団体・事業所等からの緊急調達体制の整備・強化

### 3 計画

#### (1) 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進

計画名	計画のあらまし	主担当
地域ステーション等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進	<input type="checkbox"/> 被災者の2日分相当量をめやすとして、地域ステーション該当施設、避難所等防災対策に関する拠点機能を果たす予定の施設における備蓄計画の策定及び推進	都市安全部 各対策項目担当部
市民向け防災マップの活用	<input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した各家庭・事業所における食料、水、生活必需品等非常時に備えた物資・機材の備蓄（3日分から1週間程度をめやすとする）の奨励 <input type="checkbox"/> 市民向け防災マップの発行、広報たからづか誌面等を活用した事業所などにおける物資の確保についての奨励	都市安全部

※ 参照 ⇒ 地域ステーション整備計画（資料・様式編2-4）

#### (2) 緊急調達体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
近畿運輸局、神戸運輸監理部との連携	<input type="checkbox"/> 近畿運輸局、神戸運輸監理部が設置する物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会との連携及び調達体制の確認	都市安全部 近畿運輸局 神戸運輸管理部 県
県からの調達に関する実施要領の作成	<input type="checkbox"/> 県からの物資等の調達に関する手順等を統一化、実施要領の作成	都市安全部
（仮称）寝具類に関するリース協力協定の締結	<input type="checkbox"/> 避難所等で必要となる寝具（毛布、ふとん）類についてのリース業者との協定の締結	都市安全部
共同炊事（炊き出し）用燃料・器材調達協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 被災者自身及び支援者による共同炊事（炊き出し）を支援するための調理器材、燃料の確保に関するプロパンガス協会等との協定の締結 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく、プロパンガス協会等との非常時における連絡・供給方法等の実施計画の作成	都市安全部

計画名	計画のあらまし	主担当
食糧、生活物資調達・供給協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 食糧、生活物資の調達や確保に関する流通業者、 製造業者との締結の推進による協定企業の充実 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく協定企業との非常時の調達・供 給方法等の実施計画の作成	都市安全部
物資輸送協力協定締結の推進	<input type="checkbox"/> 食糧、生活物資等の効率的な配送に関する運送業 者との締結の推進による協定企業の充実 <input type="checkbox"/> 協力協定に基づく協定企業との非常時の連絡・調 整方法等の実施計画の作成	都市安全部

## 第5節 災害時における環境・衛生対策の環境整備

計 画 の 体 系	第1 公衆衛生対策等実施体制の整備・強化 第2 ごみ・がれき処理体制の整備・強化 第3 し尿処理体制の整備・強化
-----------------------	--

### 第1 公衆衛生対策等実施体制の整備・強化

#### 1 取りまとめ責任担当部

環境部

#### 2 基本方針

公衆衛生対策等実施体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

第1に、大規模災害時を想定した作業実施計画の策定

第2に、近隣市町村及び公衆衛生等関係業者・民間団体等との相互応援協定の締結

第3に、感染症対策用薬剤・散布器、棺、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立

#### 3 計画

##### (1) 大規模災害時における作業実施計画の策定

計画名	計画のあらまし	主担当
大規模災害時を想定した作業実施計画の作成	□大規模災害時に想定される、公衆衛生等対策実施作業量を推定した「非常時作業実施計画」の作成	環境部
火葬場整備及び耐震診断・耐震補強等の推進	□火葬場整備事業等における、火葬場設備の耐震化及び身元不明遺体の一時安置施設等の整備の推進	環境部

##### (2) 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
近隣市町との相互応援協力体制の整備	□各市町及び関係一部事務組合が締結した相互応援協定に基づいた、公衆衛生等対策の応援協力体制の整備	環境部
関係機関・民間業者等との協力体制の整備	□関係機関、民間関連業者及び団体等との協力協定の締結等、災害時の大量の公衆衛生対策事案を迅速かつ効果的に処分するための人員、資機材等の確保等に必要な体制の整備	環境部

(3) 公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立

計画名	計画のあらまし	主担当
感染症対策用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両、仮設風呂等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立	□市備蓄及び県・他市町村・民間業者からの調達による防疫用薬剤や散布器、棺、専用車両、仮設風呂等の公衆衛生・環境保全関係資機材の確保体制の確立	環境部

## 第2 ごみ・がれき処理体制の整備・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

環境部

### 2 基本方針

大規模災害発生時における、ごみ・がれき処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、近隣市町及び民間団体・事業所等との相互応援協定の締結

第2に、災害時における有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等市民への事前広報

### 3 計画

#### (1) 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定

計画名	計画のあらまし	主担当
最終処分場整備事業等の推進	<input type="checkbox"/> 大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれき等の最終処分量を想定した、処分場の確保	環境部

#### (2) 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
近隣市町との相互応援協定の締結	<input type="checkbox"/> 県、各市町及び関係一部事務組合が締結した相互応援協定に基づいた、災害廃棄物処理の応援協力体制の整備 <input type="checkbox"/> 処理困難な場合、環境大臣へ処理の代行の要請を検討	環境部
民間業者等との協力協定の締結	<input type="checkbox"/> 民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等との協力協定の締結等、災害時の廃棄物処理に関する人員及び資機材等の確保及び民間処理施設への受入れに必要な体制の確立	環境部

#### (3) 有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報

計画名	計画のあらまし	主担当
有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報	<input type="checkbox"/> 有害ごみ・危険ごみの発生時点分別が極めて重要であることに関する広報誌や市民向け防災マニュアルの作成のほか様々な機会を通じた事前広報の徹底	環境部

### 第3 し尿処理体制の整備・強化

#### 1 取りまとめ責任担当部

環境部

#### 2 基本方針

し尿処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

第1に、大規模災害時における大量のし尿収集量・処理量を見込んだ収集・処理計画の策定

第2に、近隣市町及び収集業者・民間業者等との相互応援協定の締結

第3に、仮設便所、携帯用便器、バキュームカー等資機材確保計画の確立

#### 3 計画

##### (1) 大規模災害時を想定した収集・処理計画の策定

計画名	計画のあらまし	主担当
大規模災害時を想定したし尿処理・処分計画の作成	□非常時における、し尿を適切かつ迅速に処理するための「非常時収集・処理計画」の作成	環境部
し尿処理施設の整備※	□し尿処理対応にかかる施設整備の推進	環境部

※新ごみ処理施設整備事業による建替え工事期間中においては民間施設への委託業務とする。

##### (2) 近隣市町・民間業者等との応援協力体制の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
近隣市町との相互応援協力体制の整備	□県、各市町及び関係一部事務組合が締結した相互応援協定に基づいた、し尿処理の応援協力体制の整備	環境部
民間業者等との協力協定の締結	□民間し尿収集事業者等との協力協定の締結等、災害時のし尿処理に関する人員及び資機材等の確保及び応援に必要な体制の確立	環境部

##### (3) 仮設便所等資機材の確保

計画名	計画のあらまし	主担当
バキュームカー・仮設便所・携帯用便器等し尿の暫定処理のための資機材の確保体制の確立	□市備蓄及び県・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設便所・携帯用便器等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立 □し尿の暫定処理のための資機材に関する要配慮者への配慮	環境部
避難所等予定施設における「便所用水」等の確保	□各小・中学校等避難所等予定施設管理者との連携による河川水の利用やプール水・民間井戸等による水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保 □くみ置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備	環境部 都市安全部 各施設所管部
防災マップの活用	□防災マップを活用し、携帯用便器等の各戸備蓄について、事前広報を徹底	都市安全部 環境部

## 第6節 災害時における住宅・宅地対策の環境整備

計画の体系	第1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備 第2 災害時における住宅供給・補修対策等の環境整備 第3 被災宅地応急危険度判定実施体制の整備
-------	--

### 第1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市整備部

#### 2 基本方針

大規模地震発生時における多数の建物被害を想定し、被災建築物応急危険度判定実施のための体制づくりを以下のとおり総合的に進める。

第1に、県の判定士講習会の活用を中心とした判定士の養成・確保の促進

第2に、建物関係書類・住宅地図等判定実施のための備品類の整備

第3に、近隣市町、民間業者等との応援協定締結

※ 参照 ⇒ 宝塚市被災建築物応急危険度判定要綱（資料・様式編6-8-4）

#### 3 計画

##### （1）被災建築物応急危険度判定士の研修・育成・登録

計画名	計画のあらまし	主担当
被災建物応急危険度判定士の養成・確保の促進	□県との連携による被災建築物応急危険度判定士の養成・確保の促進	都市整備部

##### （2）判定実施のための備品類の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
判定実施のための備品類の整備	□県との連携による他市町村からの応援の受け入れ、必要な判定実施体制の確保 □建物関係書類や各物件を示す住宅地図のバックアップ □市内の地理不案内な判定士のための、住宅地図等必要な備品類の検討、その整備	都市整備部

##### （3）近隣市町・民間業者等との応援協定締結

計画名	計画のあらまし	主担当
近隣市町・民間業者等との応援協力体制の確保	□特定行政庁となっている近隣市町や建築関係団体との応援協力体制を中心とした被災建物応急危険度判定士の早期確保に関する体制の整備	都市整備部

## 第2 災害時における住宅供給・補修対策等の環境整備

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

大規模災害時において要請される大量の住宅供給及び被災建物補修並びに解体実施のための体制づくりを以下のとおり総合的に進める。

第1に、災害時を想定した総合的住宅供給等促進計画の策定

第2に、住宅建設、補修及び解体の各分野における専門的技術や機材を保有する事業者及び関係団体等との応援・協力体制の確保

第3に、県内及び遠隔地市町村との相互応援体制の確保

### 3 計画

#### (1) 災害時を想定した住宅供給等促進計画の策定

計画名	計画のあらまし	主担当
オープンスペース台帳の作成	<input type="checkbox"/> 大規模災害時における迅速な住宅供給に資する市内の公園、公有地、その他民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」の作成、そのデータベース化	都市安全部

#### (2) 関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保

計画名	計画のあらまし	主担当
関係団体・事業者等との応援協定締結	<input type="checkbox"/> 大規模地震発生後に想定される、大量の住宅補修・住宅解体事案に備えた関係団体・事業者等と応援協力協定の締結 <input type="checkbox"/> 広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等に関する協議・検討、必要な体制の確立	都市安全部

#### (3) 県内及び遠隔地市町村との相互応援協力体制の確保

計画名	計画のあらまし	主担当
広域的市町村相互応援協定の締結	<input type="checkbox"/> フラワー交流都市連絡協議会加盟都市及び中国自動車道、国道176号沿線及び日本海側の各1市以上の県外都市を候補とする相互応援協定締結における住宅用建設・補修用建材及び建設技術者等のあっせんに関する官民それぞれのルートにおける協力の可能性についての検討	都市安全部 都市整備部
県内他市町との連携の強化	<input type="checkbox"/> 県内他市町との相互応援・協力の一環における住宅用建設・補修用建材及び建設技術者等のあっせんに関する官民それぞれのルートにおける協力の可能性についての検討	都市安全部 都市整備部

### 第3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

#### 1 取りまとめ責任担当部

都市整備部

#### 2 基本方針

大規模地震や豪雨等による多数の宅地被害を想定し、被災宅地危険度判定実施のための体制づくりを以下のとおり総合的に進める。

第1に、被災宅地危険度判定士の養成・確保の促進

第2に、判定資機材の備蓄

※参照

#### 3 計画

##### (1) 被災宅地危険度判定士の研修・育成・登録

計画名	計画のあらまし	主担当
被災宅地危険度判定士の養成・確保の促進	□県の判定士講習会の活用を中心とした判定士の養成・確保の促進	都市整備部

##### (2) 危険度判定の改善、県及び市町相互の支援

計画名	計画のあらまし	主担当
危険度判定の改善、県及び市町相互の支援等について	□危険度判定支援本部等との調整による危険度判定の実施体制の整備	都市整備部

##### (3) 判定実施のための備品類の整備

計画名	計画のあらまし	主担当
判定資機材の備蓄	□危険度判定の実施に必要な資機材(判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章等)の備蓄	都市整備部

## 第7節 災害時における教育対策の環境整備

### 1 取りまとめ責任担当部

教育部

### 2 基本方針

災害時における教育対策の環境整備について以下のとおり総合的に進める。

第1に、大規模災害時を想定した教職員用初動マニュアルの策定

第2に、災害時を想定したカリキュラムの策定

第3に、PTA等関係者、団体及び事業所との協力計画の策定

第4に、こころのケアに関する研究及び習熟

### 3 計画

#### (1) 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定

計画名	計画のあらまし	主担当
大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアルの策定	<input type="checkbox"/> 大規模災害発生の場合を想定した「大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアル」の策定 <input type="checkbox"/> 教職員の連絡網の作成、待機及び出勤、学校の避難所等開設及び運営、避難と学校運営、児童・生徒及び教職員の被害状況の把握等のマニュアルへの記述	教育部

#### (2) 災害時を想定したカリキュラムの策定

計画名	計画のあらまし	主担当
大規模災害発生時における応急教育対策用カリキュラムの作成	<input type="checkbox"/> 大規模災害発生の場合を想定した「大規模災害発生時における応急教育対策用カリキュラム」の作成 <input type="checkbox"/> 児童生徒の在宅時及び学校生活時における指導、教科書が入手できない場合における教育内容、幼児の在宅時及び園生活時における指導等の記述	教育部

#### (3) PTA等関係者との協力計画の策定

計画名	計画のあらまし	主担当
PTA等関係者との協力計画の策定	<input type="checkbox"/> 初動マニュアルに従った協力体制の確立、避難所等の開設・運営等を中心としたPTA等関係者との協力計画の策定	教育部

#### (4) 児童生徒へのこころのケアに関する研究

計画名	計画のあらまし	主担当
被災児童生徒へのこころのケアに関する実施の手引きの作成	<input type="checkbox"/> 被災児童生徒へのこころのケアに関する実施の手引きの作成 <input type="checkbox"/> 教職員のカウンセリングマインドの向上、家庭及	教育部

	び地域、関係団体との連携、学校教育全体及び道徳、特別活動（安全指導）等の手引きへの記述	
--	---	--

## 第4章 市民主体の地域防災力の向上

第1節 地域・組織の充実・強化  
第2節 個人の防災行動力の強化

## 第1節 地域・組織の充実・強化

### 1 取りまとめ責任担当部

消防部

### 2 基本方針

「地域・組織の充実・強化」を以下のとおり総合的に進める。

第1に、消防団の活性化・機能強化

第2に、自主防災組織の結成促進・強化、コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による防災体制の強化

第3に、商工会・業者別団体・社会教育関係団体、事業所における防災体制の強化

第4に、地域における市民及び団体並びに各事業所の相互協力体制の確立

第5に、地域の防災力を高めるための主体的な取り組みの促進

### 3 計画

#### (1) 消防団の活性化・機能強化

計画名	計画のあらまし	主担当
消防団の活性化・機能強化	<input type="checkbox"/> 消防団施設・装備の一層の整備 <input type="checkbox"/> 青年層や女性層の入団促進の推進による消防団員確保 <input type="checkbox"/> 女性消防団員による積極的な火災予防啓発や応急手当普及啓発 <input type="checkbox"/> 自主防災組織や各関係機関との連携強化	消防部

#### (2) 自主防災組織の結成促進・強化

計画名	計画のあらまし	主担当
自主防災組織の結成促進・強化	<input type="checkbox"/> 自治会単位及び地域が連携した自主防災組織の結成促進 <input type="checkbox"/> 各自主防災組織の訓練等を支援、連携協力体制の充実強化 <input type="checkbox"/> 消防団及び防災関係機関と協力・連携した初期消火・救助・救護活動のための資器材の整備 <input type="checkbox"/> 自主防災組織への若者の参画の促進	消防部
女性防火クラブの活動促進・強化	<input type="checkbox"/> 女性防火クラブでの研修会、座談会等の開催による防火に関する知識等の普及啓発	消防部

#### (3) 民間団体・事業所等防災体制の強化

計画名	計画のあらまし	主担当
事業所震災防災計画の作成促進	<input type="checkbox"/> 防火対象物の防火管理者に対する消防計画の作成指導、防災教育の強化 <input type="checkbox"/> 防災管理が必要な対象物の管理者に対する消防計画の作成指導、防火教育の強化	消防部

計画名	計画のあらまし	主担当
自衛消防組織の設置等の促進	<input type="checkbox"/> 物品販売店舗、病院、ホテル、工場等で多数の人が出入り又は勤務する一定規模以上の事業所に対する自衛消防隊の設置、隊員講習・訓練等の指導 <input type="checkbox"/> 自衛消防隊と自主防災組織との連携促進による初期消火体制の強化 <input type="checkbox"/> 消防法に基づく、防災管理が必要な対象物や危険物施設管理者に対する自衛消防組織の結成の指導 <input type="checkbox"/> 自衛消防組織に対する隊員講習・訓練等の指導 <input type="checkbox"/> 県、高圧ガス地域防災協議会、県LPガス協会等の関係団体との相互連携	消防部
民間団体・事業所における大規模事故災害等防災計画作成の促進	<input checked="" type="checkbox"/> 民間団体・事業所を単位とした事故別対応要領の作成支援 <input checked="" type="checkbox"/> 安全・安心コミュニティを単位とした他事業所・自主防災組織との交流促進	消防部

(4) 地域における相互協力体制の確立

計画名	計画のあらまし	主担当
まちづくり協議会との連携等	<input type="checkbox"/> 地域におけるトータルな防災行動力の向上を図るための警察署等関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 各消防署・出張所管内における地域と福祉施設の相互協力を強化するための自治会・まちづくり協議会との連携 <input type="checkbox"/> 要配慮者通所・入所施設と地域内他組織との交流促進	消防部 市民交流部 健康福祉部

(5) 地域の防災力を高めるための地域住民の主体的な取り組みの促進

計画名	計画のあらまし	主担当
地区防災計画、地域版防災マップの作成	<input type="checkbox"/> 各地域住民が主体となって作成する「地区防災計画」や「地域版防災マップ」の作成促進及び作成支援制度の整備	都市安全部 関係部

## 第2節 個人の防災行動力の向上

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部・消防部

### 2 基本方針

「個人の防災行動力」の充実・強化を以下のとおり総合的に進める。

第1に、市民及び職員一人一人の防災行動力の向上を図るための防災知識の普及

第2に、重機類操作の有資格者、無線通信士、応急危険度判定士及び手話通訳者等非常時に貴重な要員となることが期待されるスペシャリスト（専門家）の発掘・確保等防災リーダーの確保

### 3 計画

#### （1）防災知識の普及

計画名	計画のあらまし	主担当
防災マップの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>□河川の浸水想定区域、浸水深、土砂災害警戒区域及び避難所等の情報並びに地震や風水害に備えるための防災啓発記事を記載した防災マップの作成及び市民への配布</li><li>□地域住民の参加による、より身近な防災マップの作成の推進</li></ul>	都市安全部
広報たからづか・市ホームページ等の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>□「広報たからづか」等を通じた防災知識の普及</li><li>□梅雨季及び台風シーズンにおける避難所等の周知及び危険箇所に対する注意喚起の記事の掲載■鉄道踏切事故、置石等による列車脱線等事故防止のためのPR</li><li>■安全運転の啓発</li><li>■自動車の保守管理の啓発</li><li>■大規模事故災害等に関する情報提供</li></ul>	企画経営部 都市安全部
ラジオ・テレビによる防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"><li>□ラジオ・テレビ等放送機関が独自で企画取材する防災番組に対する積極的な情報提供</li></ul>	企画経営部 消防部 都市安全部
防災マップの転入市民への配布	<ul style="list-style-type: none"><li>□転入市民へ危険箇所及び避難所等の周知を図るための防災マップの配布</li></ul>	都市安全部
市民向け防災ハンドブックの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"><li>□大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とした市民向け防災ハンドブックの作成及び市民への配布</li></ul>	都市安全部 企画経営部
市民向け防災イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"><li>□関係機関と連携した阪神・淡路大震災追悼行事の活動、防災関係施設等見学会、講習会、映画会等の防災イベントの開催</li></ul>	都市安全部
要配慮者等に関する防災PRの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>□要配慮者に対する日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及、避難路の確認等の周知</li></ul>	都市安全部 健康福祉部

計画名	計画のあらまし	主担当
	<input type="checkbox"/> 要配慮者に対する市及び防災関係機関の実施する防災訓練への積極的参加の呼び掛け <input checked="" type="checkbox"/> 要配慮者等向け防災パンフレット等の作成・配布 <input checked="" type="checkbox"/> 要配慮者等の安全確保支援のためのPR	子ども未来部
学校等における防災教育の推進	<input type="checkbox"/> 学校等と協力した園児・児童・生徒等のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育の推進	教育部
事業所向け防災教育の推進	<input type="checkbox"/> 各施設管理者と協力した従業員のそれぞれの防災行動力の向上を図るための防災教育の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所向け防災研修の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所向け防災ハンドブックの作成 (特にゴルフ場・宿泊事業者、福祉関係事業者)	消防部 都市安全部 各所管部
職員防災活動マニュアルの作成	<input type="checkbox"/> 職員防災活動マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 職員防災活動マニュアルの習熟の徹底	都市安全部
職員研修の実施等	<input type="checkbox"/> 新任研修、職場研修、幹部研修等に防災研修を組み込んだ職員の研修プランの作成及びその効果的実施 <input type="checkbox"/> 職員に対するハザードマップ等を用いた防災教育	都市安全部
図書館等生涯学習施設の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 図書館における防災関係図書・資料の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 公民館等における防災関係講座の充実	教育部

## (2) 防災リーダーの確保

計画名	計画のあらまし	主担当
自主防災組織リーダー等の各種会議への参加の促進等	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携した自主防災組織のリーダーや防災上重要な施設の管理者等を対象とした研修会、講習会等への参加促進及びスペシャリストの発掘・確保	消防部
職員への各種資格の習得奨励	<input type="checkbox"/> 職員に対する無線従事者資格、気象予報士資格、手話通訳、カウンセリング資格等の習得の奨励及び制度的促進手段の検討	都市安全部
防災リーダーの育成	<input type="checkbox"/> ひょうご防災リーダー講座受講の支援 <input type="checkbox"/> 宝塚・防災リーダーの会との連携	都市安全部
地域防災リーダーの養成	<input checked="" type="checkbox"/> 消防職員OB等による協力体制の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 各地域婦人会、老人会など各種団体による協力体制の整備	消防部
市職員・自主防災会リーダー向け救急救助技術の普及	<input checked="" type="checkbox"/> 正しい応急手当の知識及び技術の普及 <input checked="" type="checkbox"/> 救助資機材等の取扱い訓練、指導	消防部



## 第5章 防災訓練及び調査・研究の充実

第1節 防災訓練の充実

第2節 調査・研究の充実

## 第1節 防災訓練の充実

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

「実際的な防災訓練」等を以下のとおり総合的に進めることにより、非常時における防災行動力の向上に努める。

第1に、市民、事業所、団体及び各防災関係機関が参加する総合防災訓練

第2に、災害危険特性や防災行動力特性を踏まえた形で行う地域防災訓練

第3に、市の防災体制の中心となるべき職員の参集訓練

第4に、各防災機関における訓練 等

### 3 計画

#### (1) 総合防災訓練の実施

計画名	計画のあらまし	主担当
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>□阪神・淡路大震災クラスの大規模災害発生時を想定した毎年1回以上の「総合防災訓練」の実施</li><li>□他市町との協力や広域的連携、自衛隊との協同訓練、実際に即した条件設定等のテーマを設定した「総合防災訓練」の実施</li><li>■事故災害種別ごとの訓練設定（災害対策基幹職員の研修、各部・各機関との連携習熟、その他訓練項目は県地域防災計画による。）</li><li>■対応類型別図上演習の実施（集団救急対応事案、除毒・除染対応事案、社会的被害縮小対応事案等）</li><li>■事後評価の実施、記録・報告書の作成・活用</li></ul>	都市安全部
県、防災関係機関等が実施する総合防災訓練への参加	<ul style="list-style-type: none"><li>■他自治体で実施される県主催大規模事故災害等総合防災訓練への派遣</li><li>■県、防災関係機関等主催大規模事故災害等総合防災訓練の誘致</li><li>■事後評価会への参加</li></ul>	都市安全部

#### (2) 個別訓練の実施

計画名	計画のあらまし	主担当
地域防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>□年次計画に即した自治会や自主防災組織等を単位とする訓練及び複数の組織の連合、若しくは概ね小学校区ごとのまちづくり協議会を単位とする防災訓練の実施</li><li>□地域防災訓練への多様な人々、企業等の参加促進</li><li>□地域防災訓練に使用する資機材の貸与等の支援</li></ul>	消防部 都市安全部
女性に対する研修、訓練の実施	□女性に対する防災に関する研修、訓練の実施	消防部

計画名	計画のあらまし	主担当
実施		都市安全部
災害対策基幹要員の研修、訓練の実施	□本部指揮所要員や各部課長以上職員等の災害対策基幹要員の研修、防災に係る図上訓練や実地訓練の実施	都市安全部
職員の参集訓練の実施	□緊急初動特別班を中心とした年1回以上の参集訓練の実施	都市安全部
各部ごとの個別訓練の実施	□災害時の応急対策の実施手順の点検と整備を行うための各担当部における計画的な個別訓練の実施	各担当部
防災機関における訓練の実施	□防災機関に対する県や市が行う防災訓練への参加呼び掛け	都市安全部

※ 参照 ⇒ 年間実施する主な訓練（資料・様式編2－5）

## 第2節 調査・研究の充実

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

市の「地域としての災害危険性」に即して、災害の予防・応急・復旧対策に関する調査・研究を以下のとおり総合的に進める。

第1に、国・県はじめ防災関係機関との密接な情報・資料交換と連携方法に関する習熟・徹底

第2に、阪神・淡路大震災をはじめとする災害調査報告書その他防災に関する図書・資料の収集・

整理並びに職員・市民に対する公開の推進

第3に、市の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究の実施

### 3 計画

#### (1) 国・県はじめ防災関係機関との情報交換等の徹底

計画名	計画のあらまし	主担当
国・県等防災関係機関との情報交換等の実施	<input type="checkbox"/> 国・県等防災関係機関との情報交換 <input type="checkbox"/> 県を中心として進められる活断層調査、震災復興研究等の積極的な情報交換	都市安全部
他市町村との防災資料交換の積極的推進	<input type="checkbox"/> 他市町村との地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料の交換の推進 <input type="checkbox"/> 関西及び静岡、東京、神奈川等防災先進都府県市町村との積極的な防災資料の交換の推進	都市安全部

#### (2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

計画名	計画のあらまし	主担当
阪神・淡路大震災関連図書ライブラリーの整備	<input type="checkbox"/> 阪神・淡路大震災関連の研究報告書、出版物、資料等の収集を行い、図書ライブラリーとして整備	都市安全部

#### (3) 市の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

計画名	計画のあらまし	主担当
防災施設整備調査及び活用計画	<input type="checkbox"/> 本市域の有する総合的防災力の現状評価及び活用手法に関する調査研究の推進 <input type="checkbox"/> 本市において起こり得る災害に関する網羅的把握 <input type="checkbox"/> 火災延焼シミュレーション手法その他防災理論・技術の都市計画への適用に関する研究 <input type="checkbox"/> 中央防災会議の決定に基づく都市防災構造化対策事業計画の策定	消防部 都市安全部
土砂災害に関する調査・研究	<input type="checkbox"/> 本市の北部及び南部における降雨などによる崩落や宅地造成地における地滑りなどの土砂災害に関する調査・研究の検討	都市安全部 都市整備部
地下水汚染防止対策に関する調査・研究	<input type="checkbox"/> 宅地化の進展や都市の高密度化の進行及び災害発	環境部

計画名	計画のあらまし	主担当
る調査・研究	生時における地下水汚染防止対策に関する調査・研究の検討	
警防等研究会による消防戦術研究	<ul style="list-style-type: none"><li>■各種応援協定に関する覚書に基づく研究</li><li>■特異な火災等事例に関する消防戦術、原因等研究</li><li>■他自治体が経験した大規模事故災害等事例に関する資料収集・活用</li></ul>	消防部 都市安全部



## 第6章 地区防災計画

第1節 本市地域防災計画と地区防災計画

第2節 各地区における地区防災計画

## 第1節 本市地域防災計画と地区防災計画

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 背景及び目的

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災において、発災直後の救助活動の中心は地区住民であり、その後の避難所等の運営等被災者の生活支援についても地区住民が大きな役割を担ってきた。また、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災では、自治体そのものが甚大な被害を受け、被災者の救済・支援活動を含め、初期段階の行政の災害対策機能は完全に麻痺した状況であった。一方で、「釜石の奇跡」と賛辞された住民等の行動が人命被害を最小限に抑制した事例に象徴されるように、平素の防災教育や訓練、地区の防災リーダーの育成等の住民主体の取組の重要性が改めて認識されることとなった。

このような、発災時（特に大規模かつ広域）における「公助」の限界と地区コミュニティを主体とした「自助・共助」の重要性を踏まえ、平成25年（2013年）に災害対策基本法（この節において以下「災対法」という。）が改正され、地区コミュニティの計画的・体系的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。さらには、内閣府において「地区防災計画ガイドライン」が作成されるとともに、同府のHPにおいても同計画作成の取組みを推奨するなど、当該計画が国の防災施策のなかにあって重要な役割を担うことを明確に示している。

本市においても、地区コミュニティ活動が活発化する中で、東日本大震災発生時以降住民の間に一層の防災意識の高まりがみられ、一部の地区においては防災計画・防災マップづくりや防災学習・防災訓練の実施など、地区防災力の向上にむけた取り組みが熱心に進められている。

これらを踏まえ、本市全域において、それぞれの地区の特性を踏まえた自主的・自律的な「地区防災計画」の作成を促進し、この概要を本市の地域防災計画に定める。

### 3 基本方針

#### 1 「地区防災計画」は地区居住者等からの提案を基本とする

災対法の規定では「地区居住者等が提案することができる。」とされているが、「地区防災計画」が『自助』、『共助』を中心とした「地区居住者等の自発的な防災計画」であることに鑑み、地区居住者等において自主的に作成・提案することを基本とする。

#### 2 「地区防災計画」は自治会等の地区コミュニティ活動の実績が認められる範域を対象とする

「地区防災計画」が対象とする範域については、災対法に特段の定めはないが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行われている自治会等の一定のまとまりのある範域を対象とする必要がある。さらには、平常時の防災訓練や避難所等となる小中学校を含む避難訓練内容なども考慮して、範域を決定することが望ましい。

#### 3 「地区防災計画」に定めることが望ましい標準的な内容等について「地区防災計画作成マニュアル」を示し作成を促進する

災対法の規定では、当該地域における防災に関する計画を「地区防災計画」と位置づけているが、対象地区及び組織の規模やコミュニティの成熟度などによって、計画内容にも差異が生じる

ことが予測される。このことから、地域防災計画に定める「地区防災計画」として必要と考えられる標準的な項目・内容及び作成手続きなどについて記載した「地区防災計画作成マニュアル」を示すこととする。

#### 4 「計画提案」についての手続きを示す

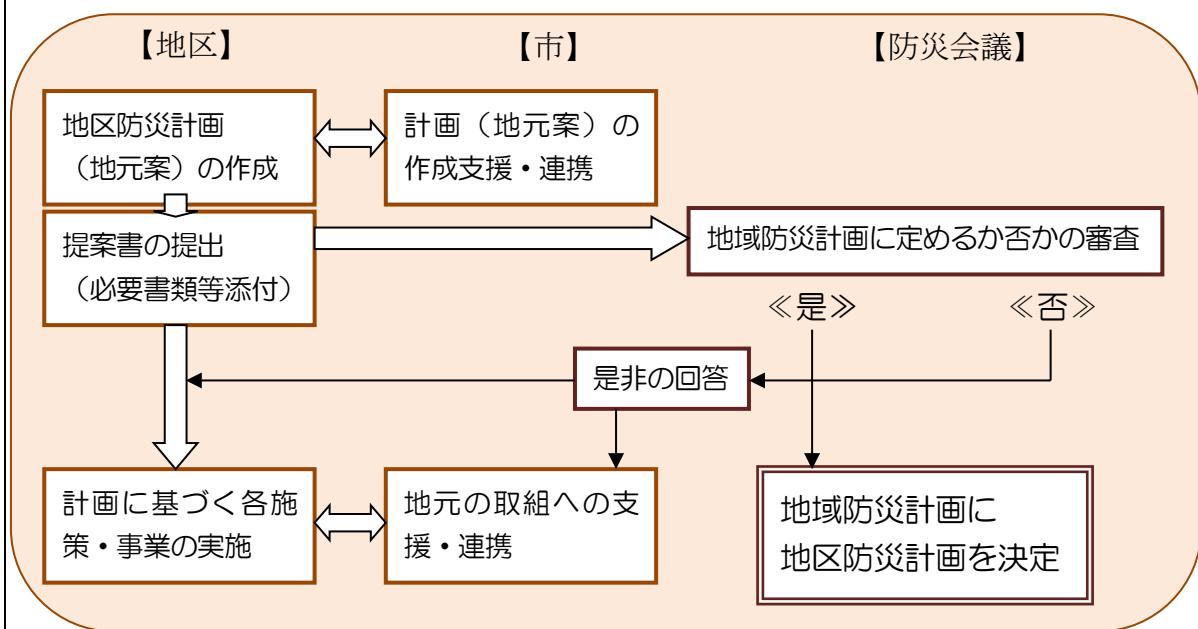
災対法施行規則第1条の規定を踏まえ、「計画提案」に必要な手続きの詳細を定める。

※災対法施行規則第1条：地区居住者等による提案

災対法第四十二条の二第二項の規定により共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

- 1 地区防災計画の素案
- 2 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

#### 【計画提案のフロー】



#### 5 「地区防災計画」の案の作成のための支援制度等を設ける

現行の「地域版防災マップ作成補助金制度」の拡充及び「宝塚市防災アドバイザー派遣事業」等の利用などによる「地区防災計画」の案の作成支援、計画に基づく地区の防災訓練実施への支援などを行う。

注) この計画の対象の範域を表す表現に「地域」と「地区」があるものの、法令では「地区」を使用していることから、この章においても固有名称や他の資料等の引用部を除いて「地区」を使用する。

## 第2節 各地区における地区防災計画

### 1 取りまとめ責任担当部

都市安全部

### 2 基本方針

前節の基本方針と同じ

### 3 各地区における地区防災計画

#### (1) 「中山台コミュニティ」地区防災計画

##### ア 計画の名称

中山台コミュニティ地区防災計画

##### イ 活動の基本方針及び目標

大規模災害が発生して、ライフラインが停止した状況下でも、地域が一体となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。

##### ウ 計画の対象範囲（範域）

宝塚市立中山五月台中学校区（中山台コミュニティエリア）の全住民

##### エ 活動主体

中山台コミュニティ

##### オ 活動団体

自治会を中心に中山台コミュニティ運営委員会活動部会や様々な住民団体で構成する。

##### カ 地区の特性

高齢化率が高く、山間部を削って開発した坂の多い住宅地である。また、土砂災害（特別）警戒区域も広範囲に存在している。

##### キ 対象とする災害

地震及び土砂災害

##### ク 主な活動計画

平常時の取組	防災委員会の設立	<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティ役員と各自治会の防災担当者で構成。</li><li>・コミュニティエリアにおける防災の各取組を推進する。</li></ul>
	防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、自治会エリアごとに防災知識の普及や啓発活動を行う。</li></ul>
	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会エリアごとに防災訓練を実施する。</li><li>・コミュニティエリア内の指定避難所開設運営訓練等</li></ul>

		を可能な限り年に一回程度実施する。
	防災資器材の整備・点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区や指定避難所で防災資器材を日頃より整備し点検を行い、すぐに使用できる状態で保管する。</li> </ul>
	飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティで水出しマニュアルとともに補完する。</li> </ul>
	情報伝達網の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山台各地区組織間の情報連絡網を整備する。</li> <li>・すみれ防災スピーカーの活用。</li> <li>・情報伝達手段はあらゆる方法を使用する。</li> </ul>
災害時の取組	災害対策総本部の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総本部は、中山台コミュニティセンター（使用不能の場合は、中山五月台中学校）に置き、宝塚市に通知する。</li> <li>・総本部は、中山台コミュニティ会長を本部長とし、各自治会、コミュニティ運営委員会の委員などで構成する。総本部には活動組織を置く。</li> <li>・災害情報、安否情報、支援情報等の確認を実施。</li> <li>・自主防災組織などと連携する。</li> <li>・宝塚市との連絡窓口となる。</li> </ul>
	各自治会エリア防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者同士の安全確認を実施</li> <li>・災害対策本部へ集約する。</li> <li>・避難所への誘導を主導する。</li> <li>・状況に応じて安否確認名簿および避難先名簿を作成する。</li> </ul>
	避難所開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宝塚市地域防災計画に基づきエリア内の指定避難所を開設する。</li> <li>・総本部・自治会エリア・避難者が協力して避難所運営を行う。</li> <li>・在宅避難者の要請を可能な限り集約し、総本部に連絡する。</li> <li>・各自治会エリアで在宅避難者分の物資の受け取りを行う。</li> <li>・必要に応じて飲料用兼用耐震性貯水槽の飲料水を使用できるようにする。</li> </ul>
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員などを中心に地域と連携して担う。</li> </ul>

(2) 「川面地区自主防災会」地区防災計画

ア 計画の名称

川面地区自主防災会 地区防災計画

イ 活動の基本方針

平常時から備えの充実を図り、災害が発生した場合には自助・共助を着実に実行するため、地区住民が自発的に助け合って救出・救助活動を行い、自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで、地区防災力を高めることを目的とする。

ウ 計画の対象範囲（範域）

宝塚小学校区まちづくり協議会、川面地区自主防災会の住民

エ 活動主体及び活動団体

宝塚小学校区まちづくり協議会  
川面地区自主防災会

【東分会】

大道自治会、小場自治会、川面荘園自治会、南御殿山自治会、御殿山北自治会、ソリオ宝塚自治会、ローズハイツ宝塚自治会、川面東だんじり保存会

【西分会】

池田自治会、鍋野自治会、御殿山高台自治会、ドルミ宝塚自治会、宝塚市栄町西自治会、エスリード宝塚自治会、川面西地車保存会

【南分会】

宮の町自治会、旭町1丁目自治会、旭町2・3丁目自治会、鶴の荘自治会、宝塚市花のみち自治会、南地車保存会

オ 地区の特性

集中豪雨及び台風により、山麓部では土砂災害や斜面の決壊、武庫川周辺は荒神川及び大堀川を擁し、堤防の決壊や氾濫、家屋への浸水が予想される。

また、住宅が密集している地域が多く、地震による家屋の倒壊及び火災も予想される。

カ 対象とする災害

水害 土砂災害 地震 火災

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	・防災計画や家庭における防災知識の普及、危険箇所等の把握、水害、火災及び地震等の対策。
	地区の安全点検及び火災予防	・地区の危険箇所の確認や改善、不要な可燃物の撤去及び危険物等の適正管理、防災資器材の点検・整備。
	防災資器材の点検・整備	・各地区で管理している小型動力ポンプ等の点検・整備を定期的に実施。
	防災訓練	・災害時における情報収集、伝達、初期消火及び避難誘導等を迅速かつ的確にするため、訓練を毎年度実施。
災害時の取組	情報収集・伝達活動	・公共機関から情報や地区の被災状況、火災発生状況を取りまとめ、地区住民や防災関係機関への

		伝達を実施。
初期消火活動		・火災発生時、延焼拡大を防ぐため、初期消火活動を実施。
救出・救護活動		・建物の倒壊や落下物による負傷者の救出。救助活動。 ・負傷者の応急手当及び救護所への搬送。
避難誘導活動		避難情報の発令時や地区住民の生命に危険が生じる恐れがある場合は、避難所等へ避難誘導を実施。
給食・給水活動		・地区で必要な物資を把握し、公共機関と連携して、供給された非常食を必要に応じて炊き出し等を実施する。
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	・避難経路等の障害物や危険箇所を点検し、防災環境の整備を実施。 ・避難行動要支援者の誘導を実施。 ・災害時に円滑に支援ができるように平常時から積極的に隣近所とのコミュニケーションを図る。
その他	防災マップの作成	・地区の災害危険箇所の掲載 ・避難所等を住民に周知

### (3) 「宝塚第一小学校区」地区防災計画

#### ア 計画の名称

宝塚第一小学校区地区防災計画

#### イ 活動の基本方針

平常時から備えの充実を図り、災害が発生した場合には自助・共助を着実に実行するため、地区住民が自発的に助け合って救出・救助活動を行い、自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで、地区防災力を高めることを目的とする。

#### ウ 計画の対象範囲（範域）

宝塚第一小学校区

#### エ 活動主体及び活動団体

宝塚第一小学校区まちづくり協議会

##### 【自治会】

アジュール宝塚南口管理組合、クレアシティ宝塚南口、ザ・宝塚タワー、逆瀬川、寿楽荘、新寿楽荘、ダイアパレス宝塚月見山、宝塚、宝塚南口、長寿ガ丘、月見台、月見山、月見山2丁目、デ・リード宝塚リバービュー、中州、中州1丁目、中州園、西逆瀬川、野上1丁目、宝松苑、宝塚宝南、宝南第一、宝梅、武庫山、武庫山1丁目、メロディーハイム宝塚、紅葉ガ丘

##### 【管理組合】

アズ・マリオン・レーソル、イトーピア逆瀬川ガーデンフラツツ、ヴィローゼ宝塚南

口、グランプレイス宝塚南口、コスモ宝塚武庫山、コスモヒルズ宝塚武庫山、サンビオラ1番館、宝塚パインクレスト、宝塚南口アーバンライフ、藤和宝塚ホームズ・ヴィオレ、藤和宝塚武庫山ホームズ、藤和ライブタウン宝塚、ヌーヴェル・ヴァーグ宝塚、ルモン宝塚南口

【学校（園）】

宝塚第一小学校、宝梅中学校、光ガ丘中学校、甲子園大学地域連携支援センター、宝塚武庫山幼稚園、宝塚南口幼稚園

オ 地区の特性

六甲山東端の山麓部から武庫川までの緩い傾斜地に家屋が多く、山麓部に近い地域では土砂災害危険区域に指定されている場所がある。過去の災害で集中豪雨により周辺地域が浸水したことがある。

カ 対象とする災害

風水害 土砂災害 地震 火災

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	・地区住民に家庭内備蓄のチェックリスト等を参考に防災知識の普及や啓発活動を実施。
	地区の安全点検	・地区的危険箇所や防災上問題のある場所を確認し、改善のための働きかけを実施。
	防災資器材の整備	・各地区で管理している防災資器材の点検・整備を行い、取扱いの確認を実施。
	防災訓練	・地区住民の積極的な参加を呼びかけ、自治会、自主防災会、管理組合ごとに訓練を実施すると共に規模の大きい訓練は第一小学校区で実施する。
災害時の取組	情報収集・伝達	・公共機関などから正しい情報を収集し、地区的被災状況、火災発生状況を取りまとめ、防災機関への報告を実施。
	救出・救助活動	・自分自身が怪我をしないよう注意しながら、地区住民で協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を実施。
	初期消火活動	・火災発生時、延焼拡大を防ぐため、初期消火活動を実施。
	医療救護活動	・医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送する。
	避難誘導活動	・地区住民を安全な避難場所などへ誘導する。
	給食・給水活動	・地区で必要な物資を把握し、公共機関と連携して、供給された非常食を必要に応じて炊き出し等を実施する。

避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路等の障害物や危険箇所を点検し防災環境の整備を実施。</li> <li>・避難行動要支援者の誘導を実施。</li> <li>・災害時に円滑に支援ができるように平常時から積極的に隣近所とのコミュニケーションを図る</li> </ul>
その他	防災マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の災害危険箇所の掲載。</li> <li>・各自治会・管理組合は、総会や役員会を通じて、地区住民に災害に関する認識を深める。</li> </ul>

#### (4) 「壳布小学校区」地区防災計画

##### ア 計画の名称

壳布小学校区地区防災計画

##### イ 活動の基本方針

異常な自然災害が発生した場合、地区住民の自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで、自助・共助が着実に実行できることを目標とする。

##### ウ 計画の対象範囲（範域）

壳布小学校区の全住民

##### エ 活動主体及び活動団体

壳布小学校区まちづくり協議会  
壳布きよしが丘自治会、泉ガ丘自治会、泉ガ丘北自治会、第一壳布ガ丘自治会、清荒神五丁目自治会、壳布北自治会、中山荘園自治会、宝塚壳布住宅自治会、壳布園住宅自治会、壳布東の町自治会、清荒神自治会、米谷自治会、ピピアめふ2自治会の各自主防災会及びそれに準ずる組織

##### オ 地区の特性

集中豪雨及び台風により、大堀川氾濫による浸水害、山手地区の急斜面のがけ崩れが予想される。

また、地震により家屋や電柱の倒壊及び火災が予想される。

##### カ 対象とする災害

水害 土砂災害 地震 火災

##### キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民が防災・減災に関心を持ち続けられるよう、啓発事業を行う。</li> <li>・パンフレットや会報紙の配布、講習会等の開催により啓発する。</li> </ul>
--------	------------	---

	地区の安全点検	・回覧、講習会等で備蓄及び住宅の耐震化を推進する。地区の危険箇所の確認や改善を図る。
	防災資器材の点検・整備	・資器材の定期点検や使用方法の確認を行う。
	防災訓練	・避難所運営訓練、要援護者支援訓練、小学校児童との合同訓練等、様々な訓練を実施し地区住民の災害対応力を育成する。また訓練後に検証し、地区防災計画に反映する。
災害時の取組	給食・給水	・市から配布された又は地域内の家庭等から提供を受けた食料・水等を配分又は炊き出しを行う。
	情報の収集・伝達	・地域の災害情報、報道から情報を収集し、必要な情報を地域及び関係機関に情報伝達する。 ・電話、テレビ、ラジオ、トランシーバー、伝令等で情報収集伝達を行う。
	避難誘導活動	避難情報の発令時や地区住民の生命に危険が生じる恐れがある場合は、避難所等へ避難誘導を実施。
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の整備	・民生児童委員の戸別対応に応じて自治会関係者と連携し、拡大していく。

### (5) 「コミュニティひばり」地区防災計画

#### ア 計画の名称

コミュニティひばり地区防災計画

#### イ 活動の基本方針

異常な自然災害が発生した場合、地区住民の自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで、自助・共助が着実に実行できることを目標とする。

#### ウ 計画の対象範囲（範域）

宝塚市長尾台小学校地区の全住民

#### エ 活動主体及び活動団体

雲雀丘（1、2、4丁目）、雲雀丘（3丁目）、雲雀丘山手、花屋敷つつじガ丘、花屋敷莊園、花屋敷松ガ丘、長尾台（花屋敷せいれいの里含む）、ふじガ丘、満願寺町

#### オ 地区の特性

長尾山山系の斜面に位置し、複雑な山麓谷筋沿いに宅地が広がっている。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があり、阪神・淡路大震災でも被害は少なかったが、宅地化の進展や近年の異常気象の増加から、これまでに災害が無かつた箇所でも災害の発生に留意が必要になる地区である。

カ 対象とする災害  
崖崩れ ブロック塀等の倒壊 倒木 住宅の倒壊

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	・一人ひとりが防災に关心を持ち、災害への準備ができるよう地区住民への防災知識の普及や啓発活動を実施。
	地区の安全点検	・地区の危険箇所や防災上問題のある場所を確認し、改善のための働きかけを実施。
	防災資器材の整備	・各地区で管理している防災資器材の点検・整備を行い、取扱いの確認を実施。
	防災訓練	・地区住民が地区防災計画に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等と連携しながら、避難訓練、情報収集・伝達訓練、応急訓練、給食・給水訓練を実施。
災害時の取組	情報収集・伝達	・公共機関などから正しい情報を収集し、地区的被災状況、火災発生状況を取りまとめ、防災機関への報告を実施。
	救出・救助活動	・自分自身がケガをしないよう注意しながら、地区住民で協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を実施。
	初期消火活動	・火災発生時、延焼拡大を防ぐため、初期消火活動を実施。
	医療救護活動	・医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送する。
	避難誘導活動	・地区住民を安全な避難場所などへ誘導する。
	給食・給水活動	・地区で必要な物資を把握し、公共機関と連携して、供給された非常食を必要に応じて炊き出し等を実施する。
避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	・避難経路等の障害物や危険箇所を点検し防災環境の整備を実施。 ・避難行動要支援者の誘導を実施。 ・災害時に円滑に支援ができるよう平常時から積極的に隣近所とのコミュニケーションを図る ・一時避難場所に集合した際は、指定避難所に避難誘導する。
その他	防災マップの作成	・地区の災害危険箇所や避難経路等の掲載。 ・作成した防災マップを周知し、地区住民に災害に関する認識を深める。

(6) 「宝塚市光明小学校区」地区防災計画

第2部 災害予防計画  
第6章 地区防災計画  
第2節 各地区における地区防災計画

ア 計画の名称

宝塚市光明小学校区地区防災計画

イ 活動の基本方針

「地区ぐるみの協力体制」を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、平常時から備えの充実を図り、地区防災力を高めていく。

ウ 計画の対象範囲（範域）

光明町1番～30番、福井町1番～32番、  
小林3丁目8番～9番、小林4丁目7番

エ 活動主体及び活動団体

県営小林団地自治会、光明町自治会、宝塚光明住宅自治会、福井・亀井自治会、  
福井鉄筋住宅自治会、宝塚コウメイハイツ自治会、宝塚セントポリア自治会、  
宝塚パークハイツ管理組合、三交宝塚パレス管理組合、パサージュ宝塚管理組合

オ 地区の特性

人口は、2007年から減少傾向にあり、今後もこの傾向は変わらないと予測されている。高齢化率は市全体では26.71%であるが、当該地区全体では35.99%で高齢化率が高い。高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。武庫川が過去に大雨で氾濫したことがある。集中豪雨などで御所川周辺地区が浸水したことがある。

カ 対象とする災害

集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風、地震、暴風（竜巻など）

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。
	地区の安全点検	・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。
	防災資器材の整備	・地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認する。
	防災訓練	・いざというとき、あわてず、的確に対応するため、地区住民に積極的な参加を呼びかけて、防災訓練を行う。
災害時の取組	情報収集・伝達	・ラジオ・テレビ等からの気象情報、地震情報、土砂災害警戒情報等を収集し、危険性が予測される場合は、避難行動要支援者（災害時要援護者）に早期の自主避難を呼びかけ、自ら避難できない場合は、自主防災会により避難誘導を行う。

	救出・救助活動	・各自主防災組織は二次災害に注意しながら活動を行う。
	避難誘導活動	・安否確認を行い、地区住民を安全な避難場所などへ誘導する。
	避難所のたちあげ	・学校関係者や市役所職員と協力して避難所をたちあげる。避難所運営で必要な事項を市役所に伝える。避難者名簿の作成等避難所運営マニュアルに沿った活動を行う。避難所運営マニュアルを実行する。
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	・当事者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。 ・避難するときは、しっかり誘導する。 ・困ったときこそ温かい気持ちで接する。 ・日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

#### (7) 「コミュニティ末広」地区防災計画

##### ア 計画の名称

コミュニティ末広地区防災計画

##### イ 活動の基本方針

令和2年(2020年)3月に作成した「コミュニティ末広避難所運営マニュアル」とともに地域住民の災害時の安心・安全を確保し、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害にも強いまちづくりを進めるため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、平常時から備えの充実を図り、地区防災力を高めていく。

##### ウ 計画の対象範囲（範域）

伊子志1丁目～4丁目、逆瀬川1丁目、末広町

##### エ 活動主体及び活動団体

コミュニティ末広、伊子志自治会、逆瀬川自治会、逆瀬川スカイハイツ自治会、サンハイツ逆瀬川自治会、シティライフ逆瀬川自治会

##### オ 地区の特性

人口は、平成26年（2014年）からほぼ横ばい、世帯数は100世帯以上増加しているものの、一人暮らしの高齢者世帯の割合が高くなりつつあるのが現状。地形は、逆瀬川上流部の真砂土が洪水時に流下して、河口部に堆積してきた三角州。逆瀬川の砂防工事と武庫川の堤防築造工事が完成して、地形は安定したが、台風時や梅雨時の集中豪雨による域内の内水流出によって、低地帯が浸水することがある。

##### カ 対象とする災害

南海トラフ地震、市役所直下型地震、武庫川・地区内水の氾濫、溢水

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。</li> </ul>
	地区の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。</li> </ul>
	防災資器材の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認する。</li> </ul>
	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>いざというとき、あわてず、的確に対応するため、地区住民に積極的な参加を呼びかけて、防災訓練を行う。</li> </ul>
災害時の取組	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共機関などから正しい情報を収集し、地区内へ伝達。</li> <li>地区的被災状況等を取りまとめ、防災機関へ報告。</li> </ul>
	救出・救助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。</li> </ul>
	初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。</li> </ul>
	避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区住民を安全な避難所などへ誘導する。</li> </ul>
	給食・給水活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。</li> </ul>
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。</li> <li>避難するときは、しっかり誘導する。</li> <li>困ったときこそ温かい気持ちで接する。</li> <li>日頃から積極的にコミュニケーションを図る。</li> </ul>

(8) 「すみれガ丘小学校区」地区防災計画

ア 計画の名称

すみれガ丘小学校区地区防災計画

イ 活動の基本方針

「災害に強くみんなで助け合えるまち」にしようという考え方を基本方針として、「すみれガ丘小学校区地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていく。

ウ 計画の対象範囲（範域）

すみれガ丘1丁目～3丁目、御殿山4丁目

エ 活動主体及び活動団体

ラ・ビスタ宝塚団地自治会防災部

ラ・ビスタ宝塚団地自治会、御殿山北自治会、すみれガ丘小学校区民生児童委員・主任児童委員、ラ・ビスタ宝塚団地管理組合、サウステラス管理組合、ラ・メゾン管理組合、プラザコムズ管理組合、ウエストウイング管理組合、オクシア管理組合、ノースハイツ管理組合、レフィナス管理組合、エスティオ1番館管理組合、エスティオ2番館管理組合、イーストヴィラ管理組合、エコタウン、ファーストヒルズ

オ 地区の特性

- (ア) 六甲山東端の山麓部から武庫川の間に位置し、緩い傾斜地に家屋が多い
- (イ) 山麓部に近い地域では土砂災害警戒危険区域に指定された場所がある
- (ウ) 周辺には活断層が存在する

カ 対象とする災害

市役所直下型地震、南海トラフ地震、豪雨にともなう土砂災害（校区内に土砂災害警戒区域（土石流）、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている）

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要と考え、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。
	地区の安全点検	・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。
	防災資器材の整備	・地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認する。
	防災訓練	・いざというとき、あわてず、的確に対応するため、地区住民に積極的な参加を呼びかけて、防災訓練を行う。
災害時の取組	情報収集・伝達	・公共機関などから正しい情報を収集し、校区内へ伝達。 ・地区の被災状況等を取りまとめ、防災機関へ報告。
	初期消火活動	・消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。
	救出・救護活動	・自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。
	避難誘導活動	・地区住民を安全な避難所などへ誘導する。
	給食・給水活動	・地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。
避難行動要支援	避難行動要支援者	・災害時に被害を受けやすい避難行動要支援者（災害

者（災害時要援護者）等への支援	の支援体制の構築	時要援護者）を、みんなで協力し支援を行う。
-----------------	----------	-----------------------

ク 災害時の拠点

すみれガ丘小学校に地区灾害対策本部を設置する。地区灾害対策本部設置までの初期対応及びその後の情報収集拠点として、ラ・ビスタ宝塚団地管理センター2階（コミュニティセンター）内に地区連絡所を設置。

ケ 一時避難場所

災害時に一時的に避難する場所として、校区内の公園を指定。  
南公園、中央公園、東公園、北公園、西公園

（9）「宝塚市第5地区」地区防災計画

ア 計画の名称

宝塚市第5地区地区防災計画

イ 活動の基本方針

地区住民を主体とした防災組織を構築し、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行し、地区防災力を高めることを目的とする。

ウ 計画の対象範囲（範域）

宝塚市第5地区（長尾、長尾南、丸橋小学校区）

エ 活動主体及び活動団体

宝塚市第5地区防災委員会

宝塚市第5地区自治会連合会、宝塚市第5地区民生児童委員協議会、  
宝塚市長尾地区まちづくり協議会

オ 地区の特性

農地の宅地化が進み、流入人口の増加とともに子どもの数も増えており、他地区に比べて高齢化率が低く若い世代が多い一方で、都市基盤の整備が追いつかず、道路の交通渋滞などが課題となっている。

また、第5地区は長尾小学校、長尾南小学校、丸橋小学校の3つの小学校区で構成され、小学校区ごとに災害特性が異なる。

●長尾小学校区

- ・長尾山に連なる傾斜地が多く、土砂災害警戒危険区域に指定された場所がある。
- ・危険ため池に指定された池がある。
- ・最明寺川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・活断層が存在する。

●長尾南、丸橋小学校区

- ・比較的平らな地形で、集中豪雨などで周辺地区が浸水したことがある。
- ・天神川が過去に大雨で氾濫したことがある。

#### カ 対象とする災害

集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による土砂災害、川の氾濫や堤防の決壊、家屋への浸水、地震による家屋の倒壊や火災、液状化、暴風による家屋や電柱の倒壊

#### キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関する心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。</li> </ul>
	地区の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。</li> </ul>
	防災資器材の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認する。</li> </ul>
	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いざというとき、あわてず、的確に対応するため、地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行う。</li> </ul>
災害時の取組	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民へ伝達。</li> <li>・地区の被災状況等を取りまとめ、防災機関へ報告。</li> </ul>
	救出・救助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。</li> </ul>
	初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。</li> </ul>
	救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送する。</li> </ul>
	避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民を安全な避難場所などへ誘導する。</li> </ul>
	避難所運営活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で避難所を運営するために作成した避難所運営マニュアル、活動班のためのハンドブック、施設利用計画に基づき避難所を運営する。</li> </ul>
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者（災害時要援護者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。</li> <li>・一人の避難行動要支援者（災害時要援護者）に複数の避難支援者を決め、避難時はしっかりと誘導する。</li> <li>・困ったときこそ温かい気持ちで接する。</li> <li>・日頃から積極的に避難行動要支援者（災害時要援護者）とのコミュニケーションを図る。</li> </ul>

第2部 災害予防計画  
第6章 地区防災計画  
第2節 各地区における地区防災計画

(10) 「コミュニティ安倉」地区防災計画

ア 計画の名称

コミュニティ安倉地区防災計画

イ 活動の基本方針

平常時から備えの充実を図り、災害が発生した場合には自助・共助を着実に実行するため、地区住民が自発的に助け合って救出・救助活動を行い、自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで、地区防災力を高めることを目的とする。

ウ 計画の対象範囲（範域）

安倉地区まちづくり協議会（コミュニティ安倉）に属する、自主防災会の住民

エ 活動主体及び活動団体

安倉地区まちづくり協議会（コミュニティ安倉）、安倉地区自主防災会

安倉自治会、安倉第一団地自治会、安倉南自治会、安倉南団地自治会、宝塚安倉住宅自治会、県営安倉南住宅自治会、里の坊自治会、サニードゥエル自治会、メンズ宝塚自治会、金井町自治会、新栄安倉自治会、鳥島団地自治会、西田川自治会、安倉グリーンタウン自治会、安倉中住宅自治会、安倉西4ローズ自治会、安倉宝和自治会、市営安倉西住宅自治会、市営安倉南住宅自治会、セキスイ住宅自治会、ニコニコ自治会、むつみ会自治会

オ 地区の特性

「安倉は災害が無い」と認識している住民も多く、地形もあまり起伏の無い地域。

古い住宅が密集する地域（安倉中、安倉北）は道路幅も狭く消防、救助車両の進入が困難な場所があるほか、尼宝線から西側は武庫川に向かって地盤が低く冠水の恐れがあります。大堀川と武庫川に挟まれた地域（弥生町）には河川氾濫時の高所避難所も無く、指定避難所に向かうには大堀川を渡河し地盤の低い地域を通り抜ける必要がある為、早期の避難判断が必要となります。

中国自動車道付近もまわりより地盤が低く、集中豪雨により冠水している事が見られますので、地区の南北で避難や救助活動が分断される恐れがあります。

カ 対象とする災害

風水害、土砂災害、地震、火災

キ 主な活動計画

平常時の取組	防災知識の普及啓発	防災計画や家庭における防災知識の普及、危険箇所などの把握、水害、火災及び地震などの対策。
	地区の安全点検及び火災予防	地区内の危険箇所の把握や改善、不要な可燃物の撤去及び危険箇所等の適正管理
	防災資器材の点	各自主防災会などで管理している発電機等の防災資器材

	検・整備	の点検・整備を定期的に実施。
	防災訓練	災害発生時における安否確認などの情報収集、伝達、初期消火及び避難誘導等を迅速かつ的確にするため、訓練を毎年度実施。
災害時の取組	情報収集・伝達活動	各自主防災会から安否確認などの情報や被災、避難状況、火災などの発生状況を「災害時安否情報連絡票」に基づき取りまとめ、支援の要請や行政機関への伝達を実施。
	初期消火活動	火災発生時、延焼拡大を防ぐため自傷事故に留意し初期消火活動を実施。
	救出・救護活動	建物の倒壊や落下物による負傷者の救出、救援活動の実施及び、要救護者の応急手当や搬送の実施。
	避難誘導活動	避難情報の発令時や地区住民の生命に危険が生じる恐れがある場合は、避難所などへの避難誘導を実施。
	給食・給水活動	必要な物資を把握し、行政やボランティア等と協力して供給された非常食などを配布実施する。
避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	避難行動要支援者の支援体制の構築	災害発生時、最初に救助に駆けつけた人（近隣住民など）が支援を必要とする方の情報を把握できるように「災害時緊急支援医療情報」を活用し、速やかな支援活動が出来る体制を構築する。 また、平常時から近隣とのコミュニケーションを図るように努める。
その他	防災マップの作成	地区の災害危険箇所や避難所などの情報を掲載し周知する。
	避難者カード（世帯単位）の事前作成	各ご家庭において予め記載を行って頂くことで、災害時避難所での記載負担を軽減し、受付業務をスムーズに行い避難者のストレス軽減を図る。

---

## 第3部 災害応急対策計画

---

### 第1章 非常時活動体制に関する基本指針

- 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制
- 第2節 地震災害時の非常時活動体制
- 第3節 大規模事故発生時の非常時活動体制
- 第4節 災害救助法の適用申請
- 第5節 情報の収集・伝達
- 第6節 相互協力・応援受入
- 第7節 救援対策及び応急復旧対策実施
- 第8節 緊急輸送実施
- 第9節 応急資材等の調達
- 第10節 災害時の広報

### 第2章 災害危険防止及び人的危険回避に関する対策

- 第1節 災害時における火災対策
- 第2節 災害時における水防対策
- 第3節 災害時における救助・救急対策
- 第4節 災害時における危険物・有毒物等対策
- 第5節 土砂災害・危険建物その他による人的危険回避対策

### 第3章 二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策

- 第1節 災害時における道路の確保
- 第2節 ライフライン施設の応急対策
- 第3節 都市公共施設の応急対策
- 第4節 災害時の防犯対策

### 第4章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策

- 第1節 災害時の医療救護対策
- 第2節 要配慮者等の救援対策
- 第3節 避難対策
- 第4節 生活救援対策
- 第5節 災害時における環境・衛生対策
- 第6節 災害時における住宅対策
- 第7節 災害時における産業対策
- 第8節 災害時における学校の役割

この 部 の あ ら ま し	<p>全体として、4つの章により構成する。</p> <p>第1章（全10節）においては、災害発生時に応急対策実施上の指揮本部となり、活動の主力となるべき行政機関の側の迅速な緊急体制確立、応急・復旧活動を円滑に遂行するための拠点施設等の確保、そして社会的混乱の収拾と秩序の確保、これら3つの条件を満たすために必要な応急対策項目に関し、その責任分担・手順・連携上の決め等を中心に記載する。</p> <p>第2章（全5節）及び第3章（全4節）においては、災害発生後の延焼火災阻止と被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限にとどめ、都市機能早期回復のための緊急措置として必要な責任分担・手順等を網羅的にあげるとともに特に延焼火災阻止が災害発生初期における最大のポイントであることを示す。</p> <p>第4章（全8節）においては、被災者の生活再建を促し支援するための救援・救護対策について、網羅的かつ具体的に記載することとし、その度合いの切迫度にしたがって、救援・救護活動に関する個別の応急対策項目を記載している。</p> <p>なお、各対策項目においては、可能な限り達成すべき目標期間のめやすを示すこととした。応急対策は被害を最小限にとどめ、被災者の速やかな生活再建を促すために行うが、それは、すなわちその応急対策が1日も早く不要になる状態をもたらすために行うことにはかならないからである。</p>
----------------------------------	--

## 第1章 非常時活動体制に関する基本指針

第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制

第2節 地震災害時の非常時活動体制

第3節 大規模事故発生時の非常時活動体制

第4節 災害救助法の適用申請

第5節 情報の収集・伝達

第6節 相互協力・応援受入

第7節 救援対策及び応急復旧対策実施

第8節 緊急輸送実施

第9節 応急資材等の調達

第10節 災害時の広報

## 第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制

### 第1 災害警戒対策

#### 1 責任担当部

区分	部※	主な任務
主担当部	災対都市安全部	待機配備体制の確立、職員配置 警戒配備体制の確立、災害警戒本部の設置 水防活動の準備・統括 山崖崩れ、河川管理施設・ため池の巡視警戒 急傾斜地崩壊、土石流及び山崖崩れ・河川の溢水等による人的危険回避対策、雨量情報の取りまとめ 避難情報の発令、各部門・各部による活動協力の取りまとめ
	災対都市整備部	危険宅地及び危険物・ブロック塀その他による人的危険回避対策
	災対企画経営部	避難広報
	災対消防部	消防職員の指揮及び水防隊体制の準備 水災等の災害防御及び警戒活動の実施、水害に関する警報等の伝達、その他水防隊活動の取りまとめ 土砂災害発生時の警戒出動、消防部門の取りまとめ
	災対消防団部	土砂災害危険箇所への警戒出動
副担当部	各 部	各部職員の動員準備、情報の収集 所管業務又は本部事務分掌に基づく活動協力

## 2 気象予警報発表時における初動対応

### (1) 基本的考え方

気象予警報発表時の初動対応基本的考え方	<p>市長は、本市域に關係する地域内に大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とするときは、宝塚市災害対策本部設置要綱の規定に基づき警戒指令を発令し、災害警戒本部（この節において以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>また、市長は、気象状況等により警戒配備体制には至らないが、各部で防災対応の準備を行う等の初動体制をとる必要があると認めたときは「待機指令」を発令し宝塚市災害対策本部設置要綱第6条に基づく待機配備体制を取るように警戒本部長に命じることとする。</p> <p>警戒本部長は状況に応じ、勤務時間外であれば、警戒本部員全員の自宅待機又は本部班の職場における連絡員待機（この場合他の警戒本部員は自宅待機）の配備体制をとることとする。</p> <p>警戒本部は警戒本部長の判断により次の段階に応じて設置を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 第1警戒体制　宝塚市災害対策本部設置要綱第6条の規定又は宝塚市水防計画の規定に基づく警戒指令により第1段階の警戒配備体制（職場待機・巡視等による警戒を行う体制）をとるとき。</p> <p>(2) 第2警戒体制　宝塚市災害対策本部設置要綱第6条の規定又は宝塚市水防計画の規定に基づく警戒指令により第2段階の警戒配備体制（風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）をとるとき。</p> <p>◎ 気象情報、水防指令、雨量・水位に関する情報 河川・ため池の堤防、急傾斜地等は、洪水、土砂崩れ等の災害が発生する可能性がある。そのため、市は、気象情報、水防指令、雨量・水位に関する情報については、特に留意し必要に応じて特別な警戒体制を確立する必要がある。</p>
---------------------	---

※ 第3部で記述する「部」は、宝塚市災害対策本部設置要綱第3条に規定する「部」とする。

(2) 防災関連情報の収集・伝達上の役割分担、手順等のめやす

区分	責任担当部	入手先	手順・通報基準等
気象警報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 フェニックス防災システム 河川情報センター インターネット	(1) 勤務時間中に大雨、洪水、暴風等注意報・警報が発せられたとき全庁放送 (2) 勤務時間外に大雨、洪水、暴風等の警報が発せられたとき関係職員に通報
水防警報	災対都市安全部	宝塚土木事務所 フェニックス防災システム 河川情報センター	(1) 第1号待機(事態の推移に応じて直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの) (2) 第2号待機(水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの) (3) 第3号出動(水防活動に出動させるもの) (4) 第4号解除(水防活動を終了させるもの)
雨量情報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 六甲砂防事務所 フェニックス防災システム 河川情報センター 雨量計集中監視システム	(1) 1時間雨量が20mm以上となったとき通報する。 (2) 以降10mmを越えるごとに、総雨量と併せて通報する。 (3) 総雨量100mmとなったとき通報する。 (4) 以後適宜通報する。
水位情報	災対都市安全部 災対消防部	宝塚土木事務所 三田業務所 河川情報センター フェニックス防災システム	(1) 水防団待機水位に達したとき。 (2) 以降通報水位を下がるまで間、1時間毎の水位 (3) 沈没注意水位に達したとき。 (4) 沈没注意水位を下がったとき。 (5) 水防団待機水位を下がったとき。
地震情報	災対都市安全部 災対消防部	神戸地方気象台 フェニックス防災システム 河川情報センター インターネット	(1) 市域に震度4以上の地震発生が報ぜられたとき。 (2) 県内市町、隣接市区町及び協定締結市町に震度6弱以上の地震発生が報ぜられたとき。
生活関連施設情報	災対都市安全部 災対企画経営部 災対上下水道局	各生活関連施設 所管部・機関 過去の復旧事例等 の文献資料	(1) 情報を1か所に集約するとともに市民向け窓口を開設 (被災者総合支援センター) (2) 可能な限り担当者の派遣を要請
他区市町村情報	災対企画経営部	インターネット 県・他区市町村	(1) 可能な限り一次情報を収集 (2) テレビ・ラジオによる情報は、情報収集上の補完情報とする。

※ 参照 ⇒ 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況（資料・様式編4-3）

### 3 警戒本部

#### (1) 設置

##### 1) 設置基準

ア 本市域に關係する地域内に大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるときは、宝塚市災害対策本部設置要綱の規定に基づき警戒

指令を発令し、警戒本部を設置する。

イ 危機管理監は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、警戒本部を設置することができる。

(ア) 武庫川の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達し、今後「氾濫注意水位（警戒水位）まで上昇が見込まれるとき。

(イ) 本市域に関する地域内に大雨、洪水等の気象注意報が発表されるとともに、県水防指令が発令された場合。

(ウ) その他、市長が警戒本部を設置する必要があると認めたとき。

ウ 警戒本部は、水防活動と災害対策本部の設置準備を行う。

## 2) 設置場所

災害警戒本部を第二庁舎2階災害対策本部室に置き、本部会議室及び本部班の一部（市民からの情報提供等に対応するための電話対応係）を配置する。

ただし、危機管理監の判断により、警戒本部の設置場所及び本部班の配置は、気象状況等に応じて変更することができるものとする。

### （2）警戒本部の長等各級責任者となる職員のめやす

区分	平常時職名	事務分掌	体制
警戒本部長	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 警戒本部配備職員の指揮監督	
警戒副本部長	<input type="checkbox"/> 都市安全部長 <input type="checkbox"/> 都市整備部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局長	<input type="checkbox"/> 警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	
警戒副本部長 補佐	<input type="checkbox"/> 都市安全部次長（危機管理担当） <input type="checkbox"/> 都市安全部次長（安全まちづくり担当） <input type="checkbox"/> 都市安全部次長 (総括担当及び道路・公共交通担当) <input type="checkbox"/> 都市整備部次長 (総括担当及び住まいづくり推進担当) <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制
警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長 <input type="checkbox"/> 公園河川課長 <input type="checkbox"/> 都市安全部課長（治水担当） <input type="checkbox"/> 道路管理課長 <input type="checkbox"/> 都市安全部課長（道路維持管理担当） <input type="checkbox"/> 開発審査課長 <input type="checkbox"/> 住まいづくり推進課長 <input type="checkbox"/> 北部振興企画課長 <input type="checkbox"/> 警防課長 <input type="checkbox"/> 下水道課長 <input type="checkbox"/> 総合防災課長 <input type="checkbox"/> 企画政策課長 <input type="checkbox"/> 市民相談課長 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 交通政策課長 <input type="checkbox"/> 都市整備部次長（まちづくり推進担当） <input type="checkbox"/> 都市整備部次長（施設マネジメント推進担当） <input type="checkbox"/> 地域福祉課長 <input type="checkbox"/> 子ども政策課長 <input type="checkbox"/> 環境エネルギー課長 <input type="checkbox"/> 商工労働課長 <input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長 <input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長 <input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長 <input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長 <input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長	<input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による（職場待機・巡視等による警戒を行う体制）  <input type="checkbox"/> 宝塚市災害警戒本部設置要綱による（風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	第2警戒体制

(3) 警戒本部の廃止

災害対策本部を設置した場合、警戒本部は災害対策本部に引き継がれ、警戒本部は廃止する。

※ 参照 ⇒ 宝塚市災害警戒本部設置要綱（資料・様式編3－1－3）

#### 4 警戒対策要員の確保

##### (1) 基本方針

市長が警戒本部設置の必要性を認めたときは、「警戒指令」を発令し、警戒本部長に警戒配備体制を取るように命じ、警戒本部長は第1警戒体制又は第2警戒体制の配備体制をとるものとする。

この場合、勤務時間中であれば、警戒本部員以外の関係職員は執務場所で待機する。又勤務時間外であれば警戒本部員は本部（市役所庁舎等）に参集するとともに、災害対策本部第1号配備該当職員は自宅待機とする。

なお、各部は事前に警戒配備体制で必要と認められる職員を事前に指名しておくものとする。

また、市長は、気象状況等により警戒配備体制には至らないが、各部で防災対応の準備を行う等の初動体制をとる必要があると認めたときは「待機指令」を発令し宝塚市災害対策本部設置要綱第6条に基づく待機配備体制を取るように警戒本部長に命じることとする。

警戒本部長は状況に応じ、勤務時間外であれば、警戒本部員全員の自宅待機又は本部班の職場における連絡員待機（この場合他の警戒本部員は自宅待機）の配備体制をとることとする。

これらの配備体制については、災害の規模、状況により、配備体制の規模を危機管理監の権限により柔軟に変更ができるものとする。

##### (2) 防災指令

###### 1) 防災指令の発令

ア 市長は、災害の規模、想定される対策の種類等により、必要な防災体制を取るため、各部の長に対し、以下の表に示す5種の区分により防災指令を発令する。

なお、市長は、特定の部に対し区分の異なる防災指令を発令することができるものとする。

イ 危機管理監は、特に夜間・休日等に災害が発生し、かつ人的被害軽減のため迅速な対応を行う必要があると認めたときは、本部指揮所及び必要と認める地区における各現地連絡所班を編成し初期応急活動を行わせるとともに、必要な防災指令の発令について市長に対し進言する。

区分		防災指令の発令基準
待機指令	自宅待機	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測されるとき 2 市域が、今後台風の影響下となることが予測されるとき 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき

第3部 災害応急対策計画  
第1章 非常時活動体制に関する基本指針  
第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制

	連絡員待機	1 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき 2 気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき
警戒指令	第1警戒体制	1 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡回等による警戒を必要とするとき（台風の接近、又は予報値が時間雨量20mm若しくは連続雨量100mmを超えるとき等をめやすとする） 2 武庫川の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達し、今後「氾濫注意水位（警戒水位）」まで上昇が見込まれるとき 3 県において水防指令が発令されたとき（状況に応じ防災指令1～3号を発令（第1号～第3号配備体制）する※）
	第2警戒体制	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき 2 市域に震度4の地震が発生したとき （以上自動発令） 3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき
第1号配備指令		1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を受けたとき。 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき （以上自動発令） 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」を越えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき

第2号配備指令	1 市域に震度5強の地震が発生したとき。(自動発令) 2 水防警報の「出動」が発せられたとき 3 武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達したとき 4 武庫川の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 5 市の南部地域の数地区に災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 6 市の北部地域に相当規模の災害が発生したとき。 7 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。
第3号配備指令	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき(自動発令) 2 武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達し、溢水による甚大な被害の発生が予測されるとき 3 市の南部地域若しくは北部地域全域に激甚な災害が発生したとき、又は発生することが予測されるとき 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき

※ 県における水防指令の対象及び種類に応じて、本市においても必要な種類の防災指令等の発令及び体制を構築する。

## 2) 防災指令の伝達方法

防災指令の各部への伝達は、勤務時間内については口頭、府内放送・電話とし、勤務時間外は、都市安全部及び各部において事前に定める伝達方法により行う。また、各部の長は、上記の表にかかる基準のうち「自動発令」に該当する事態の発生を知ったときは、それぞれの防災指令が発令されたものとして、必要な措置を講ずるものとする。

## (3) 配備体制

各部の長は、市長の防災指令に基づき、次の各号の区分による配備体制を取るものとする。

配備体制を取るための動員命令の各職員への伝達は、勤務時間内については口頭、府内放送・電話及び無線とし、勤務時間外は、都市安全部及び各部において事前に定める伝達方法により行う。また、各部の所属職員は、上記の表にかかる基準のうち「自動発令」に該当する事態の発生を知ったときは、それぞれの動員命令が発令されたものとして、配置に付くものとする。

なお、特に緊急を要すると認めた場合は、危機管理監の指揮に基づき本部指揮所及び各現地連絡所班がラジオ・テレビ等放送機関に対し、動員連絡のための緊急放送を要請することができる。

区分		配備体制の動員基準
待機指令	自宅待機	<input type="radio"/> 気象状況等により、警戒配備体制に移行したときに直ちに招集できるよう災害警戒本部員は自宅待機 <input type="radio"/> 災害対策本部の本部班及び本部班の補助職員の一部職員の自宅待機
	連絡員待機	<input type="radio"/> 本部班の一部職員を情報収集・伝達等のため招集 <input type="radio"/> その他の災害警戒本部員は自宅待機
	第1警戒体制	<input type="radio"/> 災害警戒本部（第1警戒体制）の設置 <input type="radio"/> 第1警戒体制関係本部員の招集 <input type="radio"/> 本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 <input type="radio"/> その他の第2警戒体制関係本部員は自宅待機
警戒指令	第2警戒体制	<input type="radio"/> 災害警戒本部（第2警戒体制）の設置 <input type="radio"/> 全警戒本部員の招集 <input type="radio"/> 本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 <input type="radio"/> 災害対策本部員は自宅待機 <input type="radio"/> 災害対策本部各班は災害の発生に備えて各班内の体制及び所掌事務の確認
※第1号配備指令時	第1号配備体制	<input type="radio"/> 本部指揮所要員の招集配備 <input type="radio"/> 1号配備対象職員（管理職）の招集 <input type="radio"/> 本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 <input type="radio"/> その他の2号配備対象職員（係長職以上）の自宅待機 <input type="radio"/> 災害対策本部各班は分掌する水防又は災害対策の実施に備えて各班内の体制構築及び所掌事務の実施準備
※第2号配備指令時	第2号配備体制	<input type="radio"/> 2号配備対象職員（係長職）の招集 <input type="radio"/> 本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 <input type="radio"/> その他の全職員（3号配備）の自宅待機
※第3号配備指令時	第3号配備体制	<input type="radio"/> 全職員（3号配備）の招集 <input type="radio"/> 現地連絡所班の招集配備

#### (4) 職員の配置及び服務

##### 1) 職員の配置

各部の長は、職員の参集状況に応じ順次災害応急実施上必要となる班を編成するとともに、次の措置を講ずる。

- ア 災害に対処できるよう職員を配置
- イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置
- ウ 高次の配備体制に移行できる措置
- エ 他部への応援の要請

## 2) 職員動員の報告

各部の長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を以下に示す報告の取りまとめ担当を通じて、市長に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き60分ごととする。

区分			報告の取りまとめ担当
勤務時間内	災害対策本部設置前		都市安全部総合防災課
	災害対策本部設置後	本部指揮所設置前	都市安全部総合防災課
		本部指揮所設置後	災対総務部人事班（人材育成課）
勤務時間外	災害対策本部設置前		都市安全部総合防災課
	災害対策本部設置後	本部指揮所設置前	都市安全部総合防災課
		本部指揮所設置後	災対総務部人事班（人材育成課）

※ 参照 ⇒ 職員動員に関する様式（資料・様式編7-1）

## 3) 職員の服務

すべての職員は、配備体制が取られた場合、又は「防災指令の発令基準」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他市長が認める者は動員から除外することができる。

勤務時間内における遵守事項
ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
イ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
ウ 待機該当職員は、全ての行事、会議への出席並びに出張等を中止する。
エ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を行う。

## （5）各部の動員・配備計画の作成

各部の長は、所管の部の「動員・配備計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、毎年4月末日までに当該年度の人事異動等による修正を行ったものを市長（取りまとめ担当：都市安全部総合防災課）に提出する。

## （6）自主参集（勤務時間外の場合）

- 1) 災害が発生し、その災害が「防災指令の発令基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当することが予想されるときは、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- 2) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- 3) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示がある場合を除き、作業等に適する服・ヘルメット・長靴等安全を確保するための服装とし、食糧1食分、水筒及びラジオ等

- を携帯する。
- 4) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

## 5 河川の警戒活動

### (1) 水防隊の編成

警戒指令が発令された場合、消防部門においては、消防長を水防隊長とし、指揮班、指令班、総務班及び広報班からなる管理隊を消防本部内に、また西消防署、東消防署及び消防団にそれぞれ第一、第二、第三の各水防大隊を編成する。

### (2) 水防隊の出動

次の場合、本部長の指示により、水防隊長は、あらかじめ定める計画に従い各水防大隊を警戒配置に就かせるものとする。

※ 参照 ⇒ 市が保有する水防資機材及び水防倉庫（資料・様式編3-5-1）

※ 参照 ⇒ 消防署及び消防団における災害対策本部設置時の部隊編成（資料・様式編3-8）

### (3) 河川堤防の巡視

河川堤防の巡視は、各地区水防大隊長において、以下のとおり行う。

水防地区別	巡視対象河川
良元水防区	武庫川、逆瀬川、足洗川、天神川、勅使川
宝塚水防区	一後川、荒神川、大堀川、支多々川
長尾水防区 (第一大隊) (第二大隊)	最明寺川、仁川、小仁川、亥の谷川、天王寺川
西谷水防区 (第三大隊)	武庫川、波豆川、佐曾利川、長谷川、羽束川、大原野川、炭谷川

- 1) 降雨量及び河川の増水状況により、消防車両などでパトロールを行うものとする。
- 2) 巡視員は、水防地区別の河川堤防に水防上危険があると認められる箇所があるときは、その状況を各地区別大隊長を通じて水防隊長に報告する。

※ 参照 ⇒ 市内の河川一覧表（資料・様式編1-3）

### (4) その他必要な事項

その他必要な事項については、宝塚市水防計画及び宝塚市消防計画による。

## 6 土砂災害等危険箇所の巡視警戒活動

土砂災害危険箇所等に対する警戒体制を取る雨量基準を定めており、警戒体制がとられ16箇所の雨量計を一元化する雨量計集中監視システムのうち、基準雨量に達した地域から順次危

陥箇所の警戒に当たるものとする。

(1) 巡視

責任担当部長は、必要に応じて、次に掲げる事項について、情報収集のための巡視を命ずるとともに、関係各部長と連携・協力し、交替要員等の確保、雨量情報の収受等必要な体制を確立する。

- 1) 土砂災害危険箇所及びその付近の地表及び湧水の状況  
(落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など)
- 2) 土砂災害危険箇所及びその付近の亀裂の有無
- 3) 土砂災害危険箇所及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
- 4) 土砂災害危険箇所及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- 5) 土砂災害危険箇所及びその付近の住民及び滞在者の数
- 6) 危険建物及びその付近の住民及び滞在者の数
- 7) その他人的危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒

1) 警戒態勢をとるべき時期

- ア 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。  
イ 地震発生後の調査結果を踏まえた県・国等による専門的技術的指導によりその都度定める基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

2) 巡視員の配置

危険が予想される箇所に巡視員を配置し、巡視、警戒にあたる。

3) その他

警戒態勢をとったのち必要と認める場合は、市域における雨量計により10分～30分の間隔で雨量測定を行う。

土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊及び土石流）における危険区域・危険宅地その他の土砂災害危険箇所の警戒のめやす

	基準雨量	応急措置の内容	職員の体制
第1警戒体制	時間雨量20mmを超えたとき	1 危険区域内の巡視・警戒 2 必要に応じて住民等に対して警戒・自主的避難等の呼びかけ 3 その他必要な応急措置	公園河川対策班及び北部地域・農林治山対策班の職員並びに消防職員が巡視・警戒
	連続雨量が100mmを超えたとき。		
第2警戒体制	連続雨量が100mmを超え、かつ時間雨量30mmを超えたとき。	1 住民等に対して自主的避難等の呼びかけ 2 必要に応じて住民等に対して避難情報発令 3 その他必要な応急措置	公園河川対策班及び北部地域・農林治山対策班の職員並びに消防職員が巡視・警戒
	連続雨量が150mmを超え、かつ時間雨量20mmを超えたとき。		

連続雨量が 200mm以上で、かつ時間雨量 10mmを超えたとき。		
-----------------------------------	--	--

※職員体制は、災害警戒本部又は災害対策本部のもとに活動する。

※土砂災害が発生した場合は、災害対策本部体制のもとに活動する。

## 7 土砂災害警戒情報発表時の対応

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中、さらに危険度が高まった場合に発表されるものであることから、より一層の警戒を行う必要がある。しかし、土砂災害警戒情報は市内全域に対して発表されるものであることから、これをもって直ちに避難情報の発令は行わず、兵庫県が発表する「地域別土砂災害危険度」の 5km メッシュまたは 1km メッシュ情報に照らして、危険度が高まっている水害危険予想箇所について高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等を行うものとする。なお、この際には、気象庁が公表する土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や市内 16 箇所に設置された雨量計から算出されるデータ（時間雨量、累積雨量等）についても参考とする。

### （1）災害対策体制

「宝塚市災害対策本部設置要綱」第6条の規定に基づき、災害対策本部を設置し第1号配備体制を構築する。

### （2）巡視警戒

県が発表する地域別土砂災害危険度において、危険度推移グラフが2時間後にCLを超過することが予測されている地域内における水害危険予想箇所について、速やかに巡視警戒を行う。

### （3）避難対策

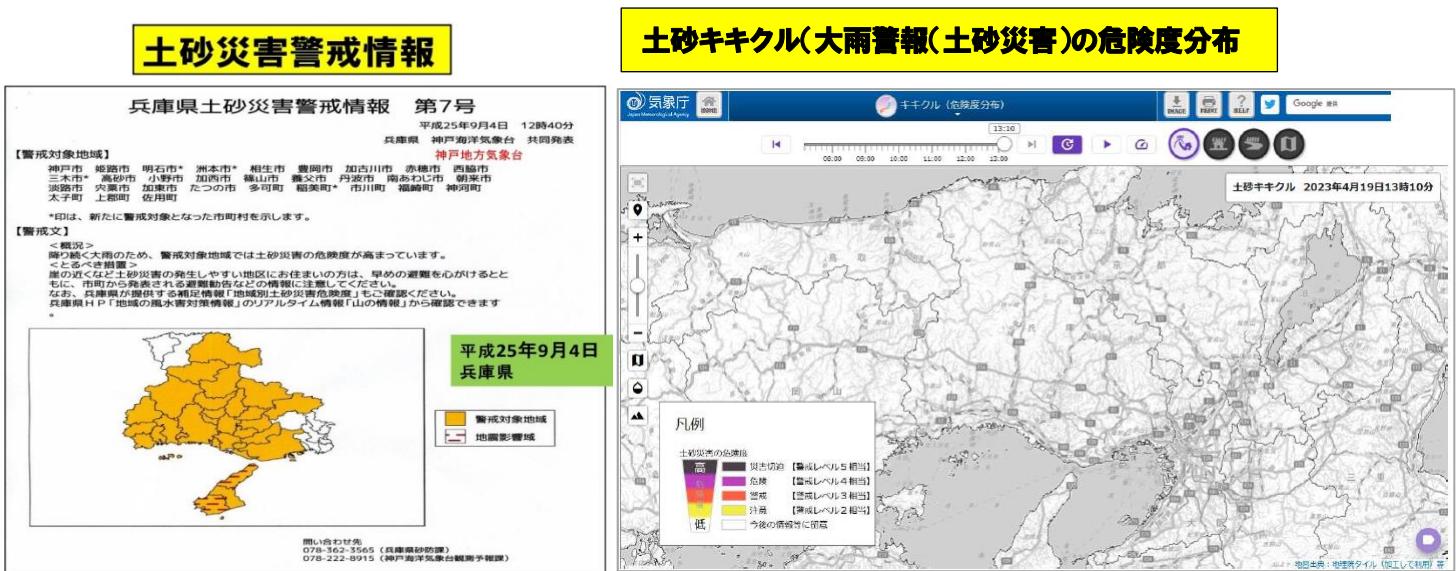
県が発表する地域別土砂災害危険度において、危険度推移グラフが2時間後にCLを超過することが予測されている地域内における水害危険予想箇所を対象に高齢者等避難を発令し、自主避難者の受入のため関係を避難所等を開設する。

さらに、1時間後にCLの超過が予測されている地域内の水害危険予想箇所については、避難指示を発令するとともに、避難者の受入のため速やかに避難所等を開設する。

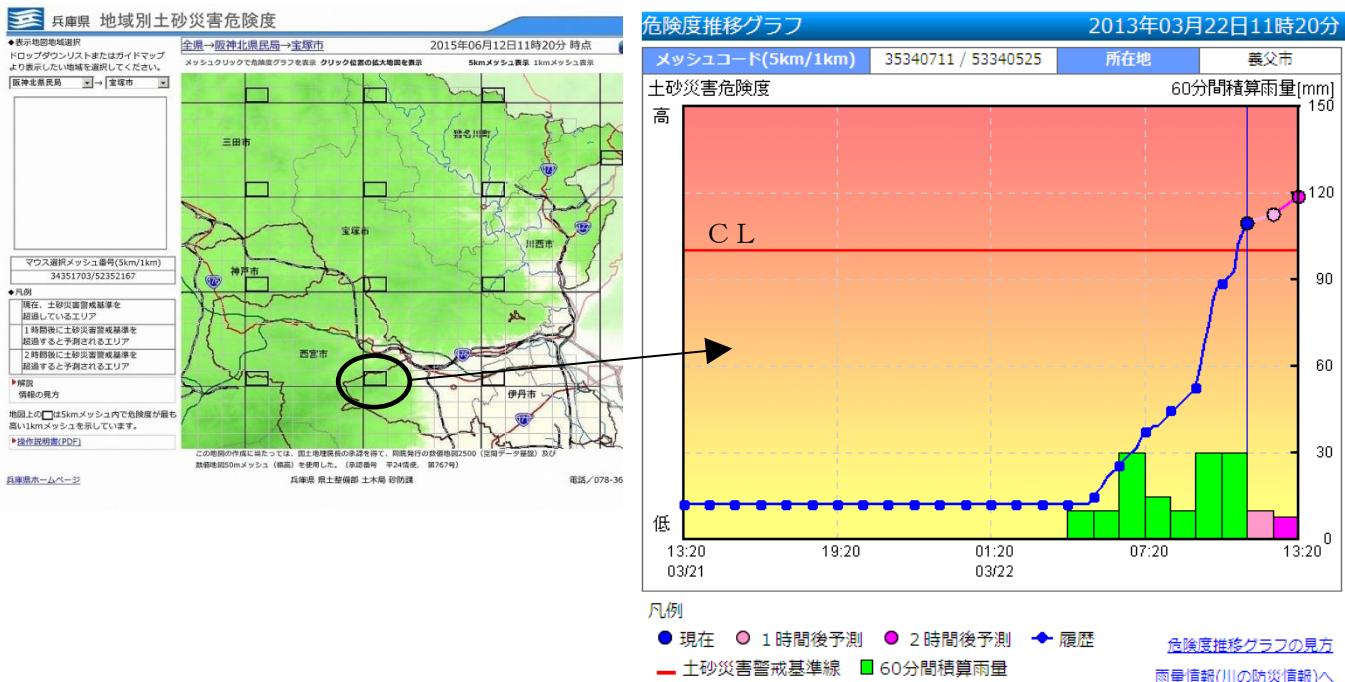
その他の地域については、自主避難の受入に備えた体制及び避難所等の開設準備を行う。

※水害危険予想箇所：水害の発生の危険性が高いと予想される箇所として、ア道路途絶予想箇所、イ特に警戒を要するため池、エ低地帯、オ河川危険区域、カ山崖崩れ等による宅地危険箇所に区分し、各区分ごとに毎年「宝塚市水害危険予想箇所指定会議」により指定される箇所。ここでは、主にカを土砂災害の対象箇所として対策を講じることとする。

【土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）：気象庁HPより】



【地域別土砂災害危険度：兵庫県HPのCGハザードマップより】



## 第2 災害対策本部等の設置

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務
	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営・災害時広報
副担当部	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 災害対策基本法をはじめ法の認めるあらゆる権限を行使するとともに、各職員が状況のいかなる展開に際しても迅速かつ適切に総合的緊急応急対策を実施できる体制を確保するため、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部長（市長）は、市の全職員を掌握し、本部としての機能を十分に発揮させるため、部門長会議、本部会議、関係部長会議を適宜開催する。
- (3) 事態の急激な推移に対して臨機応変に対応するとともに、被災者の救援ニーズを把握し生活再建支援を適切に行うため、現地連絡所、被災者総合支援センター若しくは現地災害対策本部を置く。
- (4) 本部長、副本部長、本部員、班長が不在若しくは事故あるときにおいては、別に示す順位に基づき代行者を速やかに定め本部各職員に対し明らかにする。
- (5) 本部は、市役所第二庁舎2階災害対策本部室内に置く。ただし、被災その他の事情により困難な場合は、別に示す順位に基づき代替場所となる施設に設置し、その旨を関係機関及び市民に対し明らかにする。

※ 参照 ⇒ 災害対策本部設置（災害対応マニュアル編第1部の1）

### 3 設置基準

- (1) 市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (2) 市を含む地域に気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水等の注意報又は警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (3) 市域内に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報等が発表されたとき。
- (4) その他市長が本部を設置し総合的応急対策を実施する必要があると認めたとき。

### 4 突発的事態発生時における措置

#### (1) 設置目標時間のめやす

設置目標時間	区分	設置等のめやす
発生後～1時間	災害対策本部設置	○本部長、副本部長、本部員のいずれかが登庁 ○本部長、副本部長のいずれかと連絡がつき本部設置の了解を得ること。
発生後～3時間	部門長会議開催	○本部長が登庁し、しかも代行を含め複数名の部門長が登庁 ○代行を含め全ての部門長が登庁
～発生当日中	災害対策本部体制の確立	○代行を含め全ての部長出席による本部会議開催 ○必要な地域全ての現地連絡所開設 ○被災者総合支援センターの開設

#### (2) 代行順位

区分	第一位	第二位	第三位	第四位以下
本部長	副市長	危機管理監	教育長	以下別に定める
副本部長	教育長	上下水道管理者	病院事業管理者	以下別に定める
副本部長補佐	都市安全部長	消防長	企画経営部長	以下別に定める
本部員 (各部の部長)	本部員代理	以下、本部員代理、班長の順で各部ごとに別に定める。		
各班の班長		各部各班ごとに別に定める。		

#### (3) 本部の代替設置場所

区 分	施設の名称	設置等のめやす
第一位	市役所本庁舎	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保
第二位	消防本部	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保
第三位	教育総合センター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。
第四位	スポーツセンター	本部長、副本部長、本部班等の統括機能を確保併せて、本部分庁舎のひとつとする。

(4) 本部組織上の職位別留意事項

本部長	市における防災機関職員の活動を統括する責任者である。 本部の設置・廃止の決定、避難情報の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請など市長にのみ許された権限を適切に行使しました大きな決断をする決定を許可する責務を負っている。そのため本部長の第一の役割は可能な限り「本部長室」に在席することであり常に所在を明らかにしておくこと。そして第二には適切な判断を迅速に行うにふさわしい体調を常に維持することである。
副本部長 (部門長)	本部長の補佐役であり、担当部門を統括する責任者である。 具体的にはまず本部長が適切に判断するために必要なアドバイスを行えるよう各副本部長は定められた担当部門（分野）につき、各部から本部長特命の情報を収集・分析したり、本部長の意向を伝え各職員を督励するとともに、部間の職員や資材の過不足調整を行うなど、身軽に行動することが求められる。第二に本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう本部長の交代要員となることであり、またその他本部長不在の場合に備えることである。
副本部長 補佐 (部門長)	副本部長の補佐役であり、担当部門を統括する責任者である。 具体的にはまず本部長が適切に判断するために必要なアドバイスを行えるよう各副本部長補佐は定められた担当部門（分野）につき、各部から本部長特命の情報を収集・分析したり、本部長の意向を伝え各職員を督励するとともに、部間の職員や資材の過不足調整を行うなど、身軽に行動することが求められる。第二に副本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう副本部長の交代要員となることであり、またその他副本部長不在の場合に備えることである。
本部員 (部長)	分担する分野につき所管部職員の活動を統括する責任者である。 配備の種別の決定、部体制の拡大・縮小の決定（最終決定は本部長）、部内各班における人員の配置・補充、他部・他機関への応援の要請など本部員にのみ許された権限を適切に行使し、また大きな決断をする決定を行う責務を負っている。そのため部長の第一の役割は、可能な限り「部長席」に在席することであり、常に所在を明らかにしておくことである。第二に、部の職員の健康管理に留意すること。職員の健康管理は、つい疎かにされがちなことだが、大災害発生後における対策実施は様々な困難を長期的かつ創意工夫を凝らした観点で取り組むべきものであり、休養・睡眠をとることも任務のひとつとして、適宜指示する必要がある。 なお、一般に緊迫した状況下で50%態勢、やや落ち着いた状況下で25%態勢をめやすとすること。
本部員代理 (次長級)	本部員の補佐役であり、部が分掌する事務のうち分担する分野につき部職員の活動のまとめ役である。以下「副本部長」に準ずる。
班長 (課長級)	班における職員の活動を統括する責任者であり、部長の補佐役である。班における人員の配置・補充、他班・他部・他機関への応援の要請など班長にのみ許された権限を適切に行使し、また大きな決断をする決定を下す責務を負っている。以下「本部員」に準ずる。
班の職員	適切な本部活動を行うために必要な情報・材料を集める手足であり、本部長・副本部長・本部員が協議し決定した方針の実行役である。災害時に各人が本部の各部・班において、分担しながら果たすべき役割は災害対策本部の事務分掌に示されるとおりだが、対策事務の緊急度や各所属職員の参集状況により、同じ部の他班の事務、同じ部門内の事務若しくは他部門の事務についても指示により臨機応変に動くものとする。

※ 参照 ⇒ 宝塚市災害対策本部条例（資料・様式編3-1-1）

※ 参照 ⇒ 宝塚市災害対策本部設置要綱（資料・様式編3-1-2）

## 5 災害対策本部

### (1) 設置又は廃止の決定並びに通知

#### 1) 設置又は廃止の決定

本部設置又は廃止の決定は、市長が行う。

なお、市長不在の場合において、本部設置基準に該当する災害が発生したときは、この計画に示す代行順位に基づき、副市長以下の職員が設置の決定を代行することができるものとする。ただし、この場合は事後速やかに市長の承認を得なければならない。

#### 2) 設置又は廃止の通知

本部の設置又は廃止を決定した場合は、速やかに以下のとおり通知しなければならない。

なお、関係機関への設置の通知においては、併せて本部連絡員の派遣を要請する。

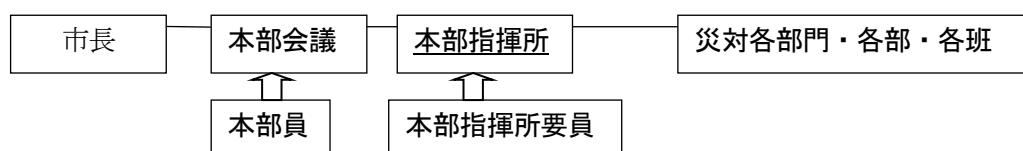
報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・班	都市安全部 総合防災課長	府内放送・府内電話・ 口頭その他迅速な方法
支所・出張所その他市出先機関	各主管部 総括担当 課長	ファクシミリ・電話 口頭その他迅速な方法
消防本部消防長	消防本部 総務課長	ファクシミリ・電話 口頭その他迅速な方法
消防団長	消防本部 総務課長	口頭その他迅速な方法
市民	企画経営部 広報課長	安心メール（ひょうご防災ネット）、ホームページ、SNS、報道機関、広報車・口頭その他迅速な方法
県知事 宝塚警察署長 その他市防災会議委員 近隣市町村長	都市安全部 総合防災課長	フェニックス防災システム 県防災電話・ファクシミリ ファクシミリ・電話 報道機関・口頭 その他迅速な方法
報道機関	企画経営部 広報課長	ファクシミリ・電話 口頭又は文書

#### 3) 本部の設置その他

災害対策本部を市役所第二庁舎2階災害対策本部室に置く。第二庁舎以外に本部を設置する場合については、別に定める。

本部の設置は、本部会議室及び本部指揮所により以下の図のように構成する。

ただし、市長の指示又は危機管理監の判断により、本部指揮所及び本部班の配置は、警戒本部からの移行による災害対策本部の設置の初期段階や気象状況等に応じて変更することができるものとする。



なお、本部を設置したときには、市本庁舎入口（市本庁舎被災の場合は本部を設置した建物の見易い場所）に「宝塚市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また本部長室・被災者総合支援センター、現地連絡所、避難所等・拠点救護所並びに中継拠点病院等拠点施設の設置場所一覧を明示するなどして、市民等の問い合わせの便宜を図るものとする。

※ 参照 ⇒ 災害対策（警戒）本部の標識・腕章等（資料・様式編3－1－4）

## （2）組織・運営等

本部長（市長）は、本部の組織及び組織の運営を以下をめやすとして行う。

ただし、副本部長、本部員、その他職員の参集状況又は被害状況等によりその必要があると認めたときは、部門・部・班の統合・追加若しくは分掌の差し替え、追加その他の変更を行う。

### 1) 組織

ア 本部組織構成のめやす

※ 参照 ⇒ 宝塚市災害対策本部条例（資料・様式編3－1－1）

イ 各部門・部・班の編成及び事務分掌のめやす

※ 参照 ⇒ 宝塚市災害対策本部設置要綱（資料・様式編3－1－2）

ウ 本部指揮所及び現地連絡所

本部指揮所の指揮所要員及び各現地連絡所班の連絡要員はあらかじめ指名し編成しておくものとする。

現地連絡所は第3号配備体制時に設置し、各連絡所に2名の連絡要員を配置する。

なお、危機管理監は、各要員の居住地その他の事情により招集後1時間以内に本部指揮所に参集することが困難と認められる場合は、不足すると想定される要員について、各部門間若しくは各部間で調整し代替要員を指名することができる。

区分	所属のめやす	第1・2号配備体制	第3号配備体制
本部指揮所要員	都市安全部	12人	15人
	企画経営部	3人	5人
	市民交流部	2人	3人
	総務部	2人	5人
	都市整備部	2人	4人
	健康福祉部	2人	4人
	子ども未来部	3人	6人
	環境部	2人	2人
	産業文化部	2人	2人
	消防本部	2人	2人
	上下水道局	2人	2人
	教育委員会	2人	2人
	市立病院	1人	1人
	議会事務局	1人	1人
計		38人	54人

※ 令和6年度本部指揮所及び各現地連絡所班要員名簿 (資料・様式編 3-2)

エ その他の組織

現地災害対策本部、被災者総合支援センター、現地連絡所及び各拠点におく組織については、各該当項目ごとに記載するところによる。

2) 運営のめやす

ア 会議の開催

本部長は、本部の設置・廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、以下の会議を適宜開催する。

なお、各会議に関する庶務は、災対都市安全部本部班が行う。

名 称	構 成
部門長会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 副本部長 <input type="checkbox"/> 副本部長補佐 <input type="checkbox"/> 本部長がその都度必要と認めたもの
本部会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 副本部長 <input type="checkbox"/> 本部員 (市長事務部局の部長、病院副事業管理者、消防長、議会事務局長、教育委員会各部長) <input type="checkbox"/> 本部長がその都度必要と認めたもの。
関係部長会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 関係副本部長 <input type="checkbox"/> 関係本部員 <input type="checkbox"/> 関係部長(本部員とならない部長) <input type="checkbox"/> 関係部副部長 <input type="checkbox"/> 本部長がその都度必要と認めたもの。

イ 本部業務上留意すべき事項

- 本部は協議、活動報告の場ではなく、意思決定及び必要活動の決定の場であることを意識すること。
- 本部長指示をはじめ伝達事項は、すべて文書によること。
- その場合、日時、発令責任者(部)、対象責任者(部)を必ず明記すること。
- 未確認情報の取扱いは、その旨の必ず明記するとともに、断片的に伝えられ、無用の混乱を起こす要因とならないよう細心の注意を払うこと。
- 市が本部として行う業務については、全職員がその進捗状況を含め全体像を常に把握し市民に対して説明するための本部要員参考資料にまとめ配布するよう努めること。

ウ 各部門・各部の役割分担及び連携・調整

ア) 対策項目ごとの責任担当部門等のめやす

本部長(市長)は、本部として行うべき応急対策項目ごとの担当部門・部を以下をめやすとして定める。

ただし、職員の配備状況又は被害状況等により必要な追加・修正を行うものとする。

第3部 災害応急対策計画  
第1章 非常時活動体制に関する基本指針  
第1節 風水害の警戒及び非常時活動体制

対策目ごとの責任担当部門・部のめやす

◎：主たる責任部 ○：従たる責任部

イ) 連携・調整のめやす

対策項目名	部門名 部 名	本部総務								救援 サービス	土木現業			水道	
		災対都市安全部	災対企画経営部	災対市民交流部	災対総務部	災対福祉部	災対環境部	災対産業文化部	災対議会部		災対都市整備部	災対都市安全部	災対消防部	消防団部	
非常時活動体制に関する基本指針	配備体制の種別・本部の設置	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	県・国・自衛隊・団体等要請・受入	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	災害救助法の適用申請等	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現地連絡所の設置・運営	◎								○					
	被災者総合支援センター	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現地対策本部の設置・運営	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	情報連絡体制の確立	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	被害・防災情報の収集・伝達	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	罹災証明書発行関係調査	○									○	○			
	市議会との相互協力				○				◎						
	各連絡協議会の設置・運営	◎		○		○	○	○		○	○	○	○		○
	広域的応援受入拠点確保	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ボランティアの受入	○			◎										
	財政に関する応急措置	○	◎												
	災害時輸送業務体制の確立	◎		○	◎		○			○	○	○	○		
	応急資機材等の調達	○			◎	○	○			○	○	○	○		
	災害時の広報・報道機関対応	○								○			○		
	南海トラフ地震臨時情報受信時対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火災防止及び人的危険回避に関する対策	災害時火災対策	○	○									○	○	○	○
	災害時水防対策	○	○								◎	◎	◎	◎	
	災害時救助・救急対策	○				○			○		○	○	○	○	
	災害時危険物・有毒物対策	○				○	○					○	○	○	
	土砂・危険建物等危険回避	○	◎								◎	◎	◎	◎	
二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策	道路交通管制体制の確立					○				○	○	○			
	被災した道路の確保											○			
	交通規制実施拠点施設確保	◎		○	○	○				○	○	○			
	代替交通手段の確保	○					○					○			
	ライフライン施設対策											○			○
	市施設・公共公益施設対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鉄道施設対策	○													
被災者救援及び生活再建支援に関する対策	文化財対策									○					
	災害時の防犯対策	○									○	○			
	災害時の医療救護対策					○				○	○		○	○	
	要配慮者等救援対策	○		○	○					○	○				
	避難情報の発令・伝達	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○
	避難の誘導					○		○			○	○	○	○	○
	避難路・避難所等の安全確保	○										○	○	○	○
	避難所等の開設・運営	○		○	○	○					○				
	飲料水等の供給	○		○	○						○				○
	食品の供給		○	○							○				
	生活必需品の供給		○	○							○				
	応急融資その他生活再建促進		○	○		○									
	遺体の収容等、埋・火葬対策	○				○			○		○	○	○	○	
	感染症対策・保健衛生対策	○				○	○								
	災害時の環境保全対策	○				○	○								○
	ごみの処理対策						○								
	し尿の処理対策						○					○			
	がれき等の処理対策	○				○						○			
	災害犠牲者の慰靈	○													
	建築物の震後対策											○			
	被災建物修復又は解体対策	○										○			
	仮設住宅の建設等供給対策					○	○				○	○			
	災害時産業対策	○		○		○	○	○	○						
	災害時の教育対策										○				

部門間の連携・調整は本部長が行う。また各部門・各部内の連携・調整は、各部門長若しくは各本部員が行う。

なお、連携・調整は、以下の原則に基づき迅速に行うものとする。

- 発災直後 72時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重傷者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。
- その他延焼火災阻止、生埋者救出、重傷者搬送、危険回避のために行う災対消防部の要請は最優先とすること。
- 要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。
- 避難所等の開設期間中における空地の利用については、上記3点による場合を除き、市街地内外を問わず、仮設住宅建設用地を第1順位、復旧対策用地を第2順位とすること。
- その他本部長がその都度指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

## エ 長期化に備えた職員の配備体制

本部長は、本部体制設置期間が10日間以上となる見込みの場合は、以下の原則に基づき、職員の体力・気力・知力の回復に留意しつつ、長期化にも持続し得る職員の配備体制をとるものとする。

なお、業務量若しくは想定業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部若しくは他の部門内からの応援、国・県・他自治体からの応援職員の派遣、退職者災害時ボランティア制度等による元職員の活用、民間会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。

宝塚市職員以外の応援職員（特に他自治体職員）については、あらかじめ依頼可能業務を定めておき、適切な活用を図る。

## ※ 参照 ⇒ 災害時ボランティア制度（資料・様式編3-9）

- 災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務を除く平常業務は、本部設置1週間以内に関しては中止するものとし、8日目以降に関しては被害状況・配備状況等によりその都度決めること。
- 本部設置4日目以降2週間を限度として、最大24時間50%配備体制を、また2週間を超える期間以降1か月を限度として、最大24時間25%配備体制を敷くことがそれぞれできること。
- 1か月を超える期間以降、若しくは被害状況や業務量（想定を含む）により配備体制区分の切り替えにより対処可能と認める場合は、これによること。

参考：平成7年1月17日阪神・淡路大震災における宝塚市職員配置体制（全員とは約900名）

発生後	9:00～17:15	17:15～9:00
当日	22:00まで全員	22:00～24:00 1/2 24:00～9:00 1/6 体制
2日～4日	17:15まで全員	17:15～20:00 1/2 20:00～9:00 1/6 体制
5日～6日（土・日）	1/2 体制	
7日～10日	全員配備	1/6 体制
11日	全員配備	
12日～13日（土・日）	1/2 体制	1/12体制 + 避難所宿泊職員
14日～17日		
18日	全員配備	70名 + 避難所宿泊職員
19日～20日（土・日）	1/2 体制	40名 + 避難所宿泊職員

※各対策班で業務がある場合は、残業等で対応

## 第2節 地震災害時の非常時活動体制

### 第1 緊急初動

#### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	消防職員の指揮及び本部体制確立までの緊急初動体制の指揮
	災対都市安全部	緊急初動体制の編成、配置及び災害対策本部体制の確立
副担当部	各 部	各部職員の動員、情報の収集及び各部非常時体制の確立

#### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 人的被害の軽減のため延焼火災の阻止を行う。
- (2) 建物倒壊等による生埋者の救出、重傷者の救命医療救護並びにその他の人的危険回避措置に全力を集中する。
- (3) 上記の2目標を達成するとともに、被災者救援、都市機能の早期復旧及び二次災害防止を的確に推進するため、本市の持つ総合的防災力の最大限動員と被災者をはじめとする市民との情報収受ルート、警察、県、国等関係機関及び協力団体との連携・協力ルートの網羅的確保を行う。
- (4) 特に、市災害対策本部体制の全面的な確立を得るまでの間（発災後6時間をめやすとする）、又は延焼火災発生を回避できる見込みが立つまでの間については、市の各部・機関は、消防本部に必要な支援・協力をを行う。

#### 3 実施手順のめやす

##### (1) 直後に取り組まれるべき活動

時期区分	措置のめやす
発生後～1時間	ア 119番通報による災害の全体像の想定 イ 初動方針の決定 ウ 警察、県・国等各機関及び団体への連携・協力の要請 エ 消火、救助・救急、警戒その他人的・物的被害軽減のための活動
発生後～2時間	ア 被害甚大地域の把握及び火災警戒区域の指定等 イ 防御活動方針の決定 ウ 電力会社、ガス会社等ライフライン機関への通報及び協力の要請 エ その他基本目標達成のための諸活動
発生後～6時間	ア 災害対策本部体制への移行

(2) 大規模災害発生直後（当日）において緊急に取り組まれるべき措置

緊急に取り組まれるべき活動項目	具体的な事項及び準備するべきもの
市街地火災発生を防ぐための活動	ガス漏れの場合の煙草禁止その他出火注意の徹底 ガス元栓（L P ガスを含む）の閉止及び電気ブレーカー解除の徹底 被害甚大地域におけるガスの供給停止、通電再開の一時留保の要請 初期消火作業、あらゆる手段を駆使した消防活動  消防用水、消防車両、消火器、小型動力ポンプ、重機類、のこぎり、ハンマーなど。
倒壊建物等からの生埋者救出	周辺住民相互の協力による救出作業 協定建設業者その他への協力依頼（重機類等） 警察・自衛隊等への出動要請  重機類、照明装置、のこぎり、スコップ、バール、エアジャッキ、削岩機、チェーンソー、レスキューツールなど。
救命を重点とした医療救護	応急的な手当 拠点救護所、中継拠点病院、人工透析機関等の確保並びに搬送  救急車両等の搬送車両、ヘリコプター、担架、救急箱、医療器具・医薬品・輸血用製剤・血液、水など。
緊急避難の実施・避難所等開設	延焼火災拡大や有毒ガス流出時等の二次避難誘導 担当職員到着までの間の避難所等の秩序の維持  ハンドマイク、照明装置、懐中電灯、緊急多数避難を要する場合のバス等移動のための車両など
要配慮者の安否確認及び救援	避難誘導上の高齢者・乳幼児や障害（がい）者・病人への配慮、避難所等における高齢者・乳幼児や障害（がい）者・病人への配慮  担架、リヤカー、背負いひも、背負子（しょいこ）など。
危険建物・区域への立ち入り禁止措置及び市本部等への報告等人的危険回避のための措置	大破ビルその他倒壊建物 土砂くずれ危険のある箇所等の応急処置 被災した河川堤防箇所  ロープ、警告ランプ類、警告掲示板など。
上記を円滑かつ適切に行うための情報の収集並びに提供・広報	市職員への情報提供、市民への広報

(3) 当日中に着手若しくは実施プランについて検討しておくべき活動

各部長は、各部職員を指揮して、この計画に定めるところに基づき、二次災害の防止及び都市機能の早期復旧に関する対策、被災者救援及び生活再建のために必要な対策について、着手若しくは迅速かつ適切に実施するためのプランについて、検討する。

#### 4 緊急初動体制

##### (1) 各部の警戒体制

市域に地震が発生した場合、各部の長は、この計画に定める震度相当の防災指令が発令されたものとして、必要な職員の配備、警戒活動の実施等の初動措置を講じ、事後速やかに市長に対し、必要な指示の要請、状況説明等を行うとともに、市長の指示に備える。

##### (2) 災害警戒本部

市域に震度4以下の揺れが計測された場合、または震度5強以下で、災害対策本部を設置するまでは至らないが、警戒が必要と認められるとき災害警戒本部を設置する。

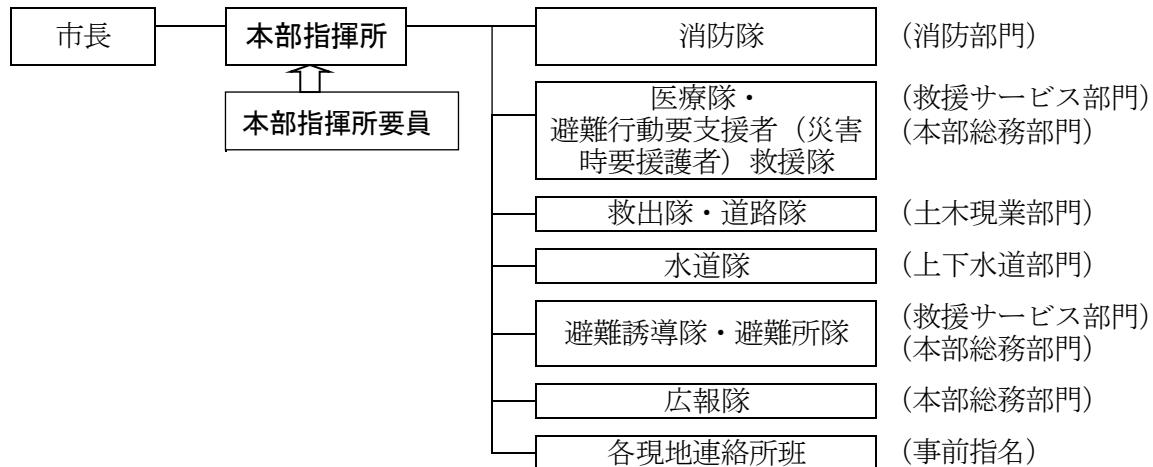
※ 参照 ⇒ 宝塚市災害警戒本部設置要綱（資料・様式編3－1－3）

##### (3) 本部指揮所等の設置による緊急初動体制

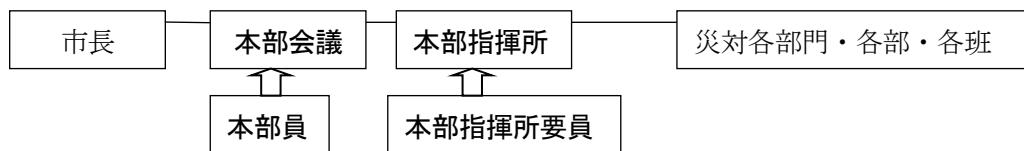
市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは市長が必要と認めた場合、以下のように本部指揮所を中心とした緊急初動体制を編成し、危機管理監の指揮のもとに人的、物的被害の軽減を図るための緊急初動活動を行う。

なお、緊急初動体制は災害対策本部体制が確立した時点において市長の指示により解除し、各隊の所属員は災害対策本部の各部門・各部・各班に帰属し、本部指揮所については、災害対策本部体制の中核を担う機能に移行する。

##### ○緊急初動活動期（緊急初動体制）



##### ○災害対策本部体制確立後



##### 1) 本部指揮所要員

本部指揮所要員は震度5弱以上の地震が発生した場合には自動に召集し、又は市長の指示がある場合に招集し、本部指揮所を編成し災害対策本部設置までの本庁舎における緊急初動活動

の指揮機能を担う。

災害対策本部体制確立後は、災害対策業務実施のため、本部事務局を中心とした各部門・各部・各班の連絡・調整等の指揮機能を担う。

## 2) 各現地連絡所班

現地連絡所班は震度6弱以上の場合及び市長が必要と認める場合については、各地域における緊急初動活動実施のため、地域ステーションとなりうる7拠点施設派遣とし、その他の場合は、その都度市長の指示若しくは危機管理監が必要と認める市公共施設に派遣され、各地区における初動拠点業務を行う。

## 3) その他の活動隊

その他の活動隊は、災害対策本部組織上の部門又は部の事務分掌に基づき、勤務時間内については各部の長が部の職員のうちから、勤務時間外については先着上位の職員が参集した部門又は部の職員により順次、それぞれその都度編成する。この場合課長以上の職員及び部の分掌任務に関する計画・調整のために必要最小限の職員は、活動隊要員としない。

## (4) 本部指揮所及び各現地連絡所班の編成と任務のめやす。

### 1) 編成のめやす

緊急初動体制としての「本部指揮所の指揮所要員及び各現地連絡所班の連絡要員」は、あらかじめ指名し編成しておくものとする。その際、各所属場所において最低1人は確保するため、過渡的措置としてまず発災後30分で参集可能な初動要員についてあらかじめ指名しておくものとする。

なお、危機管理監は、各指名要員の居住地その他の事情により発災後徒歩1時間以内にそれぞれの配備場所に参集することが困難と認められるときは、不足すると想定される要員について、災害対策本部組織上の部門間若しくは各部で調整し代替要員を指名することができる。

区分	本部指揮所要員の所属のめやす	震度5弱～	震度6弱～
本部指揮所  *危機管理監の指揮のもとに緊急初動活動を行う。	都市安全部	12人	15人
	企画経営部	3人	5人
	市民交流部	2人	3人
	総務部	2人	5人
	都市整備部	2人	4人
	健康福祉部	2人	4人
	子ども未来部	3人	6人
	環境部	2人	2人
	産業文化部	2人	2人
	消防本部	2人	2人
	上下水道局	2人	2人
	教育委員会	2人	2人
	市立病院	1人	1人
	議会事務局	1人	1人
小計		38人	54人

第3部 災害応急対策計画  
 第1章 非常時活動体制に関する基本指針  
 第2節 地震災害時の非常時活動体制

各現地連絡所班 (7拠点)	総務部所属職員、本部組織上の本部総務部門及び財務・議会部門各部所属職員のうちから指名されたもの	0人	14人
	合 計	38人	69人

※参照 ⇒ 令和6年度本部指揮所及び各現地連絡所班要員名簿（資料・様式編 3-2）

2) 任務のめやす

本部指揮所及び各現地連絡所班指名職員は、本部指揮所要員については震度5弱以上、現地連絡所班要員については震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに参集する。

本部指揮所	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員に対する動員・配備指令の連絡</li> <li>イ 市地域防災無線の利用その他の方法による情報収集</li> <li>ウ 情報収集員派遣・参集途上の報告聞き取り等の方法による情報収集</li> <li>エ 消防及び警察、県、自衛隊その他防災関係機関との連絡</li> <li>※ 震度6弱以上の場合は若しくは震度5強以下であっても大規模な災害が発生していると認める場合は、市長名にて即支援要請を行う。</li> <li>オ 災害対策本部開設の準備</li> <li>カ 避難所等・拠点救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備</li> <li>キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備</li> <li>ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備</li> <li>ケ その他危機管理監、総合防災課長、先着上位職員の指示した事項並びに消防本部から要請があった事項</li> </ul>
現地連絡所班	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域防災無線、電話FAX若しくは伝令の派遣等による発生直後報告の本庁舎への連絡</li> <li>※ 被害の有無も含めて、発生直後の現地連絡所周辺等の状況を着任後1時間以内に報告</li> <li>イ 各地域における防災活動拠点としての現地連絡所の開設</li> <li>※ 「宝塚市災害対策本部現地連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺に居住する市民にその存在を明らかにすることが第1の任務である。</li> <li>※ 職員等の参集状況に応じて以下のようないくつかの任務を果たすこと。</li> <li>ウ 地域内防災関係機関との連絡</li> <li>エ 地域内の市民の避難誘導</li> <li>オ 避難所等、拠点救護所の開設その他救護活動への協力</li> <li>カ 災害初期の地域内の情報収集連絡及び広報活動</li> <li>キ その他危機管理監、総合防災課長、先着上位職員の指示した事項並びに本部指揮所の指示した事項</li> </ul> <p>※ 最優先の任務は、それぞれの配備場所において、本部からの指示、若しくは市民や関係機関からの通報や情報の受付、取りまとめに当たることであり、配備場所における状況を定期的に市長（本部長）に報告することである。したがって、それぞれの配備場所を「空」にする事態は絶対に避けること。</p>

## 5 職員の動員・配備指令

### (1) 防災指令

#### 1) 防災指令の発令

ア 市長は、災害の規模、想定される対策の種類等により、必要な防災体制を取るため、各部の

長に対し、以下の表に示す5種の区分により防災指令を発令する。

なお、市長は、特定の部に対し区分の異なる防災指令を発令することができるものとする。

イ 危機管理監は、特に市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、本部指揮所及び各現地連絡所班を編成し初期応急活動を行わせるとともに、必要な防災指令の発令について市長に対し進言する。

区分		防災指令の発令基準
待機指令	自宅待機	◎災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき。
	連絡員待機	◎気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき。
警戒指令	第1警戒体制	◎気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡回等による警戒を必要とするとき。
	第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき。</li> <li>◎ 市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上2項自動発令)</li> <li>◎ 大雨、洪水、暴風雨等の気象情報が発表され、市域に災害の発生のおそれがあるとき。</li> <li>◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ul>
第1号配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を受けたとき。</li> <li>◎ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</li> <li>◎ 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。 (以上3項自動発令)</li> <li>◎ 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。</li> <li>◎ 県において水防指令が発令されたとき（状況に応じ防災指令2～3号とする※）</li> <li>◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき</li> </ul>
第2号配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市域に震度5強の地震が発生したとき。（自動発令）</li> <li>◎ 市の南部地域の数地区に災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。</li> <li>◎ 市の北部地域に相当規模の災害が発生したとき。</li> <li>◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ul>
第3号配備指令		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令）</li> <li>◎ 市の南部地域若しくは北部地域全域に激甚な災害が発生したとき、又は発生することが予測されるとき。</li> <li>◎ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</li> </ul>

## 2) 防災指令の伝達方法

防災指令の各部への伝達は、勤務時間内については口頭、庁内放送・電話及び無線とし、勤務時間外は、都市安全部及び各部において事前に定める伝達方法により行う。また各部の長は、上記の表に掲げる基準のうち「自動発令」に該当する事態の発生を知ったときは、それぞれの防災指令が発令されたものとして、必要な措置を講ずるものとする。

なお、特に市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、危機管理監の指揮に基づき本部指揮所及び各現地連絡所班が連絡業務を行う。

※ 参照 ⇒ 気象庁震度階級関連解説表（資料・様式編4-2）

## （2）配備体制

各部の長は、市長の防災指令に基づき、次の各号の区分による配備体制を取るものとする。配備体制を取るための動員命令の各職員への伝達は、勤務時間内については口頭、庁内放送・電話及び無線とし、勤務時間外は、都市安全部及び各部において事前に定める伝達方法により行う。また各部の所属職員は、上記の表に掲げる基準のうち「自動発令」に該当する事態の発生を知ったときは、それぞれの動員命令が発令されたものとして、配置に付くものとする。

なお、特に市域に震度6弱以上の地震が発生した場合は危機管理監の指揮に基づき本部指揮所及び各現地連絡所班がラジオ・テレビ等放送機関に対し、動員連絡のための緊急放送を要請することができる。

区分		配備体制の動員基準
待機配備体制 ※待機指令時	自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎気象状況等により、警戒配備体制に移行したときに直ちに招集できるよう災害警戒本部員は自宅待機</li> <li>◎災害対策本部の本部班及び本部班の補助職員の一部職員の自宅待機</li> </ul>
	連絡員待機	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎本部班の一部職員を情報収集・伝達等のため招集</li> <li>◎その他の災害警戒本部員は自宅待機</li> </ul>
警戒配備体制 ※警戒指令時	第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎災害警戒本部（第1警戒体制）の設置</li> <li>◎第1警戒体制関係本部員の招集</li> <li>◎本部班及び本部班の補助職員の一部の招集</li> <li>◎その他の第2警戒体制関係本部員は自宅待機</li> </ul>
	第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎災害警戒本部（第2警戒体制）の設置</li> <li>◎全警戒本部員の招集</li> <li>◎本部班及び本部班の補助職員の一部の招集</li> <li>◎災害対策本部員は自宅待機</li> <li>◎災害対策本部各班は災害の発生に備えて各班内の体制及び所掌事務の確認</li> <li>◎状況に応じて「自主避難場所」の開設</li> </ul>
第1号配備体制 ※第1号配備指令時		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎本部指揮所要員の招集配備</li> <li>◎1号配備対象職員（管理職）の招集</li> <li>◎本部班及び本部班の補助職員の一部の招集</li> <li>◎その他の2号配備対象職員（係長職以上）の自宅待機</li> <li>◎災害対策本部各班は分掌する水防又は災害対策の実施に備えて各班内の体制構築及び所掌事務の実施準備</li> <li>◎状況に応じて「高齢者等避難」の発令</li> </ul>
第2号配備体制 ※第2号配備指令時		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎2号配備対象職員（係長職）の招集</li> <li>◎本部班及び本部班の補助職員の一部の招集</li> <li>◎その他の全職員（3号配備）の自宅待機</li> <li>◎状況に応じて「避難指示」の発令</li> </ul>
第3号配備体制 ※第3号配備指令時		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎全職員（3号配備）の招集</li> <li>◎現地連絡所班の配備</li> <li>◎状況に応じて「緊急安全確保」の発令</li> </ul>

(3) 職員の配置及び服務

1) 職員の配置

各部の長は、職員の参集状況に応じ順次災害応急実施上必要となる班を編成するとともに、次の措置を講ずる。

- ア 災害に対処できるよう職員を配置
- イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置
- ウ 高次の配備体制に移行できる措置
- エ 他部への応援の要請

2) 職員動員の報告

各部の長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を以下に示す報告の取りまとめ担当を通じて、市長に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き60分ごととする。

区分		報告の取りまとめ担当
勤務時間内	災害対策本部設置前	都市安全部総合防災課 若しくは本部指揮所
	災害対策本部設置後	災対総務部人事班（人材育成課）
勤務時間外	災害対策本部設置前	都市安全部総合防災課 若しくは本部指揮所
	災害対策本部設置後	災対総務部人事班（人材育成課）

※ 参照 ⇒ 職員動員に関する様式（資料・様式編7-1）

3) 職員の服務

すべての職員は、配備体制が取られた場合、又は「防災指令の発令基準」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他市長が認める者は動員から除外することができる。

勤務時間内における遵守事項	
ア	配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
イ	勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
ウ	待機該当職員は、すべての行事、会議への出席並びに出張等を中止する。
エ	自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

(4) 各部の動員・配備計画の作成

各部の長は、所管の部の「動員・配備計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、毎年4月末日までに当該年度の人事異動等による修正を行ったものを市長（取りまとめ担当：都市安全部総合防災課）に提出する。

(5) 自主参集（勤務時間外の場合）

1) 災害が発生し、その災害が「防災指令の発令基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当することが予想されるときは、自主的に所属の勤務

場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

- 2) 大規模災害時の参集に際しては、原則として自動車は利用しないものとする。
- 3) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- 4) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示がある場合を除き、作業等に適する服・ヘルメット・長靴等安全を確保するための服装とし、食糧1食分、水筒及びラジオ等を携帯する。
- 5) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

## 第2 災害対策本部等の設置

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務
	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営・災害時の広報
副担当部	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 災害対策基本法をはじめ法の認めるあらゆる権限を行使するとともに、各職員が状況のいかなる展開に際しても迅速かつ適切に総合的緊急応急対策を実施できる体制を確保するため、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部長（市長）は、市の全職員を掌握し、本部としての機能を十分に發揮させるため、部門長会議、本部会議、関係部長会議を適宜開催する。
- (3) 事態の急激な推移に対して臨機応変に対応するとともに、被災者の救援ニーズを把握し生活再建支援を適切に行うため、現地連絡所、被災者総合支援センター若しくは現地災害対策本部を置く。
- (4) 本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員、班長が不在若しくは事故あるときにおいては、別に示す順位に基づき代行者を速やかに定め本部各職員に対し明らかにする。
- (5) 本部は、本庁舎内に置く。ただし、被災その他の事情により困難な場合は、別に示す順位に基づき代替場所となる施設に設置し、その旨を関係機関及び市民に対し明らかにする。

### 3 設置基準

- (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、自動的に設置する。
- (2) 市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (3) 市を含む地域に気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水等の注意報又は警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (4) 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報を受けた場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (6) その他市長が本部を設置し総合的応急対策を実施する必要があると認めたとき。

※ 参照 ⇒ 災害対策本部設置（災害対応マニュアル編第1部の1）

### 4 設置目標時間のめやすその他必要な事項

※ 参照 ⇒ 4 突発的事態発生時における措置（本編163頁）

### 5 災害対策本部

※ 参照 ⇒ 5 災害対策本部（本編165頁）

## 6 現地災害対策本部

### (1) 現地災害対策本部を設置するとき

本部長は、以下に示す事例をめやすとして、その必要があるときは、災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

- 1) 武庫川・逆瀬川等の橋梁損壊により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき。
- 2) がけ崩れ、土石流その他土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難情報発令の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。
- 3) 被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき。

### (2) 現地本部の要員

現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は、本部員、本部員代理又は本部職員の中から本部長がその都度指名する。また、その他現地本部の要員は、各部門又は各部から派遣される複数の職員をもってあてる。

なお、現地本部長は、所属勤務場所への通勤が困難等の事情により現地本部設置施設に参集した職員をもって、現地本部要員として職務を遂行させることができるものとする。その場合、現地本部長は、該当職員の所属部長に対して、事後速やかに通報し、了解を得るものとする。

### (3) 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行うものとする。

- 1) 現地本部所管地域における避難情報の発令
- 2) 現地本部所管地域における警戒区域の設定
- 3) 現地本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担

### (4) 現地本部の組織及び事務分担のめやす

現地本部の組織及び事務分担は、以下をめやすとする。

なお、現地本部には、必要に応じて、市医療救護対策本部現地支部、ボランティア現地支部、輸送対策現地支部等を併設し、各管内地域における救援・救護活動をより迅速かつ円滑に行うための拠点とする。

現地本部の組織及び事務分担		
	構成員となる職員	事務分担
本部長	副本部長又は本部員	(1) 現地本部配備職員の指揮監督
副本部長	本部員又は本部職員 (1~2名)	(1) 現地本部長の補佐 (2) 現地本部長が不在若しくは事故あるときの代理となること。
本部班	各人権文化センター等班所属職員 本部総務部門又は財務・議会部門派遣職員 応援配備職員 (3~5名)	(1) 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること。 (2) 避難情報の発令等現地本部長指令に関すること。 (3) 本庁舎本部及び各部との連絡に関すること。 (4) 関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティア現地支部、その他団体との連絡調整に関すること。 (5) 資機材の調達、食事の用意その他現地本部の庶務に関すること。
情報班	各支所等班所属職員 本部総務部門派遣職員 応援配備職員 (10~20名)	(1) 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及び取りまとめに関すること。 (2) 避難情報の発令等の住民への伝達に関すること。 (3) その他災害時の広報に関すること。 (4) 要搜索者名簿の作成に関すること。 (5) 災害に関する相談業務に関すること。 (6) その他本部総務部門の分掌事務
救援対策班	救援サービス部門派遣職員 応援配備職員 (20~40名)	(1) 避難者の誘導及び収容に関すること。 (2) 応急給水その他生活救援活動に関すること。 (3) 医療救護活動に関すること。 (4) 応急給水に関すること。 (5) 行方不明者の捜索、遺体の処理の協力に関すること。 (6) その他救援サービス部門の分掌事務
土木対策班	土木現業部門派遣職員 応援配備職員 (20~40名)	(1) 道路の確保その他土木救援活動に関すること。 (2) 災害危険個所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関すること。 (3) 行方不明者の捜索、遺体の処理の協力に関すること。 (4) その他土木現業部門の分掌事務
消防連絡班	消防部門派遣職員 (2~3名)	(1) 災害及び火災の警戒及び防御の協力に関すること。 (2) 救急及び被災者の救助の協力に関すること。 (3) 避難者の誘導の協力に関すること。 (4) 災害情報の収集・伝達の協力に関すること。 (5) 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 (6) その他消防・救助活動に関すること。 (上記に関する所管地域消防署との連絡業務)

※ ( ) 内の人数は、一応のめやす。

## 7 現地連絡所

### (1) 現地連絡所を設置するとき及び設置場所

現地連絡所を設置するとき	現地連絡所の設置場所
1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。	1) ステーション拠点 (6か所) (発災直後は現地連絡所班要員が開設)
2) その他本部長が必要と認めたとき。	2) 避難所等が開設された施設 3) その他本部長がその都度指定する施設

### (2) 現地連絡所の要員

現地連絡所の要員は、各施設所属職員及び避難所等担当各部から派遣される避難所等運営のための複数の職員が兼務する。ただし、勤務時間内外を問わず震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは突発的な災害の発生により迅速な初動対応と災害対策本部体制への移行を確保するため市長の指示又は危機管理監が必要と認めたときは、現地連絡所班指名職員が現地連絡所の第1次要員とし初期対応を行う。

なお、現地連絡所班指名職員は、正規の担当職員が参集し引き継ぎが完了するまで現地連絡所の要員として職務を遂行する。

## 8 被災者総合支援センター

### (1) 被災者総合支援センター開設の目的

基本的考え方	被災者総合支援センターの開設は、第一に、被災から立ち直るための支援の窓口を1か所にまとめることにより、各種救援サービスの受給を容易にするとともに、カウンセリング係を置き、無用なトラブルや不満の発生を未然に防止するために行われる。併せて、災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者の「こころのケア対策」の一環としても行われる。 第二のねらいとして、各部が担当する救援対策に関する被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するための「場」を設定し、過不足ない救援サービスの実施を期する。 そして、第三のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行われる。

### (2) 開設担当部

被災者総合支援センターの開設は、災対企画経営部が担当する。災対企画経営部本部員は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに本庁舎1階内に被災者総合支援センター開設に着手する。また開設着手と併せて、危機管理監及び各部長に開設の旨を連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料・申請用紙の準備その他必要な措置を取るよう要請する。

(3) 被災者総合支援センターの設置概要

被災者総合支援センターは、以下をめやすとして設置する。

事項	留意事項その他																												
設置場所	高齢者や障碍（がい）者の便宜を考慮し本庁舎1階内とする																												
担当者	<table border="1"> <tr> <td>開設・調整業務</td><td>災対企画経営部職員が担当する。</td></tr> <tr> <td>相談業務</td><td>各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。</td></tr> <tr> <td>災対企画経営部</td><td>要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認</td></tr> <tr> <td>災対市民交流部</td><td>国民年金、国民健康保険、保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談</td></tr> <tr> <td>災対総務部</td><td>女性の災害相談、同和対策、救助物資全般</td></tr> <tr> <td>災対都市安全部</td><td>道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策</td></tr> <tr> <td>災対都市整備部</td><td>建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策</td></tr> <tr> <td>災対福祉部</td><td>福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画</td></tr> <tr> <td>災対環境部</td><td>遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理</td></tr> <tr> <td>災対産業文化部</td><td>災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般</td></tr> <tr> <td>災対教育部</td><td>教育相談、文化財</td></tr> <tr> <td>災対上下水道部</td><td>水道、下水道、南部市街地の水路</td></tr> <tr> <td>災対消防部</td><td>火災り災証明及び救急搬送証明の相談</td></tr> <tr> <td>カウンセリング</td><td>災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う</td></tr> </table>	開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。	相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。	災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認	災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談	災対総務部	女性の災害相談、同和対策、救助物資全般	災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策	災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策	災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画	災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理	災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般	災対教育部	教育相談、文化財	災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路	災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談	カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。																												
相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。																												
災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認																												
災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、保険・法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談																												
災対総務部	女性の災害相談、同和対策、救助物資全般																												
災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策																												
災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策																												
災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画																												
災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理																												
災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般																												
災対教育部	教育相談、文化財																												
災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路																												
災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談																												
カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う																												
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請																													

### 第3 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

#### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	本部体制の確立、職員配置及び災害応援対策本部体制の準備
	災対消防部	消防職員の指揮及び災害応援対策本部体制の準備
副担当部	各 部	各部職員の動員、情報の収集及び各部非常時体制の確立準備

#### 2 対策実施上の基本指針

##### (1) 対策実施上の基本的考え方

基本的考え方	南海トラフ地震が発生した場合、兵庫県による想定では本市においては市域の一部で震度6弱、その他市域の大部分で震度5強の地震動であるものと見込まれ、液状化の危険度は低く、津波浸水被害想定には入っていない。発生する季節や時間帯に影響されるものの、人的被害想定では死者2名、負傷者171名、建物被害想定では全壊で最大67棟、半壊で最大1,258棟となっている。また、避難者数は最大で588名、帰宅困難者数は15,900名と想定されており、断水や停電等のインフラ障害による市民生活への大きな影響も懸念される。
	本市では、これらの被害を最小限に食い止め、速やかな復旧・復興に向けて行政、民間、市民が一体となって備えることが重要である。そのために、市民をはじめ関係者一人ひとりが日ごろから防災の備えの検討・実践を行い、行政は必要な情報提供を行うなどにより、その実施を促していく。

##### (2) 対策実施上の基本指針

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、本市災害対策本部等の体制の準備を行い、状況に応じて住民への避難の呼びかけを行う。
- (2) 一定期間の避難生活が可能な避難所を選定して確保する。避難所の運営は、長期間に及ぶことを想定し、避難者自らが行うことを前提に体制や役割を検討する。
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に激甚な被害が予想されるエリアの被災地に対する救援・救助隊その他応援職員の派遣、救援物資・資機材の提供等応援救助体制の構築事前準備措置を行う。

※ 参照 ⇒ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（災害対応マニュアル編第1部の2）

## 第4 県・国・自衛隊等各機関・団体等への応援の要請

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害時における自衛隊の災害派遣要請・要求 応援協定締結団体、応援協定締結都市、国、県、他の市町村に対する応援の要請
副担当部	災対消防部	県への緊急消防援助隊の派遣の要請

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 県、国、自衛隊等各機関及び県所管の団体に対する応援要請は、原則として阪神北県民局を経由して行う。
- (2) ただし、大規模災害が発災した場合には、可能な限り広域的かつ迅速に必要な応援の要請を行う必要がある。そのため大規模災害発生直後の緊急初動体制においては、消防長（消防指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が県・国・自衛隊等各機関並びに団体等へ迅速に行う。
- (3) 特に市庁舎が甚大な被害を受け、第一義的な救援対策実施機関としての役割を果たせない場合は、直ちに県、国等への旨を通報し、全面的な救援活動の実施を要請する。
- (4) 報告事項の確認、未確認に関わらず、災害発生後3時間以内に行うものとする。

### 3 要請を緊急に行うべき事態のめやす

#### (1) 震度6弱以上の地震による被害が甚大であるため、応援要請の必要がある場合

- ア 耐震性が高いと推定される建築物（※）の重大な被災が報告された場合
- イ 大規模住宅団地における多数の建物倒壊が報告された場合
- ウ 住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合
- エ 2～3時間以上経過後も「安否の有無」が確認できない現地連絡所がある場合
- ※ 中国自動車道、宝塚インター、阪神競馬場等

#### (2) 職員の参集状況がよくないため、応援要請の必要がある場合

- ア 震度6弱以上の地震発生後2時間における消防本部職員配備率が50%未満の場合
- イ 震度6弱以上の地震発生後3時間における市長部局職員参集率が30%未満の場合
- ウ 震度6弱以上の地震発生後6時間における市長部局職員参集率が50%未満の場合
- エ 震度6弱以上の地震発生後12時間における市長部局職員参集率が70%未満の場合

#### (3) 震度6弱以上の地震による各出先機関の甚大な被災のため、応援要請の必要がある場合

- ア 当該出先機関の甚大な被災が確認された場合
- イ 当該出先機関の所在する地区に甚大な被害が生じたことが報告された場合
- ウ 当該出先機関の所在する地区に延焼火災発生のおそれがある場合
- エ 3時間以上経過後も当該出先機関との連絡が取れない場合

※ 参照 ⇒ 応援要請（災害対応マニュアル編第1部の3）

## 第3節 大規模事故等発生時の活動体制

### 第1 緊急初動

#### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	消防職員の指揮及び本部体制確立までの緊急初動体制の指揮
	災対都市安全部	緊急初動体制の編成、配置及び災害対策本部体制の確立
副担当部	各 部	各部職員の動員、情報の収集及び各部非常時体制の確立

#### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 市各部、県・関係機関・団体等及び消防庁への事故等発生報通報は覚知後30分以内に行う。
- (2) 非常時活動要員は逐次投入を避け、最大限体制を確保し状況判明後漸次必要な体制に移行する。
- (3) 必要な情報収集・分析要員については、対象地域・情報源ごとに漏れなく確保し、配置する。

#### 3 初動対応のめやす

##### (1) 消防本部

区分	勤務時間内	勤務時間外
集団救急対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 救急課→都市安全部総合防災課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報連絡</li> <li>□ 各部所管事項防災情報収集・報告要請</li> <li>□ 災害警戒本部又は災害対策本部設置要請</li> </ul> </li> <li>■ 救急課→市立病院           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 広域救急受入体制確保要請</li> </ul> </li> <li>■ 救急課→県（危機管理部）・消防庁           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・応援準備要請連絡</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当直職員→指令課→救急課長           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報連絡</li> </ul> </li> <li>■ 指令課→総合防災課長・市立病院・県（災害対策センター）、消防庁           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> <li>■ 救急課長           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直ちに登庁</li> <li>□ 勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>
大規模消火対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警防課→都市安全部総合防災課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報連絡</li> <li>□ 災害対策本部設置要請</li> <li>□ 各部所管事項防災情報収集・報告要請</li> </ul> </li> <li>■ 警防課→上下水道局           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消防水利補給支援体制確保要請</li> </ul> </li> <li>■ 警防課→市立病院           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 救急受入体制確保要請</li> </ul> </li> <li>■ 警防課→県（危機管理部）・消防庁           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・応援準備要請連絡</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当直職員→指令課→警防課長           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報連絡</li> </ul> </li> <li>■ 指令課→総合防災課長・上下水道局総務課長・市立病院・県（災害対策センター）・消防庁           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> <li>■ 警防課長           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直ちに登庁</li> </ul> </li> </ul>

区分	勤務時間内	勤務時間外
除染・除毒対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警防課→都市安全部総合防災課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報連絡</li> <li>□ 災害対策本部設置要請</li> <li>□ 各部所管事項防災情報収集・報告要請</li> </ul> </li> <li>■ 警防課→上下水道局                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 警戒・点検配備体制確保要請</li> </ul> </li> <li>■ 警防課→市立病院                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 広域特殊救急受入体制確保要請</li> </ul> </li> <li>■ 警防課→県（危機管理部）・消防庁                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・応援準備要請連絡</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当直職員→指令課→警防課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報連絡</li> </ul> </li> <li>■ 指令課→総合防災課長・上下水道局総務課長・市立病院・県（災害対策センター）・消防庁                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> <li>■ 警防課長                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直ちに登庁</li> </ul> </li> </ul>

(2) 都市安全部

区分	勤務時間内	勤務時間外
集団救急対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市安全部総合防災課→部内各課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報、災害警戒本部又は災害対策本部設置連絡</li> <li>□ 各課所管事項防災情報収集・報告指示</li> </ul> </li> <li>■ 総合防災課→各部局総括担当課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・災害警戒本部又は災害対策本部設置連絡</li> <li>□ 各部所管事項防災情報収集・報告要請</li> <li>□ 関係機関・団体等との連絡体制確保指示</li> <li>□ 関係機関・団体等へ応援協力要請指示</li> </ul> </li> <li>■ 総合防災課→県（阪神北県民局）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報、災害警戒本部又は災害対策本部設置連絡</li> </ul> </li> <li>■ 総合防災課→救急課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 以上に関する復命報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合防災課長（連絡を受けた場合）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 指示により緊急登庁又は自宅待機</li> <li>□ その他勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>
大規模消火対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合防災課→部内各課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・災害対策本部設置連絡</li> <li>□ 各課所管事項防災情報収集・報告指示</li> </ul> </li> <li>■ 総合防災課→各部局総括担当課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・災害対策本部設置連絡</li> <li>□ 各部所管事項防災情報収集・報告要請</li> <li>□ 関係機関・団体等との連絡体制確保指示</li> <li>□ 関係機関・団体等へ応援協力要請指示</li> </ul> </li> <li>■ 総合防災課→県（阪神北県民局）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事故等発生報・災害対策本部設置連絡</li> </ul> </li> <li>■ 総合防災課→消防本部警防課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 以上に関する復命報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合防災課長（連絡を受けた場合、並びに報道その他により事故等の発生を知った場合）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直ちに緊急登庁</li> <li>□ その他勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>

区分	勤務時間内	勤務時間外
除染・除毒対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総合防災課→部内各課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□事故等発生報・災害対策本部設置連絡</li> <li>□各課所管事項防災情報収集・報告指示</li> </ul> </li> <li>■総合防災課→各部局総括担当課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□事故等発生報・災害対策本部設置連絡</li> <li>□各部所管事項防災情報収集・報告要請</li> <li>□関係機関・団体等との連絡体制確保指示</li> <li>□関係機関・団体等へ応援協力要請指示</li> </ul> </li> <li>■総合防災課→県（阪神北県民局）           <ul style="list-style-type: none"> <li>□事故等発生報・災害対策本部設置連絡</li> </ul> </li> <li>■総合防災課→消防本部警防課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□以上に関する復命報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総合防災課長（連絡を受けた場合、並びに報道その他により事故等の発生を知った場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>□直ちに緊急登庁</li> <li>□その他勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>

(3) 各部

区分	勤務時間内	勤務時間外
集団救急対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各部総括担当課→部内各課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□事故等発生報、災害警戒本部又は災害対策本部設置連絡</li> <li>□各課所管事項防災情報収集・報告指示</li> <li>□関係機関・団体等との連絡体制確保指示</li> <li>□関係機関・団体等へ応援協力要請指示</li> </ul> </li> <li>■各部総括担当課→都市安全部総合防災課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□以上に関する復命報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各部総括担当課長（連絡を受けた場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>□指示により緊急登庁又は自宅待機</li> <li>□その他勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>
大規模消火対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各部総括担当課→部内各課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□事故等発生報、災害対策本部設置連絡</li> <li>□各課所管事項防災情報収集・報告指示</li> <li>□関係機関・団体等との連絡体制確保指示</li> <li>□関係機関・団体等へ応援協力要請指示</li> </ul> </li> <li>■各部総括担当課→都市安全部総合防災課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□以上に関する復命報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各部総括担当課長（連絡を受けた場合並びに報道その他により事故等の発生を知った場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>□直ちに緊急登庁</li> <li>□その他勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>
除染・除毒対応事案	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各部総括担当課→部内各課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□事故等発生報、災害対策本部設置連絡</li> <li>□各課所管事項防災情報収集・報告指示</li> <li>□関係機関・団体等との連絡体制確保指示</li> <li>□関係機関・団体等へ応援協力要請指示</li> </ul> </li> <li>■各部総括担当課→都市安全部総合防災課           <ul style="list-style-type: none"> <li>□以上に関する復命報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各部総括担当課長（連絡を受けた場合並びに報道その他により事故等の発生を知った場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>□直ちに緊急登庁</li> <li>□その他勤務時間内に準ずる対応</li> </ul> </li> </ul>

注) 消防本部・署、上下水道局及び市立病院については、各部局の定める規程・計画による。

#### 4 事故対応のめやす

##### (1) 航空機事故

###### 1) 初動対応上の基本方針

- ア 市街地部（空港標点半径 9 km以内）における墜落事故発生報は、大阪国際空港緊急計画に基づきグリッドマップ座標により事故発生場所を通報する。
- イ 市街地部における墜落事故が想定される場合は、災害対策本部設置による市各部局の指揮系統一化を確立し、消火、救助、医療救護、搭乗者・被災者への救援対策を実施する。
- ウ 北部地域における墜落事故が想定される場合は、県に対し県消防防災ヘリによる上空視察を要請し、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動体制の迅速な確立を最優先で行う。

※ 大阪空港事務所等から災害発生が予測される旨の情報を受信した場合は、事故発生時に準じて対応する。

###### 2) 事故等発生報通報先及び通報内容

区分	通報先	通報内容（第1報はわかる範囲で）
民間航空機	<input type="checkbox"/> 大阪空港事務所 <input type="checkbox"/> 宝塚警察署 <input type="checkbox"/> 航空機災害消防相互応援協定締結機関 <input type="checkbox"/> 阪神北県民局又は県危機管理部 <input type="checkbox"/> 市立病院、市内救急告示病院・診療所 <input type="checkbox"/> 市医師会	<input type="checkbox"/> 事故の種類（墜落、不時着等） <input type="checkbox"/> 事故の状況（機体炎上、建物火災の有無等） <input type="checkbox"/> 事故発生の日時、場所 <input type="checkbox"/> 事故機に関する情報（会社名、機種、機体番号等）
自衛隊機等	<input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第3師団 (以下民間航空機に同じ。)	同上

###### 3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮本部の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 火災の急激な拡大における墜落地点付近住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施（共通波：合同指揮本部間、所轄波：所轄部隊間） <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応 <input type="checkbox"/> 警察・事故調査委員会による事故調査への協力
消火活動等	<input type="checkbox"/> 航空機及び燃料火災の状況に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消火薬剤、消防水利の確保 <input type="checkbox"/> 延焼阻止線の設定 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩時における物質の特定、現場の安全確認、負傷者の移動、除染等
負傷者 救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所、応急救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 後方搬送病院の確保

検索活動等	<input type="checkbox"/> 墜落地点の特定、検索ルートの想定 <input type="checkbox"/> 遺体の収容、行方不明者の検索
被災者救援	<input type="checkbox"/> 避難所等の確保 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

(2) 鉄道事故

1) 初動対応上の基本方針

- |   |  |
|---|--|
| ア | 朝ラッシュ時（午前7～8時）における列車転覆・脱線等事故の場合は、百人単位の重傷者発生を想定し、広域救急搬送体制による被災者の救助、医療救護活動を行う。           |
| イ | 危険物等漏洩、高架区間における列車転落等のおそれのある場合は、その旨を県に通報するとともに、危険区域設定、関係住民に対する避難情報の発令、安全確保のための緊急措置を講ずる。 |
| ウ | トンネル区間における事故の場合は、直ちに隣接協定締結市町の各消防部局に対し救助・救急活動体制の迅速な確立を要請する。                             |

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 危険物等の特定、専門機関、専門家の確保に関する協力要請
市医師会 市内救急告示病院	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） <input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送受入
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 救出・救助活動及び避難誘導活動 <input type="checkbox"/> 立入制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両通行確保のための交通規制
関係消防本部 協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請 <input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩、列車転落等危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応 <input type="checkbox"/> 警察・事故調査委員会による事故調査への協力
消火活動等	<input type="checkbox"/> 列車火災の有無、危険物等漏洩危険の有無に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩時における物質の特定、現場の安全確認、負傷者の移動、除染等
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救急活動（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 後方搬送病院の確保
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所等の確保 <input type="checkbox"/> 遺体の収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

(3) 中国自動車道事故

1) 初動対応上の基本方針

- ア 多数負傷者発生、核燃料物質・毒ガス漏洩事故の場合は直ちに災害対策本部を設置する。
- イ 危険物・毒ガス等漏洩又はそのおそれのある場合は、その旨を県に通報する。また、負傷者の移動、危険区域の設定、周辺住民の避難・誘導等安全確保のための緊急措置を講ずる。
- ウ 核燃料物質等輸送車両事故の場合は、その旨を県及び消防庁に通報する。また、輸送責任者と連携し立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための緊急措置を講ずる。

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 危険物等の特定、専門機関・専門家の確保に関する協力要請
市医師会 市内救急告示病院	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） <input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送受入
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 立入制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制
協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請 <input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
消火活動等	<input type="checkbox"/> 危険物等漏洩危険及び車両火災の状況に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消火薬剤、消防水利の確保 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩時における物質の特定、現場の安全確認、負傷者の移動、除染等 <input type="checkbox"/> 核燃料物質等漏洩時における立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保（軽傷者移動のためのマイクロバスを含む。） <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 後方搬送病院の確保
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所等の確保 <input type="checkbox"/> 遺体の収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

(4) 雑踏事故

1) 初動対応上の基本方針

- |   |
|---|
| ア 事故発生直後の対応は、施設・行事・祭事等参加者に対する事故発生報の周知徹底、救助救急活動への協力要請を最優先で行う。        |
| イ 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。                                  |
| ウ あらかじめ指定する施設・行事・祭事等に関する事故発生報を受信した場合は、多数負傷者の発生を想定し、災害対策本部体制により対応する。 |

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報(把握できた範囲で。) <input type="checkbox"/> ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 事故拡大防止のための広報の実施
市医師会 市内救急告示病院	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報(把握できた範囲で。) <input type="checkbox"/> 救急救護活動(医療救護班出動、トリアージ等) <input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送受入
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報(把握できた範囲で。) <input type="checkbox"/> 署員等の出動による救助活動、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 救助活動に必要な道路・場所の確保 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制
協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報(把握できた範囲で。) <input type="checkbox"/> 救出・救助応援要請 <input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請
JR 宝塚駅 阪急宝塚駅	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報(把握できた範囲で。) <input type="checkbox"/> 市内各駅における事故発生状況に関する広報及び事故発生周辺地域立入自粛呼びかけ <input type="checkbox"/> 沿線各駅案内放送及び車内放送による事故発生周辺地域立入自粛呼びかけ

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保(地域防災無線、携帯電話) <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
負傷者救出救急 救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置(医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等) <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保(軽傷者移動のためのマイクロバスを含む。) <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 後方搬送病院の確保
被害の拡大防止	<input type="checkbox"/> JR、阪急各駅における事故発生周辺地域立入自粛呼びかけ依頼 <input type="checkbox"/> ラジオ・テレビ局への事故発生周辺地域立入自粛及びマイカー利用自粛協力放送依頼 <input type="checkbox"/> 広報車等による事故発生周辺地域立入自粛及びマイカー利用自粛協力要請

(5) 大規模工場等火災、爆発等事故発災直後の対応のめやす

1) 初動対応上の基本方針

- |  |
|--|
| ア 事故発生直後の対応は、危険物・毒劇物等漏洩危険の有無の把握を最優先で行う。  |
| イ あらかじめ指定する事業所等に関する火災、爆発等事故発生報を受信した場合は、延焼火災、多数負傷者の発生、広域的な緊急避難等実施を想定し災害対策本部体制により対応する。 |
| ウ 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。   |

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 県機関、自衛隊等専門機関・専門家の派遣要請等
市医師会 市内救急告示病院	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等） <input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送受入
市内事業所（危険物等取扱施設）	<input type="checkbox"/> 危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 危険物等の除毒・除染等災害拡大防止に関する協力要請
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 署員等の出動による救助活動、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制
境界隣接消防本部 協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請 <input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
消火活動	<input type="checkbox"/> 危険物等漏洩危険及び車両火災の状況に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消火薬剤、消防水利の確保
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 後方搬送病院の確保
被害拡大防止活動	<input type="checkbox"/> 危険物等の流出・拡散の防止 <input type="checkbox"/> 流出した危険物等の除去、除染

(6) 原子力災害等発災直後の対応のめやす

1) 初動対応上の基本方針

- ア 核燃料物質等輸送車両事故の場合は、その旨を県及び消防庁に通報する。また、輸送責任者と連携し立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための緊急措置を講ずる。
- イ 放射性同位元素等の不法投棄事故の場合は、その旨を県に通報し、立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための緊急措置を講ずる。
- ウ 県外原子力災害等事故の場合は、災害警戒本部を設置し、事態の推移に応じた体制をとる。

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 放射性物質の種類・数量、発生地・区間、火災の有無、人的被害、災害規模に関する概別的情報（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 県機関、文部科学省・原子力安全保安院・自衛隊等専門機関・専門家派遣要請 等 <input type="checkbox"/> 緊急時対応可能医療機関の確保及び県消防防災ヘリ等の出動要請（必要な場合）
市医師会 市内救急告示病院	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概別的情報（県に同じ。） <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動（医療救護班出動等） <input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急搬送受入（汚染・被ばく者を除く。）
市内放射線取扱事業所	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概別的情報（県に同じ。） <input type="checkbox"/> 汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための措置に関する協力要請
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概別的情報（県に同じ。） <input type="checkbox"/> 立入制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制
境界隣接消防本部 協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 火災の有無、人的被害、災害規模に関する概別的情報（県に同じ。） <input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 放射線漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
被害拡大防止活動	<input type="checkbox"/> 放射線等の漏洩等の防止（事業者・県による。） <input type="checkbox"/> 漏出した放射性物質等の除去、除染（事業者・県による。） <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施（事業者・県による。） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 一般負傷者の市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 緊急時対応可能医療機関への汚染・被ばく負傷者の搬送
災害時広報	<input type="checkbox"/> 市民・来訪者に対する事故の影響に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 飲料水、飲食物の摂取制限等健康被害防止のための措置に関する情報の提供

(7) 林野火災発災直後の対応のめやす

1) 初動対応上の基本方針

- ア 林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市のみでは困難と認める場合は県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターによる上空偵察を依頼する。
- イ 消防活動は住宅等建物への延焼火災阻止（警戒を含む）及び飛び火消火を優先して行う。
- ウ 市街地部への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を依頼する。

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 県消防防災ヘリによる上空偵察（林野火災全体像把握のための。） <input type="checkbox"/> 県消防防災ヘリ等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のための。） <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣要請の要求
協定締結水利管理者	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 県消防防災ヘリ等による空中消火用水補給協力体制
森林管理者等	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 森林内の作業員の安全確保 <input type="checkbox"/> 消火活動への協力
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制
隣接消防本部 協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 消防相互応援協力の要請

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
消火・救出活動	<input type="checkbox"/> 林野火災の全体像の把握（火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集） <input type="checkbox"/> 飛び火の警戒 <input type="checkbox"/> 消防水利の確保 <input type="checkbox"/> 地上消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 県消防防災ヘリ等による空中消火活動 <input type="checkbox"/> 孤立者等の救出（ヘリコプターによる。）
避難・誘導	<input type="checkbox"/> ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼 <input type="checkbox"/> 広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ。 <input type="checkbox"/> 県消防防災ヘリ等による空からの避難呼びかけ。
負傷者救援	<input type="checkbox"/> 救急活動（医療救護班出動、現地救護所設置、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認

(8) NBCテロ災害発災直後の対応のめやす

1) 初動対応上の基本方針

- |   |  |
|---|--|
| ア | 県、国等関係機関及び専門機関・専門家の協力を得て、災害原因物質の早期特定、災害発生想定地域の局限化を図り、関係住民の安全確保を最優先で行う。                                   |
| イ | 立入禁止又は制限区域は、汚染源区域（ホットゾーン）、除染作業区域（ウォームゾーン）、支援活動用区域（コールドゾーン）及びトリアージと治療のための区域の4区分にて設定する。                    |
| ウ | 災害原因物質特定後直ちにNBCテロによるばく露の可能性のある市民等に対して、電話連絡、ファクシミリ・Eメール送信、報道機関・市ホームページによる広報等可能な限りの手段を駆使し、速やかな医療機関受診を指示する。 |
| エ | 負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し、分散収容する。  |

2) 事故等発生報通報先及び通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
阪神北県民局又は県危機管理部	<input type="checkbox"/> 健康被害等発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 災害原因物質特定に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 県機関、自衛隊等専門機関・専門家の派遣要請等
宝塚健康福祉事務所	<input type="checkbox"/> 健康被害等発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 災害原因物質特定に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 被害拡大防止措置の実施要請
市医師会 市内救急告示病院	<input type="checkbox"/> 健康被害等発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 災害原因物質特定後の緊急措置実施要領（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 被害者の救急搬送受入
宝塚警察署	<input type="checkbox"/> 健康被害等発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 災害原因物質特定に関する協力要請 <input type="checkbox"/> 立入禁止・制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制
協定締結消防本部	<input type="checkbox"/> 健康被害等発生状況（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 災害原因物質特定後の緊急措置実施要領（把握できた範囲で。） <input type="checkbox"/> 救助救急応援協力の要請

3) 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 通信統制の実施 <input type="checkbox"/> 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保（地域防災無線、携帯電話） <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
被害拡大防止活動	<input type="checkbox"/> 危険物等の除去、除染 <input type="checkbox"/> 環境モニタリング
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保 <input type="checkbox"/> 市内救急告示病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 後方搬送病院の確保

## 5 非常時活動要員の確保

### (1) 要員確保の基本方針

- 1) 要員確保は、当面する対策要員のみに限定せず「状況先取り」的かつ重複のないよう行う。
- 2) 競合が生じた場合は、最小限の担当要員を除き消火・救出・救急救護現場支援を優先する。
- 3) 要配慮者向け救援対策要員は、専任担当とし一般被災者向け救援対策に優先して確保する。

### (2) 配備対象となる職員及び配備連絡手順のめやす

区分	配備対象となる職員のめやす	配備連絡手順のめやす
警 戒 配 備 体 制	<input type="checkbox"/> 都市安全部（3名以上） <input type="checkbox"/> 各部の長が必要と認めた職員	<b>■勤務時間内</b> <input type="checkbox"/> 庁内放送にて一斉放送 <input type="checkbox"/> 各部局総括担当課へ内線電話連絡
第 1 号 配 備 体 制	<input type="checkbox"/> 各部職員のうち本部指揮所要員となっている職員 <input type="checkbox"/> 各現地連絡所班要員となっている職員 <input type="checkbox"/> 各部の災害警戒本部組織上分掌する対策を実施するため必要な職員  (各部所属職員の1～2割をめやすとする。)	<b>■勤務時間外</b> <input type="checkbox"/> エフエム宝塚へ緊急放送依頼 <input type="checkbox"/> 各部局総括担当課長へ電話連絡
第 2 号 配 備 体 制	<input type="checkbox"/> 各部の係長以上の職員 <input type="checkbox"/> 各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するため必要な職員  (各部所属職員の4～5割をめやすとする。)	

注) 消防本部・署・消防団、上下水道局及び市立病院については、各部局の定める規程・計画による。

注) 市長は、特定の部局に対し区分の異なる配備体制を指示することができる。

## 第2 災害対策本部等の設置

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害警戒本部・災害対策本部・現地連絡所・現地災害対策本部の設置並びに部門長会議・本部会議・関係部長会議の開催に関する庶務
	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営・災害時の広報
副担当部	各 部	現地連絡所・被災者総合支援センターの運営協力並びに災害対策本部組織上の班体制の確立

### 2 基本指針

- (1) 市長は、大規模事故災害等発生時における情報の一元的処理（市民向け広報を含む。）、各部局の実施する応急対策の整合性担保など、事態のいかなる推移に際しても適切に対処するため、必要があると認めるとき、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。
- (2) 現地において、避難情報の発令に関し迅速な対応を必要とする場合は、現地災害対策本部を設置する。
- (3) 本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員、班長が不在若しくは事故あるときにおいては、別に示す順位に基づき代行者を速やかに定め本部各職員に対し明らかにする。

### 3 設置基準及び手順のめやす

区分	基準	手順
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空事故、鉄道事故又は道路事故等発生の報を受け、災害対策本部設置に至るまでの間、各部局連携による応急対策実施のため、必要があると認められるとき。</li> <li>(2) 災害対策本部設置後、事態が終息に向かっているが、なお警戒を要すると判断されるとき。</li> <li>(3) その他の状況により支庁が必要と認めるとき。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 設置場所確保→市役所3階大会議室 <input type="checkbox"/> 各部への通知、要員招集指示 <input type="checkbox"/> 各機関への通知、要員派遣要請 <input type="checkbox"/> 現地調査班、現地指揮所、消防本部間通信手段確保（携帯電話、地域防災無線） <input type="checkbox"/> 市民向け広報（「設置」の旨エフエム宝塚、CATVに放送依頼）
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空事故、鉄道事故又は道路事故等が発生し、多数の死傷者が生じ又は生じるおそれがある場合で、継続して応急対策を実施するため、又は、応急対策に備えるため必要があると認められるとき。</li> <li>(2) 市の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。</li> <li>(3) 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため、又は、応急対策に備えるため必要があると認められるとき。</li> <li>(4) 大規模な林野火災が発生し、他府県自治体及び自衛隊の応援を得ないと住宅地に延焼拡大する可能性がある場合。</li> <li>(5) その他不測の事態が生じ、又は、生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。</li> </ul>	
現地	(1) 災害発生危険の生じるおそれがあり、迅速かつ適	<input type="checkbox"/> 設置場所確保→各サービス

区分	基準	手順
災害 対策 本部	切な避難情報の発令の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うため必要と認めるとき。 (2) その他地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するため必要と認めるとき。	<input checked="" type="checkbox"/> センター等 <input type="checkbox"/> 各部への通知、要員配置指示 <input type="checkbox"/> 各機関への通知 <input type="checkbox"/> 災害対策本部間通信手段確保（地域防災無線）

※ 参照 ⇒ 災害対策本部設置（災害対応マニュアル編第1部の1）

#### 4 災害警戒本部

※ 参照 ⇒ 宝塚市災害警戒本部設置要綱（資料・様式編3-1-3）

#### 5 災害対策本部

※ 参照 ⇒ 5 災害対策本部（本編165頁）

#### 6 現地災害対策本部

※ 参照 ⇒ 6 現地災害対策本部（本編181頁）

#### 7 現地連絡所

※ 参照 ⇒ 7 現地連絡所（本編183頁）

#### 8 被災者総合支援センター

※ 参照 ⇒ 8 被災者総合支援センター（本編183頁）

## 第4節 災害救助法の適用申請

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対企画経営部	県への災害救助法の適用申請 救助活動の実施状況のとりまとめ 県への救助活動の実施状況の報告
副担当部	各 部	所掌する救助活動の実施状況の記録整理、本部への報告

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 震度6弱以上の地震が発生し、しかも明らかに被害の程度が一定の基準を越えると予想される場合は、その被害状況等を知事に報告し、救助法に基づく（国及び法定受託事務執行機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。
- (2) 大規模な事故災害等が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、被害の「大」であることをもって、躊躇なく救助法の適用を知事に要請する。
- (3) 各部は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間毎日記録、整理し、企画経営部を通じて、本部長に報告する。
- (4) 救助法適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が災害救助法に準じて、応急措置を実施する。

※ 参照 ⇒ 災害救助法の適用申請（災害対応マニュアル編第1部の4）

## 第5節 情報の収集・伝達

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	情報収集・伝達に関する統括、部の所管する業務に関する情報の収集・伝達 雨量情報、水位情報等水防に関する情報、部所管施設及び業務に関する情報の収集・伝達
	災対企画経営部	災害情報の特命収集、部の所管する業務に関する情報の収集・伝達
副担当部	各 部	各部所管施設、業務に関する情報の収集・伝達

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 全市域に関する「甚大な被害の有無の別」に関する情報の収集・伝達を最優先で行う。特に市街地火災の発生、ビル・マンション等の全壊、大規模な土砂災害の発生及び市機関・防災機関の甚大な被害の「有無の別」について、優先する。
- (2) 官民を問わず、市において動員可能な「対策用人員、資機材、施設の現有力」に関する情報の収集・伝達を重点的かつ迅速に行う。
- (3) その他緊急に行うべき対策の優先手順・役割分担等を決定するために必要な事項については、各部・各機関が適切に分担するとともに、情報収集要員を出動させるなどして、災害発生後1～2時間以内に把握するよう努める。
- (4) 時々刻々と変化する状況に臨機応変に対処できるよう、災害対策本部設置期間中については、市各部間・市内関係機関間レベルから個別職員レベルまで、毎日定時報告・定時連絡を行う。
- (5) 「被害情報」「防災情報」の収集は、各部局が相互に重複することのないよう速やかに実施し、警戒本部長又は本部長に一元的に集約する。
- (6) NBCテロ災害については全市域について、その他の事故災害等については、関係する市域について、人的被害に関する「発生情報」、「警戒情報」及び「救援情報」を最優先で把握する。

※ 参照 ⇒ 官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先（資料・様式編4－1）

### 3 災害時の情報収集・伝達体制のめやす。

#### (1) 災害時の情報収集・伝達体制に関する基本的考え方

基本的考え方	災害発生時の情報収集・伝達体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。 また、地震その他の災害時で、電話通信施設の被災若しくは電話ふくそう等により連絡困難な場合は、衛星電話、県防災電話、各機関・事業所専用の有線電話若しくは無線電話、インターネットメール等の手段その他利用可能な設備によるか、又は使者（伝令）の派遣によるなどその時可能な措置を講ずることで、市出先機関及び防災関係機関・団体等との情報連絡ルートの迅速な確保を優先する。
--------	--

(2) 指定電話・連絡責任者の指定等

ア 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、あらかじめ連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

イ 指定電話及び情報収集・伝達担当者の確保

市各部及び防災関係機関は、災害時情報連絡に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、受信専用電話をその都度定め、専任の電話担当者を配置する。その他情報収集要員及び伝令要員を併せて確保し、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の情報収集・伝達担当者とする。

なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」（電話番号も発信規制を受けない。）としてNTT西日本に登録しておくものとする。

※ 参照 ⇒ 官公庁等災害対策関係機関災害時連絡先（資料・様式編4-1）

(3) 本部連絡員の派遣

ア 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部指揮所に派遣する。本部連絡員は本部指揮所要員と兼ねることができる。

なお、本部指揮所を設置していない段階においては、必要に応じて本部事務局（責任者：災対都市安全部本部員）に派遣する。

イ 防災関係機関

防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を本部会議事務局に派遣するよう要請する。

なお、本部連絡員は連絡用無線機、携帯電話、衛星携帯電話等を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。

(4) 災害時における有線通信網の優先順位

災害時に利用可能な有線通信網については、おおよそ以下の優先順位により使用する。

- ア FAX等の利用（公衆回線）
- イ 小・中学校内ネットワークパソコンの利用（公衆回線）
- ウ 非常・緊急通話の利用（NTT西日本指定電話）
- エ 携帯電話、衛星携帯等移動系通信機器の利用
- オ 警察電話・消防電話の利用
- カ その他インターネット等手段

(5) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 県・近隣市町及び防災関係機関との連絡

県防災電話を利用して行う。

なお、商用電源停止時の非常電源として発電機が配置され、常時通信が確保されるよう備えている。

イ 市各部（出先機関）との連絡

支所、出張所その他市出先機関、現地連絡所及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、地域防災無線電話（可搬用・車載用）により行う。また、伝令（自転車・オートバイ利用若しくは徒歩）派遣、MCA無線、タクシー無線・アマチュア無線その他適当な手段により行う。

※ 参照 ⇒ 情報の収集・伝達（災害対応マニュアル編第1部の5）

## 第6節 相互協力・応援受入

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部 災対総務部	相互協力・応援受入に関する全体統括並びに派遣職員の宿泊施設・厚生等
	災対企画経営部	隣接市町との相互協力に関する連絡調整
	災対福祉部	災害時ボランティアの受入に関する連絡調整
	災対消防部	この計画で定める広域的応援受入のための拠点の開設・運営
	災対議会部	市議会との相互協力に関する連絡調整
副担当部	各 部	この計画で定める相互協力・応援受入に関する連絡調整業務及び必要な協力全般

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 相互の任務と役割分担を明確化し相乗効果の最大化を図る。
- (2) 主要幹線道路の各方面に応援受入のための拠点を確保するとともに、あらかじめ応援受入地域割当計画を確立すること等により競合重複の極力排除と待機時間最小化に努める。
- (3) 他自治体からの応援派遣職員、ボランティアの活用に当たっては、適材適所と人材の有効活用の観点から、持ち職種・技術等を生かせる配置を第一に行う。また、可能な限り後方支援業務に配置するものとし、被害の甚大な市職員の交代要員となるなど、やむを得ず市民対応窓口に配置する場合は、「応援職員」である旨を名札等により明示すること、責任担当部職員のアシスタント業務につけること、業務の遂行上必要な背景・経過等に関する事前説明を十分行うことなど相当の配慮を行う。
- (4) 被災者救援、都市機能の早期復旧及び二次災害防止並びに災害復興と被災地の回復を適切に行うため、市議会、隣接市町、県・国等関係機関・団体及びボランティアとの連携・協力ルートの迅速かつ網羅的確保に努める。
- (5) できる限り先行的かつ網羅的に隣接市町、防災関係機関、県・国・自衛隊に対し連絡担当窓口の通知等相互情報交換ルートを確保する。また必要な場合は、連絡要員派遣を要請する。
- (6) 所管する防災関係機関及び協力団体・事業所との先行的かつ網羅的な連携・協力体制を確保する。
- (7) 県、国の現地災害対策本部が設置された場合は、副本部長又は本部員を含む複数の連絡要員を派遣する。
- (8) 市町境界部において大規模事故等発生の場合は、直ちに関係する市町に対し連絡し、人的被害、物的被害軽減のため相互に協力する。
- (9) NBCテロ等による健康被害、健康危機事案が発生した場合、大規模工場火災等による有毒ガス発生のおそれがある場合、その他市域内にとどまらない人的被害、社会的被害が想定される場合は隣接する全ての市町に対して連絡し、注意を喚起する。
- (10) 大規模事故等の災害発生により本部を設置したときは、速やかに市内各施設を有効かつ適切に活用し、広域的応援受入のための拠点を確保する。施設利用に関する連絡・調整は各部門間連携・調整のめやすに基づき行う。
- (11) 市各部各施設の責任者は、発災直後の緊急初動期において消防長又は現地指揮所の長の要請があった場合は、これに全面的に協力する。
- (12) 拠点の確保、維持・管理業務は各分掌所管部が施設所管部の協力を得て行う。

### 3 役割分担のめやす

主な任務	担当部
□防災関係機関等との連携・相互協力に関する全体統括	災対総務部
□隣接市町との相互協力に関する連絡調整	災対消防部
□救助用資機材、物資、要員等の調達、派遣協力要請（県危機管理部経由）	
□宝塚警察署との相互連絡	
□自衛隊災害派遣要請の要求・各種支援要請（阪神北県民局経由）	
□空港管理者及び航空会社等航空事業者との相互連絡	
□鉄道、バス事業者等公共交通機関との相互連絡	
□電気、電話、ガス等ライフライン機関との相互連絡	
□県消防防災ヘリコプターの出動要請（県危機管理部経由）	
□航空輸送の要請（阪神北県民局経由）	
□その他阪神北県民局又は県危機管理部との相互連絡	
□災害時相互応援協定に基づく締結市町に対する応援要請	
□派遣職員の宿泊施設確保、厚生業務その他バックアップ業務	
□報道機関に対する災害時広報協力の要請（阪神北県民局経由）	災対企画経営部
□宝塚健康福祉事務所との相互連絡	災対福祉部
□社会福祉施設等との相互連絡	
□医療関係者の派遣要請（地域医療情報センター経由）	災対市立病院部
□患者受入医療機関のあっせん。（地域医療情報センター経由）	
□ヘリコプターによる患者搬送要請（地域医療情報センター経由）	
□県教育委員会、市内県立高校等教育関係機関・団体との相互連絡	災対教育部
□県、国、西日本高速道路㈱等道路管理者との相互連絡	災対都市安全部
□市議会との相互協力	災対議会部
□消防相互応援協定に基づく応援要請	災対消防部
□緊急を要する場合における必要な防災関係機関・団体・事業所への応援・協力要請	
□県企業庁、阪神水道企業団、他水道事業者に対する応援協力要請	災対上下水道局
□分掌する防災業務に係る県・国等防災関係機関との連絡（この計画で特に定めのある場合を除く。）	各部
□分掌する防災業務に係る災害救援専門ボランティアの派遣協力要請	

### 4 主な拠点のめやす

区分	施設の名称
□消防広域応援部隊	□末広中央公園
	□西消防署管轄区域
□東消防署管轄区域	□阪神競馬場
	□東消防署及びその周辺
□ヘリコプター集結地点	□東消防署西谷出張所付近
□自衛隊派遣部隊	□武庫川河川敷緑地公園右岸下流側
	□武庫川河川敷緑地公園右岸

※ 参照 ⇒ 相互協力・応援受入（災害対応マニュアル編第1部の6）

## 第7節 救援対策及び応急復旧対策実施

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	救援対策及び応急復旧対策実施に関する総合調整 「宝塚市災害対策情報」の作成・配布等職員向広報業務
	災対企画経営部	財政に関する応急措置全般
副担当部	各 部	所管する業務に関する応急対策等実施スケジュールの作成、 市民・職員向け広報用資料の作成・提供 所管する業務に関する財政措置 職員の安否確認・福利厚生等支援業務

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 本部要員となるべき市職員自身が少なからず被災者となることを踏まえ、職員の安否の確認、被害状況の把握、必要な人員の補充措置等を迅速に講ずる。
- (2) 分担する部の明らかでない対策項目は、部門内においては、副本部長（部門長）が担当部を、また部門の明らかでないものについては、本部長が担当部門を決定する。  
なお、決定は問題発生の当日中に行うものとし、決定後直ちに全職員にその旨を周知する。
- (3) 救援対策及び応急復旧対策の実施に当たっては、対策の内容、実施スケジュール等必要な事項に関する職員への情報提供に留意する。特にマスコミ向け発表資料は、事前に配布しその旨を付記する。
- (4) この計画の基本方針に抵触する事項については、部門長会議若しくは本部会議における協議・承認を必要とする。
- (5) 災害応急対策実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施する。

※ 参照 ⇒ 救援対策及び応急復旧対策実施（災害対応マニュアル編第1部の7）

## 第8節 緊急輸送実施

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	協定運送業者との連絡・調整及び全体調整 災害時の輸送ネットワーク（臨時ヘリポート・物資配送拠点の配置等）の計画に関すること 道路の啓閉状況の把握と、利用可能な緊急輸送ルートの選定
	災対総務部	市有車による緊急輸送の実施
副担当部	災対市民交流部	臨時ヘリポート、物資配送拠点の確保
	災対教育部	臨時ヘリポート、物資配送拠点の確保
	災対産業文化部	臨時ヘリポート、物資配送拠点の確保
	災対消防部	方面指揮所ヘリポートにおけるヘリコプターの誘導

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 市の各部所管車両は、各部の活動に使用する。ただし、非常災害時における市有車両運用上の優先順位に基づき、責任担当部長が総合的に調整できるものとする。
- (2) 民間協力業者の車両については、広域的物資の受入れ動線と市内分配動線の区別による動線整理を行う観点から、あらかじめ定める複数の配送拠点において、輸送車両の集結、配車及び燃料の調達等を分散コントロールする体制を確立し、各部からの要請による輸送業務を行う。
- (3) 業者委託して大きな支障がない調達物資・機材等については、可能な限り当該業務に精通する各業者に物資・機材の調達から物流拠点における荷さばき・管理及び輸送・供給までの全業務を委託し、一元的に行うことで、輸送業務そのものの円滑化と市本部としての業務量の軽減化を図る。
- (4) 大規模事故等の災害時における現地指揮所が必要とする資機材等の緊急輸送業務は、可能な限り当該事業者に指示・要請し行わせる。
- (5) 大規模事故等の災害時における各部が必要とする資機材等の緊急輸送業務は、可能な限り当該資機材等供給業者に調達から供給までの全業務を一括要請し行わせる。この場合警察署に連絡し緊急通行車両確認のための手続きを行う。
- (6) 車両による輸送が困難な場合及び緊急を要する場合はヘリコプター輸送により行う。

### 3 輸送対象優先順位

第1順位	緊急救命医療を要する重症者の搬送 緊急避難を要する被災者の避難支援（搬送）
第2順位	人的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な要員の派遣、資機材の輸送
第3順位	物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な専門家、資機材の輸送

※ 参照 ⇒ 緊急輸送実施（災害対応マニュアル編第1部の8）

## 第9節 応急資材等の調達

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対総務部	燃料、事務機器・用品等各部共通品目の一括調達の実施及び協定物資、資機材供給者供給業者・団体等との連絡調整
	災対都市安全部	協定物資資材供給業者・団体等との連絡・調整及び全体調整
副担当部	災対環境部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整
	災対福祉部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整
	災対市立病院部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整
	災対教育部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整
	災対産業文化部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整
	災対上下水道部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整
	災対消防部	協定物資・機材供給業者・団体等との連絡・調整

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 各部門・各部が行う災害防除活動、救援救助活動及び応急復旧活動のために必要な資材・機材等については、原則として、各部門・各部が調達する。ただし、資材・機材等供給上の優先順位に基づき、責任担当部長が総合的に調整できるものとする。
- (2) 各部が行う災害防除活動、救援救助活動及び応急復旧活動上、共通して必要とする燃料その他の品目及び県を通じて行う品目については、責任担当部が一括して調達し各部に供給する。
- (3) 大規模事故等の災害における現地指揮所が必要とする資機材等は、可能な限り当該事業者より調達する。また、不足する場合における現地指揮所の要請は最優先とする。

### 3 非常災害時の供給対象優先順位

第1順位	被災者の救出、緊急避難、医療・助産活動のための資機材
第2順位	要配慮者救援対策実施に必要な資機材
第3順位	物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な資機材

※ 参照 ⇒ 応急資材等の調達（災害対応マニュアル編第1部の9）

## 第10節 災害時の広報

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対企画経営部	災害時広報計画の検討、作成及び実施に関する取りまとめ 巡回広報班による広報活動の実施 災害時広報活動計画担当責任者、要員の配置 市ホームページによる広報体制の確立 要配慮者向け広報体制の確立 報道機関専任担当配置及び報道機関対応
	災対福祉部	要配慮者向け広報体制確立の実施
副担当部	災対教育部	避難所等及び現地連絡所における被災者向け広報活動の実施
	災対消防部	警戒防御に関する報道機関向け発表の実施

### 2 対策実施上の基本指針

#### (1) 災害時の広報に関する基本的考え方

基本的考え方	大規模災害発生時において、災害そのものによる被害以上に懸念されるのは二次的被害・混乱の発生である。 第一に阻止すべきは火災の発生であり、第二に電話のふくそう状態の発生、第三に交通渋滞の発生、第四にデマ・流言によるパニックその他の地域社会秩序の混乱があげられる。災害時の広報活動の達成すべき目標は以上にあげた4つの事象を防止し、ひいては被災者が一時の混乱を脱し、生活再建に向けて行動するよう促すことにつきる。 ところで、市民が電話に殺到るのは、いうまでもなく防災機関に救援を求めるためであり、「家族や知人の安否」に関する情報のニーズが高まるためである。 同様に交通渋滞の発生も平成7年阪神・淡路大震災では、比較的被害の軽かった兵庫県西部方面からの通勤用車両が大きな原因のひとつとなつたとされる。デマ・流言の発生もまた救援救護対策、復旧対策、余震対策等の状況に関する情報及び生活関連情報へのニーズがいかに高いかの証しに他ならない。
	これらは、公的な機関により市域に関する「災害の全体像」、ライフライン施設の「被害の有無や復旧見込み」、当面の応急的な「救援救護活動の実施状況」、「デマ・流言の打消」等に関する情報が供給され、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くしていくことによってのみ解消される。 そのため、市は、防災関係機関、報道機関その他の事業所・団体及び市民との連携・協力により、災害時広報体制を速やかに確立し、被災者ニーズを的確に把握し、必要な情報を被災地の市民に伝達するとともに、被害を免れた地域の市民や全国各地の人々を含めた総合的な広報活動を行う。 この場合、特に「災害時における広報活動」のもつ特殊性として、次の3点に留意して行うことが重要である。すなわち情報の周知とデマ発生防止の観点から、 ア 情報は「あらゆる手段により」「繰り返し供給」されること。 イ 可能な限り「文字情報の形で併せ供給」されること。 ウ 活動のもつ二次的な効果としての「アピール効果」が意識されること。 以上3点である。特に、本部長はできる限り速やかに市民の前にその健在であることを示し、多くの支援が寄せられ着実に応急対策を講じていることを伝えることにより、市・県及び国への信頼の強化・積極的な協力を促すよう「アピール効果」の最大限の發揮に努める必要がある。

(2) 災害時の広報に関する基本指針

- (1) 初期においては、「市内外各地域における被害の有無に関する情報提供による間接的安否情報（これにより家族・知人の安否を推定することができる）」「市・県・国・関係機関・協力団体等が行う救援救護活動の実施状況」「要配慮者救援への協力要請」及び「出火注意・初期消火活動への協力要請」に関する情報を絶え間なく供給し、「情報の空白時間帯」と「情報の空白地域」を無くすことに重点を置いた広報活動を行う。
- (2) 災害発生後2日目以後を目途として、隨時「広報たからづか被災者生活支援情報」を発行し、以後避難所等開設期間中をめやすとして発行体制を確立するよう努める。これにより各部から供給される情報（シーズ）と市民から寄せられる情報ニーズのマーケット（受け皿）とする。
- (3) 各部・関係機関が行う応急対策、復旧対策及び被災者向け救援サービスに関しては、可能な限り、その準備措置期間の初期において、対策又はサービス内容の概要、協力要請事項若しくは受給のための申込書の配布から受付・サービスの実施等を含むスケジュールを先行的に広報するよう「事前広報」重視の広報活動を行う。
- (4) 大規模事故等の発災初期においては、「避難の必要性の有無に関する情報」、「注意事項喚起、禁止又は制限措置に関する情報」のあらゆる関係住民等への周知徹底に重点を置いた広報活動を行う。
- (5) 「マイナス情報」（緊急避難を要する情報、立入禁止区域設定、飲料水・食物の摂取制限等危険回避のための措置情報）は、慎重に市民向け広報活動、報道機関への広報資料提供を行う。
- (6) 災害時広報活動は、事故災害等関係地域の市民だけでなく、その他被害を免れた地域の市民や被災者家族等を含む全国各地の人々を含め総合的に行う。

3 災害時広報活動体制のめやす

大規模な災害発生等における広報活動体制は、おおむね、以下のような役割分担に基づくことを骨格として行う。

(1) 災対企画経営部の役割

災対企画経営部は、災害時広報計画の検討、作成及び実施に関する取りまとめ並びに広報班による広報活動の実施を主な役割として、おおむね以下のとおり行う。

役割項目	手順その他必要事項
被災者ニーズの把握・分析	ア 救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールのめやすにもとづく、被災者ニーズの想定 イ 被災者から寄せられるよう要望等について、各部からの情報収集
事前広報重視の広報活動用資料の作成	ア 被災者ニーズの把握・分析結果に基づく災害時広報活動計画の作成 イ 各部への資料の提供要請、収集及び取りまとめ。 ウ 分かりやすく配慮した広報活動用資料作成 エ 公衆回線ファックス、フェニックス防災システム、インターネット、電子メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、伝令等による各部及び現地連絡所・避難所等への配布
「広報たからづか 被災者生活支援情報」発行体制の確立	ア 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む。） イ 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） ウ 災害発生2日目以降隨時発行

役割項目	手順その他必要事項
要配慮者向広報体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市社会福祉協議会・国際交流協会との連携                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 外国語・手話通訳ボランティアの確保</li> <li>(イ) 翻訳・点字ボランティアの確保</li> </ul> </li> <li>イ 要配慮者向広報資料の作成</li> <li>ウ 要配慮者向巡回広報広聴チームの編成</li> </ul>
報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各報道機関に対し、共同記者会見所の開設通知及び報道協力の要請</li> </ul>
巡回広報担当の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 広報車巡回等による広報活動</li> <li>イ 住宅密集地への広報活動</li> <li>ウ その他緊急広報を必要とする地域への広報活動</li> </ul>

### (2) 避難所等及び現地連絡所担当部の役割

避難所等及び現地連絡所担当部は、災対企画経営部から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難所等在住の市民及び担当地区の市民に対し、各部の情報を提供することを主な役割として、おおむね以下のとおり行う。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 現地連絡所担当者が担当地区内において広報活動</li> <li>イ 避難所等担当者が避難所等内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）</li> </ul>
「広報たからづか 被災者生活支援情報」の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 現地連絡所担当者が担当地区内に掲示・配布</li> <li>イ 避難所等担当者が避難所等内で掲示・配布</li> </ul>

### (3) 各部の役割

各部は、本部長が示す救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールのめやすに基づき、担当する対策項目に関して、市民からの問い合わせに対しても担当部以外の市職員が相当程度対応できることを目標として、可能な限り詳細な資料を作成し提供するよう努めることを主な役割とする。

※ 参照 ⇒ 災害時の広報（災害対応マニュアル編第1部の10）

## 第2章 災害危険防止及び人的危険回避に関する対策

第1節 災害時における火災対策

第2節 災害時における水防対策

第3節 災害時における救助・救急対策

第4節 災害時における危険物・有毒物等対策

第5節 土砂災害及び危険建物その他による人的危険回避対策

## 第1節 災害時における火災対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	災害時における火災対策の実施及び全市的消火活動の統括
	災対消防団部	災害時における火災対策の実施
副担当部	災対都市安全部	消防部門以外の各部門・各部の消火活動協力の取りまとめ、消火活動用車両通行のための道路の確保
	災対企画経営部	市内各地域・施設等に関する被害状況把握のための情報収集
	災対上下水道部	消火活動用水の確保

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 地震発生直後においては、あらかじめ各地域で定める計画に基づき、各消防署・所及び消防分団と自主防災組織・自衛消防隊等の連携による初期消火活動に全力対応する。
- (2) 初期消火活動による、鎮火困難な場合は、消防本部にその旨を報告し、増強部隊の出動を要請するとともに、破壊消防を含むあらゆる手段を講じて、延焼火災阻止を第一に対処する。
- (3) 道路・橋梁の交通渋滞・損壊等により消防力の二次運用が困難な場合、消防職員の参集数が火災発生状況に対して劣勢である場合、又は増強部隊の出動を要する炎上火災件数が2つ以上ある場合、その他市の有する消防力によっては延焼火災阻止が困難であると判断される場合は、近隣消防機関の応援出動要請、その他消防広域応援出動の要請、自衛隊による消火支援活動の要請、破壊消防の指示等あらゆる方法を迅速に講じて、市街地大火阻止を第一に対処する。
- (4) 地震発生直後においては、消防部門以外の各部門・各機関は、消防部門の要請を最優先し、指揮所の統括のもと、延焼火災阻止を第一に対処する。
- (5) その他市街地大火が発生した場合、若しくは発生するものと判断される場合においても、同様に行うものとし、市街地大火阻止を第一に対処する。
- (6) 大規模事故等の災害初期においては、傷病者救出最優先とし支援消火活動を行う。また、当該事案事業者等から情報収集し最悪事態を想定しつつ、事態の展開を先取りした消火活動を重点的・計画的に行う。
- (7) 化学工場火災、N B C災害を伴うおそれがある火災の場合は、風上から進入する。また、警戒区域の設定、除染体制の確保等被災者及び対策要員の被ばく・汚染対策を講じたのち、陽圧式防護服、検知・測定器その他必要な装備のある要員により対応する。
- (8) 航空機火災においては、積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼に留意する。

### 3 消防水利の確保

消防水利は、水道消火栓の使用を試みることを含め、おおむね以下のとおり確保する。

- (1) 水道消火栓（特に自然流下地域及び谷状の低地にある直径250mm以上の管についている消火栓は使える可能性が高い。その他上下水道部の協力による。）
- (2) 河川・ため池等の自然水利
- (3) 防火水槽・貯水槽・プール・ビル受水槽等
- (4) 上下水道部の協力による給水タンク車等による充水措置

#### 4 応援消防隊の受入れ

消防長が地震発生後2時間以内に運用可能な消防力で対応が困難と判断したとき、兵庫県広域消防相互応援協定その他に基づき他消防機関の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおりとする。

なお、その他必要な事項については、市消防計画による。

##### (1) 応援消防隊の集結場所の指定

おおむね以下の3地点を指定する。

なお、各地点に方面指揮所を置き、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な指揮統括を行う。

担当区域	集結場所	方面指揮所所管消防署
武庫川西部	阪神競馬場・末広中央公園	西消防署
武庫川東部	東消防署及びその周辺	東消防署

##### (2) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

##### (3) 消防支援情報の提供

派遣された他市町村の応援消防隊の現地への出動に当たっては、的確な消防活動体制が確保できるよう、情報提供を行う。

※ 参照 ⇒ 消防相互応援に関する協定書（資料・様式編5-2）

※ 参照 ⇒ 災害時における火災対策（災害対応マニュアル編第2部の1）

## 第2節 災害時における水防対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害時における水防活動の統括南部地域における山崖崩れ、河川管理施設の被害状況調査及び応急措置 ため池及び北部地域における山崖崩れの被害状況調査及び応急措置 避難情報の発令、各部門・各部の水防活動協力の取りまとめ
	災対消防部	水災等の災害防御及び警戒活動の実施、水害に関する警報等の伝達、その他水防隊活動の取りまとめ
	災対消防団部	水災等の災害防御及び警戒活動の実施
副担当部	各 部	所管業務又は本部事務分掌に基づく水防活動協力

### 2 対策実施上の基本指針

#### (1) 災害時における水防対策に関する基本的考え方

基本的考え方	洪水、台風等による水害の発生が予想される場合に、これを警戒・防御し、被害軽減のために行う水防活動の実施については、水防計画に基づき都市安全部が中心となり災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、消防本部・署及び消防団による水防隊が編成され対処する。しかし、震度5弱以上の地震発生後には、災害対策本部が設置されているため、災害警戒本部を設置することなく、災害対策本部体制のもと水防計画に定める水防対策の実施にあたることとなる。また、地震により武庫川・その他の河川やため池の堤防が被災した場合には、復旧工事が完了するまでの期間中における、大雨や台風の襲来に対して、通常有する防災機能を期待することができない。 そのため、市は、あらかじめ定める水害危険予想箇所や平成8年度防災アセスメント調査等に基づく、浸水危険のある地区に関しては、被災箇所を中心として、警戒・巡視活動を強化するとともに、避難情報の発令等の措置を先行的に実施するよう留意する必要がある。
--------	---

#### (2) 災害時における水防対策に関する基本指針

- 1) 本部設置時における水防活動に関する統括は、災対都市安全部が災対都市安全部、災対消防部、災対都市整備部、災対環境部、災対上下水道部の協力を得て行う。
- 2) 地震発生直後の延焼火災の危険が回避された場合は、速やかに山崖崩れ、河川管理施設・ため池等に関する被害状況を調査し、緊急避難を要するなど切迫度に応じて必要最小限度の応急措置を講ずる。
- 3) 倒壊建物等からの救出活動がおおむね終了すると想定される地震発生後4日目頃開始をめやすとして、被災した河川管理施設・ため池等について応急復旧措置を講ずる。

※ 参照 ⇒ 災害時における水防対策（災害対応マニュアル編第2部の2）

※ 参照 ⇒ 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者施設等（資料・様式編1-4）

## 第3節 災害時における救助・救急対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	災害時における救助・救急対策の実施及び全市的救助・救急動の統括
	災対消防団部	災害時における救助・救急対策の実施
副担当部	災対都市安全部	消防部門以外の各部門・各部の救助・救急活動協力の取りまとめ倒壊建物等生き埋め被災者の救出、重機等機材の確保
	災対福祉部	負傷者の受入先（拠点救護所）の確保
	災対市立病院部	救急患者受入病院（中継拠点病院・後方支援病院）の確保
	災対都市整備部	倒壊建物等生き埋め被災者の救出

### 2 対策実施上の基本指針

#### （1）災害時における救助・救急対策に関する基本的考え方

基本的考え方	<p>本市に直下型地震が発生した場合、建物の倒壊や屋内外の落下物・倒壊物等により救助・救急活動を必要とする事態が、市内各地域で同時多発的に発生するものと想定される。この場合、救助・救急活動は、以下にあげる2つの要因により「時間との勝負」という一事を最優先で行われる必要がある。</p> <p>すなわち、第1に過去の都市部における事例を見ると、建物倒壊現場等から救出され命をとりとめた人の約9割が24時間以内に救出されていること。第2に、平成7年阪神・淡路大震災でクローズアップされた「クラッシュ症候群」の観点から、地震発生後1～2時間以内の救出による発症防止、そして搬送に要する時間も含め72時間以内における人工透析等の医療措置という時間的制約のあることが指摘されること。以上の2点である。</p> <p>したがって、災害時における救助・救急対策は、平常時に増して、各居住地域（コミュニティ）ごとの、市民、自主防災組織、協定締結建設業等団体及び市救助・救急隊員、救出協力担当部職員の連携による初期救命活動が極めて重要となる。</p>
--------	--

(2) 対策実施上の基本指針

- 1) 地震発生直後においては、あらかじめ各地域で定める計画に基づき、各消防署救助隊救急隊と自主防災組織、協定協力団体、市民等の連携により早期救出活動・重傷患者の早期救命搬送を行う。
- 2) 地震発生後、可能な限り速やかに広域的な消防応援、航空消防応援及び自衛隊の災害派遣活動、救助・救急用資機材調達支援を要請し救助・救急活動に必要な要員、資機材、重機類等の大量かつ迅速な補充体制を確立する。
- 3) 責任担当部間及び関係機関相互の役割分担に基づく連携により救命処置を必要とする者を最優先した救出、救助救急搬送体制を確立し、地震発生後72時間以内の全事案対応完了に努める。
- 4) 多数救助救出事案においては、現地指揮所の指揮のもと計画的かつ効率的に行う。
- 5) 原子力災害等の発生現場においては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携し危険区域設定、放射線測定を行うなど対策要員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ救出活動を実施する。
- 6) NBCテロ災害のおそれがある場合は、警察署のNBCテロ災害専門部隊等出動要請及び県知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求する。また、陽圧式防護服その他必要な装備のある要員により対応する。

3 緊急調達資機材等のめやす

地震発生後72時間以内の全救助事案対応のための、緊急調達資機材等については、以下をめやすとして迅速かつ広域的に行う。

区分	緊急調達資機材等の一例
警防関係	消防用ホース、投光器、発電機
救急関係	集団救急用資器材、浄水装置、毛布、担架、防水シート、消耗品
救助関係	探索装置、救助犬、特殊カメラ、削岩機 パワーショベル、ブルドーザー、クレーン車等重機類、エンジンカッタージャッキ、チェーンソー、スコップ、ハンマー、バール、のこぎり 防塵メガネ、防塵マスク
その他	自転車、オートバイ、スクーター、消防無線電話装置、携帯無線機 衛星電話、簡易トイレ、テント、貯水タンク及び燃料・食料 車両応急修理用部品

※ 参照 ⇒ 市が保有する防災資機材及び防災倉庫（資料・様式編3-5-2）

4 応援救助・救急隊の受入れ

災害時の火災対策に準じて、以下の集結場所に方面指揮所を置き、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な指揮統括を行う。

担当区域	集結場所	方面指揮所管消防署
武庫川西部	阪神競馬場・末広中央公園	西消防署
武庫川東部	東消防署及びその周辺・山手台中央公園	東消防署

※ 参照 ⇒ 災害時における救助・救急対策（災害対応マニュアル編第2部の3）

## 第4節 災害時における危険物・有毒物等対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対消防部	災害時における危険物・有毒物等対策の実施及び連絡・調整 現地指揮所業務担当責任者の指名等 本部現地指揮所支援業務担当責任者の指名等 県への危険物等対策支援体制の確保要請等 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請
	災対都市安全部	消防部門以外の各部門・各部の協力の取りまとめ 河川における危険防除対策に関する協力 危険物等対策活動用資機材の調達支援 県、国の専門家等による助言協力体制確保の要請 県、国の専門機関等による除去・除染作業実施協力の要請
	災対企画経営部	危険物等流出のおそれがある場合の緊急広報体制の確保 当該事故による危険物等の影響に関する広報資料の収集、整理 風評被害の影響軽減のための広報計画の検討
副担当部	災対環境部	毒物・劇物等に関する危険防除対策に関する協力 県に対する環境モニタリング調査実施要請 測定場所の選定、協力要員配置計画等の検討 環境モニタリング調査実施のための協力体制確保 不法廃棄等事案に関する除去・除染対策のための協力 産業廃棄物処理関係団体その他協力団体・事業者との連絡調整 飲料水、飲食物摂取制限等対策担当責任者の指名等
	災対福祉部	毒物・劇物等に関する危険防除対策に関する協力 健康不安に関する相談受付体制の確保
	災対上下水道部	水源施設における危険防除対策に関する協力 必要な場合の水道取水停止等必要な措置 汚染水源の使用禁止 応急給水の実施
	災対教育部	避難所等の開設・運営要員の配置
	災対消防団部	災害時における危険物・有毒物等対策に関する協力 危険物等流出のおそれがある場合の緊急避難誘導班の編成、出動 警戒区域周辺地域における警備班の編成、出動

## 2 対策実施上の基本指針

- (1) 地震発生直後においては、あらかじめ各施設で定める計画に基づき、各施設の責任者が必要な安全措置、危険防除措置を行う。
- (2) 危険物・有毒物等の漏えい、流出、発火等の災害が発生した場合は、直ちに消防機関及び関係機関に緊急通報するとともに、必要な応急措置、付近住民及び一般従業員の安全を守るために緊急避難の警告等、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- (3) 各施設の責任者から通報を受けた場合、若しくは危険物・有毒物等取扱施設における災害発生を知った場合は、所管する県各部・関係機関・関連団体等による災害防除のための専門家その他要員の派遣を要請する。また、市の有する消防力によっては災害防御が困難であると判断される場合は、近隣消防機関・自衛隊等への応援出動の要請、その他消防広域応援出動の要請等あらゆる方法を迅速に講じて、人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- (4) 地震発生直後においては、消防部門以外の各部門・各機関は、消防部門の要請を最優先し、指揮所の統括のもと人的被害の防止と周辺地区に対する被害の拡大阻止を第一に対処する。
- (5) その他危険物・有毒物等取扱施設における災害が発生した場合、若しくは発生するものと判断される場合においても、同様に行う。
- (6) 危険物等の関連する事故災害発生時においては、現場到着後直ちに警戒区域を設定する。この場合、危険物等の性状（当該事案事業者等からの情報収集、イエローカード等による。）、風向・風速等気象条件、爆発したときの飛散物、火災の延焼等の推定距離を踏まえ、安全側にたって大きめな範囲を設定し、事態掌握後順次警戒範囲の縮小を図る。
- (7) 現地指揮所において危険物等の特定困難な場合は、負傷者の症状内容、現場の状況その他可能な限り詳細に通報し、県立健康生活科学研究所、県警科学捜査研究所等、その他県を通じた専門家・専門機関等との連携により、危険物等の特定、性状の把握を速やかに行う。
- (8) 危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により住民の生命・身体に危険が生じるおそれがある場合は直ちに関係機関へ連絡するとともに、緊急広報により一般への周知を図る。また、流出拡大防止、回収、中和剤投入、水道取水停止等必要な措置を講ずる。消火剤の流出による汚染等対策についても危険物等に準じて行う。
- (9) 放射性物質により汚染された物質の除去・除染は事故災害等の原因者を行う。
- (10) 放射性物質により汚染された物質の除去・除染は県と連携し、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による作業の確認を行う。
- (11) 責任者不明の放射性物質・不法廃棄等事案その他事業者により難い事情のある場合は、県と連携し、国の専門機関等に汚染された物質の除去・除染作業の実施を要請する。
- (12) 県から飲料水、飲食物の摂取制限等の指示があった場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限又は禁止、汚染農林畜産物の採取、出荷制限等の措置を講ずる。
- (13) 飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、市民等に対し情報の周知もれのないよう緊急広報を十分に行う。また、住民の備蓄分では不足すると認められるときは、関係住民に対し食料供給、応急給水実施等必要な措置を講ずる。
- (14) 警戒区域は、住民等の安全確保及び現場における消防活動エリアを十分広く見込んで確保し、外周をロープ、標識等により範囲を明示する。
- (15) 核燃料物質搬送途上の事故においては、モニタリングの結果が得られるまでの間、輸送物から15m以上の範囲を立入禁止区域、輸送物から100mの道路上を事故対応のための活動エリア確保及び核燃料物質保護の観点から立入制限区域とする。
- (16) N B Cテロ災害による受傷者は、現地救護所において除染・応急救護措置等を施したのち、各救急受入病院に搬送する。また、原因物質特定が困難な場合は、日本中毒情報センターへの照会、生体試料（尿・血液等）の検査分析依頼等により原因物質の絞込みを行う。

### 3 施設責任者の取るべき措置

#### (1) 石油類等危険物

- 1) 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。
- 2) 貯蔵容器等が危険な状態になったときは、直ちに貯蔵容器等は安全な場所に搬出移動する。
- 3) 上記措置の必要性を認めたとき、又は上記措置を講ずることができないときは従業員及び付近の住民に対し退避・避難警告をする。
- 4) 現場到着した消防隊に対し、誘導員が必要な情報の提供等を行い、消防隊が円滑な消防活動を行えるよう配慮する。

#### (2) 高圧ガス

- 1) 作業中の場合は作業を中止し、必要に応じて施設内のガスを安全な場所に搬出移動し、又は安全放出し、当該作業に必要な作業員を除く他の従業員等は退避させる等の安全措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。
- 2) 上記措置の必要性を認めたとき、又は上記措置を講ずることが出来ないときは従業員及び付近の住民に対し退避・避難警告をする。
- 3) 貯蔵容器等を安全な場所に搬出移動する必要性を認めたとき、又は上記措置を講ずることができないときは、従業員及び付近の住民に対し退避・避難警告をする。
- 4) 現場到着した消防隊に対し、誘導員が必要な情報の提供等を行い、消防隊が円滑な消防活動を行えるよう配慮する。

#### (3) 毒物・劇物

- 1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への搬出移動、漏出防止及び防毒措置等の安全措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。
- 2) 上記措置の必要性を認めたとき、又は上記の措置を講ずることができないときは従業員及び付近の住民に対し退避・避難警告をする。
- 3) 現場到着した消防隊に対し、誘導員が必要な情報の提供等を行い、消防隊が円滑な消防活動を行えるよう配慮する。

#### (4) 火薬類

- 1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に搬出移動させる余裕のある場合は、速やかに実施させ、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- 2) 道路が危険であるか又は搬出移動の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- 3) 搬出移動の余裕がない場合には、火薬庫にあっては入口等を目張り等で完全に密閉し、可燃材の部分には延焼防止措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- 4) その他法令に定める安全措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。
- 5) 現場到着した消防隊に対し、誘導員が必要な情報の提供等を行い、消防隊が円滑な消防活動を行えるよう配慮する。

#### (5) 放射線使用施設

- 1) 放射線同位元素の安全な場所への搬出移動、放射線障害発生の防止措置及び汚染区域の設定を行うとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。
- 2) 上記措置の必要性を認めたとき、又は上記措置を講ずことができないときは、従業員及び付近の住民に対し退避・避難警告をする。

※ 参照 ⇒ 災害時における危険物・有毒物等対策（災害対応マニュアル編第2部の4）

## 第5節 土砂災害及び危険建物その他のによる人的危険回避対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	急傾斜地崩壊、土石流及び南部地域の山崖崩れによる人的危険回避対策、北部地域の山崖崩れによる人的危険回避対策、雨量情報の取りまとめ 避難情報の発令、各部門・各部による活動協力の取りまとめ
	災対都市整備部	危険宅地及び危険建物・ブロック塀その他による人的危険回避対策
	災対企画経営部	避難広報
	災対消防部	土砂災害発生時の警戒出動、消防部門の取りまとめ 所管施設に設置する雨量計の管理
	災対消防団部	土砂災害発生時の警戒出動、避難広報及び誘導の実施
副担当部	各 部	所管業務又は本部事務分掌に基づく活動協力

### 2 対策実施上の基本指針

#### (1) 土砂災害及び危険建物その他のによる人的危険回避対策に関する基本的考え方

基本的考え方	<p>震度6弱以上の地震発生後においては、地震により崩壊に至らなかつた「急傾斜地崩壊危険箇所」等について、余震や降雨による、二次的な「土砂災害」の発生を警戒し、相当の被害軽減措置を講ずる必要がある。昭和44年消防庁(防災救急課長)通達は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の制定に伴い、市町村地域防災計画において定めるべき必要な事項をあげ、特に危険区域における応急措置を実施すべき時期については、降雨量による事とし「警戒態勢を取る場合の基準雨量例」を示している。そして、この場合の基準雨量については、地震発生時においては別途考慮するべきことを併記している。</p> <p>特に土砂災害警戒区域(土石流)については、その発生時刻について雨の強度とかなり相關があること、また時間雨量30mm程度から災害発生例が急に増加していることが経験的に知られている。</p> <p>また、「土砂災害」危険箇所以外にも、倒壊の危険のある建物やガラスや看板類の落下危険のある建物、倒壊の危険のあるブロック塀やその他の重量塀など、震度6弱以上の地震発生後においては、余震や降雨もしくは強風による二次的な「倒壊・落下」等の危険箇所が多数生ずるものと想定される。</p> <p>市は、「空振りをおそれるより見逃しをおそれる」ことを第一とし、災害発生の前兆と思われる事象や降雨量を基準として、先行的に、危険のある箇所・地域への警戒員の配置、交通規制の実施、避難情報の伝達、避難誘導員の派遣その他必要な措置を講ずるよう努める必要がある。</p> <p>なお、強風が予想される場合については、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に注意するよう、必要な広報活動を行う。</p>
--------	--

(2) 対策実施上の基本指針

- 1) 土砂災害及び危険建物による人的危険を回避するための巡視、警戒、避難情報の発令等の指示その他の対策の実施は、降雨量を基準として先行的に行う。
- 2) 土砂災害警戒区域(土石流)及び特に危険な箇所や崩壊・倒壊時の支障が大である箇所については、警戒員の配置等を行い、状況の変化に迅速に対処する体制をとる。
- 3) 幹線道路沿道の危険建物については、所有者の責任において、取り壊し又は倒壊防止のための建物補強等危険性の除去について行うよう指導・勧告する。
- 4) 対策の実施に当たっては、県・国の技術的指導及び応援出動の実施を速やかに要請するとともに、市内外の関係機関・団体・事業所・専門ボランティアの全面的協力体制を確保する。
- 5) 人的危険回避対策実施の責任を有する者は、対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、人的危険回避対策を実施する。

3 土砂災害等危険箇所の事前把握

地震発生後に土砂災害等の発生が想定される危険箇所は、多くの場合、急傾斜地崩壊危険箇所や危険宅地等として、あらかじめ把握される箇所のうち特に危険度の高い箇所となることが経験的に知られている。そのため、以下の箇所については、地震発生後速やかに被害状況に関する情報収集を行うものとする。

また、近畿地方整備局や県は、河道閉塞や地滑り等における土砂災害の発生が急迫した際、災害発生想定区域等を適切に情報提供することとしており、これらの情報にも留意する。

※ 参照 ⇒ 土砂災害警戒区域（資料・様式編1－2－2－1）

4 土砂災害等危険箇所における避難所収容計画

土砂災害等危険箇所における避難情報の発令、避難の誘導及び避難所等の開設・運営に関しては、避難所収容計画及び本編第3部第4章第3節「避難対策」に基づき行う。

※ 参照 ⇒ 土砂災害及び水害危険区域における避難所収容計画（資料・様式編6－2－8）  
※ 参照 ⇒ 土砂災害及び危険建物その他のによる人的危険回避対策（災害対応マニュアル編第2部の5）



## 第3章 二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策

第1節 災害時における道路の確保

第2節 ライフライン施設の応急対策

第3節 都市公共施設の応急対策

第4節 災害時の防犯対策

## 第1節 災害時における道路の確保

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害時における交通管制に関する連絡・調整 道路・橋梁の応急復旧、その他道路管理者としての協力 本部緊急道路担当責任者の指名等 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請 専門機関・専門家等の協力・助言体制の確保要請 県、国の専門機関等による除去・除染作業実施協力の要請
副担当部	災対総務部	配達拠点設置に関すること
	災対企画経営部	所管施設等における交通規制実施のための施設の確保 通行の禁止又は制限区間・エリアに関する緊急広報の実施 う回路の設定、バス路線の変更等に関する広報の実施 ラジオによる緊急避難放送要請
	災対教育部	所管施設等における交通規制実施のための施設の確保
	災対都市整備部	所管施設等における交通規制実施のための施設の確保

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 消防、警察、自衛隊等の緊急出動車両（道路交通法施行令第13条で定める緊急自動車）の通行を最優先とする交通規制区域指定を災害発生と同時に要請する。
- (2) 警察署と市その他の道路管理者、関係防災機関並びに公共交通事業者等が連携し総合的に「道路交通の管制（コントロール）」を行える体制をつくる。
- (3) 所管の如何によらず、道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携して、被災した道路の啓開確保を行う。
- (4) 緊急活動車両の交通を確保するため、信号機、標識の復旧措置、出入規制実施のために必要な集配拠点施設等を確保する。
- (5) 一般乗用車の利用禁止措置を強力に実施するため、代替交通機関を確保する。
- (6) 大規模な事故災害等の発生に際しては、警察署等関係機関と緊密に連携し、緊急輸送路指定路線に関し最優先で、通行の禁止又は制限の要否、有無に関する情報を収集する。
- (7) 幹線道路が長時間にわたって使用不能になる場合は、関係機関と連携し、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。
- (8) 道路の応急復旧は、県建設業協会宝塚支部と連携・協力し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保し行う。ただし、危険物、毒劇物、放射性物質等の流出等により汚染の除去・処理が必要な場合は、専門機関、専門家等の協力・助言を得て行う。

### 3 道路交通の管制

道路交通の管制は、おおむね以下の機関・団体・事業所等と連携調整できるよう、管制本部を市本部内に設置する。

なお、事務局業務は都市安全部道路対策班が行う。

<input type="radio"/> 宝塚警察署	<input type="radio"/> 阪急電鉄	<input type="radio"/> 阪神競馬場
<input type="radio"/> 各道路管理者	<input type="radio"/> 阪急タクシー	<input type="radio"/> 災害時における輸送協定企業
<input type="radio"/> 協定締結建設業等団体	<input type="radio"/> 阪急バス	
<input type="radio"/> 県警備業協会	<input type="radio"/> 阪神バス	
<input type="radio"/> J R 西日本	<input type="radio"/> フクユ(バス事業者)	

#### 4 対策実施上の時期区分のめやす

震度6弱以上の地震発生の場合若しくはその他大規模災害発生の場合における「災害時における道路の確保」対策の実施手順は、災害対策基本法第76条の6の適用等も考慮の上、その都度決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後3日目まで	(1) 市南部地域を含む被災地域全域における緊急通行車両以外の通行の禁止（交通規制区域指定） (2) 主要幹線道路の応急復旧・通行の確保 (3) その他道路における緊急自動車の通行確保のために必要な措置 ※ 消火・救出・救急搬送等の緊急自動車の通行確保を最優先として行う。
第一次道路確保対策 (避難所等開設期間)	災害発生後4日目以降28日目まで	(1) 引き続き必要な場合における上記の措置項目 (2) 道路交通対策関係機関等連絡協議会の設置 (3) 広域的応援受入れのための搬入・搬出ルート及び迂回ルートの設定 (4) 信号・標識等の応急復旧並びに案内板等の設置 (5) 配送拠点施設その他交通規制実施のための施設の確保 (6) 代替交通手段の提供並びにバス等優先レーンの運用 (7) 著しい被害を受けた区間を除く幹線道路の応急復旧完了 ※ 救援及び復旧用物資等の効率的かつ大量輸送のための通行確保に重点を移す。
第二次道路確保対策 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後29日目以降	(1) 引き続き必要な場合における上記の措置項目 (2) 通常の生産活動、商業活動に不可欠な物資の輸送車両の通行に関する規制の緩和 (3) その他経済復興・市民の自立支援を促進するための交通規制の実施 (4) 平常時交通管制体制への漸進的移行 ※ 経済復興・市民の生活再建支援の促進を図るための通行確保に重点を移す。

※ 参照 ⇒ 災害時における道路の確保（災害対応マニュアル編第3部の1）

## 第2節 ライフライン施設の応急対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会の設置・運営 本部情報連絡担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡 関係各部への必要な対策実施体制の確保要請
副担当部	災対上下水道部	上下水道の応急復旧、その他上下水道施設管理者としての協力 水道施設に関する被害状況及び応急対策実施状況の把握 被害拡大防止のための水道施設運用中止・給水サービス一時停止の要否等の検討、実施 給水サービス一時停止に伴う代替措置等の検討、実施
	災対企画経営部	ライフラインサービス一時供給停止に関する緊急広報の実施 ラジオ等による緊急広報放送要請（阪神北県民局）

### 2 対策実施上の基本指針

#### （1） ライフライン施設の応急対策に関する基本的考え方

基本的考え方	平成7年阪神・淡路大震災の経験は、地震発生直後におけるライフライン施設の供給の停止、継続に関する判断や考え方について、再検討を迫った。 都市大火が発生した神戸市では、地震時以降の10日間に発生した175件の火災のうち出火原因の判明している81件の過半数（44件）が電気ストーブや屋内配線等の電気に関係した原因と指摘された。その他通電再開によると見られるものがかなり存在すると見られる。 加えて、被災者の体験談に「揺れがおさまった後、ふと気が付くとガス臭かったので急いで元栓を切り避難所等に逃げた。道は同じような人の列でいっぱいであった。」との証言が多く見られることが注目される。震度6弱以上の地震発生時には、防災中枢機関自体も被災し、発生直後には、ほとんど救援対策の実施が不可能となる。しかし、生き埋めとなった被災者の救出は一刻を争う。そしてどんなに小さな出火も初期消火の失敗は、極めて広範囲で消防困難な延焼火災に発展する。いずれの場合も地域の人々がどれだけ初期防災活動に集中できるかが、極めて重要なポイントとなる。ライフラインは、平常時においては、都市の生活を維持する上で、必要不可欠な施設である。しかし、非常時においては、状況次第で一転「被害拡大要因」ともなり得る施設もあるということが再確認される必要がある。
--------	---

(2) 対策実施上の基本指針

- 1) 「ガス」については、地震発生直後に被害甚大地域への供給停止措置を要請する。
- 2) 応急対策実施上有用であるが、被害拡大要因ともなり得る「電気」については、消防・警察等の要請により被害甚大地域への供給停止措置を要請する。また、通電再開に当たっては、消防・警察等の要請に留意し二次災害防止に努める。
- 3) 初期消火の重要性を考慮し、「水道」については、地震発生直後相当の時間、消火栓が使用できるよう可能な限り供給を継続する。
- 4) 「電話」については、地震の発生した時間帯により即電話ふくそうが想定されにくい場合は、直後1～2時間は発信規制を行なわず、防災機関への通報を確保する。
- 5) 被害甚大地域の面的な拡がりに関しては、所管の如何によらず、各施設管理者が協力・連携して、「被災概要」の早期把握に努める。
- 6) 復旧は、学校、病院、避難所等の拠点施設並びに生協等救援活動協力協定締結事業所から優先的に行うとともに、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。
- 7) 復旧は、「供給・処理」施設から「需要家・末端」施設へ向けて行う。
- 8) 復旧再開に当たっては、復旧によるサービス再開に伴う連関に配慮するとともに可能な限り「トータル」なサービスの復旧を実現するよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。
- 9) 市、県等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。
- 10) 大規模な事故災害等発生に際しては、ライフライン施設（上下水道、電気、ガス、電話）の被害の有無、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報収集を行う。
- 11) ライフライン施設が当該事故災害等発生現場になった場合、又は当該事故災害等による被害危険が生ずるおそれがある場合においては、当該事故災害等による人的・物的被害の拡大阻止を最優先として、必要に応じて現地指揮所、又は本部長の指示に基づき、施設の運用中止・サービスの一時供給停止を要請する。
- 12) 施設の応急復旧は、学校、病院、避難所等の拠点施設並びに救援活動協力協定事業所から優先的に行う。また、被害の少ない地域から順次行い早期復旧に努める。

3 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国等並びに各ライフライン機関と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生直後相当時間まで (当日)	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 電気・ガスの被害甚大地域等への供給停止措置</li><li>(2) 水道の火災発生地域への供給の継続及び必要な応援措置</li><li>(3) 下水道施設の使用継続並びに必要な応援措置</li><li>(4) 電話の「緊急連絡機能」確保のため必要な措置</li><li>(5) 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握</li><li>(6) 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立</li><li>(7) その他早期復旧のため必要な応援・協力の要請</li><li>(8) 災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会の設置</li></ul>

区分	期間のめやす	措置のめやす
第一期応急対策の実施 (避難所等開設期間)	災害発生後 28日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災地域向代替サービスの供給</li> <li>(2) 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※電気 … 期間中に応急送電完了</li> <li>※電話 … 期間中に応急復旧完了</li> <li>※水道 … 期間中に応急復旧完了</li> <li>※下水道 … 期間中に応急通水完了</li> </ul> </li> <li>(3) ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>(4) 災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会の運営</li> </ul>
第二期応急対策の実施 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 29日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 必要な場合の被災地域向代替サービス供給継続</li> <li>(2) 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ガス・電気 … 発生後2か月以内仮復旧完了</li> </ul> </li> <li>(3) 本復旧計画の検討並びに実施</li> <li>(4) ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>(5) 災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会の運営</li> </ul>

※ 応急復旧のめやすは、平成7年阪神・淡路大震災時と同規模の被害があった場合

※ 参照 ⇒ ライフライン施設の応急対策（災害対応マニュアル編第3部の2）

## 第3節 都市公共施設の応急対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	都市公共施設の応急対策全般に関する連絡・調整 本部情報連絡担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡（鉄道災害以外） 自衛隊の災害派遣要請の要求 県、国の専門機関等による除去・除染作業実施協力の要請
副担当部	災対企画経営部	分掌する市施設の応急対策の実施 鉄道施設の応急対策に関する取りまとめ 本部鉄道施設担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡（鉄道災害） 緊急広報体制の確保（鉄道災害） 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請（鉄道災害）
	災対総務部	分掌・所管する市施設の応急対策の実施及び取りまとめ
	災対教育部	分掌する市施設の応急対策の実施 その他教育施設・文化財の応急対策に関する取りまとめ
	災対消防部	事故災害等による危険が及ぶおそれがある場合における施設利用者の緊急避難等安全確保対策の実施 鉄道利用客等の緊急避難等安全確保対策の実施 現地指揮所との連絡体制確保
	各 部	分掌・所管する市施設の応急対策の実施 その他公共公益施設の応急対策に関する取りまとめ

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 地震発生時における利用者・入所者の安全の確保、必要な場合の避難誘導を最優先する。
- (2) 出火防止のための火気の点検、消火設備・器具の点検その他を行う。また、万一火災が発生したときは、直ちに最寄り消防署に通報するとともに、消火設備、消火器具等を活用し初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。
- (3) 防災活動拠点としての役割、その他施設の公共的役割等に関して、所期の役割を果たすことが可能かどうかを中心として、被災状況を速やかに把握し、施設所管担当部に報告する。
- (4) 応急復旧対策の実施は、応急的な危険度判定結果その他に基づき把握された被害の程度と、当該施設の当該状況における活動拠点としての必要度を踏まえ、優先順位をつけて行う。
- (5) 文化財については、長い歴史の中で過酷な自然的条件と、戦乱その他厳しい社会的条件の中で今まで伝えられたものであり、未永く、少なくとも現状のまま保存し伝えるべき貴重な宝物と位置付け、必要な保全措置を講ずる。
- (6) 大規模な事故災害等発生に際しては、市の施設及びその他公共公益施設を情報連絡拠点として活用し、円滑な応急活動実施のための立入禁止区域、通行の禁止又は制限等の緊急措置の周知、マイカー利用の自粛その他必要な協力呼びかけを行う。
- (7) 鉄道施設の大規模事故等の発生に際しては、鉄道駅構内放送・車内放送を通じて、円滑な応急活動実施のための立入禁止区域、通行の禁止、又は制限等の緊急措置の周知、マイカー利用の自粛その他必要な協力呼びかけを行うよう要請する。
- (8) 当該施設が事故災害等発生現場になった場合、又は現場周辺にある施設においては、現地指揮所又は本部の指示に基づき、施設利用者の安全確保に万全を期する。

- (9) 各施設を避難所等その他応急活動拠点施設として活用する必要がある場合は、当該施設所管部を通じて、当該施設管理者等に対し、その旨を通報し、施設利用並びに被災者の初期における受入れ等の業務に関する協力を要請する。
- (10) 大規模な事故灾害等発生に際しては、鉄道施設（JR西日本、阪急電鉄）の被害の有無、状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集を行う。

### 3 対策実施上の時期区分のめやす

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度責任担当部長が県・国・関係機関その他協力団体等と協議して決めるが、以下をめやすとして行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者・入所者の安全の確保、避難誘導</li> <li>(2) 施設・文化財の出火防止措置</li> <li>(3) 施設・文化財の被害状況の把握と報告</li> <li>(4) 立入禁止措置その他の危険防止のための当面の応急措置の実施</li> <li>(5) 機能確保のための必要限度内の復旧措置の実施</li> <li>(6) 建築物に関する応急危険度判定の実施</li> <li>(7) 応急対策実施のために必要な要員、資材等の応援要請</li> </ul>
第一次応急対策	災害発生後4日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 引き続き必要な場合の上記の措置の継続</li> <li>(2) 施設・設備、備品及び文化財の被害に関する詳細調査の実施</li> <li>(3) 応急危険度判定結果及び詳細調査に基づき必要となる安全対策及び応急的な補修・補強等応急復旧措置の実施</li> <li>(4) 被災度区分判定の実施</li> </ul>
第二次応急対策	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 引き続き必要な場合の上記の措置の継続</li> <li>(2) 被災度区分判定結果に基づく補修・補強の要否の判定と解体又は恒久復旧の措置の検討、実施</li> <li>(3) 詳細調査結果に基づく本格復旧方針の検討、実施</li> <li>(4) 復旧・復興に伴う埋蔵文化財に関する対応指針の検討、周知</li> <li>(5) 激甚災害の特別財政援助に関する予算措置等必要な財務処理</li> <li>(6) その他必要な財政措置</li> </ul>

※ 参照 ⇒ 都市公共施設の応急対策（災害対応マニュアル編第3部の3）

## 第4節 災害時の防犯対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	防犯活動への協力の取りまとめその他連絡・調整 街路灯の設置に関すること 災害時警備対策に関する各部の協力の総合調整
	災対消防部	現地指揮所業務担当責任者の指名等 本部現地指揮所支援業務担当責任者の指名等 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請
副担当部	災対消防団部	地域における防犯活動への協力 災害警備班の編成、出動

### 2 対策実施上の基本指針

#### (1) 災害時の防犯対策に関する基本的考え方

基本的考え方	災害発生時には、広範囲にわたり住宅等の建物の倒壊、道路等の損壊等、火災の発生等大きな被害が生ずる。このため、建物の倒壊による生埋者、死傷者の発生により救助を求める者、避難をする者など、市民生活はパニック状態になることが予想される。 また、地震時には、道路等の街路灯が多く破損し、夜間における安全な通行やその他の市民生活に支障が懸念される事態をもたらす。こうした環境下におかれた平成7年阪神・淡路大震災では、被災者が避難所等へ避難した後の不在家屋や事務所・店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乘じた悪徳商法の発生、放火等の犯罪行為が発生している。これらは、多くの場合被災者によるものではなく、被災地外からの来訪者によるものと見られている。 災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、平常時のそれに増して、市民・事業所の協力はもとより県並びに国・他都道府県の大きな役割分担なしには、「当面必要な措置」さえ迅速かつ適切な対応は取れないとみるべきである。
--------	--

#### (2) 対策実施上の基本指針

- 1) 被災地における犯罪の発生を未然に防止し、市民生活の安定を図るために、防犯協会等協力団体・警備保障業者、自治会等の全面的な協力を求める。
- 2) 市並びに市民・自治会・防犯協会・各事業所等は、警察署の行う「被災地内の安全確保」のための対策の実施に対し最大限協力する。
- 3) 大規模事故等の災害初期においては、現地指揮所が単独又は現着警察官と共同し警戒要員を配置するが、可及的速やかに警察署による警備体制に移行する。
- 4) 避難によって無人化した地域の警備は、防犯及び火災予防の観点から警察署と連携し消防部門が行う。

### 3 対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後3日目まで	(1) 緊急通行車両の通行の確保 (2) 被災者の救出救護等 (3) 被災者の避難誘導 (4) 市民・事業所に対する「被災地内の安全確保」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第一次防犯対策(避難所等開設期間)	災害発生後4日目以降28日目まで	(1) 引き続き必要な場合における上記の措置項目 (2) 被災地域における重点警戒 (3) 重点地域における街路灯の新設・復旧 (4) ボランティア防犯パトロール活動の要請及び連携
第二次防犯対策(避難所等閉鎖以降)	災害発生後29日目以降	(1) 被災地域及び仮設住宅団地等における重点警戒 (2) 街路灯の新設・復旧 (3) その他被災地の安全確保のために必要な措置

※ 参照 ⇒ 災害時の防犯対策（災害対応マニュアル編第3部の4）

## 第4章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策

- 第1節 災害時の医療救護対策
- 第2節 要配慮者等の救援対策
- 第3節 避難対策
- 第4節 生活救援等対策
- 第5節 災害時における環境・衛生対策
- 第6節 災害時における住宅対策
- 第7節 災害時における産業対策
- 第8節 災害時における学校の役割
- 第9節 災害犠牲者の慰靈

## 第1節 災害時の医療救護対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対市立病院部	中継拠点病院の確保・取りまとめ、後方支援病院の確保
	災対福祉部	拠点救護所設置、医薬品等調達、こころのケア対策 平常時医療救護体制移行の取りまとめ、市医師会等との連絡 医療救護活動業務担当責任者の指名等 健康対策担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡 県への医療救護活動支援体制の確保要請等 関係各部への必要な対策実施体制の確保要請
副担当部	災対教育部	所管施設等における拠点救護所設置のための施設の確保 避難所等におけるこころのケア対策実施協力 学校におけるこころのケア対策実施協力
	災対消防部	重傷者等の救急搬送
	災対消防団部	重傷者等の救急搬送

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 発災直後においては、医療救護要員・医療資機材・医薬品及び後方支援病院の最大限確保・供給体制の迅速な確立を最優先とする。
- (2) 市における高度医療機関は、緊急に救命処置を施すべき重傷患者の受入れを最優先とし、外来患者の受付中止その他必要な措置をとる。
- (3) 負傷者等が診療可能な最寄りの医療機関で受診することはもちろんであるが、同時多発的な被害発生に対応するため、市医師会等の協力により健康センター及びあらかじめ指定する設置予定施設に拠点救護所を設置し、重傷患者の選別、高度医療機関への搬送依頼、救護所における医療救護サービスを行う地域医療拠点とする。
- (4) 災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行をスムーズに行う。
- (5) 集団救急患者が発生した場合は、現地救護所を設置し、トリアージ・応急救護措置を施したのち、可能な限り広域的かつ多数の救急受入病院を確保し、分散搬送する。
- (6) 原子力災害等発生時に放射性物質により汚染された負傷者若しくはそのおそれのある者は、事案関係事業者等による除染及び応急処置を行い、市立スポーツセンター多目的グラウンド(臨時ヘリポート)付設の応急救護所に搬送し、応急救護措置を施したのち緊急時対応可能病院へ転送する。
- (7) 健康対策にはこころのケア対策を含み、対象者は、被災者、その家族及びボランティアを含む救援活動従事者のすべてとする。
- (8) 県(精神保健福祉センター、健康福祉事務所等)に対し避難所等、被災者総合支援センター、被災者家族の待機場所への、カウンセリングや個人相談のための専任担当要員の配置又は訪問を要請し、こころのケア対策実施体制の確保に努める。
- (9) 災害時の救援活動に従事した者にはP T S Dの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、保健師、各部OB職員によるカウンセリングの実施、緊張緩和のためのスタッフミーティングの開催、業務命令によるリフレッシュ休暇・休養をとらせるなどの配慮に努め、救援活動従事者のメンタルヘルス維持を図る。

### 3 市の役割

#### (1) 主な役割事項

責任担当部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合又はその他災害の発生により必要と認めた場合は、以下のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項目	手順その他必要事項
市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会への連絡	ア 災害時医療救護体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供 エ 拠点救護所への医師、薬剤師、歯科医師派遣の要請 オ 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
拠点救護所の設置	ア 各設置予定施設における設置場所の確保 イ 拠点救護所設営要員の派遣 ウ 精神科救護所の設置の要請
関係各部長、県等への協力要請	ア 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (→災対企画経営部) イ 場所・資機材・設備・水道水等の提供協力の要請 (→災対教育部・災対上下水道部等) ウ 県により編成される医療救護班の派遣要請 (→県医務課) エ 医療機関の要請に基づく医薬品、医療資材の供給要請 (→県健康福祉事務所) オ 保健師・栄養士等の派遣要請 (→県健康増進課) カ その他の協力要請 (→その他各部・関係機関)
収容医療機関の確保	ア 市内収容医療機関の現況把握 イ 市外収容医療機関（後方支援病院）の確保（受入れ要請） (→県医務課・周辺市町等)
搬送体制の確立	ア 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） イ 救急車両他搬送用車両の確保 ウ ヘリコプターの確保（官・民） (→県消防保安課・自衛隊等)
健康対策の推進	ア 健康管理及び疾病予防 イ 避難生活における保健・医療・福祉等関係機関との調整
報道機関対応 ※災対企画経営部本部員を通じて行う。	ア ラジオ・テレビ各社への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 イ 在庁記者クラブ各社、報道機関市内及び周辺各支局への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
災対健康福祉部救護班 医療対策本部担当の設置	ア 市医師会等関係団体との連絡調整 イ 市各部、防災関係機関との連絡調整 ウ 拠点救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 エ 収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給 オ 市民対応

#### (2) 県により編成される救護班の派遣

兵庫県地域防災計画に基づき、県は市から要請があった場合、又は県が必要と認める場

合は、救護班を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。

#### 4 市医師会等医療関係団体の役割

市医師会等医療関係団体は、市から、災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資機材、設備、救援物資等を活用し、避難所等在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり医療救護活動を行う。

ただし、災害規模が大きく緊急性が高い場合や、災害発生後から半日が経過しても市との連絡が取れない場合には、医師会会长により自主的に医療救護体制の確立を進める。

##### (1) 運営体制

健康センターに市医療関係団体医療救護対策本部を置く。本部は市及び医師会、歯科医師会、薬剤師会の各役員により構成し、関係機関との連絡・調整に当たるとともに、県が行う広域的な医療ネットワークの維持・運営に協力する。

なお、当該救護対策本部会議の議長は、医師会会长が務め、市内収容医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を調整する。この場合、当該議長は必要に応じ市を通じ、他の団体への連絡、看護師、事務連絡要員等の派遣を要請する。

##### (2) 拠点救護所への要員派遣

各拠点救護所へ派遣する要員の編成については、医療関係団体医療救護対策本部が決めるが、最小限の単位は、以下のとおりとする。

各拠点救護所当たり最小限編成				備考
医師	薬剤師	看護師	事務連絡要員	
1名	1名	2名	2名 ※	※事務・連絡要員等は市職員をもってあてる。

\*歯科医師については、必要に応じて各拠点救護所を巡回する。

##### (3) 本部組織のめやす

医療関係団体医療救護対策本部の構成は、おおむね以下のとおりとする。

班	役割項目
総務班	ア 市、防災関係機関、医療救護関係団体との連絡調整 イ 情報収集、連絡・調整 ウ 情報提供（医療機関リスト等） エ 医薬品、医療資機材、物資の調達・管理 オ 応援救護所班・応援保健活動班の受入調整 カ 資金管理、伝票整理その他経理に関すること キ 食事の提供、睡眠スペース確保 ク その他本部機能維持業務に関すること
救護所班	ア 拠点救護所等の設置・運営 イ 従事者の確保（医師、薬剤師、看護師、事務員） ウ 応援救護所班の配置・引継等

保健活動班	ア 避難所等巡回健康相談 イ 応援保健活動班の配置・引継等 ウ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
-------	---

## 5 対策実施上の時期区分のめやす

震度6弱以上の地震発生の場合、若しくはその他大規模災害発生の場合における「災害時の医療救護」対策の実施手順は、その都度決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後3日目まで	(1) 市内外高度医療機関の確保 (2) 重傷者の市内外高度医療機関への搬送 (3) 拠点救護所における地域医療救護活動の展開 ※ 重傷患者の救命医療、後方支援病院への救急搬送を最優先として行う。 (4) 避難所等の健康調査による状況把握
第一次 医療救護対策 (救護所開設期間)	災害発生後4日目以降 14日目まで	(1) 引き続き必要な場合における上記の措置項目 (2) 精神科救護所及び精神科医療確保における県への要請・協力 (3) 避難所等における感染症対策及び被災者の健康管理、巡回健康相談 (4) その他市内における医療サービス供給機能の低下を補完するための地域医療救護活動の展開 (5) 市内精神科医療機関の再開促進 (6) こころのケア対策の着手及び展開 ※ 避難所等及び周辺被災地域における被災者の健康管理に重点を移す。
第二次 医療救護対策 (救護所閉鎖以降)	災害発生後15日目以降	(1) 引き続き必要な場合における上記の措置項目 (2) 拠点救護所の閉鎖後の避難所等巡回健康相談 (3) 仮設住宅等被災者の健康管理(巡回健康相談等) (4) 市内医療機関の再開支援措置等による復旧促進 (5) 長期的こころのケア対策の着手 ※ 平常時医療救護体制へのスムーズな移行と「こころのケア」対策に重点を移す。

※ 参照 ⇒ 災害時の医療救護対策（災害対応マニュアル編第4部の1）

## 第2節 要配慮者等の救援対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対福祉部	高齢者、障害（がい）者、乳幼児その他要配慮者等の救助・救援全般 本部要配慮者等救援担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡 関係各部への必要な対策実施体制の確保要請
副担当部	災対産業文化部	外国人の救援救護対策、食品・日用品等救援物資の供給
	災対市立病院部	市立病院における医療に係る救援対策の実施 被災高齢者・障害（がい）者専用施設の確保に関する協力
	災対教育部	避難所における要配慮者等に対する救援

### 2 対策実施上の基本指針

#### （1）要配慮者等の救援対策に関する基本的考え方

基本的考え方	<p>市域に震度6弱以上の地震が発生した場合には、福祉関係施設や職員も被災し、社会的介護・支援システムは混乱状態若しくは機能停止状態になる。また、障害物が行く手をふさぐ「街中」を災害発生直後の混乱した事態の中でいかに安全な避難所等まで移動するか。階段や段差の多く、洋式トイレの少ない避難所等における滞在生活をなるべく他人の介護支援に頼ることなくいかに過ごすか。災害発生前の生活状態にいかにして立ち戻るかなど、高齢者・障害（がい）者・妊産婦・乳幼児や子どものいる家庭・日本語及び日本の生活習慣に不慣れな外国人、そして人工透析者等のいわゆる要配慮者等には、平常時を大きく上回る困難性が生ずる。そして、被災地内においては、「強いもの勝ち」「早いもの勝ち」といった身体的・知的な面でより困難性のある人が片隅に押し除けられかねない無秩序な社会状態が出現してしまうことも懸念される。</p> <p>「要配慮者等の救援対策」は、平常時のそれと異なる、災害時特有の困難性に対する緊急救援措置として、位置付けられるのであり、要配慮者と市民・行政が築いてきた「自助」「互助」そして「公助」（行政の支援）の三者からなる、地域福祉システムが平常時のようにその機能を回復するまでの、いわば「橋渡し」（「当面必要な対策」）として迅速かつ適切に行われることが要請される。</p>

(2) 対策実施上の基本指針

- 1) 要配慮者等の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。
- 2) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- 3) 市は、市民・事業所に対して、市・県等行政機関の行う、災害時における要配慮者対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動により理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の協力を要請する。
- 4) 自治会・自主防災組織や民生委員等の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所等への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、被災者の健康状態や福祉ニーズを調査する。  
(全被災者を対象とした調査（被災者ローラー作戦）の実施)
- 5) 被災者ローラー作戦の実施に当たり、そもそも避難情報が入っていない、避難所等までの移動手段がない等の理由で取り残されている者がいることを前提に、確認を行う。
- 6) 危険地区における要配慮者等の緊急避難支援は、施設（保育園、幼稚園を含む。）入所・通所者の場合は当該施設職員が、また、在宅者の場合は健康福祉部及び消防部・消防団部が警察署、自主防災組織・自衛消防隊、民生委員・児童委員等と協力・連携し行う。

3 対策実施上の時期区分のめやす

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・市社会福祉協議会その他協力団体並びに民生委員・児童委員などと協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 要配慮者の安否確認・所在把握</li><li>(2) 避難所等その他所在地における応急的な介助支援</li><li>(3) 福祉避難所等の確保並びに必要な移送</li><li>(4) 要介護高齢者・障害（がい）者専用施設の確保並びに必要な移送</li><li>(5) 避難所等その他所在地における設備の補修・新設</li><li>(6) 要配慮者向住宅供給ニーズの把握</li><li>(7) 要配慮者向住宅供給の推進</li><li>(8) 要配慮者向広報活動並びに相談業務</li><li>(9) 要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会設置</li></ul>
第一次要配慮者救援対策 (避難所等開設期間)	災害発生後8日目以降28日目まで	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 避難所等その他所在地における設備の補修・新設</li><li>(2) 避難所等その他所在地における巡回ケアサービス</li><li>(3) 福祉避難所等の確保並びに必要な移送</li><li>(4) 要介護高齢者・障害（がい）者専用施設の確保並びに必要な移送</li><li>(5) 要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設等</li><li>(6) 要配慮者向広報活動並びに相談業務</li><li>(7) 要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会運営</li></ul>
第二次要配慮者救援対策 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後29日目以降	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス</li><li>(2) 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討</li><li>(3) その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務</li><li>(4) 要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会運営</li></ul>

#### 4 災害時要配慮者対策実施体制

##### (1) 要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会

震度6弱以上の地震が市域に発生した場合又は責任担当部長が必要と認めたとき、市は、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における要配慮者対策を統一的かつ適切に行うため、要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会を設置する。併せて、各救援対象区分別に関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会の事務局を災対健康福祉部内に置く。事務局要員は災対健康福祉部及び関係各部職員をもってあてる。

##### (2) 役割分担

要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

##### ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 要配慮者の安否確認並びに安全確保</li> <li>(イ) 避難所等その他所在地における介助支援の実施</li> <li>(ウ) 福祉避難所等及び要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設確保並びに移送その他必要な措置の実施</li> <li>(エ) 避難所等その他所在地の設備の補修・新設</li> <li>(オ) 避難所等その他所在地における巡回ケアサービスの実施</li> <li>(カ) 被災者総合支援センターの設置・運営</li> <li>(キ) 要配慮者向住宅供給ニーズの把握</li> <li>(ク) その他市民との対応</li> <li>(ケ) 要配慮者等救援対策関係機関等連絡協議会の運営事務</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 要配慮者対策実施のための応援要員確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援</li> <li>(イ) 福祉避難所等及び要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設の確保のための支援</li> <li>(ウ) 精神障碍（がい）者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置</li> <li>(エ) 人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに介助支援に関して必要な措置</li> <li>(オ) 災害救助法に基づく要配慮者向住宅供給計画の作成並びに建設</li> <li>(カ) 市が行う要配慮者向広報活動並びに相談業務に関する協力</li> <li>(キ) その他市が行う災害時要配慮者対策への協力</li> </ul>
国・防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 要配慮者対策実施のための応援要員確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援</li> <li>(イ) 福祉避難所等及び要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設の確保のための支援</li> <li>(ウ) その他市が行う災害時要配慮者対策への協力</li> </ul>

市社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所	(ア) 災害時ボランティア本部及び支部の開設・運営 (イ) 要配慮者の安否確認並びに安全確保に関する協力 (ウ) 避難所等に対する介護支援への協力 (エ) 福祉避難所及び要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設の運営並びに移送その他必要な措置の実施の協力 (オ) 被災者からの介護支援依頼への最大限対応 (カ) 市が行う要配慮者向相談業務に関する協力 (キ) その他市・県が行う災害時要配慮者対策への協力
-------------------------	--

#### イ 市民の役割

項目	役割のあらまし
地区復興委員会の結成・運営又は自治会等の運営	(ア) 地域における要配慮者の安否確認並びに避難の支援 (イ) 避難所等その他地域における介助支援 (ウ) 福祉避難所及び要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設への移送その他必要な措置の実施への協力 (エ) ケア制度その他行政等支援メニューの説明 (オ) 行政サービス各種申込書の配布 (カ) その他災害時要配慮者対策に必要な措置 (キ) 行政・関係団体等との連絡・協議

#### 5 被災者総合支援センターの活用

高齢者・障碍（がい）者・妊産婦・乳幼児や子どものいる家庭・日本語及び日本の生活習慣に不慣れな外国人、そして人工透析者等のいわゆる「要配慮者」の市民は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、健常者に増して、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

こうした困難が市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることのないよう市は措置する責務を有する。そのため、市は「要配慮者対策」の一環として、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎内に設置される被災者総合支援センターに関し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう必要な要員の確保その他の措置を講ずるよう努める。

※ 参照 ⇒ 要配慮者等の救援対策（災害対応マニュアル編第4部の2）

## 第3節 避難対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	避難情報の発令、その他避難措置に関する総括、所管施設における避難所等の開設・運営 河川施設・急傾斜地・治山施設における避難情報の発令、誘導、避難路の安全確保 本部緊急避難担当責任者の指名等 県への緊急避難支援体制の確保要請等
	災対企画経営部	避難情報に関する広報、所管施設における避難所等の開設・運営 避難所等の開設・運営に関する市民向け広報の実施 庁内 LANによる避難所等の開設・運営サイトの開設・管理
	災対福祉部	避難の誘導、所管施設における避難所等の開設・運営 避難に関する各種情報の要配慮者への周知確認 避難所等の入所者の健康管理、巡回相談等の実施
	災対教育部	避難所等の開設・運営 避難所等の開設・運営のための機材の調達 避難所等の開設・運営対策担当責任者の指名等 現地指揮所との連絡 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請
	災対消防部	危険区域・安全区域の想定、避難路・避難地の安全確保並びに避難誘導に関する協力
	災対消防団部	避難路・避難地の安全確保並びに避難誘導に関する協力
副担当部	災対都市整備部	宅造地等における避難情報の発令、誘導の協力

### 2 対策実施上の基本指針

#### (1) 避難所等の開設・運営・閉鎖

- 1) 市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、多くの市民が住む場所を失うと想定される。そのため市は、災害発生直後から避難所を開設する。
- 2) 避難所等の開設は、原則として、本部長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合など、避難の必要が生ずると自動的に判断された時は、避難所開設担当部職員又は居合わせた当該施設所属職員（学校教職員を含む）が避難所等の開設を行い開設状況を災害対策本部に報告する。災害の状況により緊急に避難所等の開設が必要なときは消防職員が行い、担当部要員に引き継ぐ。
- 3) 避難所等の開設期間は施設の住居としての環境条件から見て、1週間以内とすることが望ましく、市域に震度6弱以上の地震が発生するなどにより、多数の救援を要する場合にあっても避難所等の開設期間は、災害発生後4週間（28日間）以内を目標とする。4週間を超える見込みの場合若しくは超えた期間については、仮設住宅建設等住宅供給対策により対応するよう努める。
- 4) 避難所等の運営の実務については、災対教育部本部員が災対福祉部本部員等関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。
- 5) 避難所等となった施設の学校教職員は、避難所等の開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し、避難所等の運営要員となる。  
ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、災対教育部本部員の要請により協力するものとする。
- 6) 避難所等が不足する場合には、県並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

- 7) 原子力災害等発生時の防護対策区域指定に伴い設置する避難所等はコンクリート建物とする。
- 8) 本部長は、避難の必要がなくなったとき、又は入所者が自立した生活を行えると判断できる場合は、避難所等を縮小・閉鎖する。

(2) 避難情報の発令

- 1) 災害の発生の危険性を予測するための情報の収集に努めるとともに、これらの情報を基に、空振りをおそれることなく避難が必要と想定される地域に迅速に避難情報の発令を行う。
- 2) 住民及び事業所等施設管理者が自ら適切に避難の要否を判断できるよう、また、情報の不足・周知徹底不十分による逃げ遅れのないよう「警戒情報」、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」など多段階的に情報発信を行う。
- 3) 水害、土砂災害に対する避難情報の発令については「避難情報の判断・伝達マニュアル」の規定を基本として対処する。
- 4) 避難情報の発令に即して、住民の避難に供するため対象地域の避難所等の開設を行う。

(3) 避難行動

- 1) 避難は、交通結節点への滞留や避難所等への集中を防ぐ観点から、安全が確保される場合には、まず自宅や事業所での待機を前提とした上で、市民及び事業所等施設管理者が自ら危険であることを察知した場合は、自らの判断で行うことを原則とする。  
なお、公共施設やホテル・大規模店舗・鉄道駅など不特定多数の人が利用する施設の管理者は、避難完了後その旨の報告を市に行う。
- 2) 市は、安全確保のための施設及び避難措置の必要性の有無を判断するために必要となる情報を迅速かつ適切に提供するとともに、避難情報の発令・警戒区域の設定を関係機関の連携・協力体制確立により行い、安全避難の確保に努める。
- 3) 避難対策の実施においては、要配慮者を最優先として行う。
- 4) 危険度の高い区域住民の避難は、現地指揮所の指示により直接消防隊が誘導する。危険箇所の範囲は標示、縄張り等により明示する。また、夜間避難時は、照明器具等の活用を図る。
- 5) 緊急避難は原則として風上又は風横方向を指示し行う。また、爆風や飛散物の進行方向に対し死角となるような経路を指示する。
- 6) 避難経路は、原則として各小、中学校の通学路とし、万一通学路が途絶したときは、本部において安全な避難経路を定め誘導するものとする。

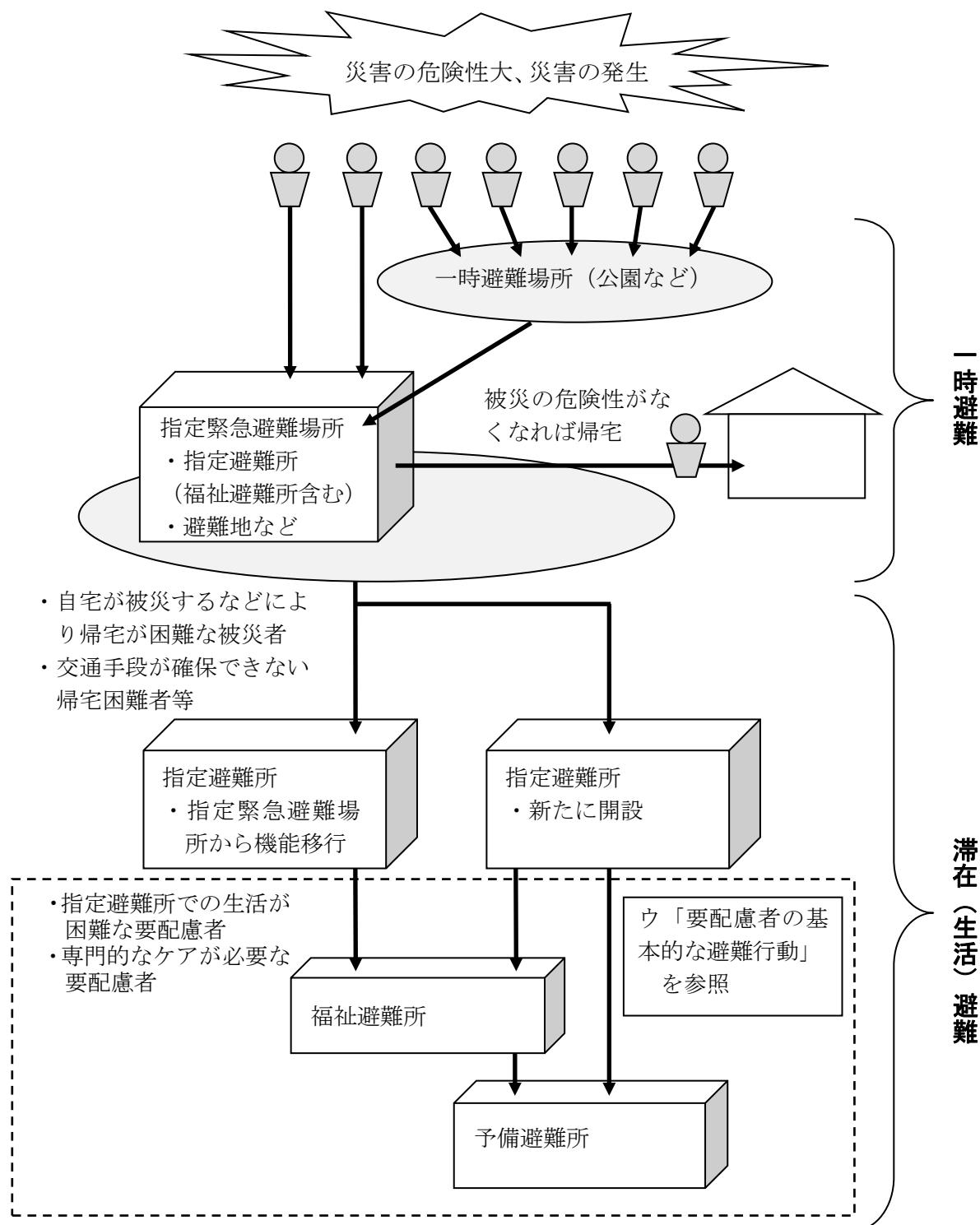
(4) 避難生活

- 1) 開設した避難所等において、避難者がやむを得ず一定期間避難生活を過ごす必要が生じた場合には、避難所運営マニュアル等に基づき、地域住民や自主防災組織等と連携してより安全で過ごしやすい環境の整備に努める。
- 2) 指定避難所での避難生活が困難な要配慮者等については、福祉避難所若しくは予備避難所への転居についても配意する。
- 3) 被災者であって、避難所等へ避難できない又は避難しない住民等については、その被災者としての生活状況を把握するとともに、避難所等で生活する被災者と同様の支援措置を講じる。

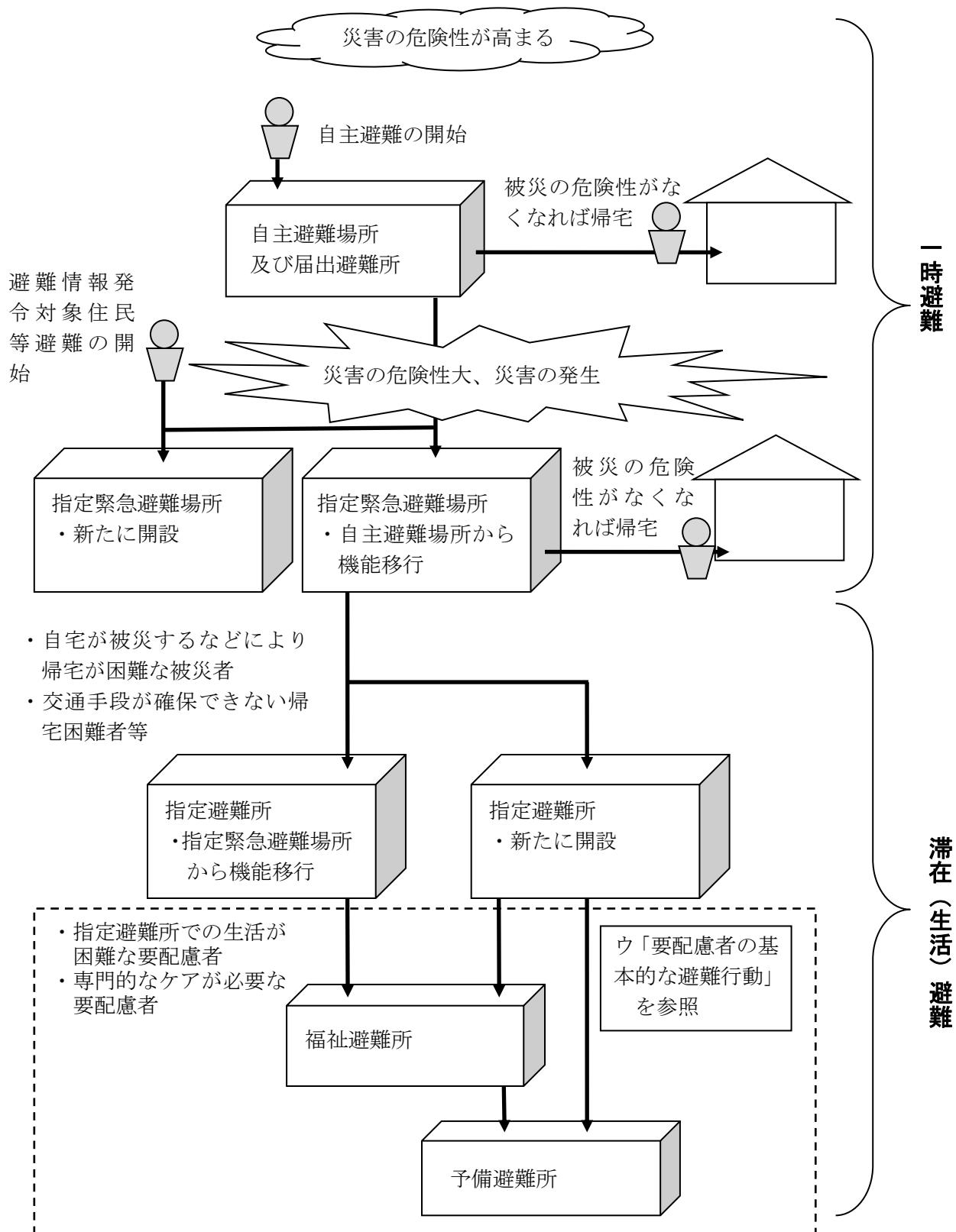
(5) 各避難所等の役割と相互連携及び避難者の避難行動

各避難所等の開設と避難者の行動については、災害の種別や避難の目的、要配慮者の有無等によって異なることから、大規模地震等の突発的な災害からの避難行動、大型台風の接近等による段階的な避難行動、要配慮者の基本的な避難行動について、各避難所等の役割と相互連携を含めて図解する。

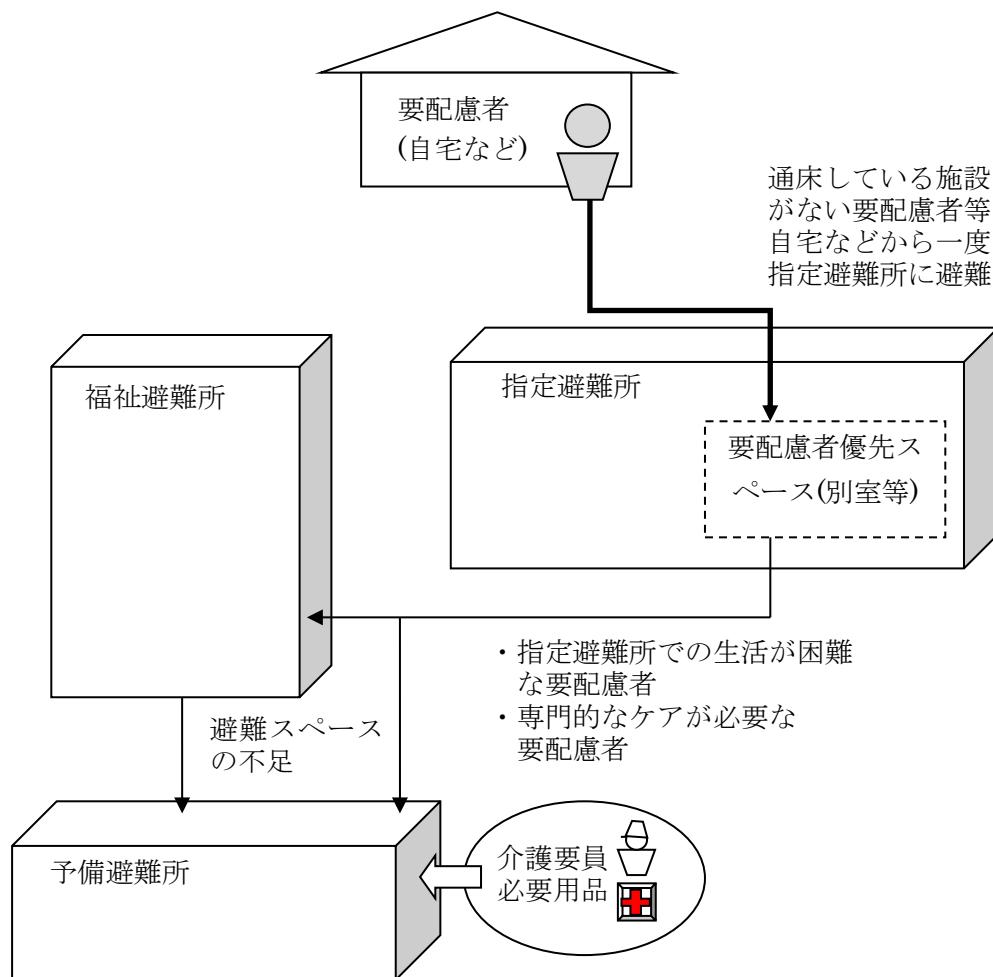
ア 大規模地震等の突発的な災害からの避難行動



イ 大型台風の接近等による段階的な避難行動



ウ 「要配慮者」の基本的な避難行動



### 3 対策実施上の役割分担

避難対策の実施に関しては、以下をめやすとして、役割を分担し、相互に連携・協力し行うものとする。

#### (1) 市・県・国等防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者

名 称	役割のあらまし
市	(1) 危険区域・安全区域に関する情報の提供 (2) 避難所等安全確保のための施設若しくは情報の提供 (3) 避難情報の発令 (4) 避難路の安全確保 (5) 避難所等一時滞在施設の提供
県・国等防災関係機関	(1) 市がその機能を発揮できない場合の権限代行 (2) 所管施設等に関する避難措置 (3) 市の行う措置に関する協力
警察署	(1) 緊急時における避難の指示等 (2) 必要な場合の避難誘導 (3) 避難路・避難施設における秩序の安定 (4) その他市の行う措置に関する支援
危険物・有毒物等取扱施設	(1) 所管施設等に関する避難措置 (2) その他市・県・国・警察署等防災関係機関の行う措置に関する協力

#### (2) 市民・事業所等

名 称	役割のあらまし
市 民	(1) 自ら必要と判断した場合の避難の実施 (2) 避難誘導、要配慮者の避難支援に関する協力 (3) 避難所等の開設・運営及び閉鎖に関する協力 (4) その他市・県・国・警察署等防災関係機関の行う措置に関する協力
事業所等	(1) 自ら必要と判断した場合の従業員、施設利用者等の安全確保のための避難の実施 (2) 緊急必要な場合や帰宅困難者に対する避難所等としての施設の提供 (3) その他市・県・国・警察署等防災関係機関の行う措置に関する協力

### 4 避難対策を必要とする場合の想定（めやす）

#### (1) 市等防災関係機関が提供すべき施設及び情報

区 分	施設その他	情 報
延焼火災	危険区域外となる避難地若しくは避難所等	延焼拡大危険区域の範囲 若しくは安全な区域の範囲
洪 水	危険区域外となる避難地若しくは避難所等	洪水氾濫区域 想定される浸水深

土砂災害	危険区域外となる避難地若しくは避難所等	想定される危険雨量・前兆 降雨気象警報 崩壊土砂等の及ぶ範囲
危険物・有毒物等取扱施設における灾害	危険区域外となる避難地若しくは避難所等	災害発生施設の所在地・名称 及び危険区域の範囲・方向

## (2) 避難所等の事前指定

### ア 指定の要件

- (ア) 住宅密集地延焼火炎発生時に備え、住宅が密集する市域の各地域から2kmの範囲内に一時退避のための「避難地」を確保する。「避難地」は、相当程度の面積を有する空地（当該空地及び不燃領域率95%以上の周囲地域を含めて10ヘクタール以上をめやすとする）であり、かつ公共性の高い、市・県・国並びに民間のオープンスペースを指定する。
- (イ) 武庫川の氾濫時に備え、浸水危険が想定される地域に関して、また土砂災害危険が想定される地域に関して災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速に立退き避難を図る施設又は場所である「指定緊急避難場所」を指定する。「指定緊急避難場所」は、危険区域外にあり、かつ最寄りの地域内にある一時滞在に適した施設であることをめやすとして、市・県・国並びに民間の学校等施設を指定する。
- (ウ) 大規模災害により住家が居住不可能になった住民が多数発生することが予想される場合の一時的滞在施設として、「指定避難所」を指定する。可能な限り、通学区を単位とし市立小学校又は中学校を指定するが、地域により県立高校又はその他の施設を指定することができるものとする。指定は大字地区単位で行う。  
なお、想定収容数は地震時（長期避難の場合）をおおよその目途とする。
- (エ) 要配慮者の安全で安心できる避難及び利用等に供するため、市の福祉施設及び協定に基づく福祉法人等の施設を「福祉避難所」として指定する。
- (オ) 公民館（共同利用施設を含む）等小規模公共施設を「予備避難所」として、指定し、高齢者・障害（がい）者その他特別な配慮を必要とする要配慮者最優先の避難所とする。ただし、あらかじめ市民・自治会・自主防災組織の長等に対して、要配慮者最優先の避難所であることを、周知徹底する。
- (カ) 特に大型で非常強い台風が市域を通過するような場合に、早めの避難を希望される市民等の自主避難者を受け入れるために一時的に開設する避難場所として、地区ごとに指定緊急避難場所又は福祉避難所に「自主避難場所」を設置する。

### イ 避難所等

※ 参照 ⇒ 避難所等（資料・様式編6-2-2）  
避難地（資料・様式編6-2-2-2）  
避難対策（災害対応マニュアル編第4部の3）

## 第4節 生活救援等対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対企画経営部	被災者総合支援センターの開設・運営を通じた生活救援対策サービス全般の円滑な実施の促進、義援金の募集・受付及び、罹災証明書発行のための調査及び発行 被災者総合支援センター担当責任者の指名等 緊急広報体制の確保 本部各部への必要な対策実施体制の確保要請 災害時広報活動、応急給水活動及び主要食料その他救助救援物資の供給に関する協力
	災対都市安全部	被災者総合支援センターへの県窓口併設の要請（阪神北県民局） 県等が把握する安否確認情報等各種情報の収集、連絡 各部が把握する安否確認情報等各種情報の収集、連絡
	災対総務部	食品・日用品等救助救援物資の調達、供給、応急給水活動の協力
	災対上下水道部	応急給水用水源の確保及び給水活動に関する取りまとめ
	災対福祉部	要配慮者等に対する生活救援サービス供給状況の点検・補充災害救援資金、見舞金及び義援金の支給・配分の計画 分掌事務に関する担当窓口要員の配置 高齢者、障害（がい）者等支援要員の確保、配置
副担当部	災対産業文化部	被災者への職業のあっせん
	災対教育部	所管施設における生活救援対策全般に関する協力
	各部	被災者総合支援センター担当窓口要員の配置 分掌事務に関する各種情報の収集、報告

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 生活救援対策は、要配慮者等を一般健常者に優先して実施する。特に食品については、「かめない」「飲み込みにくい」被災者や食物アレルギーを有する被災者、乳幼児など特殊な食品が必要な被災者への配慮から、物資調達の内容への配慮や、調理・加工等のスペースを確保するなどの留意が必要である。
- (2) 水、食品、日用品その他物資の供給は、避難所へ避難したものだけではなく、自宅避難者も対象とすることを検討する。
- (3) 水、食品、日用品その他物資の供給は、ライフライン機能や市内の商業サービス機能が復旧し、被災者が自ら確保することが可能となるまでの当面の緊急措置として実施する。また、実施主体・方法、サービスの内容・種類・規模等について、十分留意する。
- (4) より切迫して必要とする被災者に対する生活救援対策を重点的に行い、広く被災者の生活再建を支援する観点から、経済的理由により必要とされる生活救援サービスについては、生活保護法等関係法規若しくはその都度発動される県・国の特別措置により行う。
- (5) 生活救援対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前準備を十分に行うとともに、他市町村、都道府県、関係機関、団体、関連業者、専門家、ボランティア及び市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の実施体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

- (6) 応急給水・食品の供給その他被災者救援対策は、災害救助法に基づき行う。災害救助法非適用の場合は、市被災者救助措置規則（昭和41年規則第10号）に基づき災害救助法に準じて行う。
- (7) 署名証明書の発行は、市の把握する限りの被害状況資料により行う。ただし災害救助法に基づく災害救助関係諸様式（「住家等一般被害調査表」）資料のある場合は、これにより行う。
- (8) 応急給水・食品の供給その他各部・県等関係機関が行う被災者向け救援サービスに関しては、先行的に広報するよう「事前広報」重視の広報活動を行う。
- (9) 被災者、関係者、市民からの医療等についての相談、要望等への対応、また、安否確認等情報の提供をワンストップサービス体制で行うため、府内に被災者総合支援センターを開設する。
- (10) 被災者総合支援センターには各部職員を配置する。また、可能な限り県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。
- (11) 受け付けた相談、要望等並びにそれらに対する回答は集計・記録の上、各部に提供し各部が担当する応急対策活動、救援対策活動に反映させるよう努める。

### 3 対策実施上の時期区分のめやす

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度責任担当部長が県・国・関係機関及び市社会福祉協議会その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 備蓄物資等現在量の点検・確保</li> <li>(2) 当面の必要供給量の概数把握（想定）</li> <li>(3) 県・国・業者等に対する最大限供給協力の要請</li> <li>(4) 避難所等を拠点とする応急給水・食品・日用品等の緊急供給の実施（要配慮者等最優先で当面対応）</li> <li>(5) 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務 ※ 被災直後の二次災害防止、一時的滞在生活維持のために必要な救援</li> </ul>
第一次生活救援対策 (避難所等開設中期)	災害発生後4日目以降21日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等単位の必要供給量の把握</li> <li>(2) 避難所等を拠点とする応急給水・食品・日用品等の供給体制の確立（業者・団体等への委託で対応）</li> <li>(3) 要配慮者等及び要援護被災者に対するサービス供給状況の点検・補充</li> <li>(4) 災害応急資金融資その他生活再建支援プログラムの検討及び事前準備措置</li> <li>(5) 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務 ※ 避難所等において、被災者が生活再建への精神的かつ物質的な準備を行うために必要な生活救援</li> </ul>
第二次生活救援対策 (避難所等開設後期～避難所等閉鎖以降)	災害発生後22日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ライフラインや商業機能の復旧状況に則した、災害時救援物資等供給対策の段階的縮小</li> <li>(2) 災害応急資金融資その他生活再建支援対策の実施</li> <li>(3) 生活救援対策に関する広報活動並びに相談業務 ※ 要配慮被災者向けに重点を置いた生活救援</li> </ul>

#### 4 広報活動の徹底及び被災者総合支援センターの活用

生活救援対策の実施に当たっては、罹災証明書発行を必要とするサービスとそうでないサービスの一覧、所得制限その他の受給上の資格条件の有るサービスと無いサービスの一覧をそれぞれ申し込み受付開始日（予定）、サービス支給開始日（予定）並びに罹災証明書発行業務スケジュールを明らかにしたものと含む、「広報たからづか被災者生活支援情報」を災害発生後2日目以降を目途として隨時発行し、各避難所等及び被災者総合支援センター担当職員等に配布するとともに、報道機関等の協力を得て、その周知徹底を図る。特に、被災者総合支援センターにおいて、その趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努め、適切な生活救援対策の立案実施に反映させるものとする。

※ 参照 ⇒ 生活救援等対策（災害対応マニュアル編第4部の4）

## 第5節 災害時における環境・衛生対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対環境部	遺体の収容、火葬対策、感染症対策 環境衛生対策・環境保全対策、災害廃棄物対策並びに災害時環境・衛生対策に関する連絡・調整 緊急時モニタリング対策連絡業務担当責任者の指名等 各部との連絡 県への緊急時モニタリング体制の確保要請等
	災対福祉部	感染症の予防・食品の衛生監視対策、保健衛生対策 要配慮者等に関する環境・衛生サービス実施状況の点検・補充
	災対都市安全部	要捜索者名簿の作成
副担当部	災対企画経営部	被災者総合支援センターにおける行方不明者捜索申込みの受付
	災対市立病院部	遺体の検案
	災対都市整備部	遺体の収容協力、障害物等除去に伴う適正処理に関する協力
	災対上下水道部	水道水源の環境保全に関する協力 下水道を利用したし尿処理に関する協力
	災対教育部	避難所等における行方不明者捜索申込みの受け付け
	災対消防部	災害による行方不明者の捜索、遺体の収容協力 現地指揮所管轄防災業務要員の可搬型測定器による被ばく管理
	災対消防団部	災害による行方不明者の捜索、遺体の収容協力
	各部	所管する施設・分掌事務に係る捜索活動に関する協力

## 2 対策実施上の基本指針

- (1) 遺体の収容並びに感染症予防措置、甚大な被災地域における生ごみ収集等感染症対策上緊急を要する対策を最優先で実施する。
- (2) 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- (3) 建築廃棄物（がれき）の収集は、特に緊急を要する場合及び自ら最終処分まで行う場合を除き、収集・処理体制との整合性を図りつつ、段階的に実施する。
- (4) 業務量の総量抑制と環境保全の観点から、市民・中小事業者を含めて排出源における分別と有害廃棄物の安全管理を徹底する。
- (5) その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- (6) 北部地域における飛行機墜落事故が想定される場合は、県に対し県消防防災ヘリによる上空偵察等を要請するとともに、関係地区消防団・自治会役員への事故発生報連絡、情報収集要請を行い、墜落地点の特定、捜索活動体制の迅速な確立を最優先で行う。
- (7) 行方不明者の捜索活動は、緊急に対応すべき事態を脱した後、警察署、自衛隊等関係機関と連携し計画的かつ効率的に行う。
- (8) 山中の捜索、列車転覆・脱線事故等で捜索事案の場合は、県に対し災害救助犬の出動を要請する。
- (9) 大規模事故災害等による死体検分及び身元確認は、医師会、歯科医師会、日赤等の協力を得て、警察署が行う。
- (10) 警察署の要請に応じて、市立スポーツセンター総合体育館等に遺体収容所を確保し、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。また被災者総合支援センターを設置し、遺族等へのこころのケアに努めるとともに、身元確認のための情報収集に協力する。
- (11) 警察署から引渡しを受けた後、必要に応じて遺体の火葬等を実施する。
- (12) 県への遺体火葬対策支援体制の確保要請を行う。
- (13) 遺体の搬送協力体制確保の要請を行う。
- (14) 核燃料物質等輸送途上における事故発生時においては、当該事案原子力事業者等によるモニタリング結果について、最優先で情報照会を行う。以降定期的に情報照会を行う。
- (15) 放射性同位元素輸送途上における事故発生時並びに不法廃棄等事案発生時においては、当該事案事業者により難い場合に限り市が必要な緊急時モニタリングを実施する。
- (16) 当該事案原子力事業者等が行うモニタリング結果は一元的に集約し、国・専門家等の助言に基づき評価する。

## 3 対策実施上の時期区分のめやす

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 遺体の搜索、収容、身元確認並びに埋葬その他感染症対策上緊急を要する応急措置</li><li>(2) 有害物質発生状況把握及び当面の危険防止措置</li><li>(3) 避難所等・被災地における保健・衛生・感染症対策上緊急を要する応急措置</li><li>(4) 災害廃棄物（ごみ、し尿）及びがれき等家屋解体廃棄物発生状況の把握及び感染症対策上緊急を要する応急措置</li><li>(5) 災害時衛生対策関係機関等連絡協議会の設置・運営</li></ul>

区分	期間のめやす	措置のめやす
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行（避難所等開設期間）	災害発生後 8日目以降 28日目まで	(1) 遺体の搜索、収容、身元確認並びに埋火葬 (2) 有害物質に対する安全対策上必要な措置 (3) 避難所等・被災地における保健・衛生・感染症対策 (4) 災害廃棄物（ごみ、し尿）の収集・処理 (5) がれきの処理 (6) 被災者向相談業務 (7) 災害時衛生対策関係機関等連絡協議会の運営
住宅供給・帰宅期（避難所等閉鎖以後）	災害発生後 29日目以降	(1) 被災地における保健・衛生・感染症対策 (2) 復旧期における環境保全対策 (3) 災害廃棄物（ごみ、し尿）の収集・処理 (4) がれきの処理 (5) 被災者向相談業務 (6) 災害時衛生対策関係機関等連絡協議会の運営

#### 4 災害時における環境・衛生対策実施体制

##### （1） 災害時衛生対策関係機関等連絡協議会

震度6弱以上の地震が市域に発生した場合及び責任担当部長が必要と認めたとき、市は、県・国・協力団体・市民と連携・協力し、災害時における環境・衛生対策を統一的かつ適切に行うため、災害時衛生対策関係機関等連絡協議会を設置する。併せて、各対策項目で関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、災害時衛生対策関係機関等連絡協議会の事務局を災対環境部内に置く。事務局要員は災対環境部及び関係各部職員をもってあてる。

##### （2） 役割分担

災害時衛生対策関係機関等連絡協議会を構成する市、県・国その他関係機関・協力団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

##### ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市	(ア) 遺体の搜索・収容・処理並びに身元確認 (イ) 環境保全要注意施設・区域の把握 (ウ) 感染症対策のための消毒作業並びに当面の薬剤・資機材の確保・調達 (エ) 災害廃棄物発生量に関する調査・推計・集計 (オ) 災害廃棄物の収集及びそのために必要な措置 (カ) 災害廃棄物（家屋解体を除く）の処理及び処分 (キ) 県が行う保健衛生活動に対する協力 (ク) 被災者総合支援センターの設置・運営、その他市民との対応 (ケ) 災害時衛生対策関係機関等連絡協議会の運営事務
県	(ア) 遺体の検案並びに搜索・収容の協力 (イ) 被災地における環境保全上必要な措置 (ウ) 市が行う感染症対策活動への支援、必要な薬剤・資機材の調達・補給 (エ) 食品衛生監視その他保健衛生上必要な措置 (オ) 災害廃棄物の収集・処理等に関する指導及び援助

名 称	役割のあらまし
	(カ) がれき等産業廃棄物の収集・処理の指導 (キ) 市が行う被災者相談業務に関する協力 (ク) その他市が行う対策に関する全面的協力
国・防災関係機関等	(ア) 遺体の処理上必要な措置に関する協力 (イ) 環境保全対策上必要な措置 (ウ) 感染症対策・保健衛生上必要な措置に関する協力 (エ) 災害廃棄物の収集、処理、処分に関する協力 (オ) がれき等産業廃棄物収集・処理に関する指導 (カ) その他所掌事務に関する災害時環境・衛生対策実施のための協力
葬祭業者・環境・衛生関係団体・事業所・廃棄物収集・処理許可業者・浄化槽清掃許可業者その他	(ア) 遺体の処理上必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 (イ) 環境保全上必要な措置に関する協力 (ウ) 感染症対策・保健衛生上必要な措置に関する協力 (エ) 災害廃棄物の収集、中間処理、最終処分に関する協力 (オ) その他所掌業務に関する災害時環境・衛生対策実施のための協力

#### イ 市民の役割

項 目	役割のあらまし
地区復興委員会の結成・運営又は自治会等の運営	(ア) 被災者住宅への消毒作業時の立ち会い (イ) 避難所等・被災地における伝染病の発見、居住スペース・便所等の生活施設の衛生的管理並びに消毒・手洗の励行等に関する協力 (ウ) 災害廃棄物（ごみ・がれき）の分別・再利用のために必要な協力 (エ) 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 (オ) 被災者の環境・衛生対策に関する意見・苦情等の集約 (カ) その他災害時環境・衛生対策に必要な措置 (キ) 行政・関係団体等との連絡・協議

### 5 建築物の解体計画等他の計画との調整

災害時環境・衛生対策の実施に当たっては、用地の確保、人員の確保、資機材の確保等について、各部・各機関が行う応急・復旧計画との調整が必要となる事態が予想される。この場合事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となり、事態の推移に応じて、限られた用地・人員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関しては、以下のとおり行うよう取り決める。

#### (1) 調整機関等

用地・人員・資機材その他の事項に関する調整は本部長の指示に基づき災対総務部本部班が行う。

ただし、災害時衛生対策関係機関等連絡協議会若しくは合同部会限りで調整可能な場合はこれによるものとする。

#### (2) 調整が必要な計画

災害時環境・衛生対策計画との調整を行う計画は、その都度本部長（市長）が定める。なお、平成7年阪神・淡路大震災等の経験から、以下のようなものが想定される。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用 地	人員・資機材その他（関係機関・協力団体）
建築物の解体計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察署、ライフライン機関 協定締結建設業等団体、産業廃棄物処理協会
住宅供給計画	建設用地 資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察署、ライフライン機関 協定締結建設業等団体
公共土木施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、河川管理者、警察署、ライフライン機関 協定締結建設業等団体
ライフライン復旧計画	資機材置場 要員宿舎	ライフライン機関、道路管理者、警察署、鉄道事業者 協定締結建設業等団体
緊急輸送計画	臨時ヘリポート 積替中継拠点 物資配送拠点 駐車場 要員宿舎	自衛隊、道路管理者、警察署、ライフライン機関 鉄道事業者、石油等販売組合 協定締結建設業等団体
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察署、ライフライン機関 協定締結建設業等団体
医療救護計画	—	宝塚健康福祉事務所 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会

## 6 広報活動の徹底及び被災者総合支援センターの活用

災害時環境・衛生対策の実施に当たっては、建築物の解体・がれきの処理の場合の権利関係の調整業務、有害物質の安全管理指導、健康相談、衛生指導等、法律の専門家や保健師・栄養士・カウンセラーその他の専門家による助言若しくは協議あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、責任担当部長は、各災害時環境・衛生対策サービスに関する実施スケジュール、留意事項、協力要請事項等について、「広報たからづか被災者生活支援情報」の活用、各報道機関への協力要請等により広報活動を行いその周知徹底を図る。また、市本庁舎に設置される被災者総合支援センターにおいて、その趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努め、適切な災害時環境・衛生対策の立案・実施に反映させるものとする。

※ 参照 ⇒ 災害時における環境・衛生対策（災害対応マニュアル編第4部の5）

## 第6節 災害時における住宅対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市整備部	建築物の震後対策、市営住宅対策等災害時の住宅対策全般、被災住宅の補修・障害物除去（解体含む） 仮設住宅用地確保、仮設住宅の供給
副担当部	災対企画経営部	被害状況調査、補修・解体対象家屋の土地・家屋課税台帳に基づく確認に関する協力
	災対環境部	がれきの収集・処理に伴う協力
	災対福祉部	介護付住宅等要配慮者向住宅供給に関する協力
	災対教育部	仮設住宅等入居希望調査に関する協力

### 2 対策実施上の基本指針

#### （1）住宅対策に関する基本的考え方

基本的考え方	大規模災害の発生により多数の市民が突然住宅を失い、余震への不安・ライフラインの停止・経済活動の停滞など異常な居住環境下におかれる。そして、時間の経過とともに、「まちの復興」のための都市計画策定・事業化の段階を迎える。しかし市民が家族や自らの生活再建に向けて、一歩を踏み出すためには、少なくともただ生存だけを保証される避難所等の生活ではなく、個人のプライバシーが守られた居住空間が保証されることが必要不可欠である。 非常時における都市計画は、平常時のそれと異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という、順序で取り組むことが要請される。そして、災害時における住宅対策は、まさしく被災した市民の「自助」及び「互助」努力を基礎としつつ行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくために「当面必要不可欠な対策」と位置づけることができるのである。 なお、分譲マンション建替促進・支援措置、ダブル・ローン対策などの懸案事項については、県・国等の動向を見守りつつ、当面は、被災者総合支援センターを中心とした相談業務を通じて、市民の要望の把握に努める。
--------	---

## (2) 対策実施上の基本指針

- 1) 地震により建築物が被災した場合に、継続的な使用に伴い余震等による建築物の倒壊、部材の落下などから生ずる二次災害を防止し住民の安全を図るため被災建築物応急危険度判定を実施する。
- 2) 専門家による詳細調査の早期実施（以下「被災度区分判定」という。※）を促すとともに、補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と処理費用の抑制」という観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また補修促進体制を確立し現住宅の居住継続の方途を追及する。  
 なお、修復困難なため解体するものについては、「がれき処分」計画との整合性を踏まえ段階的に行うよう所有者・関係機関・団体等の協力を求める。
- 3) 仮設住宅建設、公営住宅空家の確保と併せて民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。
- 4) 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 5) その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自主性及び民間活力の發揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

※ 「被災度区分判定」

被災建築物応急危険度判定は、あくまでも当面の二次災害防止措置として行われるものであり、ボランティアによる簡略な調査となる。したがって、補強若しくは建替等の恒久的な措置が講ぜられるべきか否かの判断を行うためには、所有者の責任において専門家による詳細調査を実施する必要がある。専門家による詳細調査実施を「被災度区分判定」という。

## 3 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度国・県並びに協定締結建設業等団体、その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
調査・計画・建設期 (避難所等開設期間)	災害発生後 28日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の被害状況の把握</li> <li>(2) 被災建築物応急危険度判定の実施</li> <li>(3) 被災住宅の補強又は補修支援</li> <li>(4) 公費負担による全壊家屋の解体（実施する場合）</li> <li>(5) 応急仮設住宅の建設</li> <li>(6) 公営空家住宅の確保</li> <li>(7) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>(8) 被災者向相談業務</li> <li>(9) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の設置・運営</li> </ul>
供給・再建支援期 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 29日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 引き続き必要な場合の上記の措置の継続</li> <li>(2) 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給</li> <li>(3) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>(4) 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施</li> <li>(5) 被災者向相談業務</li> <li>(6) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の運営</li> </ul>

#### 4 災害時住宅対策実施体制

##### (1) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会

震度6弱以上の地震が市域に発生した場合、責任担当部長は、関係各部長並びに宝塚建設協会・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時住宅対策関係機関等連絡協議会を設置する。併せて、被災建築物応急危険度判定、被災住宅補修、仮設住宅建設、その他公的空家住宅確保の、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、事務局を災対都市整備部内に置く。事務局要員は災対都市整備部及び関係各部職員をもってあてる。

##### (2) 役割分担

災害時住宅対策関係機関等連絡協議会を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割はおおむね以下のとおりとする。

##### ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市	(ア) 災害時住宅対策関係機関等連絡協議会の運営事務 (イ) 建物被害状況に関する調査及び集計 (ウ) 被災建築物応急危険度判定の実施 (エ) 被災住宅の応急修理 (オ) 応急仮設住宅設営用地の確保・建設 (カ) 被災者総合支援センターの設置・運営 (キ) その他市民との対応
県	(ア) 被災建築物応急危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成 (イ) 建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成 (ウ) 市の要請に基づく被災住宅の応急修理 (エ) 市の要請に基づく応急仮設住宅の建設 (オ) 応急仮設住宅設営用地確保のための協力 (カ) 市が行う被災者相談業務に関する協力 (キ) その他市が行う災害時住宅対策への協力
国・防災関係機関	(ア) 被災建築物応急危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 (イ) 建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援 (ウ) その他市が行う災害時住宅対策への協力
建築士会阪神支部 建築士事務所協会 阪神支部 協定締結建設業等 団体 その他建築関係団 体・事業所	(ア) 被災建築物応急危険度判定作業実施の協力 (イ) 判定結果に基づき必要な措置実施への協力 (ウ) 市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 (エ) 被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 (オ) 市が行う被災者相談業務に関する協力 (カ) その他市が行う災害時住宅対策への協力

イ 市民の役割

項目	役割のあらまし
地区復興委員会の結成・運営又は、自治会等の運営	(ア) 被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 (イ) 被災者住宅への調査時の立ち会い。 (ウ) 被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 (エ) 融資制度その他行政等支援メニューの説明 (オ) 行政サービス各種申込書の配布 (カ) その他災害時住宅対策に必要な措置 (キ) 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 (ク) 行政・関係団体等との連絡・協議

5 がれき処理計画等他の計画との調整

災害時住宅対策の実施に当たっては、用地・人員・資機材の確保等に関して、事前・事後の調整の場を想定しない限り、いわゆる「早いもの勝ち」状態となる。そのままでは、事態の推移に応じて、限られた用地・人員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。そこで「調整」に関して、以下のとおり行うようとり決める。

(1) 調整機関等

用地・人員・資機材その他の事項に関する調整は本部長の指示に基づき災対総務部本部班が行う。ただし災害時住宅対策関係機関等連絡協議会若しくは合同部会限りで調整可能な場合はこれによるものとする。

(2) 調整が必要な計画

災害時住宅対策計画との調整を行うべき計画は、その都度本部長（市長）が定める。

なお、平成7年阪神・淡路大震災等の経験から、以下のようなものが想定される。

計画名称	調整が必要となる項目	
	用 地	人員・資機材その他 (関係機関・協力団体)
緊急輸送計画	臨時ヘリポートその他 輸送拠点駐車場 要員宿舎	道路管理者、警察署 ライフライン所管部・機関、鉄道事業者 輸送協力協定締結業者等、石油等販売組合協定締結建設業等団体
がれき処理計画	仮置場 機材置場 要員宿舎	警察署、鉄道事業者 協定締結建設業等団体
公共土木施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、河川管理者、警察署 ライフライン所管部・機関、鉄道事業者 協定締結建設業等団体
ライフライン復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察署、鉄道事業者、協定締結建設業等団体
鉄道施設復旧計画	資機材置場 要員宿舎	道路管理者、警察署、ライフライン所管部・機関、協定締結建設業等団体

## 6 広報活動の徹底及び被災者総合支援センターの活用

災害時住宅対策の実施に当たっては、被災建築物応急危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言若しくは協議あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。そのため、責任担当部長は、各災害時住宅対策サービスに関する実施スケジュール、留意事項、協力要請事項等について、「広報たからづか被災者生活支援情報」の活用、各報道機関への協力要請等により広報活動を行いその周知徹底を図る。また、市本庁舎に設置される被災者総合支援センターにおいて、その趣旨の徹底と被災者の要望の把握に努め、適切な災害時住宅対策の立案・実施に反映させるものとする。

※ 参照 ⇒ 災害時における住宅対策（災害対応マニュアル編第4部の6）

## 第7節 災害時における産業対策

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部 災対産業文化部	災害時における産業復旧・復興支援対策全般 災害復興都市計画を通じた復旧支援
副担当部	災対総務部	応急資材及び物資等の調達を通じた復旧支援 救助救援物資の調達を通じた復旧支援

### 2 対策実施上の基本指針

- (1) 被災した商工業者、農林業従事者等の事業の再建は、自力復旧を原則とする。
- (2) 市は、県・国・関係機関等に自力復旧支援のための助成、融資制度の拡充・創設及び融資条件の拡充・緩和を要望する。
- (3) 市は、被災者向け食品、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達等を通じて、市内商工業者の復旧を支援する。
- (4) 市・県・国、商工会議所・農協等関係団体及び各事業者等は、消費者市民及び観光利用客の安全確保と利便性早期確保のための対策の実施に対し相互に連携・協力する。

### 3 対策実施上の時期区分

震度6弱以上の地震発生の場合、若しくはその他大規模災害発生の場合における産業対策の実施手順は、その都度責任担当部長が関係各部・機関・協力団体並びに県と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の安全確保その他緊急救援措置</li> <li>(2) 被害状況調査</li> <li>(3) 金融機関に対する震災後の特例措置の要請</li> <li>(4) 被災者総合支援センターにおける相談業務 (県に対して相談員の確保、派遣を要請)</li> </ul>
第一次産業対策 (避難所等開設期間)	災害発生後8日目以降28日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記のうち引き続き必要な措置の継続</li> <li>(2) 雇用維持のための事業主支援に関する国への要望</li> </ul>
第二次産業対策 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後29日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記のうち引き続き必要な措置の継続</li> <li>(2) その他本格的な復旧支援施策の実施</li> </ul>

4 市の取るべき措置のめやす

区分	商工業・観光関係対策	農業関係対策
市	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 利用客の安全確保その他緊急救援措置食品、生活必需品、応急資材・物資等の調達を通じた復旧支援</li><li>(2) 県・国・関係機関等への復旧支援施策の要望</li><li>(3) 県が行う被害状況調査及び各種支援施策への協力</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) ため池の被害状況調査の実施</li><li>(2) その他県が行う調査への協力</li><li>(3) 家畜感染症対策の実施に関する協力</li><li>(4) 県・国・関係機関等への復旧支援施策の要望</li><li>(5) 県が行う各種支援施策への協力、価格維持のための流通対策</li></ul>

※ 参照 ⇒ 災害時における産業対策（災害対応マニュアル編第4部の7）

## 第8節 災害時における学校の役割

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対教育部	(1) 児童・生徒の安全確保 (2) 児童・生徒及び保護者の安否確認 (3) 学校施設・設備と通学路の被害状況の把握及び復旧 (4) 臨時休業と学校再開の取組み。 (5) 避難所等及び地域の救援対策活動拠点としての提供

### 2 対策実施上の基本指針

#### (1) 学校の役割に関する基本的考え方

災害発生後における応急教育の実施に伴い必要となる措置については、災害救助法等関係法規の定めるところにより行うが、特に、震度6弱以上の地震が市域に発生した場合には、学校施設は、地域における防災対策上の拠点施設となるため、おおむね以下のような点に配慮する必要がある。

基本的考え方	<p>この計画では、開設期間のめやすを「4週間」以内として、市内の全小・中学校等学校施設を被災者のための「避難所等」として提供するよう取り決めている。</p> <p>また、平成7年阪神・淡路大震災の経験にも明らかなように、少なくとも発生初期においては、教職員の協力なしでは、適切な避難所等運営は困難と想定される。</p> <p>特に、避難者が生じた場合の初期の運営は、校長が管理上の責任者として、指揮監督し、教職員の協力のもと避難所等運営を行う。しかし、学校は、本来児童・生徒のための教育の場であり、災害時には、児童・生徒の安全や学校運営の正常化をまず第一に考え、対応すべきである。よって、長期にわたる避難所等運営は、管理上の責任者は、校長としても実質運営は、市職員を中心市民、ボランティア等の協力で行うものであり、教職員は園児・児童・生徒の安全確保や健康管理、教育活動等の本来の業務を遂行できる体制づくりが必要である。</p> <p>また、学校が、児童・生徒の心のケアを含め、正常な教育活動ができるよう全力を傾けることで、保護者や市民が一時も早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建できるための支援をすることが、学校の役割である。</p>

※ 参照 ⇒ [宝塚市教育委員会災害対策要綱（資料・様式編6-9-1）](#)

#### (2) 対策実施上の基本指針

- 1) 発災直後1週間については、児童・生徒等の安全確保と、地域における救援活動上の拠点施設としての必要な協力を最優先で実施する。
- 2) 学校教職員及び学校施設がその本来の役割である、教育の正常運営と児童・生徒等のケア対策に専念し活用される状態にいっときも早く復するよう努める。
- 3) 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 4) 各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア・市民・事業所等並びにPTA（育友会）に広く協力を求め最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

### 3 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・PTA（育友会）その他協力団体等並びに教育委員会・学校教職員と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置 (避難所等開設初期)	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「児童・生徒及び保護者」の安否確認・所在の把握</li> <li>(2) 「安否不明の児童・生徒及び保護者」リストの作成</li> <li>(3) 「疎開及び受け入れ児童・生徒」リストの作成</li> <li>(4) 所属教職員の安否確認並びに必要に応じ支援動員の指示</li> <li>(5) 「安否不明の教職員」リストの作成</li> <li>(6) 校内被災個所・危険個所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等）</li> <li>(7) 通学路の点検と安全確保</li> <li>(8) 臨時休業の期間決定</li> <li>(9) 屋内運動場を中心とした被災者収容のための避難所等開設準備等被災者の応急的受け入れ措置に関する協力</li> <li>(10) その他救援対策活動拠点としての施設の提供に関する協力</li> </ul>
学校再開への準備措置の実施 (避難所等開設後期)	災害発生後8日目以降28日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等及び校区内在宅児童・生徒の「こころのケア対策」</li> <li>(2) 「安否不明の児童・生徒及び保護者」に関する再調査</li> <li>(3) 「疎開及び受け入れ児童・生徒」リストの作成</li> <li>(4) 被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設</li> <li>(5) 学校再開及び応急教育計画の検討並びに実施体制の確立 ※ 教材類・要員等の確保</li> <li>(6) 学校再開及び応急教育計画に関する広報活動並びに相談業務</li> <li>(7) 災害時学校教育対策関係機関等連絡協議会運営</li> </ul>
学校再開による応急教育の実施 (避難所等閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後29日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急教育対策の実施 ※ 「児童・生徒」の「こころのケア対策」、平常時教育体制への移行を中心として行う。</li> <li>(2) 「疎開及び受け入れ児童・生徒」のアフターケア ※ 学校再開の連絡、その他必要な措置</li> <li>(3) 被災校舎の建替若しくは耐震補強計画の検討並びに実施</li> <li>(4) 応急教育体制に関する広報活動並びに相談業務</li> <li>(5) 災害時学校教育対策関係機関等連絡協議会運営</li> </ul>

#### 4 災害時学校教育対策実施体制

##### (1) 災害時学校教育対策関係機関等連絡協議会

責任担当部長は、必要に応じて関係各部長、県・国・P T A（育友会）その他協力団体等、市民並びに教育委員・校長と連携・協力し、災害時における学校教育対策を統一的かつ適切に行うため、災害時学校教育対策関係機関等連絡協議会会を設置することができる。

##### (2) 役割分担会

災害時学校教育対策関係機関等連絡協議会を構成する市、関係機関・団体、学校教職員並びに市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

##### ア 市・県・国その他関係機関の役割

名 称	役割のあらまし
市及び市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成</li> <li>(イ) 被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施</li> <li>(ウ) 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施</li> <li>(エ) 代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供</li> <li>(オ) 教科書・学用品の被災児童・生徒への配布</li> <li>(カ) 保育料の免除、就学奨励費（給食費等）の給付等の援助等の措置</li> <li>(キ) その他応急教育実施のために必要な措置</li> <li>(ク) 応急教育に関する広報活動並びに相談業務</li> <li>(ケ) その他市民との対応</li> <li>(コ) 災害時学校教育対策関係機関等連絡協議会の運営事務</li> <li>(サ) 教職員の動静</li> <li>(シ) 児童・生徒の仮転出入の確認</li> <li>(ス) 学校給食の再開準備</li> <li>(セ) 救援物資の対応</li> <li>(ソ) ボランティアの指導</li> <li>(タ) 教育広報による情報提供</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「応急教育」実施のための他市町村間応援要員並びに応急教育対策実施計画の作成に関する支援</li> <li>(イ) 教科書・学用品の調達・輸送</li> <li>(ウ) 被災校舎の安全点検・危険度判定調査実施に関する支援</li> <li>(エ) 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援</li> <li>(オ) 県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除</li> <li>(カ) その他市が行う対策に関する必要な支援協力</li> </ul>
国・防災関係機関・協力団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援</li> <li>(イ) その他「応急教育」実施のために必要な支援</li> <li>(ウ) 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援</li> <li>(エ) その他市が行う対策への協力</li> </ul>

イ 学校並びに P T A (育友会) 等学校関係団体の役割

項目	役割のあらまし
学校教職員	(ア) 「児童・生徒及び保護者」の安否確認並びに安全確保 (イ) 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 (ウ) 初期における避難所等運営に関する協力 (エ) 避難所等及び校区における「児童・生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策 (オ) 疎開先及び受入れの「児童・生徒」への教育的ケア (カ) 通学路の危険個所把握並びに必要な措置 (キ) 応急教育計画案の検討並びに実施 (ク) その他災害時における学校の役割に伴う必要な措置
P T A (育友会)、学校医その他学校関係団体等	(ア) 「児童・生徒及び保護者」の安否確認並びに安全確保に関する協力 (イ) 避難所等における「応急教育」実施への協力 (ウ) 避難所等・校区における「児童・生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力 (エ) 登・下校の安全確保のために必要な協力 (オ) 市が行う「児童・生徒」向相談業務に関する協力 (カ) その他市・県が行う対策への協力

ウ 市民の役割

項目	役割のあらまし
地区復興委員会の結成・運営又は自治会等の運営	(ア) 地域における「児童・生徒」の安否確認並びに避難所等の運営に関する協力 (イ) 避難所等における「応急教育」対策実施への協力 (ウ) その他市の行う対策に必要な協力

※ 参照 ⇒ 災害時における学校対策（災害対応マニュアル編第4部の8）

## 第9節 災害犠牲者の慰靈

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対企画経営部	災害犠牲者の慰靈

### 2 実施上の基本指針

災害犠牲者の御靈のやすらぎと遺族の幸せをお祈りするとともに、将来に災害の教訓を伝え、安全で災害に強いまちづくりに尽くすことを誓うため、市民合同慰靈祭等を実施する。

### 3 実施上の時期

災害発生後2か月を目途として、市民合同慰靈祭等を行う。

※ 参照 ⇒ 災害犠牲者の慰靈（災害対応マニュアル編第4部の9）

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 基本方針

第2節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件

第3節 体制配備と応援の確保

第4節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応

第5節 地震防災上重要な対策

第6節 防災訓練計画、啓発・教育

## 第1節 基本方針

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	災害対策本部設置要綱の規定に基づく業務
副担当部	各 部	部の所管に関する施設、事業に関すること。

### 2 南海トラフ地震防災対策推進計画に関する基本指針

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について、本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている。

## 第2節 南海トラフ地震関連情報の種類と発表条件

南海トラフ地震関連情報は、南海トラフの想定震源域内及びその周辺において、地震発生の可能性が高まった場合に気象庁より発表されるもので、その情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすぺりが観測されたと評価された場合に発表

### 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合に発表

- (1) 想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合
- (2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすぺりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合
- (3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合

### 4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

前項3による調査を実施し、1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

## 第3節 体制配備と応援の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 資機材等の調達手配

市域内における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

管轄区域内の居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、県に対して供給を要請するものとする。

#### (2) 人員の配置

市は県に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

### 2 関係者との連絡協力の確保

市が災害応急対策の実施に際し人員、物資、場所などが不足する場合、関係機関に対する応援要請を行う。必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。また市長は、必要があるときは、県知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。

## 第4節 南海トラフ地震関連情報発表時の市の対応

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、市民等に対し、平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等平時からの地震への備えを再確認するものとする。

### 1 配備体制、発表時の対応

配備体制、発表時の対応については、地域防災計画関連図書災害対応マニュアル編第1部「非常時活動体制に関するマニュアル」、2項「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に定めるところによる。

### 2 市の主な業務

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 職員の配備に関すること
- (4) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) その他、緊急に実施する必要がある災害応急対策に関すること

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 4 庁舎及び災害応急対策上の避難施設、重要施設における措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、市庁舎及び災害応急対策上の避難施設や重要施設における措置は次のとおりとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

### 5 避難施設、市の管理施設に対する措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の、避難施設や市が管理する道路、河川（水路）、庁舎、社会教育施設、福祉施設、学校園等の管理上の措置は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄

- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、すみれ防災スピーカー（防災行政無線）、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視
- (9) 橋梁、トンネル、法面等に関する緊急点検及び道路管理上の措置
- (10) 学校園における児童生徒に対する保護の方法の確認
- (11) 河川（水路）について、樋門の閉鎖手順の確認
- (12) 指定避難所、応急救護所となる施設における開設に必要な資機材の搬入、配備

## 6 市民への広報

市民等に対し、平時からの地震への備えの再確認や、できるだけ安全な防災行動をとる旨の呼びかけ及び社会的混乱防止のための広報を行う。

- (1) 平時からの地震への備えの再確認の例
  - ア 避難場所、避難経路の確認
  - イ 家族との安否確認手段の確認
  - ウ 家具の固定の確認
  - エ 非常持出品の確認
- (2) できるだけ安全な防災行動の例
  - ア 高いところに物を置かない
  - イ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
  - ウ すぐに避難できる準備（非常持出品等）
  - エ 危険なところにできるだけ近づかない
- (3) 社会的混乱防止のための広報の例
  - ア 不要、不急な自動車使用の自粛
  - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
  - ウ 不要な買いだめの自粛
  - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手

## 第5節 地震防災上重要な対策

### 1 緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。

### 2 ライフライン施設

水道、電力、ガス、電気通信などライフライン施設は市民の生活を維持する上で必要不可欠な施設であることから、早期の復旧を目指すこととする。地域防災計画本編第3部「災害応急対策計画」第3章「二次災害防止及び都市機能早期回復に関する対策」第2節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

### 3 救出・救助

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などによる機関および近隣住民同士の共助による活動を連続的に行うことで大きな効果を発揮する。また、助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。こうした活動が円滑・機動的に行われるよう前項ライフラインの確保や交通規制、道路啓開などネットワークの確保を行う。

### 4 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等が行う民間防犯活動に対する指導

## 第6節 防災訓練計画、啓発・教育

### 1 防災訓練の実施

防災・減災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。

- (1) 災害情報の伝達
- (2) 参集
- (3) 安否確認
- (4) 非常時における通信確保
- (5) 災害対策機器、システムの操作
- (6) 設備の災害応急復旧
- (7) 救出、救助

### 2 関係機関との連携

国、県及び関係機関が主催して行う訓練に参加・協力する。

### 3 啓発・教育

防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携協力して、地震防災上必要な啓発・教育を推進するものとする。

#### (1) 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関において行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ク 家庭内での地震防災対策の内容
- ケ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

#### (2) 市民、児童生徒に対する教育

児童生徒に対して次のこと配慮した教育・啓発を実施するものとする。

- ア 過去の地震災害の実態
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震・津波が発生した場合の対処方法

エ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

オ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法

(3) 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、市及び県が実施する研修の参加に努める。



## 第4部 災害復旧・復興計画

### 第1章 公共施設及び公共事業等の災害復旧

#### 第1節 基本方針

#### 第2節 災害復旧事業計画の作成

#### 第3節 災害復旧に伴う財源確保計画の作成

#### 第4節 災害復旧事業の実施

### 第2章 被災者の生活再建支援

#### 第1節 基本方針

#### 第2節 被災者生活再建支援金等の支給

### 第3章 大規模事故災害等の災害復旧

#### 第1節 基本方針

#### 第2節 大規模事故施設等の復旧

#### 第3節 原子力災害時の復旧

### 第4章 復興計画の策定

#### 第1節 基本方針

#### 第2節 災害復興本部の設置

#### 第3節 災害復興方針・計画の策定

#### 第4節 災害復興事業の実施

<p>全体として、4つの章により構成する。</p> <p>第1章においては、復旧事業を実施する上で、国・県からの財政的な援助を得るために必要な手続きとして、「公共施設及び公共事業等の災害復旧」のあらましについて、記載している。</p> <p>さらに、第2章では、災害復旧・復興期において、被災者の生活の安定を図るために実施する被災者生活支援金の支給や兵庫県住宅共済給付金の支給に関する施策のあらましについて、記載している。</p> <p>次に、第3章では、大規模事故災害特有の災害復旧対策について、記載している。</p> <p>また、第4章では、被災後の応急的な住宅の確保等生活基盤が確保されるなど応急的な復旧・救援対策が一段落した後の重要な課題としての本市及び市民生活の復旧・再建を行うため、関係する機関・市民・事業所等との調整を図りつつ、速やかに復興計画の策定に着手し、震災復興計画実現に向けてスタートを切るまでのおおまかな手順を示している。</p>
---



## 第1章 公共施設及び公共事業等の災害復旧

第1節 基本方針

第2節 災害復旧事業計画の作成

第3節 災害復旧に伴う財源確保計画の作成

第4節 災害復旧事業の実施

## 第1節 基本方針

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対企画経営部	総合的な復旧事業計画の立案及び各部が行う復旧事業の調整並びに部の所管に関する事業に関すること。
副担当部	各 部	部の所管に関する施設、事業に関すること。

### 2 基本的考え方

基本的考え方	<p>災害復旧事業計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図る必要がある。</p> <p>この節では、災害復旧事業計画の作成から、災害復旧事業に伴う財源確保計画の作成、そして災害復旧の実施に至るまでの手順のあらましについて示す。</p>
--------	---

### 3 公共施設及び公共事業等の災害復旧に関する基本指針

- (1) 公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ災害に強い強度のものとし、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える。
- (2) 応急復旧等による臨時の措置を講じたのち被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して実情に即した復旧計画を樹立する。
- (3) 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、市各部は災害の状況を速やかに調査し実態を把握して、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）による激甚災害指定が早期に受けられるよう措置する。
- (4) 計画の実施にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。また、各施設管理者、事業者等から情報提供を受け、必要な事項に関して、十分な事前広報を実施する。

## 第2節 災害復旧事業計画の作成

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を、以下の基本方針に基づき、速やかに作成する。

### 1 災害の再発防止

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図ること。

### 2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業の種類は資料・様式編に示すとおりである。

※ 参照 ⇒ 災害復旧事業の種類（本編288頁）

### 第3節 災害復旧に伴う財源確保計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち特に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、資料・様式編に示すとおりである。

※ 参照 ⇒ 激甚災害に係わる財政援助措置の対象及び激甚法に定める事業（資料・様式編6-10-4-3）

## 第4節 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

災害復旧事業の種類

公共土木事業	備 考
河川災害復旧事業	
砂防設備災害復旧事業	
林地荒廃防止施設災害復旧事業	
地すべり防止施設災害復旧事業	
急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業	
道路災害復旧事業	
下水道災害復旧事業	
農林水産業施設災害復旧事業	
都市災害復旧事業	
上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業	
住宅災害復旧事業	
社会福祉施設災害復旧事業	
公立医療施設、病院等災害復旧事業	
学校教育施設災害復旧事業	
社会教育施設災害復旧事業	
中小企業の振興に関する事業計画	
その他の災害復旧事業	



## 第2章 被災者の生活再建支援

第1節 基本方針

第2節 被災者生活再建支援金等の支給

## 第1節 基本方針

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対福祉部	被災者生活再建支援金支給申請に関する事務 行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する連絡・調整
副担当部	各 部	所管施設及び所管業務に係る被災者生活再建支援施策の実施 所管施設及び所管業務に係る被災者生活再建支援施策に関する協力

### 2 基本的考え方

基本的考え方	被災者の被害の程度に応じ、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、住宅の確保等を行い、市民の生活の安定を図る。 なお、実施に当たっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。
--------	---

### 3 被災者生活再建支援実施に関する基本指針

- (1) 施策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- (2) 「行政による生活再建支援メニュー」及び「実施スケジュール」は可能な限り網羅的かつ迅速に作成・公表する。
- (3) 申請受付及び給付等実施については、国・県・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。
- (4) 施策の実施にあたっては、「広報たからづか」等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。また、サービスセンター・サービスステーション等市出先施設を地域における申請書類・資料供給拠点として、避難所等退所後の速やかな自立・生活再建計画づくりの支援に努める。

## 第2節 被災者生活再建支援金等の支給

### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は、県と連携して、被災者生活再建支援金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、被災者生活再建支援制度や相談窓口の開設に関するこ<sub>ト</sub>について周知を図る。

また、被災者生活再建支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の確認を行い、県（ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県会館）に申請書類を送付する。

### 2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

市は、県と連携して、兵庫県住宅再建共済給付金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、兵庫県住宅再建共済制度や相談窓口の開設に関するこ<sub>ト</sub>について周知を図る。

また、加入者が兵庫県住宅再建共済給付金の支給を受ける場合は、所定の書類を添付のうえ、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に給付金を請求する。

※ 参照 ⇒ 被災者生活再建支援制度（資料・様式編6-10-12）

※ 参照 ⇒ 災害復興住宅資金、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の内容（資料・様式編6-10-9）



## 第3章 大規模事故等の災害復旧

第1節 基本方針

第2節 大規模事故施設等の復旧

第3節 原子力災害時の復旧

## 第1節 基本方針

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対都市安全部	大規模事故災害発生時の関係機関との連絡調整
副担当部	災対企画経営部 災対環境部 災対産業文化部 災対福祉部	大規模事故災害発生時の広報活動 原子力災害発生時の環境放射線モニタリング、各種制限措置の解除、風評被害等の影響の軽減、心身の健康相談体制の整備

### 2 基本的考え方

基本的考え方	大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努める。 市は、必要に応じて、関係機関と連絡調整し、施設の災害復旧状況を把握し、その内容を住民に周知する。 また、原子力災害時に必要となる特別な対応については、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施する。
--------	---

### 3 大規模事故等の災害復旧に関する基本指針

- (1) 自然災害以外の大規模な事故災害が発生したとき、事故災害対策本部を立ち上げて、事故関係者や消防本部、宝塚警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図るが、災害復旧期においても、引き続き連絡調整を行う。
- (2) 原子力災害時については、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示すが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、第3節に示した対策に準じて対応する。

## 第2節 大規模事故施設等の復旧

### 1 空港関係施設、鉄道関係施設の復旧

空港管理者、各鉄道事業者等は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努める。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

市は、空港管理者、各鉄道事業者等と連絡調整し、把握した災害復旧に関する情報等を住民に広報する。

### 2 道路関係施設等の復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、可能な限り、復旧予定時期を明示する。

市は、道路管理者等と連絡調整し、把握した災害復旧に関する情報等を住民に広報する。

## 第3節 原子力災害時の災害復旧

### 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、核燃料物質等輸送途上における事故発生時において、原子力緊急事態解除宣言があつたときは、当該事案原子力事業者及び県がそれぞれ行う環境放射線モニタリング結果について、最優先で情報照会する。

また、放射性同位元素輸送途上における事故発生時、不法廃棄等事案発生時においては、応急対策がおおむね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したとき、当該事案事業者が行う環境放射線モニタリング結果について、最優先で情報照会する。ただし、当該事案事業者により難い場合は、県に対し必要な環境放射線モニタリングの実施を要請する。

さらに、環境放射線モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国・専門家等の助言のもと各主体が連絡を密にして、役割に応じて決定する。また、モニタリング結果は一元的に集約し、国・専門家等の助言に基づき評価する。

### 2 各種制限措置の解除

県は、環境放射線モニタリング調査結果、県が参集を要請した専門家又は国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断等を踏まえ、応急対策として実施した立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を決定し、市に指示する。

市は、県から指示があった場合は、特別の理由がない限り、応急対策として実施した立入制限、交通規制、汚染水源の使用禁止、飲料水・飲食物の摂取制限又は禁止、農畜産物の採取、出荷制限等の各種制限措置を解除する。

市は、対象原子力災害等によって実施した全ての各種制限措置の解除を決定したときは、速やかにその旨を発表し、広く周知されるよう広報活動を行う。また、迅速に各種制限措置の解除が行われるよう解除実施状況を逐次確認する。また、県に対し解除実施状況を逐次報告する。

### 3 風評被害等の影響の軽減

市は、観光客、外国人等の一時滞在者の安全確保、消費者の健康確保を最優先で実施することが、結果として、風評被害等の影響の軽減につながることを全職員並びに関係業者団体・事業所に対し徹底する。

いわゆる風評被害対策の実施に際しては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対し「負の情報」も隠すことなく、「安心情報」とともども積極的に公表し、来訪者・消費者等の健康不安に対し、誠実かつ的確に応え得る情報提供に努める。

事故災害等による影響の軽減対策の検討、実施にあたっては、長期的な観点に立った「宝塚」への信頼感の醸成に資することを第一とする。

#### 4 心身の健康相談体制の整備

市は、核燃料物質等に係る事業所外運搬灾害、放射性同位元素の不法投棄事案、大規模工場等火災・爆発など緊急対応期以降も発生場所付近の住民等に健康被害発生が想定される事故災害等が発生した場合は、事後相当の期間にわたって、市民等の健康相談体制を確保する。

なお、事故災害等発生場所付近の住民等に対する健康相談の受付は、本部設置期間中については被災者総合支援センターにおいて、また、本部閉鎖以降は健康福祉部内において、それぞれ、専任担当要員を配置し行う。



## 第4章 災害復興計画の策定

第1節 基本方針

第2節 災害復興本部の設置

第3節 災害復興方針・計画の策定

第4節 災害復興事業の実施

## 第1節 基本方針

### 1 責任担当部

区分	部	主な任務
主担当部	災対企画経営部 災対都市整備部	総合的な復興計画の立案及び総合調整 並びに復興計画に関する広報活動
副担当部	各 部	所管事務に基づく復興計画の策定

### 2 基本的考え方

基本的考え方	災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。 また、復興は、復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられすることが望ましい。しかし、そのためには、多くの場合、被災後の混乱から立ち直り当面の生活再建に精一杯の状態に置かれる被災者市民や企業、その他多数の機関が冷静かつ積極的に復興事業に参画できる条件整備・環境整備が不可欠となる。 そうすることによってはじめて、市民をはじめとする関係機関との調整及び合意形成を行うことが可能となる。 したがって、これらを効果的に実施するためには、 第1、「原案」となる復興計画については可能な限り被災後速やかに策定すること。 第2、調整と合意形成には、十分な時間と協議を尽くして行うこと。 が必要とされる。 以下には、阪神・淡路大震災で取られた措置を参考例として、復興計画を策定するための手順のあらましを示している。

## 第2節 災害復興本部の設置

市長は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする宝塚市災害復興本部を設置する。また、企画経営部長を長とし事務局を企画政策課内に置く。

## 第3節 災害復興方針・計画の策定

### 1 災害復興方針の策定

市長は、災害復興の指針とするため、災害復興方針を策定する。この場合において、市長が必要と認める時は、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成される災害復興計画検討委員会を設置し、意見を聴くことができる。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

### 2 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

※ 参照 ⇒ 平成7年6月宝塚市震災復興計画の構成と概要（資料・様式編2－3－4）

## 第4節 災害復興事業の実施

市長は、県及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じ、市役所内に災害復興に関する専門部局を設置する。

## 宝塚市地域防災計画

### [ 本編 ]

平成 10 年 3 月改定  
平成 12 年 6 月修正  
平成 13 年 6 月修正  
平成 14 年 6 月修正  
平成 15 年 6 月修正  
平成 16 年 6 月修正  
平成 17 年 7 月修正  
平成 18 年 5 月修正  
平成 19 年 5 月修正  
平成 20 年 5 月修正  
平成 21 年 8 月修正  
平成 22 年 5 月修正  
平成 23 年 5 月修正  
平成 24 年 5 月修正  
平成 25 年 5 月修正  
平成 26 年 5 月修正  
平成 27 年 6 月修正  
平成 28 年 6 月修正  
平成 29 年 5 月修正  
平成 30 年 5 月改定  
令和 元年 5 月改定  
令和 2 年 6 月改定  
令和 3 年 6 月改定  
令和 4 年 5 月改定  
令和 5 年 5 月改定  
令和 6 年 5 月改定

発行 宝塚市防災会議

事務局 宝塚市 都市安全部 総合防災課

電話 0797-77-2078

宝塚市公式ホームページ

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>